令和４年第１回小山町議会３月定例会会議録

令和４年２月２４日（第１日）

召集の場所	小山町役場議場			
開会	午前１０時００分　宣告			
出席議員	２番	室伏　辰彦君	３番	小林千江子君
	４番	佐藤　省三君	５番	岩田　治和君
	６番	池谷　　弘君	７番	高畑　博行君
	８番	渡辺　悦郎君	９番	薗田　豊造君
	１０番	米山　千晴君	１１番	池谷　洋子君
	１２番	鈴木　　豊君	１３番	遠藤　　豪君
欠席議員	１番	室伏　　勉君		

説明のために出席した者

町長	池谷　晴一君	副町長	大森　康弘君
教育長	髙橋　正彦君	理事	増井　重広君
企画総務部長	小野　一彦君	危機管理局長	遠藤　正樹君
住民福祉部長	渡邊　啓貢君	経済産業部長	高村　良文君
都市基盤部長	湯山　博一君	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長	池谷　精市君
教育次長	長田　忠典君	企画政策課長	勝又　徳之君
地域振興課長	勝俣　暢哉君	総務課長	池田　　馨君
小山消防署長	込山　眞治君	住民福祉課長	杉山　則行君
介護長寿課長	山本　智春君	商工観光課長	渡邉　辰雄君
フロンティア推進課長	湯山　浩二君	農林課長	前田　　修君
都市整備課長	込山　次保君	建設課長	清水　良久君
上下水道課長	遠山　洋行君	こども育成課長	大庭　和広君
総務課課長補佐	渡邉　　徹君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤　喜昭君	議会事務局書記	池谷　孝幸君

会議録署名議員	９番	薗田　豊造君	１０番	米山　千晴君

散会　午後３時１４分

（議　事　日　程）

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３	発議第１号	小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第４		町長提案説明
日程第５	承認第１号	専決処分の承認を求めることについて （令和３年度小山町一般会計補正予算（第10号））
日程第６	議案第１号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第７	議案第２号	土地の取得について
日程第８	議案第３号	令和３年度小山町一般会計補正予算（第11号）
日程第９	議案第４号	令和３年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第10	議案第５号	令和３年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）
日程第11	議案第６号	令和３年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第12	議案第７号	令和３年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第13	議案第８号	令和３年度小山町土地取得特別会計補正予算（第２号）
日程第14	議案第９号	令和３年度小山町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第15	議案第10号	令和３年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）
日程第16	議案第11号	令和３年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第２号）
日程第17	議案第12号	令和３年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第２号）
日程第18	議案第13号	令和３年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第19	議案第14号	町有財産の譲与について
日程第20	議案第15号	町道路線の認定について
日程第21	議案第16号	町道路線の変更について
日程第22	議案第17号	字の区域の変更について
日程第23	議案第18号	小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第24	議案第19号	御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
日程第25	議案第20号	小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
日程第26	議案第21号	小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第27　議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第28　議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第29　議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第30　議案第25号　小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第31　議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第32　議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第33　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算
日程第34　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第35　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第36　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第37　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第38　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算
日程第39　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算
日程第40　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第41　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第42　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第43　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算
日程第44　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第45　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算

○議長（遠藤　豪君）　本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ここで御報告します。室伏　勉君は本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので、御報告します。

また、小山町議会傍聴規則第８条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議　　事

午前10時00分　開会

○議長（遠藤　豪君）　ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和４年第１回小山町議会３月定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

日程第１　　会議録署名議員の指名

○議長（遠藤　豪君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、９番　薗田豊造君、10番　米山千晴君を指名します。

日程第２　　会期の決定

○議長（遠藤　豪君）　日程第２　会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月16日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月16日までの21日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長　議案表朗読）

日程第３　発議第１号　小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第３　発議第１号　小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。８番　渡辺悦郎君。

○８番（渡辺悦郎君）　ただいま議題となりました発議第１号　小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております条例は、令和４年４月１日からの小山町部等設置条例の一部改正に伴い、議会常任委員会の所管事項の変更をするものであります。

内容は、総務建設委員会の所管事項の「経済産業部」を「経済産業スポーツ部」に改め、「オリンピック・パラリンピック推進局」を削るものであります。

提出者、渡辺悦郎。賛成者、室伏辰彦、小林千江子、高畑博行、鈴木　豊。

よろしく御審議のほど御承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（遠藤　豪君）　提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

渡辺悦郎君提出の発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４　　町長提案説明

○議長（遠藤　豪君）　日程第４　町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第１号から議案第27号までの28議案について、町長から提案説明を求めます。町長　池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君）　おはようございます。令和４年第１回小山町議会３月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜り、ありがとうございます。

最初に、私は本日公務に復帰をいたしました。新型コロナウイルスの感染拡大という大変な状況の中、おおよそ１か月間公務を離れ、町民、そして議員の皆様に御心配と御迷惑をおかけしましたことを、まずおわび申し上げます。

腸にできた憩室の炎症ということでクリニックに通院をしておりましたが、痛みが激しくなったため、先月、病院に入院し、治療のため一時的にストーマ、人工肛門の設置手術をいたしました。３か月から半年後、経過を見ながら再度入院をして、炎症部分切除と一時的に設置したストーマの閉鎖手術を行うということになります。その際には再び皆様に御迷惑をおかけをいたしま

すが、御理解のほど何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、現在、主治医からは、激しい運動などは控えるように言われておりますが、徐々に体力も回復し、日常生活、公務遂行には支障がありませんので、併せて御理解賜りたく、よろしくお願いいたします。

私の不在時には、副町長以下、職員が一丸となって諸課題に対応していただきました。コロナへの対応をはじめ、重要な案件につきましては、都度メールや電話等で報告・相談を受け、指示をしており、来年度当初予算編成につきましても、入院前に町長査定は終了し、最終調整結果の報告も受けており、次年度の町政執行に係る私の方針が反映された予算案として、このたび町議会に提案をさせていただいたところであります。これからも引き続き小山町の発展、そして、町民の皆様の幸福度向上を目指し精一杯努力してまいりますので、町民、そして議員の皆様の御理解と変わらぬ御指導をよろしくお願いを申し上げます。

なお、若干声が聞き取りにくくなっておりますが、御容赦いただきたいと思います。

さて、今回提案をいたしましたのは、専決処分の承認１件、規約の変更１件、土地の取得１件、令和３年度補正予算11件、町有財産の譲与１件、町道路線の認定１件、町道路線の変更１件、字の区域の変更１件、条例の制定・全部改正・一部改正10件、令和４年度当初予算13件の合計41件であります。

初めに、承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度小山町一般会計補正予算（第10号））についてであります。

本件は、令和３年度のふるさと納税が当初予算額を超えたことにより、返礼品等の予算が不足することとなり、また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として実施される非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業の概要が示され、その給付を年度内に開始するため、既定の予算総額に２億8,059万円を追加し、予算の総額を130億702万4,000円とする、令和３年度小山町一般会計補正予算（第10号）を地方自治法の規定により、令和４年１月14日に専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第１号　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。今回の規約変更は、当事務組合の構成団体であります養護老人ホームとよおか管理組合が令和４年３月31日をもって脱退することから、当事務組合規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２号　土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、普通河川湯船排水路災害復旧工事の事業用地として取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第３号　令和３年度小山町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、また、今年度最終の補正予算となる見込みから、決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理が主なもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ21億3,594万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を151億4,296万9,000円とするものであります。また、併せて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第４号から議案第13号までについても、決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理に伴うもので、九つの特別会計と一つの事業会計の補正予算であります。

初めに、議案第４号　令和３年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,883万円を追加し、歳入歳出総額を20億1,813万6,000円とするものであります。

次に、議案第５号　令和３年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出総額を634万9,000円とするものであります。

次に、議案第６号　令和３年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ714万5,000円を減額し、歳入歳出総額を２億4,856万3,000円とするものであります。

次に、議案第７号　令和３年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

決算の見込みから、下水道総務費の追加及び公債費の減額に伴うもので、歳出予算の補正であります。

次に、議案第８号　令和３年度小山町土地取得特別会計補正予算（第２号）についてであります。

決算の見込みから、土地開発基金利子の繰入れ繰り出しをするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、歳入歳出総額を22万6,000円とするものであります。

次に、議案第９号　令和３年度小山町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,412万6,000円を減額し、歳入歳出総額を20億7,290万3,000円とするものであります。

次に、議案第10号　令和３年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

決算見込みに伴う人件費の補正をするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ26万6,000

円を追加し、歳入歳出総額を5,376万7,000円とするものであります。また、併せて繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第11号　令和３年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ164万6,000円を減額し、歳入歳出総額を4,984万6,000円とするものであります。

次に、議案第12号　令和３年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

決算見込みに伴う人件費の補正をするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ７万8,000円を追加し、歳入歳出総額を２億6,975万2,000円とするものであります。また、併せて繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正をするものであります。

次に、議案第13号　令和３年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）についてであります。

収益的収入を1,000万円及び収益的支出を1,184万6,000円それぞれ減額するものであります。

次に、議案第14号　町有財産の譲与についてであります。

本案は、小山町立所領区コミュニティセンターを所領区に譲与することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号　町道路線の認定についてであります。

本案は、ＮＥＸＣＯ中日本沼津工事事務所が事業主体である新東名高速道路整備事業に伴い、中日向地先に新設する道路を町道に認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号　町道路線の変更についてであります。

本案は、新東名高速道路整備事業に伴い、既存の町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号　字の区域の変更についてであります。

本案は、現在実施中であります、県営中山間地域総合整備事業北郷南西部地区のうち、下小林工区及び向井田工区のほ場整備事業区域内における換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号　小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法第244条の２の規定に基づき、駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第19号　御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

本案は、新産業集積エリアの地区計画の区域内における建築物の制限につきまして必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第20号　小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町営東名足柄バス停駐車場の指定管理期間が満了することに伴い、町の直営管理へと移行するに当たり、必要な事項を定めるため、条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第21号　小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和３年８月の人事院勧告に伴い、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、有給の不妊治療休暇を新設するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和３年８月の人事院勧告に伴い、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等、並びに妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和３年８月の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定は、令和３年12月での実施が見送られましたが、令和３年11月24日の閣議で、国家公務員の給与改定は人事院勧告どおり行うこと等が決定されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和３年６月11日に公布されたこと等を受け、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号　小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町立所領区コミュニティセンターの譲与に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、用沢にあります現シルバーワークプラザの建物が、老朽化と耐震性に不安があることなどから、現すがぬまこども園へ移転することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、年金制度の機能強化のために国民年金法等の一部を改正する法律が令和２年に公布さ

れ、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上、承認第１号から議案第27号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第１号及び議案第８号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第５　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度小山町一般会計補正予算（第10号））

○議長（遠藤　豪君）　日程第５　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度小山町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長　小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君）　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度小山町一般会計補正予算（第10号））についてであります。

令和３年度のふるさと納税が当初予算額を超えたことにより、返礼品等の予算が不足することとなり、また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として実施される住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の補助金交付要綱が示され、その給付を年度内に開始するため、早急に対応する必要があることなどから、令和３年度一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ２億8,059万円を追加し、予算の総額を130億702万4,000円とするものであります。

初めに、歳入予算についてでありますが、６ページ、16款２項２目民生費国庫補助金を１億8,059万円増額しますのは、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金及び事務費に係る補助金を見込むものであります。

次に、19款１項５目ふるさと寄附金を１億円増額しますのは、ふるさと寄附の増額を見込むものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

７ページ、２款１項４目財産管理費を5,684万円増額しますのは、ふるさと寄附の増額に伴い、総合計画推進基金積立金などを増額するものが主なものであります。

次に、同じく８項１目広報広聴費、説明欄（５）ふるさと振興事業費を4,316万円増額しますのは、ふるさと寄附金の増額に伴う返礼品、ポータルサイト利用料などの経費を増額するものであります。

次に、３款１項６目特別給付金費、説明欄（３）住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給

事業費を１億8,052万5,000円増額しますのは、３月末までに給付を見込む臨時特別給付金１億7,100万円のほか、会計年度任用職員報酬、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、電算処理委託料などが主なものであります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第１号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、承認第１号はこれを承認することに決定しました。

日程第６　議案第１号　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（遠藤　豪君）　日程第６　議案第１号　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第２号　土地の取得について

○議長（遠藤　豪君）　日程第７　議案第２号　土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長　高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君）　議案第２号　土地の取得についてであります。

議案書は、６ページ、７ページとなります。

今回取得いたします土地は、普通河川湯船排水路災害復旧工事の事業用地として、令和２年度から事故繰越をさせていただきました河川費及び災害復旧費により取得するものであります。

取得する土地でございますが、小山町湯船字湯船原1236番１の一部、同じく字湯船原1236番10の一部で、面積の合計は6,183.71平方メートルであります。

契約の相手方は１者で、取得する価格は927万5,565円であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（薗田豊造君）　今回の取得目的の主たるものはどういうことなんでしょうか、教えてください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　薗田議員にお答えいたします。

今回の取得目的でございますが、令和元年に災害を受けました湯船排水路の復旧工事に伴いまして、両側の整備させていただいた必要な法面の取得というものが目的でございます。

以上でございます。

○９番（薗田豊造君）　改めて質問します。

その河川については、過年度の水害においてそこが決壊したということですが、その原因が、上の貯め桝が溢れて、そこに集中したもんで決壊したということですが、上の方はしっかりしているでしょうか。

以上についてお答えください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　薗田議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、上流部から水が溢れて崩落を起こしたというのが原因でございますけれども、今回の復旧工事によりまして、上流部の方は、水切りといいますか、水が溢れても防げるような壁を設けたりですとか、あとは排水路につきましても、容量の方も、今後十分に飲み込めるような排水路を設けさせていただきました。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第３号　令和３年度小山町一般会計補正予算（第11号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第８　議案第３号　令和３年度小山町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君）　議案第３号　令和３年度小山町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、また、今年度、最終の補正予算となる見込みから、感染症の影響などを考慮した事業の執行見込み等を精査した結果による補正となっております。

初めに、７ページの継続費の補正でありますが、１事業の変更であります。

土木費、道路橋梁費の町道3975号線外１道路整備事業（用沢工区）につきましては、新東名の工事進捗に合わせ、年割額を変更するものであります。

次に、８ページの繰越明許費の補正でありますが、13事業の追加であります。

総務費、総務管理費、公用車購入事業は、老朽化に伴う公用車２台の更新について、車検満了日までに更新する必要がありますが、昨今の半導体不足の影響により納期を要することから、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、同じく戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事業は、転出・転入手続のワンストップ化に伴う住民基本台帳システム改修事業について、国の補正予算において実施することとなり、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、民生費、社会福祉費、健康福祉会館空調改修事業は、半導体不足等の影響により、機器の調達に不測の時間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、農林水産業費、農業費、産地生産基盤パワーアップ事業は、国の補正予算において交付されることとなり、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、同じく林業費、地域材利用促進支援事業は、選手村ビレッジプラザの木材返却遅延により、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、同じく林業費、町単治山事業は、竹之下神田地区治山工事の附帯工事として実施する排水先河川の護岸の工事について、砂防協議に不測の時間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、商工労働費、観光費、足柄峠笛塚横駐車場柵改修事業は、駐車場の柵破損に伴う安全対策を早急に実施するもので、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、同じく道の駅「ふじおやま」施設改修事業は、施設内の安全対策事業及び急速充電器の入れ替えについて、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費、町道整備事業は、町道1689号線、一色中日向線、2362号線、3475

号線整備事業において、土地の境界確定及び事業関係者との道路線形協議等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、同じく公共道路整備事業は、町道用沢大御神線道路改良舗装工事において、近接発注工事及び東京電力等の電柱移設の遅延により不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、同じく道路構造物長寿命化事業は、国との協議及び近接工事との工程調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、また、橋梁点検判定結果から早期に着手することとした橋梁補修工事について、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、教育費、保健体育費、小山球場側溝改修事業は、小山球場の側溝改修について、降雨期までに雨水排水を改善するため、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路施設災害復旧事業費は、町道2414号線災害復旧工事において、工事箇所へアクセスする県道の災害復旧工事が想定より時間を要したことに伴い、工事着手が遅れ、年度内の完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次に、９ページの債務負担行為の補正であります。

令和４年度直営により事業実施することとした、足柄ふれあい公園及び町民いこいの家について、管理運営を引き続き円滑に実施するため、３月中に契約する必要があることから、債務負担行為の設定を追加するものであります。

次に、10ページの地方債の補正であります。

変更の６事業につきましては、国の補正に伴う事業費の増額及び本年度の予算執行見込みから、借入限度額を変更するものであります。

廃止の消防庁舎用地購入事業につきましては、本年度の決算見込みにより、一般財源により対応が可能となったこと、また、町債残高を削減するため、借入れを取りやめることといたしました。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、13ページ、１款町税を1,283万円増額しますのは、決算見込みに伴うものであります。

13ページから15ページにかけまして、２款地方譲与税から８款ゴルフ場利用税交付金につきましては、県の交付見込みなどに基づき、それぞれ見込むものであります。

次に、15ページ、12款１項１目地方交付税を２億1,524万3,000円増額しますのは、国の補正予算による普通交付税の追加交付の決定に伴い増額するものであります。

次に、16ページにかけまして、14款１項１目農林水産業費分担金を247万円増額しますのは、国の補正予算により増額となった畑地帯総合整備事業に対する分担金の増額が主なものであります。

次に、同じく３目災害復旧費分担金を409万2,000円減額しますのは、復旧費の減及び補助率の増嵩により減額するものであります。

次に、18ページ、16款２項１目総務費国庫補助金を352万円増額しますのは、転出・転入手続のワンストップ化に伴う住民基本台帳システム改修事業について、国の補正予算による国庫補助を見込むものであります。

次に、20ページ、８目特定防衛施設周辺整備調整交付金を2,903万7,000円増額しますのは、今年度分の交付額が確定したことによるものです。

次に、同じく９目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,124万8,000円増額しますのは、今年度分の交付見込みによるものであります。

次に、同じく10目商工労働費国庫補助金を120万円増額しますのは、道の駅「ふじおやま」の急速充電器の更新に伴うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を見込むものであります。

次に、22ページ、17款２項４目農林水産業費県補助金を17億5,008万円増額しますのは、産地パワーアップ事業補助金17億5,019万1,000円を見込むものが主なものであります。

次に、23ページから24ページにかけまして、19款１項１目一般寄附金を50万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策の募金活動などによる寄附をいただくものであります。

次に、同じく２目総務費寄附金を2,500万円増額しますのは、須走地域振興のため須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、25ページ、20款２項３目須走地域振興事業基金繰入金を217万6,000円増額しますのは、繰入金を財源とする各事業費の確定による減額と、新たに須走水の広場改修工事の財源として繰り入れるものであります。

次に、同じく４目総合計画推進基金繰入金を１億3,161万円減額しますのは、繰入金を財源とする町道整備事業などの本年度事業分の確定による減額によるものであります。

次に、同じく５目教育振興基金繰入金を1,070万円減額しますのは、繰入金を財源とする、すばしりこども園実施設計及び学校施設整備費などの事業費の確定に伴う減額によるものであります。

次に、26ページにかけまして、同じく６目森林環境譲与税基金繰入金を428万7,000円減額しますのは、繰入金を財源とする森林経営管理事業の事業費確定に伴う減額によるものであります。

次に、７目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を3,632万1,000円減額しますのは、事業費の確定のほか、臨時交付金の活用などによるものであります。

次に、27ページ、22款５項５目土木費受託事業収入を１億7,000万円減額しますのは、町道整備事業における協力金の収入科目を雑入に改めるため、道路橋梁費受託事業収入を減額するものであります。

次に、同じく６項１目雑入を５億5,190万6,000円増額しますのは、収入科目を改め、また今年度収入を見込む町道整備事業協力金１億8,555万4,000円、同じく部分払分３億5,347万6,000円が主なものであります。

次に、28ページにかけまして、23款１項１目農林水産業債を3,050万円減額しますのは、町単独治山事業の事業費確定に伴う減額が主なものであります。

次に、同じく２目土木債を3,540万円減額しますのは、公共道路整備事業の事業費確定に伴う減額が主なものであります。

次に、同じく３目消防債を6,200万円減額しますのは、小山消防署移転先用地取得に伴う財源の変更によるものであります。

当初予定しておりました緊急防災・減災事業債につきまして、借入要件が合致しないため、通常の用地先行取得債に切替えを検討いたしましたが、交付税措置がないなど、条件があまりよろしくないということで、交付税措置のない通常の起債では残高を増やすだけ、こういったことから、一般の財源で賄えるという見込みが立ちましたので、起債を取りやめいたします。

次に、同じく４目災害復旧債を330万円減額しますのは、農地農業用施設災害復旧における事業費の減及び補助率の増嵩によるものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

32ページをお願いします。

２款１項４目財産管理費のうち説明欄（３）基金管理費を７億5,054万円増額しますのは、決算見込みにより、財政調整基金積立金を５億5,000万円積立てするほか、普通交付税追加交付により措置された令和３年度臨時財政対策債の償還費相当額を減債基金に積立てする１億4,343万5,000円、特定防衛施設周辺整備調整交付金を基金に積立てする3,023万7,000円、先ほど歳入で御説明いたしました須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる2,500万円が主なものであります。

次に、33ページにかけまして、同じく説明欄（５）公用車管理費を320万円増額しますのは、老朽化に伴う公用車２台の更新に伴う備品購入費340万円が主なものであります。

次に、同じく６目自治振興費、説明欄（２）自治振興費を250万円減額しますのは、足柄地区コミュニティセンター改修工事の実施設計委託の事業費確定に伴うものであります。

次に、36ページ、同じく３項１目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄（２）戸籍住民基本台帳事務費を299万2,000円増額しますのは、転出・転入手続のワンストップ化に伴う住民基本台帳システム改修費352万円が主なものであります。

次に、37ページ、同じく７項１目企画渉外総務費、説明欄（３）地域公共交通活性化事業費を192万8,000円増額しますのは、路線バスの現在位置や遅延情報をスマートフォンなどでリアルタイムに確認できるバスロケーションシステムの導入に係る補助220万円が主なものであります。

次に、48から49ページにかけまして、３款３項３目こども園費、説明欄（５）こども園整備事業費を660万円減額しますのは、すばしりこども園実施設計及びすがぬまこども園の備品購入の事業費確定に伴うものであります。

次に、50から51ページにかけまして、４款１項１目保健衛生総務費、説明欄（３）救急医療対策事業費を271万7,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、御殿場市救急医療センターの利用者が当初見込みに比べ減少したことによる負担金の増額によるものであり

ます。

次に、51から52ページにかけまして、同じく２目予防費、説明欄（４）新型コロナウイルスワクチン接種事業費を2,262万2,000円減額しますのは、３月末までに見込まれる新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る報酬、委託費などの執行見込みによるものであります。

次に、55ページ、５款１項２目農業振興費、説明欄（２）農業振興費を17億5,019万1,000円増額しますのは、国の補正予算により県の補助金が措置される見込みとなった、産地パワーアップ事業補助金であります。

次に、60から61ページにかけまして、６款２項１目観光費、説明欄（５）観光施設管理運営費を236万7,000円増額しますのは、足柄峠笛塚横駐車場柵改修257万4,000円が主なものであります。

次に、62ページ、同じく３目道の駅管理費、説明欄（２）道の駅地域振興センター管理費を1,278万円増額しますのは、道の駅「ふじおやま」施設改修740万7,000円と急速充電器設置537万3,000円であります。

次に、63ページ、７款２項３目町道整備事業費、説明欄（２）町道整備事業費を１億1,003万9,000円減額しますのは、町道上野大御神線道路改良事業における移転対象者との協議の結果、物件移転の着工及び完了時期が令和４年度以降に変更となったことによる立木物件移転補償費の減額が主なものであります。

次に、68から69ページにかけまして、８款１項２目非常備消防費説明欄（４）消防団福利厚生費を323万9,000円増額しますのは、消防団員の退職見込みによる退職報償金の増額が主なものであります。

次に、70ページ、８款１項５目無線設備管理費、説明欄（４）同報系無線設備デジタル化整備事業費を313万5,000円増額しますのは、須走地区において中継局を設置したことにより不用となった屋外ダイポールアンテナの撤去に係る委託費を増額するものであります。

次に、78ページ、９款５項２目体育施設費、説明欄（２）体育施設費を84万5,000円増額しますのは、小山球場の側溝改修に伴う修繕料の増額が主なものであります。

次に、10款１項１目農地農業用施設災害復旧費、説明欄（２）農地災害復旧費を1,345万5,000円減額しますのは、８月の豪雨災害により被災した農地災害復旧事業の事業費確定に伴う工事請負費の減額によるものであります。

次に、79ページ、11款１項１目元金、説明欄（２）公債費元金を100万円増額しますのは、元利均等により償還する財政融資資金について、利率見直しによる利子の減による元金の増額によるものであります。

最後に、12款１項１目予備費を2,495万4,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分　休憩

午前11時12分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○９番（薗田豊造君）　ただいまの３号議案について質問いたします。

ページは、26ページ、27ページ、歳入の22款５項５目についてお伺いします。

１節の道路橋梁費受託事業１億7,000万円の減額理由は、どういうわけで減額したのか説明してください。どこの事業で、どういうようなもので減額したのかを説明してください。

同じく、ページ、27ページの６項１目雑入５億5,190万6,000円の増額のうち、２節雑入、説明欄48、49の町道整備事業協力金１億8,555万4,000円について、それもまたどこの事業か。また、その下の町道整備事業協力金３億5,347万6,000円は、どこの何の事業の協力金か。さらに、これには部分払いとありますが、まだ協力金がこれから入るのか入らないのか、それについてお伺いします。

続けて、受託事業費１億7,000万円の減額があります。しかしながら、協力金１億8,555万4,000円と３億5,347万6,000円の合計は５億3,903万円となり、その差は３億6,903万円となります。これを基に歳出を見ますと、ページ63、７款２項では１億1,598万8,000円の道路橋梁費が減額補正とあります。元の金はどこに振り向けられたのか。この予算書では何も分かりません。また、受託事業が協力費となった、その理由も併せてお伺いします。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君）　都市基盤部に関連するところだけ答弁をさせていただきます。

今、薗田議員から質問がございました、63ページの道路橋梁費、３目町道整備事業費の減額ですけれども、企画総務部長の説明にもありましたように、これは町道上野大御神線の物件移転補償の減額が主なもので、今薗田議員からの御質問にありました受託事業、もしくは諸収入の雑入については、一切関連がございません。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　薗田議員にお答えいたします。

まず、ページ、27ページ、開発道路整備受託事業費１億7,000万円の減額でございますけれども、関連しますので、変更した理由等を含めまして説明いたしますと、この事業は足柄ＳＡ周辺地区で進めている町道整備事業でございます。

この事業は、当初からそうでございますけれども、足柄スマートインターチェンジ、そして県道御殿場大井線1.1キロを結ぶ町道整備事業でございまして、町が主体となって進めている事業

でございます。令和３年度当初予算までは、この事業に対して国費を一部充て、その残りの部分は周辺で開発している事業者の方から協力金をいただいて事業を行ってきております。

その中で、今回の補正でございますけれども、受託事業収入を雑入に改めるという上程の内容でございまして、この１億7,000万円減額した分につきましては、同ページの細節48、町道整備事業協力金ということで、こちらの金額が１億7,000万以上ございますけれども、この部分については、工事費に対して事務費をいただくとなっておりまして、この１億7,000万円に事務費を加えた部分が１億8,500万円ということで、受託事業収入を雑入に振り替えさせていただきたいという内容でございます。

その下、49細節の部分払分３億5,300万円、こちらにつきましては、昨年12月24日に開発事業者の方から納めていただきました本道路整備事業に係る事業者の負担分の金額でございます。

そして、今年度、この事業に対する歳入でございますけれども、現在、令和２年度末に発注しました橋梁工事の関係で、県道御殿場大井線側のところから、橋梁整備のための工事の方を実施しておりまして、今年度につきましては、今年度予定していた工事は発注してございませんので、今年度予算分として入るものとしましては、電柱を３件移設しましたので、約140万円ほど今年度で入るということになります。

また、本予算書には出てきておりませんけれども、現在実施している橋梁整備工事の前払金をお支払いしてございまして、そちらの方が約１億7,000万円ほど今年度末までに入るという予定となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

○８番（渡辺悦郎君）　予算書10ページの地方債に関して、消防庁舎用地購入事業6,200万円が、今回の修正で０になっております。先の12月定例会にて用地取得の議案が提出され、賛成多数で可決されましたが、その際には財源の説明はありませんでした。まさか12月の用地取得の議案の際に地方債を借りないことが分かっていても、補正も説明もせずに今に至っていないとは思いますが、その件に関してお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　渡辺議員の御質問にお答えいたします。

予算書10ページの地方債の補正、その中の廃止、消防庁舎用地購入事業6,200万円の起債の取りやめに関することでありますが、こちらには、先ほど私から補足説明をさせていただきましたが、当初から緊急防災・減災事業債、これを見込んで事業の計画を進めておったわけなんですが、その借入れの要件に合致しない部分が明らかになってきたということで、一旦は公共用地先行取得、別の通常の起債を充当し事業を進めることも検討いたしましたが、そちらについては交付税の措置がないということで、単なる、いわゆる借金、起債の残高を増やしてしまうと、こういったことになると。それから、12月時点では決算の見込み等を推移、確認しているところだったんです

が、ここの３月に来まして、一般財源の方に余裕が出てきたということで、これは通常の起債を充てるではなく、一般財源を充てて土地の財源に充てる、こういったことを検討し、この補正予算を出させていただきました。

説明は以上であります。

○８番（渡辺悦郎君）　当局にお聞きいたします。

財源を伴う予算に関して、その補助金や地方債など確実でない中で執行することが許されているのでしょうか、お答えください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

財源のない中、やみくもに出したというわけではなくて、企画総務部長が説明申し上げたとおり、最初は緊防債、もしくは公共用地先行取得債を充当するつもりでございましたが、その後、先ほど企画総務部長がおっしゃったような理由で適用できなくなったと、こういった理由でございます。

以上で終わります。

○８番（渡辺悦郎君）　小山町予算の編成及び執行に関する規則第15条第３号に、このように書かれております。歳出予算のうち、財源の全部又は一部を地方債その他特定財源によるものについては、その収入が確定した後でなければ執行してはならない。この規則から判断しても、法令違反であり、コンプライアンス違反であります。

広報おやま10月15日号に掲載した湯船原新産業集積エリアの廃棄物処理問題への対応について、町長は町民の信頼を確保し公正公平な町政運営を行うと、縷々記載がございました。非常に残念であります。

最後に確認させてください。

今回この判断は、県の市町行財政課におられた副町長と長年の行政経験がある町長とで確認された結果、議案として上程されることを判断されたと思いますが、コンプライアンス的に問題がないと判断されたのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○副町長（大森康弘君）　渡辺議員の御質問にお答えいたします。

予算の編成において、事務方からの提案に基づいて、私あるいは町長の方が御相談をいただいて、案としていただいているということでございまして、この件につきましても事前に御報告、相談は受けております。

一般的に申し上げて、財源の確保を伴う予算編成は当然のことでございますし、小山町の今、抱えている課題としまして、一般財源をいかに効率的に運用していくかということは、非常に重要な問題ではございます。併せまして、緊急性及び重要性を鑑みて、見込みという形の上で予算を確保して進めていくということをせざるを得ないようなことも事実でございます。

補助金につきましては、例えば、交付申請により確保を見込むということを前提として予算を確保することは通常あり得ることでございますし、起債の協議につきましては、私の経験上、実務担当として対応しておりましたが、国や県の起債の適債性の判断みたいなものにつきましては、御相談をいただきながら対応させていただいていることでございますので、当初の段階で見込まれるというふうなことが確実視であるというふうな形の結論が出るまでには時間を要するというふうなこともございます。

一方で、当初予算の確保を伴いませんと起債の協議にのらないというふうなことも事実でございますので、予算としては起債協議をした上で適債性があるというふうな前提の下、進めていくということは通常あることでございますので、今回の対応につきまして特段コンプライアンス上問題があったとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

○３番（小林千江子君）　この令和３年度小山町一般会計補正予算なんですけれども、全体的に減額が非常に目立ちます。つまり、様々な事業において予定どおり行えなかったという結果であると考察することができますが、町はこの状況をどのように分析されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　小林議員の御質問にお答えいたします。

冒頭、先ほど私の補足説明の最初にもお答えいたしたんですが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響というのは、非常に町の各種各分野の施策に対して大きな影響を残したと思っております。いろんな事業が当初の予定どおりに進まなかった。それから、例えば備品購入一つにしても、調達が思うようにできなかった。こういったことは事実ございます。

今回、その影響などを考慮した事業の執行見込みを精査した結果、大きな減額といったものが出ている、このように捉えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。９番　薗田豊造君。

○９番（薗田豊造君）　私は、議案第３号　令和３年度一般会計補正予算（第11号）に関して、反対討論いたします。

私が反対するのは、22款５項５目土木費受託事業収入の開発道路整備受託事業費１億7,000万円を、22款６項１目雑入に変更し、名称を町道整備事業協力金としたことです。また、過年度分

の収入を部分払いとしている点でございます。両方とも協力金となっております。受託事業と協力金では大きな差があります。受託事業ならば、町はその意思を受けてしっかりとやらなければなりませんけれども、協力金では、協力者が協力できないと言えば、これでおしまいとなってしまいます。なぜそのようなことになったのか、多くの皆さんも知りたいところだと思います。この点が第１点。

この件に関しましては、令和３年９月定例会から事の発端が始まりました。令和２年度の一般会計決算においての部長の決算補足説明において、受託事業収入が予算額に対して０円にもかかわらず、一切の説明もなく、逆に、歳出においては、逓次繰越しも含めて４億2,000万円余の事業を開発業者から受託して実施しましたのでとの説明でした。

その後、総務建設委員会で議員から受託事業収入が０円であることを指摘されるまで、当局は議会に対して事実を隠し、一般会計決算に対して議会から附帯決議された後も真摯に事実に向き合うことなく、あろうことか過年度分の収入を今回部分払いという名称で補正し、上程してきました。

事業費は令和２年度に払っているが、業者と協定を結ばず請求しなかったから、これで問題ないと説明され、時間の経緯とともに何一つ予算執行に問題がなかったように発言されるその行為は、９月の議会からの附帯決議に対し町長がその場で、議会からの指摘を真摯に受け止めるとの発言がありましたが、この真摯とはどのような意味であったでしょうか。

最近の町長は、御自身の身を守ることばかり考え、地方自治の本質をどこかに置き忘れていませんか。自分達の誤りは誤りで素直に認め、この先の町政運営に邁進していくべきではありませんか。受託収入で行っていた受託事業を、事業費部分の収入が入らないのであれば、補正なり収入未済額として、しっかりと分かるように説明し、それが行政の仕事ではありませんか。そうして対応していくのが、やはり行政だと思います。

今回のような誰がどう考えても過年度分収入であるものを、詭弁と言わざるを得ない説明をし、ましてや部分払いなどという名称まで計上されたこの補正予算を私は認めることができません。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。２番　室伏辰彦君。

○２番（室伏辰彦君）　私は、議案第３号　令和３年度小山町一般会計補正予算（第11号）について、反対の立場から討論させていただきます。

今回反対いたしますのは、当局のルールを無視したとしか言いようがない補正内容に関して、町民を代表する議員の立場から、しっかりとした説明や謝罪がないまま、このまま認めることはできません。この１点により反対いたします。

私が問題としていますのは、消防庁舎用地購入事業として、令和３年３月定例会において、場所が全く決まっていない中で6,200万円の予算計上がされ、昨年の12月定例会においては、用地取

得の議案が提出され、両議案とも賛成多数にて可決されました。議会においては、民主主義のルールにのっとり多数決で決定しますので、可決されたことに関して、それが議会としての意思ですので何かを言うつもりはありません。

ただ、今回大きな問題は、今回の補正予算において、消防庁舎用地購入事業の財源として位置づけられていた町債が全額カットされ、借金をしなくなったということです。ここに至るまで財源に関しての説明はないので、12月定例会で用地取得をする際には、当然、起債を充てての購入だと全議員が思っていたはずです。それが、蓋を開けてみたら、用地購入が終了し、町の名義の土地になった後から、今回の補正予算にて、起債を取りやめ一般財源での購入とのことですが、あのような施設を建設する際には、今後将来にわたって恩恵を受けるであろう住民を含めて、負担を公平にするために起債を借りるはずです。

今回、その購入費を一般財源で充てたことにより、将来の負担は多少減るかもしれませんが、その分、コロナ期の今を生きる人達への事業が削られています。

さらには、先ほど渡辺議員から指摘がありましたが、小山町予算の編成及び執行に関する規則の第15条第３号に「歳出予算のうち、財源の全部又は一部を地方債その他特定財源によるものについては、その収入が確定した後でなければ執行してはならない」としっかり明記されています。昨年の３月定例会からそうですが、この小山消防署の建て替えに関しての一連の説明や様々な進め方に関して、丁寧な説明を行って進めているとは言えません。

今回のような議会に対する詳しい説明もなしに、購入してから予算を補正する行為など、議員として認めることはできません。

以上の理由により、議案第３号　令和３年度小山町一般会計補正予算（第11号）について、私の反対討論といたします。

○議長（遠藤　豪君）　次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立多数です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第４号　令和３年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第９　議案第４号　令和３年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　議案第４号　令和３年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

補正予算書、２ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,883万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,813万6,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものを説明します。

５ページを御覧ください。

１款国民健康保険税500万円の減額は、１項１目１節医療給付費分現年課税分の減額で、決算見込みによるものであります。

次に、４款国庫支出金11万5,000円の増額は、１項２目１節災害等臨時特別補助金の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方を対象に国保税を減免したことによるものです。

５款県支出金4,284万円の増額は、６ページの１項１目１節普通交付金4,224万円の増額が主なもので、歳出２款保険給付費の増額に伴い、県が負担する普通交付金の増額が主なものです。

７款繰入金476万6,000円の増額は、１項１目１節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）の531万3,000円が主なもので、保険税軽減分に対する国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、町負担分と合わせて国保会計に繰り入れるものです。

９款諸収入389万1,000円の減額は、７ページの４項６目雑入の300万円の減額が主なもので、保険給付費等過年度精算金等の実績見込みによるものです。

次に、歳出の主なものを御説明します。

８ページ下段の２款保険給付費4,224万円の増額は、１項１目一般被保険者療養給付費の3,300万円の増額及び９ページの２項１目一般被保険者高額療養費の900万円の増額が主なもので、決算見込みによるものです。

10ページの５款保健事業費の367万円の減額は、１項１目、説明欄（２）事業、12節特定健康診査事業の300万円の減額が主なものです。これは、今年度の実績が特定健診実施計画の目標値よりも少なかったことによるものです。

11ページの８款諸支出金250万円の減額は、１項３目、説明欄（２）22節保険給付費等交付金返納金で、前年度の交付金の精算に伴う返納金について、決算見込みにより減額するものです。

最後に、９款予備費を326万円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第５号　令和３年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第10　議案第５号　令和３年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長　長田忠典君。

○教育次長（長田忠典君）　議案第５号　令和３年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第２号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、予算の総額を634万9,000円とするものであります。

初めに、歳入についてであります。

補正予算書５ページをお開きください。

４款１項１目貸付元金収入を25万9,000円増額しますのは、本年度の決算見込みに合わせ増額するものであります。

次に、６ページ、歳出についてであります。

１款１項１目貸付事業費を86万4,000円減額しますのは、当初、貸付者を７人と見込んでおりましたが、実績では４人と減少することによるものであります。

次に、２款１項１目基金積立金を49万9,000円増額しますのは、決算見込みの収支及び繰越しの状況から基金への積立てをするものであります。

最後に、７ページ、３款１項１目予備費を62万4,000円増額しますのは、今回の補正に合わせ歳入歳出の調整をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

日程第11　議案第６号　令和３年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第11　議案第６号　令和３年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　議案第６号　令和３年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてであります。

補正予算書２ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ714万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を２億4,856万3,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものを御説明します。

５ページを御覧ください。

１款後期高齢者医療保険料770万円の減額は、１項１目特別徴収保険料の389万円と２目普通徴収保険料の381万円をそれぞれ減額するもので、決算見込みによるものです。

２款繰入金55万5,000円の増額は、１項１目１節保険基盤安定繰入金の保険料の軽減分及び社保被扶養者軽減分に係る一般会計からの繰入額に合わせ増額するものです。

次に、歳出について御説明します。

６ページの１款後期高齢者医療広域連合納付金714万5,000円の減額は、１項１目、説明欄（２）18節後期高齢者医療保険料770万円の減額と、保険基盤安定拠出金を一般会計からの繰入額に合わせ55万5,000円を増額するものです。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第７号　令和３年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第12　議案第７号　令和３年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君）　議案第７号　令和３年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額はそのままとし、下水道総務費を増額し公債費を減額とする歳出予算の内容を補正するものであります。

それでは、補正予算書の４ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明をいたします。

１款１項１目下水道総務費、説明欄（２）下水道施設維持管理費、10節修繕料を51万2,000円増額いたしますのは、１月末に故障しました役場須走支所裏側にあるマンホールポンプの修繕を実施するものであります。

その下、17節須走浄化センター備品購入を55万3,000円、下水道事業企業出納員印を２万7,000円増額いたしますのは、昨年12月に故障いたしました浄化センターの汚泥等管理用計測機器であります汚泥濃度計と赤外線水分計の買い換え及び公営企業会計全部適用移行の準備備品として企業出納員の印鑑を購入するものであります。

次に、４ページ下段から５ページにかけまして、２款１項１目、説明欄（２）公債費（元金）、22節償還金元金を86万円減額及び２目、説明欄（２）公債費（利子）、22節償還金利子を23万2,000円減額いたしますのは、令和２年度借入れ分の金額、利率等の決定により償還額が確定したことによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後１時まで休憩します。

午前11時57分　休憩

午後１時00分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。都市基盤部長は、公務のため、ただいまからの会議を欠席しておりますの

で、報告いたします。

日程第13　議案第８号　令和３年度小山町土地取得特別会計補正予算（第２号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第13　議案第８号　令和３年度小山町土地取得特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第９号　令和３年度小山町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第14　議案第９号　令和３年度小山町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　議案第９号　令和３年度小山町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

補正予算書２ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,412万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億7,290万3,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについて御説明します。

５ページを御覧ください。

２款国庫支出金1,460万4,000円の減額は、１項１目介護給付費負担金1,437万4,000円の減額が主なもので、次の３款支払基金交付金303万9,000円及び４款県支出金の495万9,000円と、いずれも歳出の減額に合わせ、それぞれの負担割合により減額したものです。

次に、６ページの６款繰入金1,152万4,000円の減額の主なものは、町の負担分であります１項１目介護給付費繰入金の646万6,000円の減額と、２目地域支援事業介護予防繰入金177万7,000円の減額です。

また、７ページの５目その他一般会計繰入金の257万8,000円の減額は、認定調査費等の減額に対する事務費の減が主なものです。

次に、歳出の主なものについて御説明します。

８ページの１款総務費280万8,000円の減額は、３項２目、説明欄２、認定調査費の260万8,000円の減額が主なものです。

９ページの２款保険給付費352万2,000円の増額の主なものは、１項１目居宅介護サービス給付費の620万円の増額、５目施設介護サービス給付費1,334万2,000円の減額、10ページ中段の９目居宅介護サービス計画給付費453万3,000円の増額、11ページ下段の４項１目高額介護サービス費224万円の増額、12ページの７項１目特定入所者介護サービス費263万5,000円の増額で、いずれも決算見込みによる増減であります。

４款地域支援事業費369万2,000円の減額は、13ページの２項１目一般介護予防事業費324万5,000円の減額が主なもので、コロナ禍においてふれあいサロン等の介護予防普及啓発事業が縮小されたためであります。

14ページの５款諸支出金65万円の減額は、２項１目、説明欄（２）27節一般会計繰出金（その他）分で、交付金を活用して一般会計事業で計画していた栄養改善事業がコロナ禍により事業縮小されたためです。

最後に、15ページの６款予備費を3,049万8,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第10号　令和３年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第15　議案第10号　令和３年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君）　議案第10号　令和３年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

予算書は別冊となっております。

予算書２ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ26万6,000円増額し、予算の総額を5,376万7,000円とするとともに、繰越明許費を設定するものでございます。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

５ページをお開きください。

２款１項事業費として記載してあります２件の委託料総額2,128万5,000円を繰り越しいたしますのは、造成工事の当初想定していた工事進捗が図れず、この進捗に合わせて測量作業及び現場の工事監理を実施するため、確定測量業務、工事監理業務の両業務につきまして、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳入、歳出について御説明いたします。

６ページをお開きください。

歳入予算、１款１項１目一般会計繰入金及び７ページを御覧ください、歳出予算、１款１項１目一般管理費をそれぞれ26万6,000円増額いたしますのは、決算見込みに伴う人件費の補正をするものでございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第11号　令和３年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第16　議案第11号　令和３年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君）　議案第11号　令和３年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

補正予算書は別冊となっております。

予算書２ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ164万6,000円を減額し、予算の総額を

4,984万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

５ページをお開きください。

１款１項１目売電収入を414万6,000円減額いたしますのは、木質バイオマス発電所復旧工事の完成が遅れたことによる収入の減額及び歳出予算に計上しております事業費の決算見込みに合わせて減額するものでございます。

次に、４款１項１目寄附金を250万円増額いたしますのは、企業版ふるさと納税制度により、企業２社から本事業に対する寄附の申入れがあったことによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

６ページをお開きください。

１款１項１目発電事業費を164万6,000円減額いたしますのは、燃料費、発電所運営業務費を決算見込みに合わせて補正するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第17　議案第12号　令和３年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第17　議案第12号　令和３年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君）　議案第12号　令和３年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

補正予算書は別冊となります。

予算書の２ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ７万8,000円を増額し、予算の総額を２億6,975万2,000円とするとともに、繰越明許費を設定し、債務負担行為の補正をするものでございます。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

５ページをお開きください。

１款１項事業費のうち、上から５行目までの５件の委託料、計で5,413万円を繰り越しいたしますのは、第２工区の用地買収、物件・移転補償の遅れにより、当初想定しておりました設計業務が完了できず、この進捗に合わせて実施する予定である委託業務について、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、下から２行目の用地費１億4,183万4,000円と、その下、物件・移転補償費4,405万7,000円を繰り越しいたしますのは、物件所有者との交渉に時間を要し、年度内に移転完了まで至らない用地費、補償費について繰越明許費を設定するものであります。

次に、債務負担行為の補正について御説明いたします。

６ページをお開きください。

令和元年度に設定いたしました造成工事に係る債務負担行為の期間につきましては、令和２年度から令和３年度までと設定いたしましたが、用地取得の遅延により期間を令和４年度までに変更するものでございます。

７ページを御覧ください。

歳入予算、１款１項１目一般会計繰入金、続いて８ページをお開きください、歳出予算、１款１項１目事業費をそれぞれ７万8,000円増額いたしますのは、決算見込みに伴う人件費の補正をするものでございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第13号　令和３年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（遠藤　豪君）　日程第18　議案第13号　令和３年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（遠山洋行君）　議案第13号　令和３年度小山町水道事業会計補正予算（第３号）

についてであります。

補正予算書の２ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から、収益的収入を1,000万円、収益的支出を1,184万6,000円それぞれ減額し、収益的収入の予算総額を３億1,898万円に、収益的支出の予算総額を３億1,798万7,000円にするものであります。

それでは、予算書の３ページを御覧ください。

初めに、収益的収入についてであります。

１款３項１目備考欄、１節その他特別利益を1,000万円減額いたしますのは、中日本高速道路株式会社からの負担金により、実施を予定しておりました新東名高速道路建設に伴う水道配水管の撤去工事が、新東名本線工事の施工計画の見直しにより、中日本高速道路株式会社が直接工事を実施することとなり、工事に対する負担金がなくなったものであります。

次に、収益的支出の主なものについて御説明いたします。

３ページ下段を御覧ください。

１款１項１目備考欄、18節動力費を150万円及び19節薬品費を50万円それぞれ減額いたしますのは、各施設の電気料及び滅菌用塩素使用料の実績に合わせるものであります。

次に、２目備考欄、16節修繕費を350万円増額いたしますのは、これまで実施した漏水等修繕の執行状況から、今後の修繕実施について予算の不足が生じる見込みとなったため、増額するものであります。

次に、５目備考欄、40節貸倒引当金繰入額を63万6,000円減額いたしますのは、令和２年度の水道料金未収金のうち、今年度の収納見込額分を減額するものであります。

次に、４ページを御覧ください。

２項１目備考欄、37節企業債利息を37万6,000円減額いたしますのは、令和２年度借入れ分の金額、利率等が決定したことにより、償還額が確定したことによるものであります。

次に、３項３目備考欄、51節その他特別損失を1,233万4,000円減額いたしますのは、須走低区配水場建設工事の進捗に伴い撤去する須走第３配水池について、残存価格分の防衛８条補助金の返還が来年度に変更されたこと及び先ほど収入でも御説明しましたとおり、新東名高速道路建設に伴う配水管撤去工事を中日本高速道路株式会社が実施することとなったことによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○３番（小林千江子君）　すみません、１件お伺いさせてください。

３ページ、貸倒引当金の63万6,000円、こちらの該当件数を教えてください。何社ほどなのか、何件ほどなのか、そういったことがお分かりになれば、教えていただければと思います。また、

それに対してどのような対策を取られているのか。こちらも併せてお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君）　小林議員の御質問に回答いたします。

貸倒引当金についてになりますが、今回補正をしました貸倒引当金繰入額の減額補正については、令和２年度分の料金のうち当初予算編成時に未納でありました全額について、未収であると仮定しまして、それに対応して、それを補塡する額を当初予算として計上しておりましたが、今回、今年度中に収納ができた金額が、当然今年度滞納整理等も行っていますので、ありまして、それが63万6,000円ほど納まっていますので、これを繰入額として、不用となったので減額をするということでございまして、これの件数については予算の性質とは異なるものと考えております。

また、対策についてなんですが、対策というと、やはりこれも今説明したとおり、全額が納まらない想定で、経営が悪くならないようにということで、あらかじめ補塡を対応するというような予算でございますので、納まった分については減らすというような対応となってまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第19　議案第14号　町有財産の譲与について

○議長（遠藤　豪君）　日程第19　議案第14号　町有財産の譲与についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君）　議案第14号　町有財産の譲与についてであります。

小山町立所領区コミュニティセンターは、区のコミュニティ活動の拠点として、平成３年に建設され、平成18年度から所在する所領区が指定管理者となり施設の管理運営を行っております。

このたび、所領区が当該施設の所有を目的として認可地縁団体となり、令和４年２月１日付で譲与申請書が提出されましたので、譲与を行うものであります。

なお、譲与の日は、令和４年４月１日としております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20　議案第15号　町道路線の認定について

○議長（遠藤　豪君）　日程第20　議案第15号　町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。建設課長。

○建設課長（清水良久君）　議案第15号　町道路線の認定についてであります。

議案書は９ページからであります。

本案は、道路法第８条第１項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定する路線となる町道5055号線は、小山町中日向地先において整備が進められている新東名高速道路整備事業に伴う道路の付け替え等のため、新たに整備する道路で、延長は約55メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21　議案第16号　町道路線の変更について

○議長（遠藤　豪君）　日程第21　議案第16号　町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。建設課長。

○建設課長（清水良久君）　議案第16号　町道路線の変更についてであります。

議案書は11ページからであります。

本案は、道路法第10条第２項に規定する町道路線の変更をしようとするため、同条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更する路線は、町道3109号線・3110号線・3113号線・3114号線・3725号線及び町道3927号線の６路線であります。

これら６路線は、新東名高速道路整備事業に伴い分断される道路の付け替えが生じることから、道路機能の回復のため起点または終点の変更を行うものでございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22　議案第17号　字の区域の変更について

○議長（遠藤　豪君）　日程第22　議案第17号　字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君）　議案書は14ページからとなります。

議案第17号　字の区域の変更についてであります。

本案は、平成26年度から実施しております、県営中山間地域総合整備事業北郷南西部地区のうち、下小林工区及び向井田工区のほ場整備工事が完了しましたので、事業地の換地処分を行うため、字の区域を変更するものであります。

概略を申し上げますと、17ページをお開きください。

下小林工区となります。

18ページを御覧ください。

赤色の線の内側が事業地で、大字下小林字北立沢ほか14地区です。この中の小字を廃止し、中央縦の緑の線で表示しておりますが、その右、東側を大字下小林字聖塚、左西側を字北畑の２地区に編入するものであります。

次に、21ページをお開きください。

向井田工区となります。

22ページを御覧ください。

先ほどと同様、赤色の線の内側が事業地で、その中の緑色着色部が大字藤曲字向井田、黄色着色部が大字中島字荷田であり、この２地区につきまして、大字柳島字向井田に編入するものであります。

いずれも施行日につきましては、換地処分の公告があった日の翌日からとさせていただきます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23　議案第18号　小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（遠藤　豪君）　日程第23　議案第18号　小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君）　議案第18号　小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は24ページからとなります。

本案は、令和２年３月に施設が完成し、その後、令和２年10月31日から施行的運用により使用を開始いたしました駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」につきまして、地方自治法第244条の２の規定に基づき、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

条例は19条から成り、第１条では趣旨、第２条の設置では、駿河小山駅を利用する町民や観光客の利便性の確保及び観光交流人口の拡大とサイクルツーリズムの促進を図る設置目的から、施設の名称、位置、第３条ではセンター内の施設等を定めております。

第４条では開館時間を、第５条では休館日の規定を定めております。

第６条ではセンター内での禁止行為を、第７条では利用の禁止または制限事項を、第８条で利用の許可、第９条では利用の許可の基準、第10条では利用の許可の取消し等をそれぞれ定めております。

第11条、第12条では、施設の使用料とその返還についてであります。

第11条の詳細について御説明いたします。

30ページ、別表第２をお開きください。

こちらで、電動自転車の使用料を１日500円、電動スポーツバイクの使用料を１日1,000円、ま

た、シャワールーム及び更衣室の使用料を１回100円としております。また、休憩ルーム、交流ルーム及び展望テラスの使用料については、全て利用面積によるものとし、署名活動や募金などの非営利活動については、１平方メートルにつき１日50円とし、面積により難いものについては、１回１日1,000円としております。また、興業や展示会などの営利活動については、１平方メートルにつき１日100円とし、面積により難いものにつきましては、１回１日2,000円としております。

第13条から第15条までは、指定管理者に関することをそれぞれ定めております。

第16条から第18条では権利譲渡の禁止、原状回復の義務、損害賠償等の義務に関する事項を、第19条では委任規定をそれぞれ定めております。

なお、条例の施行日は、令和４年４月１日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　１点お伺いします。

使用料なんですけれども、このサイクルゲートの以前のときには、上の駐車場は料金を取ってたんですけれども、これには入ってないんですけれども、それは今無料になっているんですけれども、今後どうされるつもりなのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　室伏議員の御質問にお答えいたします。

町営駐車場のことだと思うんですが、そちらについては条例が別途ございます。まだ施行はしていませんので、ここの４月１日のセンターの設置条例に合わせて、そちらも条例を施行したいというふうに考えています。

使用料については、１日500円という形になっていますので、今後はそういう形で徴収をしていくというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可しますので、議員の皆様は、しばらくお待ちください。

引き続き会議を続けます。

日程第24　議案第19号　御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（遠藤　豪君）　日程第24　議案第19号　御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（込山次保君）　議案第19号　御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

議案書は31ページからであります。

現在、町では、昨年度地区計画の決定をいたしました富士山麓フロンティアパーク小山に続き、都市計画法第12条の４の規定に基づき、新産業集積エリアの区域について地区計画の決定の手続を進めているところであり、県協議を終えたところであります。

しかし、地区計画の運用のみでは、いわゆる法律の限界がありまして、当該地区計画の内容に適合しない建築物でも、建築基準法による建築確認の審査を通過してしまいます。

したがいまして、当該地区計画の実効性を担保する目的で、本条例案を制定しようとするものであります。

それでは、内容について順次説明いたします。

32ページを御覧ください。

本条例は15か条から成り、第１条で目的を、第２条で本条例の適用区域をそれぞれ定めております。

第３条で建築物の用途制限、第４条で容積率の最高限度、第５条で建蔽率の最高限度をそれぞれ定めております。

第６条で敷地面積の最低制限、第７条で建築物の壁面の位置の制限をそれぞれ定めております。

33ページを御覧ください。

第８条で建築物の高さの最高限度、第９条で垣や柵の構造の制限をそれぞれ定めております。

なお、新産業集積エリアの適用区域はＡ、Ｂ、Ｃの３地区に分かれ、第３条から第９条に定める制限等も地区で変わっております。

第10条と第11条は、今のところ該当するものは考えられませんが、区域をまたぐ敷地の扱い及び既存建築物に対する制限の緩和をそれぞれ定めております。

34ページを御覧ください。

第12条では、規定をそのまま適用することは適当ではない建築物に対する特例を定めております。

第13条では、建築物を建築する場所により、既に設置された施設の施工者との調整等が必要となる適用区域内の施設を定めております。

第14条では、規則に委任する規定を定めております。

最後に、第15条では、罰則規定を設けることといたしました。罰則規定を定めることにより、本条例の実効性を担保したいと考えております。

なお、条例の施行期日は、令和４年４月１日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25　議案第20号　小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第25　議案第20号　小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

補足説明を求めます。建設課長。

○建設課長（清水良久君）　議案第20号　小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてであります。

議案書は41ページからであります。

東名足柄バス停駐車場は、平成29年10月からタイムズ24株式会社共同事業体を指定管理者とする基本協定に基づき、東名足柄バス停駐車場の管理を行ってまいりましたが、本年３月31日の指定管理期間満了に伴い、町の直営管理へ移行することから、全部改正を行おうとするものであります。

それでは、内容について順次説明いたします。

42ページを御覧ください。

本条例は14か条から成り、第１条で趣旨、第２条で駐車場の名称及び位置、第３条で駐車できる車両の種類をそれぞれ定めております。

第４条で利用時間及び使用料を定めております。なお、町の直営管理へ移行することに伴いまして、利用時間を常時利用可能とするとともに、使用料を無料といたしました。

第５条で駐車の拒否、第６条で本駐車場内における禁止行為をそれぞれ定めております。

43ページを御覧ください。

第７条と第８条は、指定管理者による管理を行わせることができるものとして、その運営や業

務についてそれぞれ定めております。

第９条から、次のページにかけて第11条は、今回の改正で新たに追加した条項でありますが、駐車場内で放置車両が確認された場合の処理等について定めることにより、無秩序な駐車場の利用を防止し、適正な管理を行うことを目的としたものであります。

第12条から第14条にかけては、損害賠償、免責及び委任に関することをそれぞれ定めております。

なお、条例の施行日は、令和４年４月１日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　ただいま議題となりました議案第20号の東名足柄バス停駐車場について、１点お伺いしたいと思います。

今度、町の町有管理にして無料としていくと申しますが、駐車場の清掃など管理費用などが今後かかると思いますが、どのような町営による管理体制をしていくのか、お伺いします。

また、今後、無料にすると駐車場の利用者が多くなると思いますが、また指定管理を考えるのか、ずっと町営でいく考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君）　鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、管理でございますけれども、直営管理へ移行するということの中で、今現在、現地の駐車場の方にはトイレや浄化槽等の設備がございます。それにつきましては、令和４年度に撤去する方向で予算の方を計上させていただいている次第でございますけれども、現地にトイレ等が残っている期間の間は、建設課の職員等が、日々パトロールの中で見回って、必要に応じて清掃等をしてまいりたいと考えております。

また、今後、２点目でございますけれども、指定管理へ戻すのか、それとも直営管理でそのままいくのかという御質問でございます。

こちらにつきましても、平成30、31年当時の平均駐車台数が、令和２年と令和３年度は約30％程度に落ち込んでいるという状況です。

したがいまして、無料にした時点でどれぐらい駐車台数が増えるのかというのは、なかなか想像がつかないところでございますが、今後とも駐車場の維持管理ということで、建設課の職員で、道路パトロールのときに現地の方を見回りまして、駐車状況等の推移を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

○４番（佐藤省三君）　ただいまの御回答の中で、指定管理になるかどうか分かりにくいというこ

とでしたが、指定管理者による管理運営が条例の中に７条からあるわけでありまして、そうすると、指定管理になる場合もありそうだということなんだろうかなと思いました。そうすると、もし指定管理になった場合に６条までの条例との関わりはどうなるのか､お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君）　佐藤議員の御質問にお答えいたします。

今回上程させていただいた条例の中でも、指定管理に移行ということは含みで入ってございます。ただ、今現在、今回の条例の改正に伴いまして、改正で今まで協定に基づいて小山町が指定管理料を払わないで施設使用料として指定管理者から施設使用料を納付いただいていたというような状況で、なかなか立ち行かない部分もありまして、町の直営管理へ移行したという状況でございます。

したがいまして、指定管理への移行ということも含みは持たせておりますけれども、今後、指定管理へ進む意向だということで具体的な検討をする中で、ほかの第６条等の禁止行為とほかの条文について、もう一度改めて精査、整合を取る必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

○３番（小林千江子君）　数点伺わせていただきます。

まず、平成30年、31年から令和２年、令和３年で、売上の方が30％、利用者の方が30％落ち込まれたということですけれども、一番絶世期といいますか、利用があったときには、どの程度の売上があり、町には幾らぐらい納付されていたのか、お答えください。

もろもろの契約などもあるかとは思いますが、例えば設置されている設備を譲り受け、町がその設備を管理し運営をしていくなど、どのような検討が、町の中で、当局側で行われていたのか、その点もお答えいただければと思います。

また、町が発信した公式ＬＩＮＥに関してちょっとお伺いさせていただきます。

全員協議会が２月10日に行われ、その５日後には町の公式ＬＩＮＥアカウントにて、本件に関し、令和４年４月１日より町の直営管理になること、それから駐車料金を終日無料にすることなどが発信されました。議会における協議や議決前にこのような発信をされた理由、そちらを御説明いただければと思います。お願いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君）　小林議員の質問にお答えいたします。

１点目の契約に関することだと思いますけれども、町といたしましては、36万円の納付料を年間いただいているという基本協定です。それが年度協定で、毎年度36万、年間納付いただくということの中でした。ただし、平成30、31年につきましては、あくまで概算ですけれども、利用料金が管理費を上回る、すなわち収入とすればプラスだったんですけれども、平均で約140万円程度の収入がプラスの収支になっていたわけでございますけれども、先ほどの繰り返しになります、

30％程度使用が落ち込んだ、利用料金収入が落ち込んだことによりまして、それが全てマイナスに転じておりますので、そういう意味で、先ほど申し上げましたように、36万円の施設使用料の支払いも免除するというような形を取ってまいりました。

次に、譲り受けた施設についてどうかということなんですけれども、基本的に、タイムズ24とは指定管理を更新しないと言われたときから協議を重ねてまいりまして、当然のことながら、ゲートや料金収入機械ですか、そのような機械というのは３月31日までは現場に置いといたとしても、遅くともそれから２、３日の間に全て撤去してください。なおかつ、その間無料とするので、駐車場を利用する方については、使用の妨げにならないように撤去してくださいというような話をしております。

併せて、実は年明け１月から、施設の中では、タイムズ24の方が、顧客、駐車場の利用客に対して、３月31日をもって営業を終了するというような告知的な看板というか、そういうアナウンスをしておりました。

３点目の質問とも重複しますけれども、公式ＬＩＮＥの中でも、町としましては、条例改正等の手続を経て無料としますというようなことをアナウンスしてきた次第でございます。なので、町がその時点でちょっと早めにアナウンスをしたという状況といたしましては、駐車場を使用する方が混乱をきたさないようにということで、なるべく早めに周知をしようということですけれども、決定というような意味合いのＬＩＮＥではなかったかと考えてございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

○３番（小林千江子君）　先ほど、公式ＬＩＮＥの発信に関しては決定ではなかったというような回答がありましたけれども、明らかに公式ＬＩＮＥを読んだ町民の方からは誤解を招くような内容であったのではないかと私は理解しております。

つまり、議会の議決前に、不確定な状態である情報を発信したということになるかと思われます。町は、先に情報の発信をしなければいけなかったというようなことをおっしゃられていますけれども、情報発信のコンプライアンス、こちらをどのようにお考えなのか。また、その管理体制をどのようにお考えなのか。こちらを伺わせていただきたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　小林議員の再々質問、ＬＩＮＥによる情報発信は、本来であれば、条例が成立後に、無料が正式決定し、それから発信すべきではなかったかと、こういった御趣旨の御質問であると思います。

先ほど建設課長からも、お話というか、説明をさせていただきましたとおり、まず今回のこの駐車場の問題、条例の改正の問題ですが、本来であれば指定管理でずっと町としてはもっていきたい、このように考えていたわけなんですが、コロナの影響をまともに受けてしまい、収入が30％まで落ちてしまったということで、指定管理を継続することがまず不可能になってしまったとい

う、まず結論が動かしようのない事実として町側に突きつけられてしまった形です。

その中で、例えば遮断するゲートであるとか、料金収受システム、この辺りに関しては、こちらは事業者の所有する財産ということで、こちらは既に撤廃が決定して、すぐにそのまま撤収という、これが大原則になっております。

その中で、先ほどの繰り返しになりますが、町民の方にも混乱をきたさないということで、早めにこれはお知らせをさせていただいたというところでございます。

コンプライアンスということで、本来であれば、町の決定事項、町として方針を決定したもの、こういったものを出すのが本来であると思いますが、町の決定は条例をもって決定ということになるわけなんですが、駐車場自体が有料駐車場として存続するかしないかということ自体は、こちらに関しては業者との交渉もございましたが、業者が撤退のこちらに表明を突きつけてきた段階で、既に有料として継続することは不可能ではなかったのかなというふうに考えております。コンプライアンス違反ということにそれが当たるのかどうかということは、ちょっと疑問なところがございますが、町としても苦しい立場で、町民の方にまずお知らせをしなければならないということで、させていただいたものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　ほかに質疑はありませんか。

なければこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後２時05分　休憩

午後２時15分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26　議案第21号　小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第26　議案第21号　小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君）　議案第21号　小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和３年８月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告のうち、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の一つとして、有給の不妊治療のための休暇を新設する人事院規則の改正が行われたことに伴い、国家公務員の措置等を踏まえ、有給の不妊治療休暇を新設するため改正するものであります。

それでは、お手元の条例改正資料、新旧対照表の６ページ、７ページをお開きください。

初めに、第１条は、小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

これまで、町では、平成29年９月に、国家公務員に先駆け、不妊治療に臨む職員の負担を軽減できる環境を整備し、仕事と家庭の両立支援を積極的に推進するため、条例第11条及び第15条の３で、職員の申出に基づき、一つの継続する治療ごとに、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間内において、必要と認められる期間、勤務しない休暇を、無給の不妊治療休暇として定めておりました。

このたびの人事院規則の改正により、国家公務員においては、不妊治療のための休暇として、有給の特別休暇、原則１年につき５日間、体外受精等頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、さらに５日を加えた範囲と定められたことに伴い、地方公務員法第24条第４項における均衡の原則及び現在の町の制度と比較検討し、無給から有給とすることによって、職員の経済的な負担を減らすことができると判断し、国家公務員と同様の制度とするため、不妊治療に関する条文を削り、本条例第14条の特別休暇の一つとして、同規則において不妊治療休暇を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

次に、条例改正資料、新旧対照表の８ページ、９ページをお開きください。

先ほどと同様に、小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正においても、無給の不妊治療休暇を削り、特別休暇の一つとして、有給の不妊治療休暇とするため改正するものであります。

今後も職員へこれらの制度の周知を図り、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため取り組んでまいります。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27　議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第27　議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君）　議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和３年８月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告のうち、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児・介護休業法が改正されたことに伴い、地方公務員法第24条第４項における均衡の原則及び国家公務員の措置等を踏まえ改正するものであります。

それでは、お手元の条例改正資料、新旧対照表の10ページ、11ページをお開きください。

初めに、第２条の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件から「引き続き在職した１年以上の期間」を削ることにより、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するものであります。

次に、12、13ページをお願いいたします。

同様に、第19条の改正では、非常勤職員の部分休業についても、その取得要件から「引き続き在職した１年以上の期間」を削ることにより、非常勤職員の部分休業の取得要件を緩和するものであります。

次に、第23条、第24条を新設し、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について明文化し、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するものであります。

今後も職員へこれらの制度の周知を図るとともに、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、具体的な環境整備に努めてまいります。

なお、施行日は、令和４年４月１日からとしております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第１項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28　議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第28　議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君）　議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和３年８月の人事院勧告では、令和３年度分の期末手当を0.15月分減額する勧告がなされましたが、令和３年11月24日の閣議において、国家公務員の給与については、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和３年度の引下げに相当する額については、令和４年６月期末手当から減額することで調整する旨が決定され、地方公務員の給与改定についても国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請されたことに伴い、地方公務員法第24条第４項における均衡の原則及び国家公務員の措置等を踏まえ改正するものであります。

それでは、お手元の条例改正資料、新旧対照表の14ページ、15ページをお開きください。

初めに、第１条は、小山町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

具体的には、一般職の期末手当の支給月数を0.075月分、年度で0.15月分引き下げ、再任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分、年度で0.1月分引き下げるものであります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

次に、第２条では、小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

具体的には、任期付職員の期末手当の支給月数を0.05月分、年度で0.1月分引き下げるものであります。

議案の50ページにお戻りください。

そして、条例案附則の第２項において、令和４年６月に支給する期末手当から、令和３年度の引下げに相当する額の調整について規定しております。

具体的には、一般職は、令和４年６月の期末手当から、調整額として、令和３年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じて支給します。

同様に、任期付職員は、令和３年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を、再任用職員は、令和３年12月に支給された期末手当の額に72.5分の10を乗じて得た額を、それぞれ調整額として減じてから支給いたします。

なお、一般職の本調整額の平均は約５万8,000円となっており、令和４年度当初予算においては、これらの調整額を含めた期末手当の予算を計上しております。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29　議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第29　議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は52ページからであります。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和３年６月11日に、また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和３年９月10日に公布され、国民健康保険制度における改正は令和４年４月１日から施行されます。

内容は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る１人当たり均等割保険税を５割軽減するものです。

本案は、この法律及び政令を受け、小山町国民健康保険税条例を改正するものであります。また、併せてその他の文言整理を行うものであります。

条例改正資料、新旧対照表の26、27ページをお開きください。

第23条に第２項を新たに設け、未就学児に係る１人当たり均等割額の減ずる額を定めます。

28、29ページをお開きください。

第23条第２項第１号では、基礎課税額における未就学児１人当たり均等割額の減ずる額を定めます。

アは７割軽減世帯において減ずる額で3,330円、イは５割軽減世帯において減ずる額で5,550円、ウは２割軽減世帯において減ずる額で8,880円、エは軽減がない世帯において減ずる額で１万1,100円といたします。

同条同項第２号では、後期高齢者支援金等課税額における未就学児１人当たり均等割額の減ず

る額を、第１号と同様に定めております。

なお、附則において、令和３年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとすると定めております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第30　議案第25号　小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第30　議案第25号　小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君）　議案第25号　小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、町内に５か所ある小山町立区コミュニティセンターは、所在区が指定管理者となり、本条例に基づいて施設の管理運営を行っています。このほど、小山町立所領区コミュニティセンターを区に譲与することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、第２条中、第４号を削り、第５号を第４号とするものであります。

施行日は、令和４年４月１日としております。

なお、所領区コミュニティセンターの指定期間は平成18年４月１日から令和11年３月31日となっておりますが、本条例の一部改正に伴い、指定管理者の指定も消滅となります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31　議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第31　議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は56ページであります。

本案は、現在のシルバーワークプラザの建物が、昭和51年３月に青少年会館として整備され、築45年が経過しており、老朽化と耐震性に不安があることから、現すがぬまこども園に移転するため、小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが、条例改正資料、新旧対照表の44、45ページを御覧ください。

第２条第１項第２号の位置を改正するものです。

なお、附則で、本条例の施行日を令和４年４月１日と規定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第32　議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤　豪君）　日程第32　議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は57ページを御覧ください。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正点を御説明いたします。

条例改正資料、新旧対照表の46ページ及び47ページを御覧ください。

第３条第２項中のただし書を削除いたします。

本ただし書は、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合に限り、これらの損害補償を受ける権利を担保に供することができる旨が定められております。このたびの株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資の廃止に伴い、当該規定を削除するものであります。

なお、施行日は、上位法に合わせた本年４月１日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第33　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算

日程第34　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第35　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第36　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第37　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第38　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算

日程第39　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算

日程第40　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第41　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第42　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第43　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第44　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第45　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算

○議長（遠藤　豪君）　次に、日程第33　議案第28号から日程第45　議案第40号までの令和４年度予算13件を一括議題とします。

町長から当初予算の施政方針と主要な施策についての提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君）　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について御説明申し上げます。

令和４年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー創出を契機としたスポーツツーリズムによるまちづくり事業への転換、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済対策及び三来拠点事業をはじめとした人口政策を重点的に推進する必要があります。

これらを踏まえ、令和４年度予算は、令和３年度からスタートした第５次小山町総合計画の将来像「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち　小山町」の実現に向けた２年目の予算であり、ホップ・ステップ・ジャンプのステップに位置する予算として位置づけました。

具体的には、第５次小山町総合計画の七つの基本目標に従い、ＳＤＧｓの理念を踏まえた基本施策の着実な推進、デジタル・トランスフォーメーションの推進、公共施設等の長寿命化等の推進、寄附金の積極的な活用と持続可能な財政運営の基本方針に、小山町の令和４年度当初予算編成に当たりました。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による個人及び法人町民税の減額を見込む一方、固定資産税の特例による軽減措置の終了及び企業立地などによる固定資産税の増額、国の地方財政計画を踏まえた法人事業税交付金、地方交付税の増額など、歳入の根幹となる財源は増額を見込むことといたしました。

歳出では、道路改良、老朽化が進む公共施設及びインフラの維持補修及び長寿命化対策に取り組む必要があり、大変厳しい予算編成となりました。

そのような中ではありますが、地域からの要望や地域課題に積極的に対応するため、経常的経費を縮減した上で、活用可能な特定財源を確保し、一般財源の圧縮を実現することにより、小山町の未来につなげるとともに、「住民幸福度日本一の町」の実現に向けた予算編成といたしました。

それでは、施策について、新規事業、主要事業を中心に、第５次小山町総合計画の体系別に説明をいたします。

最初に、総合計画基本目標の一つ目、「安全・安心なまち」に掲げている施策についてであります。

自然災害への対策を推進するため、令和３年度から延期となった防災士養成講座を実施し、地域の防災力向上を図ります。

また、小山、中島地区における治山事業、菅沼及び藤曲地区における急傾斜地崩壊防止事業など、治山治水対策及び土砂災害防止対策を推進します。

新型コロナウイルスワクチンの３回目接種及び５歳から11歳の接種に取り組むとともに、危機管理体制の強化を図るため、同報系防災行政無線のデジタル化に伴う戸別受信機の更新を進めま

す。

消防・救護対策の推進のため、老朽化した小山消防署の建て替えに向け、消防庁舎基本設計を進めるとともに、消防団第５分団の消防ポンプ自動車を更新します。

交通事故・犯罪のないまちづくりを進めるため、防犯カメラ設置事業を推進します。

次に、基本目標の二つ目、「健康で笑顔あふれるまち」に掲げている施策についてであります。

子ども・子育て支援の充実のため、高校３年生相当までのこども医療費の無償化を継続します。

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、地域生活支援事業、成年後見人制度の推進に引き続き取り組みます。

健康寿命の延伸と包括的支援の充実を推進するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などにより、一人一人の特性に応じた健康づくり、フレイル予防、疾病予防・重症化予防及び介護予防・重度化防止の取組を引き続き展開します。

次に、基本目標の三つ目、「文化の薫るまち」についてであります。

生きる力を育む学校教育の充実では、引き続き、児童生徒一人一人に適切な教育を行うため、低学年支援員、特別支援員、英語支援員、町単独講師などを配置します。また、老朽化した学校施設を計画的に整備するため、北郷小学校長寿命化改修実施設計を進めるほか、防犯カメラの設置を進め、信頼ある安心な学びの場の整備を促進します。

保護者の負担を軽減するため、引き続き給食費の無償化を実施します。

心豊かな生涯学習の推進のため、学びの場である生涯学習施設の適切な維持管理と効果的な修繕のほか、建築後30年が経過する総合文化会館金太郎ホール屋根等改修と直流電源装置の更新を実施します。

文化芸術活動の振興を推進するため、文化財保存活用地域計画の策定に取り組みます。

また、文化芸術を身近に感じるまちづくりを推進するため、おやまアートビレッジを引き続き開催します。

文化芸術活動及びスポーツ活動において、世界に挑戦する青少年を支援するため、青少年海外チャレンジ応援事業を創設します。

スポーツ・レクリエーション活動を振興し、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを推進していくため、生涯学習施設多目的広場の改修を進めるほか、総合体育館の照明修繕によるＬＥＤ化を行い、競技環境の向上を図るほか、公共施設における「脱炭素化」の取組を推進します。

また、トップアスリート等による講話の開催など、スポーツ振興事業に取り組みます。

地域間交流・国際交流の推進のため、コロナ禍においても可能な交流を研究し、小山町国際友好協会との連携により、交流活動の拡充と多文化共生を推進します。

次に、基本目標の四つ目、「活力あふれるまち」についてであります。

三来拠点事業の推進のため、立地企業３社に対し、地域産業立地事業費補助を実施し、雇用の

創出と経済活動を促進します。

地域資源を活用した観光交流の振興を推進するため、観光地ワーケーション受入れ及びバイふじのくに観光交流促進事業に取り組みます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシー創出として、自転車普及啓発事業やツアーオブジャパン富士山ステージに対する助成を実施するほか、合宿誘致促進事業などスポーツツーリズムを推進します。

活力ある農業の振興と継承を進めるため、中山間地域総合整備事業、経営体育成基盤整備事業などを推進することにより、農業の持続的な発展に取り組みます。

適切な森林整備を通じた林業の活性化を推進するため、森林経営管理事業、林業・木材産業構造対策事業、しずおか林業再生プロジェクト推進事業に取り組むほか、森林整備の基盤となる路網整備や林道改良事業を推進します。

にぎわいと活気があふれる商工業の振興を推進するため、ふるさと納税に伴う返礼品事業により、町内商工業の活性化を図ります。また、感染症拡大の影響を受けた商工業を活性化するため、地域活性化対策助成を実施します。

また、須走地区における魅力ある買物環境づくりを誘導するため、須走地区活性化事業として用地取得を進めます。

地域特性を活かした移住定住を促進するため、新たに民間賃貸物件リフォーム助成を創設するほか、第１子子育て応援助成、遠距離通学助成、奨学金返還助成などに取り組むことにより、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

次に、基本目標の五つ目、「富士山と共に生きるまち」についてであります。

恵まれた環境の保全を推進するため、水生生物調査を実施するほか、地球温暖化対策環境学習による環境への意識の醸成を図ります。

地球温暖化対策の推進を図るため、太陽光発電システム等機器の設置を促進し、再生可能エネルギーへの転換を推進します。

資源循環型社会の構築への取組として、資源リサイクル活動奨励事業を促進し、リサイクルを推進します。

次に、基本目標の六つ目、「便利で快適なまち」についてであります。

公共交通の維持・活性化を進めるため、デマンドバスの運行を改善するほか、単独維持が困難なバス路線の支援により、まちづくりと一体となった公共交通の活性化を図ります。

安全な水の安定供給と適切な下水処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置を促進するほか、下水道事業では、下水道処理施設の長寿命化と適正な維持管理を行います。

水道事業では、引き続き一般会計からの繰入れが生じないよう、健全な水道事業の運営に努め、水道施設の更新と耐震化事業を推進し、水の安定供給を図ります。

安全で快適な道路網の整備を推進するため、道路改良や舗装補修など町道整備事業を進めるほ

か、新東名関連町道整備を推進します。また、橋梁及び道路構造物の長寿命化を推進し、安全なインフラ整備を促進します。町道富士学校線は、無電柱化事業を推進します。

活力ある土地利用の推進を図るため、用途地域変更に向け図面作成などを実施し、計画的、合理的な土地利用を推進します。

良好な景観の形成と住環境の整備を推進するため、町営住宅長寿命化計画の作成、南藤曲団地の改修に向けた設計など町営住宅の長寿命化を推進するとともに、地域優良賃貸住宅の適正運用を図ります。

公園・緑地整備の推進を図るため、豊門公園、金時公園、誓いの丘公園などの維持管理を継続するほか、登録文化財である豊門会館及び西洋館の一般公開と活用を進めます。

次に、基本目標の七つ目、「計画を推進するために」についてであります。

参加と協働によるまちづくりを推進するため、足柄地区コミュニティセンター改修事業を実施するほか、コミュニティ施設整備事業補助により藤曲区公民館の建て替えを支援いたします。

効率的な行政運営を推進するため、小山町デジタルトランスフォーメーションガイドラインに基づき、事務処理の自動化ツールとして、ＲＴＡ・ＡＩ－ＯＣＲの導入、手続のオンライン化を進めるため、Ｗｅｂ申請、手続案内システムなどの導入に取り組みます。

以上、令和４年度当初予算の予算編成において、第５次総合計画の基本目標に沿った施策について説明いたしました。

最後に、予算の状況について説明いたします。

先ほど概要で御説明いたしましたが、小山町の特別会計を含めた令和４年度当初予算総額は、225億6,671万円であります。このうち、一般会計は125億5,000万円とし、前年度当初予算114億6,000万円と比べ、10億9,000万円、9.5％の増であります。

歳入の根幹であります町税収入は、38億7,590万円で、歳入全体の30.9％を占めており、前年度に比べて8,850万円の増となっています。

特別会計予算も合わせました令和４年度当初予算の内容につきましては、企画総務部長から、また、所管の補足説明につきましては、各担当部長等から説明をいたします。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について内容説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君）　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算から、議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算までの13件について、一括して内容の御説明をいたします。

初めに、議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書９ページをお開きください。

繰越明許費の設定についてであります。

消防費、消防団消防ポンプ自動車購入事業は、老朽化に伴う消防団第５分団のポンプ自動車の

更新について、半導体不足等の影響により１年以上の納期を要することから、年度内の納車が見込めないため、繰越しをするものであります。

10ページの地方債でありますが、令和４年度事業の財源等として、総額８億8,570万円を限度額に借入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

予算附属資料の３ページをお開きください。

主な歳入予算の内訳であります。

１款町税は、38億7,590万円、前年度に比べ8,850万円、2.3％の増となっております。

次に、町税収入の内訳については、次のページを御覧ください。

町民税の個人分は、10億2,320万円、前年度に比べ4,380万円、4.1％の減。また、法人分につきましては、１億9,210万円、前年度に比べ800万円、4.0％の減となっております。

町民税につきましては、感染症の影響により、個人分、法人分とも減収を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は、24億2,900万円、前年度に比べ１億1,800万円、5.1％の増となっております。

事業用家屋及び償却資産の特例措置の終了と、企業立地による家屋の増収を見込んでおります。

次に、町たばこ税は、１億5,300万円、前年度に比べ2,100万円、15.9％の増となっており、昨年の増税による増収を見込んでおります。

次に、附属資料の３ページへお戻りください。

２款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました令和４年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移などからそれぞれ見込んだものであります。

11款地方特例交付金は、事業用家屋及び償却資産の特例措置に対する補塡特例交付金が終了することから、前年度と比べて１億円の減額となっています。

12款地方交付税は、国の地方財政計画における臨時財政対策債抑制の方針などから、前年度に比べ１億1,000万円の増額を見込んでおります。

２款から13款までの増減額を合わせますと、9,539万5,000円の増額となっております。

次に、15款使用料及び手数料は、１億6,931万8,000円、前年度と比べ210万9,000円、1.2％の減であります。

町民いこいの家（あしがら温泉）の浴槽改修期間の休館による利用料の減が主なものであります。

次に、16款国庫支出金は、12億4,785万1,000円、前年度に比べ5,306万7,000円、4.1％の減であります。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金及び補助金の減が主なものであります。

次に、17款県支出金は、16億4,052万1,000円、前年度に比べ６億4,707万6,000円の増でありま

す。

林業・木材産業構造対策事業補助金の増額が主なものであります。

次に、19款寄附金は、５億2,205万9,000円、前年度に比べ１億674万9,000円の増であります。

本年度の実績から、ふるさと寄附の増を見込むものが主なものであります。

次に、20款繰入金は、18億8,587万2,000円、前年度に比べ4,147万8,000円、2.2％の減であります。

多目的広場改修工事の財源として教育振興基金からの繰入れをするものと、歳入の財源不足により、財政調整基金から繰入れをすることにより増となる一方、地域産業立地事業費補助金の減により､その財源として総合計画推進基金からの繰入れが減額となるものが主なものであります。

次に、23款町債につきましては、８億8,570万円、前年度に比べ２億2,970万円、35％の増であります。

主なものは、足柄地区コミュニティセンター、総合文化会館などの施設の長寿命化に係る公共施設等適正管理推進事業によるものであります。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

初めに、附属資料５ページの目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明いたします。

まず、２款総務費は、24億3,031万7,000円、前年度に比べ３億6,500万9,000円、17.7％の増であります。

主な増額の要因は、足柄地区コミュニティセンター改修事業、須走地区活性化事業によるものであります。

次に、５款農林水産業費は、11億5,613万7,000円、前年度に比べ８億2,067万3,000円、244.6％の増であります。

主な増額の要因は、森林バイオマス等活用施設等整備に対する林業・木材産業構造対策事業補助金によるものであります。

次に、６款商工労働費は、10億6,867万円、前年度に比べ３億3,628万5,000円、23.9％の減であります。

主な減額の要因は、湯船原地区に立地した企業に対する地域産業立地事業費補助金の減によるものであります。

次に、９款教育費は、11億4,421万8,000円、前年度に比べ１億9,162万3,000円、20.1％の増であります。

主な増額の要因は、総合文化会館、総合体育館及び多目的広場の改修によるものであります。

続いて、附属資料６ページの性質別歳出予算の概要についてであります。

性質別内訳の本年度合計欄を御覧ください。

最初に、人件費は、23億3,945万5,000円、前年度と比べて4,485万3,000円、1.9％の減であります。

主な減額の理由は、人事院勧告に基づくボーナスの引下げなどに伴うものであります。

次に、物件費は、17億4,845万1,000円、前年度と比べて7,516万2,000円、4.1％の減であります。

主な減額の要因は、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用の減などによるものであります。

次に、維持補修費は、２億8,219万円、前年度に比べて１億7,587万1,000円、165.4％の増であります。

主な増額の要因は、総合文化会館、総合体育館及び町民いこいの家（あしがら温泉）の維持修繕によるものであります。

次に、補助費等は、21億363万5,000円、前年度と比べて２億5,715万1,000円、10.9％の減であります。

主な減額の要因は、地域産業立地事業費補助金の減によるものであります。

次に、普通建設事業費は、27億6,536万8,000円、前年度と比べて12億4,724万円、82.2％の増であります。

主な増額の要因は、林業・木材産業構造対策事業、多目的広場改修事業、須走地区活性化事業によるものであります。

次に、公債費は、８億4,575万3,000円、前年度と比べて5,189万8,000円、5.8％の減であります。

主な減額の要因は、平成22年災害復旧事業に伴う償還終了などによるものであります。

次に、その他は、５億4,237万2,000円、前年度と比べて3,841万5,000円、7.6％の増であります。

主な増額の要因は、基金への積立金の増を見込むものであります。

以上が、議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の８ページをお願いします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ19億1,000万円、前年度に比べ1,000万円、0.5％の増となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料の９ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ569万7,000円、前年度に比べ30万3,000円、5.1％の減であります。

令和４年度の貸付けについては、３人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸付け３人を見込んでの編成であります。

次に、議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく附属資料９ページをお願いします。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出そ

れぞれ２億5,830万円、前年度に比べ838万3,000円、3.4％の増であります。

次に、議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

附属資料、10ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億2,126万4,000円、前年度に比べ1,281万6,000円、5.5％の減となっています。

主な内容は、使用料と一般会計からの繰入れや前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものと、国庫支出金、事業債により、引き続き浄化センターの長寿命化整備等を行っていくものであります。

次に、議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく附属資料10ページをお願いいたします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、令和４年度は、須走地区活性化事業用地の取得により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億2,021万円となっております。

次に、議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

附属資料の11ページをお願いいたします。

この会計は、介護保険法第３条に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,000万円、前年度に比べ2,000万円、１％の減となっております。予算の大半は、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費の動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく附属資料、11ページをお願いいたします。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億3,906万2,000円、前年度に比べ5,382万円、27.9％の減となっています。

次に、議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

附属資料、12ページをお願いいたします。

この会計は、小山町上野工業団地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、令和４年度は、事業の完了を見込み、財産収入と起債の償還が主な内容で、予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億1,040万4,000円となっています。

次に、議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

同じく附属資料、12ページをお願いいたします。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,791万4,000円、前年度に比べ3,116万円の増となっています。

主な内容は、発電の事業収入を財源に、木質バイオマス発電と起債の償還を行っていくものであります。

次に、議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算についてであります。

附属資料、13ページをお願いいたします。

この会計は、小山ＰＡ周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、令和４年度は、事業の完了を見込み、財産収入と起債の償還が主な内容で、予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,861万9,000円となっています。

次に、議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

同じく附属資料、13ページをお願いいたします。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ236万円、前年度に比べ９万1,000円、3.7％の減であります。

主な内容は、使用料及び前年度繰越金を財源に、温泉供給施設の維持管理を行っていくものであります。

次に、議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算についてであります。

附属資料の16ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額３億5,111万2,000円、前年度に比べ2,213万2,000円、6.7％の増となっております。

支出は、予定総額３億4,374万9,000円、前年度に比べ2,634万4,000円、8.3％の増となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額４億8,496万7,000円、前年度に比べ２億2,800万5,000円、88.7％の増となっております。

支出は、予定総額６億9,913万2,000円、前年度に比べ２億9,748万5,000円、74.1％の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額２億1,416万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって補塡したいと考えております。

以上が、議案第28号から議案第40号までの令和４年度当初予算関係13件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　企画総務部長の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、２月25日金曜日　午前10時開議

議案第28号から議案第40号までの令和４年度予算13件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後３時14分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　遠　藤　　豪

署　名　議　員　　薗　田　豊　造

署　名　議　員　　米　山　千　晴

令和４年第１回小山町議会３月定例会会議録

令和４年２月２５日（第２日）

召集の場所	小山町役場議場			
開議	午前１０時００分　宣告			
出席議員	２番	室伏　辰彦君	３番	小林千江子君
	４番	佐藤　省三君	５番	岩田　治和君
	６番	池谷　　弘君	７番	高畑　博行君
	８番	渡辺　悦郎君	９番	薗田　豊造君
	１０番	米山　千晴君	１１番	池谷　洋子君
	１２番	鈴木　　豊君	１３番	遠藤　　豪君
欠席議員	１番	室伏　　勉君		

説明のために出席した者

町長	池谷　晴一君	副町長	大森　康弘君
教育長	髙橋　正彦君	理事	増井　重広君
企画総務部長	小野　一彦君	危機管理局長	遠藤　正樹君
住民福祉部長	渡邊　啓貢君	経済産業部長	高村　良文君
都市基盤部長	湯山　博一君	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長	池谷　精市君
教育次長	長田　忠典君	企画政策課長	勝又　徳之君
総務課長	池田　　馨君	総務課課長補佐	渡邉　　徹君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤　喜昭君	議会事務局書記	池谷　孝幸君

会議録署名議員	９番	薗田　豊造君	１０番	米山　千晴君

散会　午後２時４７分

（議　事　日　程）

日程第１　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算
日程第２　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第３　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第４　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第５　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第６　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算
日程第７　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算
日程第８　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第９　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第10　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第11　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算
日程第12　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第13　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算

議　　事

午前10時00分　開議

○議長（遠藤　豪君）　本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ここで御報告します。室伏　勉君は本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

なお、当局からの説明は、メモを取る必要がございますので、ゆっくりめの説明をお願いしたいと思います。

日程第１　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算

○議長（遠藤　豪君）　日程第１　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長等から補足説明を求めます。初めに、理事　増井重広君。

○理事（増井重広君）　令和４年度一般会計予算の理事関係の補足説明を行います。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算書33ページを御覧ください。17款２項１目総務費県補助金のうち、説明欄２、移住・就業支援事業補助金240万円は、東京圏から町内への移住者に対し、一定の要件を満たす場合に町が交付する移住・就業支援金について、事業費320万円の４分の３に相当する県の補助金であります。

次に、予算書36ページを御覧ください。最下段、17款２項10目特別対策事業補助金286万7,000円について、次のページの説明欄１、地域少子化対策重点推進交付金80万円は、低所得の新婚世帯の住居費等を町が補助する結婚新生活支援補助金について、事業費120万円の３分の２に相当する県の補助金であります。

その下の説明欄１、ふじのくに少子化突破展開事業費補助金206万7,000円は、第１子子育て応援助成、遠距離通学助成、奨学金返還助成の事業に対する県の補助金であります。

以上が歳入の主なものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書の89ページを御覧ください。２款７項３目人口政策推進費は、定住促進、少子化対策、結婚支援及び空き家対策に要する経費で、前年度に比べ2,646万円増の5,607万3,000円を計上しました。予算増の主な理由は、理事関係職員の人件費を計上したことによる1,910万1,000円の増と、新たな助成事業の経費を計上したことによるものであります。

主な内容について御説明いたします。次の90ページを御覧ください。

説明欄（２）定住促進事業費、12節おやまライフデザイン支援業務300万円は、これから結婚・子育てを迎える若年層に対し、地元の魅力を見いだしながら自分の将来をイメージする機会を提供する業務委託料であります。

同じく12節人口政策推進調査300万円は、選ばれる町となるために必要な施策の検討を町民とともに現状把握と本質的な地域課題の深掘りを行い、地域活性化や経済再生の実行計画を設定する業務委託料であります。

その下の18節おやまライフサポート事業補助金599万4,000円は、第１子子育て応援助成、遠距離通学助成、奨学金返還助成の経費であります。

同じく18節民間賃貸物件リフォーム助成金500万円は、新規助成事業として、子育て世帯に配慮した民間アパートの改修費用の一部を助成する経費であります。

以上で理事関係の説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、企画総務部長　小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君）　令和４年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。予算書は15ページからです。

まず、町税の概要を申し上げます。

１款町税の総額は38億7,590万円で、令和３年度に比べ8,850万円、率にして2.3％の増額としました。新型コロナウイルス感染症等に係る個人及び法人町民税の減額が見込まれますが、固定資産税の特例による軽減措置の終了や企業立地による固定資産税償却資産等の増額が見込まれることによります。

町税の内訳は、１項町民税が12億1,530万円で町税全体の31.3％、２項固定資産税が24億4,110万円で町税全体の63.0％となり、この二つの税目が町税収入の約94％を占めております。また、３項軽自動車税が6,050万円で町税全体の1.6％、４項町たばこ税が１億5,300万円で町税全体の3.9％、５項入湯税を600万円計上いたしました。

それでは、税目ごとに御説明申し上げます。

１款１項１目町民税個人分の現年課税分は、前年度に比べ4,400万円、4.1％減の10億1,800万円を見込みました。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、個人所得の低下を想定したものであります。

次に、その下の２目法人分の現年課税分であります。対象法人数は464社で、新型コロナウイルス感染症による不景気に伴う減額等を見込み、前年度に比べ800万円、4.0％減の１億9,200万円を計上しました。

次に、16ページ、２項１目固定資産税の現年課税分であります。令和３年度に実施した新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に適用した課税標準額の特例が終了したこと、企業立地による増収などにより、固定資産税現年分では、前年度に比べ１億3,200万円、5.8％増の24億500万円を見込みました。

説明欄を御覧ください。土地につきましては、地方では依然として地価の下落が続いている一方、湯船原開発事業で新たに１区画が課税されることを加味し、前年度とほぼ同額の７億4,305万4,000円としました。家屋につきましては、評価替えの２年度目のため在来家屋の変更はありませんが、新築住宅の減額措置及び新設工場の増を見込み、前年度とほぼ同額の８億1,181万6,000円としました。償却資産につきましては、新産業集積エリアをはじめとする工業団地への企業立地により企業の設備投資が進んだことから、前年度に比べ3,114万6,000円、3.5％増の８億9,845万8,000円としました。その下、滞納繰越分には、令和３年度の納税猶予分の納付を含め2,400万円を計上しました。

次に、17ページの３項１目軽自動車税環境性能割は、軽自動車の販売台数が横ばいであることなどから前年度と同額の260万円としました。

また、２目種別割の現年課税分は、前年度に比べ120万円、2.1％増の5,770万円としました。

次に18ページを御覧ください。４項１目町たばこ税は、販売本数は減少傾向であるものの、税率の引上げにより増額を見込み、前年度に比べ2,100万円、15.9％増の１億5,300万円としました。

次に、５項１目入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和３年度の実績も伸びておりませんが、新たな課税対象が見込まれることから、前年度に比べ20万円増の600万円を計上しました。

次にその下、２款地方譲与税の１項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。前年度に比べ200万円増額の7,000万円を計上いたしました。

次の19ページ、２項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもので、算定の基準は先ほどの自動車重量譲与税と同様ですが、前年度比50万円減の2,600万円を計上いたしました。

その下、３項森林環境譲与税は、森林整備の推進のために交付されるもので、前年度に比べ234万5,000円増の1,173万2,000円を見込んでおります。

その最下段、４款配当割交付金から、21ページの９款環境性能割交付金までの各交付金につきましては、国の地方財政計画などを参考に増収を見込んでおります。

20ページ、６款１項１目法人事業税交付金は、法人事業税の5.4％に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度に比べ3,850万円、135.1％増の6,700万円を計上いたしました。

次の21ページ、７款１項１目地方消費税交付金は、地方消費税の２分の１に相当する額が市町村に交付されるもので、市町村の人口と従業員数に基づいて算定されます。県の算出した見込額から推計し、前年度に比べ1,700万円、3.8％増の４億6,300万円を計上いたしました。

その下の８款１項１目ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の10分の７に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度と比べ1,000万円、5.3％増の２億円を計上いたしました。

22ページの10款１項１目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち自

衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供するもので、490万円増の3,720万円を計上いたしました。

その下、11款地方特例交付金は、税制改正などによる地方公共団体の減収を補塡するために交付されるもので、新型コロナ感染症の影響に伴う事業用家屋及び償却資産の特例措置が令和３年度で終了するため、前年度に比べ１億円減となる1,500万円を計上いたしました。

次に23ページ、12款１項１目地方交付税は、令和４年度地方財政計画から推計し、前年度と比べ１億1,000万円増の５億6,000万円を計上いたしました。なお、地方交付税のうち説明欄１の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付されるものであり、説明欄２の特別交付税は、普通交付税に反映できない特別な財政需要に対して交付されるものであります。

次に31ページ、16款２項８目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置づけ、その区域が所在する市町村に対して交付されるもので、いわゆる９条交付金と呼んでいるものであります。当初予算においては、各事業への充当額及び104訓練を見込み、前年度と比べ2,700万円、9.7％減の２億5,111万円を計上いたしましたが、今後、104訓練の内容及び二次配分の確定を受け、補正により更に上積みを予定しております。

次に、38ページを御覧ください。18款１項１目財産貸付収入３億4,712万3,000円の主なものは、１節土地貸付収入の説明欄１東富士演習場貸付料３億2,342万4,000円で、演習場として国に貸し付けている町有地約252.8ヘクタールの貸付料であります。

次に、40ページを御覧ください。19款１項２目総務費寄附金1,500万円は、須走地域振興基金に積み立てる須走彰徳山林会様からの寄附金であります。

次に、41ページ、19款１項５目ふるさと寄附金５億500万円は、ふるさと納税による寄附金であります。新たな返礼品の開拓に努めるとともに、企業版ふるさと寄附金を見込んでおります。

次に、42ページ、20款２項１目財政調整基金繰入金３億2,000万円は、不足する財源を補うため繰り入れるものであります。

その下、２目東富士演習場関連特定事業基金繰入金１億7,891万円は、こども園の運営やこども医療費助成事業などの特定事業のために、特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金から、それぞれの事業の財源として繰り入れるものであります。

次に、４目総合計画推進基金繰入金10億511万7,000円は、総合計画に掲げる町の将来像を実現するための種々の事業を執行するための財源として繰入れをするものであります。

次に、47ページを御覧ください。22款６項１目雑入の２節雑入のうち、説明欄20ミニボートピア富士おやま環境整備協力費2,400万円は、協定に基づいてミニボートピア富士おやまの売上額の１％に相当する額を環境整備協力費として受け入れるものであります。

次に、50ページを御覧ください。23款１項９目臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源の性

質を持つ地方債で、令和４年度地方財政計画から推計し、前年度と比べ１億1,000万円、36.6％減の１億9,000万円を計上いたしました。

以上が、主な歳入の説明であります。

なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の自主財源の合計は72億8,649万6,000円で、前年度に比べ2.4％、金額にして１億7,089万6,000円の増額で、歳入全体の58.1％でありました。

それでは次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

55ページを御覧ください。２款１項１目一般管理費は、職員人件費をはじめ表彰審査委員会などの各種審査委員の報酬や、いわゆる庶務に係る経費を計上した一般行政事務費と町長秘書費の３事業があり、前年度に比べ8,700万4,000円減の４億8,043万8,000円を計上いたしました。

次に、59ページを御覧ください。２目財政管理費は、予算編成事務などの経費を計上した財政管理費と、事業進行管理や定員管理及び行政事務のＩＴ化推進に係る経費を計上した行財政改革推進事業費があり、前年度に比べ228万9,000円増の1,149万9,000円を計上いたしました。

次に、61ページを御覧ください。４目財産管理費は、町有財産、基金の管理、また役場本庁舎や公用車の管理、入札・契約事務等に係る経費で、前年度に比べ9,011万4,000円増の６億1,626万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、旧シルバーワークプラザの解体やふるさと寄附金の増額見込みを受け、基金積立金の増額、本庁舎外壁の打診調査などによるものです。

次に、68ページを御覧ください。６目自治振興費は区長会等に係る経費であり、前年度に比べ２億17万7,000円増の２億4,954万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、足柄地区コミュニティセンター改修、区所有の公民館等の改修に交付するコミュニティ施設整備事業補助金などによるものであります。

次の70ページからの７目ＩＣＴ推進費は、従来の電算管理費から名称を変更したもので、住民基本台帳や課税事務などのプラットフォームとなる総合行政システム機器、事務用パソコン、庁内ネットワーク、インターネット環境などを管理運用する経費に加えて、令和４年度からデジタルトランスフォーメーション推進に係る費用を追加しており、前年度に比べ2,701万5,000円増の１億2,649万9,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、令和７年度を目途に進められる基幹システムの標準化を目指し、自治体標準化システム対応業務を実施すること、本年度策定中のＤＸガイドライン及び行動計画に基づき、ＤＸ推進に係る各種事業を実施することなどによるものであります。

次に、72ページを御覧ください。８目人事管理費は、職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などに係る経費で、前年度に比べ304万2,000円増の1,597万円を計上いたしました。増額の主な要因は、説明欄（４）人事管理費、12節定年延長制度導入支援などの業務委託であります。

次に、73ページの９目諸費は、会計年度任用職員の福利厚生費が主なもので、前年度に比べ851万5,000円減の3,842万7,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、会計年度任用職員のうち、

任用期間が１年を超えたフルタイム会計年度任用職員が静岡県市町村職員共済組合に加入するため、社会保険料が減額されるものであります。

次に、74ページ、２項徴税費は、町税の課税、徴収事務に要する経費で、前年度に比べ2,399万7,000円増の１億4,679万1,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、76ページ、２目賦課徴収費、説明欄12節の固定資産管理評価業務や基幹システム改修業務などの委託料の増額であります。

次に、83ページの５項統計調査費は、前年度に比べ43万3,000円減の802万6,000円を計上いたしました。

次に、85ページを御覧ください。７項１目企画渉外総務費は、まちづくりの基本施策を進めるための経費で、前年度に比べ１億2,115万8,000円増の２億707万3,000円を計上いたしました。

主な内容について御説明いたします。86ページの説明欄（３）地域公共交通活性化事業費、18節自主運行バス負担金7,800万円は、町内及び御殿場市の一部を運行エリアとするデマンドバス並びに町内を運行する定時運行バスに要する経費であります。

88ページ、（６）須走地区活性化事業費は、買物が困難になった須走地区にスーパーマーケットを誘致することにより、住民の生活利便性の向上と地域の活性化を図るものであります。本年度に実施した須走地区の各区長と町長との意見交換会において御意見を伺い、具体的な誘致に取りかかりました。土地開発基金を活用し、用地確保等を先行して行い、一般会計で買い戻すための公有財産購入費であり、土地取得特別会計を介し、土地開発基金へ支払うものであります。

次に、91ページを御覧ください。８項１目広報広聴費は、前年度に比べ4,631万9,000円減の２億7,885万2,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、東京オリンピック・パラリンピック推進事業が終了したことによるものです。

主なものにつきまして、93ページの説明欄（４）ふるさと振興事業費は、ふるさと納税寄附に係る経費で、ふるさと納税返礼品、ポータルサイトの手数料が主なものとなっております。

最後に、212ページを御覧ください。11款公債費は、町債の元金と利子の償還費で、前年度に比べ5,189万8,000円減の８億4,575万3,000円を計上いたしました。１目元金の起債の数は190件、利子の起債の数は195件であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、危機管理局長　遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　令和４年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署と危機管理局関係について御説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

予算書は30ページを御覧ください。16款２項５目消防費国庫補助金、説明欄１の演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金4,543万5,000円は、同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機等購入に対する防衛８条補助金であります。

次に、36ページを御覧ください。17款２項７目消防費県補助金、説明欄１の地震・津波対策等減災交付金2,089万4,000円は、県の交付金要綱に基づく地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業等に対する県補助金であります。

次に、45ページを御覧ください。22款４項４目説明欄１の消防費受託事業収入3,500万円は、小山消防署新庁舎建設に伴う御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業費であります。

以上が、収入の主なものであります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

179ページを御覧ください。８款１項２目非常備消防費のうち主なものは、説明欄（２）消防団運営費、１節消防団員報酬662万5,000円で、機能別団員を含む団員174人分の報酬であります。

同じく８節費用弁償1,359万3,000円は、消防団員の訓練・警戒出動などに要するものであります。

次ページを御覧ください。同じく18節小山町消防団活動に対する助成金177万5,000円は、消防団活動に対する助成金及び町操法大会の各分団への助成金であります。

次に、181ページを御覧ください。説明欄（３）17節備品購入費、消防ポンプ自動車2,872万9,000円は、第５分団消防ポンプ自動車更新費用であります。なお、新型コロナウイルスの影響により世界各所での半導体の調達が難しくなっており、年度内の新規車両の調達が困難となるため、車両更新に伴う費用を令和５年度へ繰越明許するものであります。

次に、182ページにかけまして、８款１項３目消防施設費、説明欄（３）消防庁舎整備事業費、12節設計等3,500万円は、小山消防署新庁舎建設の基本設計と広域消防運営計画策定の委託料であります。

次に、183ページにかけまして、８款１項４目危機管理費のうち主なものは、説明欄（２）危機対策費、10節消耗品費1,331万7,000円で、備蓄用食料、大型炊き出し器などの防災資機材を購入するものであります。

同じく12節防災士養成講座業務211万2,000円は、地域の防災力向上のため、昨年、新型コロナウイルスの影響より中止となった防災士養成講座を開催するものであります。

次ページを御覧ください。同じく18節電線接触等予防伐採負担金161万6,000円は、平時に支障木等の伐採を行い、災害時の安定的な電力供給及び停電の早期復旧を図ることを目的として、電力会社と連携して実施するものであります。

次に、説明欄（３）自主防災推進事業費、18節自主防災対策事業補助金320万円は、各自主防災組織が行う備蓄用食料や防災資機材などの購入に対し、補助金交付要綱に基づき交付をするものであります。

次ページを御覧ください。８款１項５目無線設備管理費、説明欄（２）移動系無線設備管理費、12節車載型等無線機点検は、公用車50台に設置しているデジタル無線機の点検のための委託料であります。

最後に187ページを御覧ください。説明欄（４）同報系無線設備デジタル化整備事業費、17節戸別受信機3,176万8,000円は、同報無線のデジタル化に対応する戸別受信機を各戸に配布するものであり、令和４年度は須走地区に配布をいたします。

以上で、小山消防署、危機管理局関係の一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、住民福祉部長　渡邊啓貢君。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　令和４年度一般会計予算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

住民福祉部の主な業務として、まず、新型コロナウイルス感染症対策として現在実施しているワクチン接種を令和４年度も引き続き実施してまいります。また、オミクロン株による第６波に続き、今後もさらなる変異株による感染拡大を防止するため、手洗い、マスク着用、３密を避ける等の徹底を推進していきます。

また、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、包括的支援体制の構築を進めるとともに、高齢者のフレイル対策を図り、健康寿命を伸ばすために保健事業と介護予防の一体的実施を、感染症対策を図りながら推進していきます。

一方、これら事業をはじめ、町の様々な施策において、デジタルトランスフォーメーションによる町民サービスの向上に不可欠なマイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

それでは、歳入の主なものについて御説明します。

予算書28ページを御覧ください。16款１項１目民生費国庫負担金の１節社会福祉費負担金、説明欄１障害者自立支援給付費負担金１億7,710万4,000円は、障害者総合支援法に基づく障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図るため、歳出３款１項２目（４）事業の障害介護給付費等の２分の１を国庫負担金として見込んだもので、併せて県負担金にも４分の１の額を計上しております。

二つ下、説明欄３の国民健康保険基盤安定負担金の1,427万4,000円は、国保税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ公費で補塡するもので、保険者支援分の２分の１を見込んでおります。

16款１項２目１節保健衛生費負担金の説明欄２新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,490万6,000円は、令和４年度に計画している３回目のワクチン接種に係る国の負担金です。

次に、30ページを御覧ください。上段の16款２項３目１節保健衛生費補助金、説明欄３新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,923万2,000円は、ワクチン接種に係る費用に対し、さきに説明しました16款１項２目１節の負担金で不足する金額を補助するもので、これによりワクチン接種に係る費用は100％国費で賄えることになります。

次に、33ページを御覧ください。17款１項１目１節社会福祉費負担金の説明欄３障害者自立支援給付費負担金8,855万2,000円は、先ほど国庫負担金で御説明しました障害者介護給付費の４分の１の県負担金です。

二つ下、説明欄５、国民健康保険基盤安定負担金4,320万円は、被保険者支援分の４分の１と低

所得者に対する保険税軽減分の４分の３を県が負担するものです。

２節老人福祉費負担金、説明欄１後期高齢者保険基盤安定負担金2,643万3,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の４分の３を県が負担するものです。

下段の２項２目１節社会福祉費負担金、説明欄３重度障害者（児）医療費補助金1,944万4,000円は、重度障害者（児）医療費の２分の１を県が補助するものです。

34ページの下段、３目１節保健衛生費補助金の説明欄１、こども医療費助成費補助金1,616万8,000円は、こども医療費助成に対し県が補助するものです。

次に、45ページを御覧ください。22款４項２目１節老人福祉費受託事業収入の説明欄１健康診査受託事業1,202万3,000円は、後期高齢者のフレイル健診を静岡県後期高齢者医療広域連合から受託するものです。

続いて、歳出の主なものについて御説明します。

69ページを御覧ください。２款１項６目自治振興費の説明欄（３）防犯推進費1,270万5,000円の主なものは、13節ＬＥＤ防犯灯等リース料341万9,000円と、その下、14節防犯カメラ設置552万2,000円です。防犯カメラ設置は、各地区からの設置要望を基に小山町生活安全のまちづくり推進協議会で選定した30か所の設置計画の最終年度で、計画に基づき町内６か所に防犯カメラを設置するものです。

78ページを御覧ください。２款３項１目戸籍住民基本台帳費、説明欄（２）戸籍住民基本台帳事務費2,847万4,000円の主なものを説明します。

12節の電算処理402万円は、住民情報業務処理、印鑑登録管理業務等を行うものです。

その下、戸籍情報システム改修572万円は、戸籍法改正に伴い、戸籍情報連携システムに接続し、広域交付や副本参照を行うためのシステム改修を全額国の補助により行うものです。

一番下の13節戸籍総合システム使用料950万4,000円は、電算関係システム及び機器の使用料です。

79ページ、説明欄（３）個人番号カード関連事務費の主なものは、80ページの説明欄１行目、18節通知カード・番号カード事務交付金800万円で、全額国の補助による地方公共団体情報システム機構への負担金です。本町のマイナンバーカードの交付率は、令和４年１月末現在で46.9％となっております。マイナンバーカードは、冒頭申し上げましたように、今後の行政サービス向上に不可欠なものであることから、より一層交付に努めてまいります。

95ページを御覧ください。２款９項１目交通安全対策費の主なものは、説明欄（２）交通安全推進費、18節、二つ目の交通安全指導員設置費負担金354万2,000円で、交通安全活動を行う静岡県交通安全協会への負担金です。

次に、97ページの３款１項１目社会福祉総務費の主なものを御説明します。

98ページの説明欄（２）12節、二つ目の地域福祉包括支援業務423万5,000円は、地域共生社会の実現を目指し、令和２年度から国の補助を受け実施している、断らない相談体制をはじめとす

る包括的支援体制の構築事業を令和４年度も継続するもので、社会福祉協議会及び地域包括支援センター平成の杜に、引き続き地域福祉コーディネーター兼相談支援包括化推進員を配置するものです。

99ページの説明欄１行目、社会福祉施設整備事業補助金213万6,000円は、御殿場市内の就労継続支援施設の創設費用に対する助成金です。

その下、社会福祉協議会事業助成金の2,650万円は、従来の４人分の人件費に対する社会福祉協議会職員費交付金等を、社会福祉法人に対する助成に関する条例に基づき、生活困窮やボランティアの育成など社会福祉の根幹をなす社会福祉協議会の事業に対し助成するものです。

三つ下の地域生活支援業務交付金306万円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査等を行う民生委員・児童委員協議会の活動に対する交付金です。

次に、下段の３款１項２目障害者福祉費の主なものを御説明します。

100ページの説明欄（３）障害福祉援護費の19節重度障害者（児）医療費扶助5,040万円は、県の２分の１の補助を受け、対象者の医療費の個人分負担について扶助するものです。

101ページの１行目、精神障害者医療費扶助450万円は、令和３年度まで４款１項１目保健衛生総務費に計上しておりましたが、福祉業務を福祉長寿課に集約することに合わせ、３款１項２目障害者福祉費に組み替えたもので、精神障害者家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すために、入院治療費に対する自己負担分の２分の１を助成するものです。

説明欄（４）自立支援給付費の19節障害介護給付費３億5,020万8,000円は、身体、知的、精神障害のある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームの利用などへの給付費です。

説明欄（５）自立支援医療費給付費の19節自立支援医療費扶助1,480万8,000円は、身体に障害のある方が日常生活に適合するための医療に対する扶助です。

説明欄（６）生活支援事業の102ページ１行目、12節の地域活動支援センター事業1,363万4,000円は、障害者に対し生産活動の機会の提供、社会との交流支援、また、地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施している施設への委託料です。

その下、障害者相談支援事業738万8,000円は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、また、サービス利用支援等を行う身体、知的、精神、それぞれの施設に対する委託料です。

19節の重度身体障害者（児）日常生活用具扶助の490万円は、自立支援を目的に紙おむつやストマ等を扶助するものです。

下段の３款１項３目健康福祉会館管理費の主なものは、説明欄（２）健康福祉会館管理運営費12節の健康福祉会館指定管理料3,042万3,000円で、令和４年度から８年度までの５年間も継続して現指定管理者による指定管理となります。

103ページの１行目の14節健康福祉会館空調改修事業952万6,000円は、３階のヘルスアップルー

ム・相談室系の空調設備の改修工事です。

104ページの３款１項６目、説明欄（２）住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業費1,221万7,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な困難に直面した方々の生活支援を行うため、１世帯当たり10万円を給付するためのものです。

３款２項１目老人福祉総務費の主なものを説明します。

106ページを御覧ください。説明欄（２）高齢者福祉推進費の18節、二つ目の２市１町共通利用券負担金720万円は、高齢者の外出の機会を推進するため、70歳以上の方を対象に配布する利用券の利用に伴う負担金です。

説明欄三つ下の敬老ふれあい事業補助金180万円は、地域の敬老意識の高揚を図りながら、地域共生社会の実現を推進するために新設した補助金で、町が主催した敬老会の在り方を含め、町と地域等の協働による新たな敬老事業の開催を試みるためのものです。

三つ下のシルバー人材センター運営費助成900万円は、高齢者の生きがい就労の機会の確保を図るためのものです。

三つ下の養護老人ホーム建設事業交付金920万円は、平成22年の町立養護老人ホーム民営化に伴い、施設の新築工事に係る借入れ等に対し、覚書により町の負担が確定している交付金です。

説明欄（３）老人保護措置費は、107ページ１段目の19節の老人措置費3,094万4,000円が主なもので、町が措置した養護老人ホーム施設への入所者11人分の措置費です。

説明覧（４）老人福祉施設等運営費267万円は、シルバーワークプラザを、現すがぬまこども園に移転した後の施設管理運営費用です。

説明欄（５）12節成年後見制度推進事業150万円は、市民後見人養成講座の開催費用で、その下、権利擁護支援センター事業146万7,000円は、社会福祉士を擁する社会福祉協議会にセンター事業を委託するものです。

108ページの説明欄（６）保健事業と介護予防の一体的実施事業費400万円は、令和２年度に開催した事業を令和４年度も継続推進するもので、高齢者のフレイル対策のために各種データを分析し、抽出した個別の高齢者や通いの場等への積極的な関与を行うよう、専門職に業務委託するもの等であります。

次に、３款２項３目後期高齢者医療費の主なものを説明します。

109ページの説明欄（２）後期高齢者医療事業費の12節、二つ目の健康審査業務の1,780万3,000円は、フレイル健診に要する費用です。

説明欄（３）後期高齢者医療負担金では、110ページの18節、二つ目の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の１億7,720万円が主なもので、後期高齢者医療に係る医療給付費の町負担分です。

次に、122ページを御覧ください。４款１項１目保健衛生総務費の主なものを説明します。

説明欄（２）保健衛生管理費の18節、四つ目、看護学校運営費等負担金696万2,000円は、御殿場市医師会立看護学校の経費を御殿場市と負担するものです。

説明欄（３）救急医療対策事業費の18節御殿場市救急医療センター負担金の6,352万6,000円は、運営費の不採算分を御殿場市と人口割により負担するものです。

123ページの１段目、御殿場市医師会２次救急医療業務負担金911万2,000円は、御殿場市医師会が実施する２次救急医療業務に対する負担金です。

三つ下、公的病院等運営費補助金5,500万円は、特別交付税措置を受け、過疎地等の不採算地区に立地する公的病院等に助成することにより、地域医療の確保を目指すものです。

次に、下段の４款１項２目予防費について説明します。

説明欄（２）感染症予防費では、124ページの12節、二つ目、個別接種5,975万4,000円が主なもので、水痘、麻しん風しん、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌等の予防接種に係る医療機関への委託料です。

説明欄（３）新型コロナウイルスワクチン接種事業費3,214万円の主なものは、125ページ、１行目のワクチン接種事務に従事する会計年度任用職員報酬、７節接種会場に配置する医療専門職への謝礼等、10節の接種会場等で使用する消耗品費、12節の医師及び看護師に対するワクチン接種業務の委託料、13節事務機器使用料、会場使用料、車借上料などです。これらは基本的に国の負担金で賄うことになります。

４款１項３目健康づくり推進費の主なものは、126ページの説明欄（３）生活習慣病予防費の12節保健事業4,275万円で、各種がん検診等に係る医師会及び医療機関への委託料です。

127ページの４款１項４目母子保健事業費の主なものを御説明します。

説明欄（２）母子保健事業費、12節、二つ目の保健事業1,401万6,000円は、妊婦健診、乳児健診及び産婦健診、産後ケア事業等に係る費用で、専門職及び医療機関への委託料です。

128ページの19節、二つ目の不妊・不育症治療費助成314万5,000円は、少子化対策の一環として、不妊と不育症の治療を受ける方の経済的負担軽減を図るための助成です。

説明欄（３）こども医療費助成費の主なものは、19節のこども医療費助成8,000万円で、０歳児から高校生相当世代までの入院、通院に係る医療費の自己負担の全額を助成するものです。

次に、４款２項１目環境保全総務費の主なものを御説明します。130ページを御覧ください。

説明欄（４）ごみ減量・リサイクル推進事業費、７節、二つ目の資源リサイクル活動奨励金200万円は、リサイクル活動を実施する団体に交付する奨励金です。

説明欄（５）18節、太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業費補助金150万円は、太陽光パネルの設置等に係る補助金です。

説明欄（６）浄化槽設置推進事業費の主なものは、18節、二つ目の浄化槽設置事業費補助金1,796万2,000円で、46基分の合併処理浄化槽の設置補助金を計上しております。

131ページの説明欄（７）広域行政組合斎場費負担金999万8,000円は、斎場の管理運営に係る負担金です。

４款２項２目公害対策費の主なものは、説明欄（２）12節の二つ目、河川水質測定157万円で、

町内河川等の水質を定期的に測定し、データの推移を把握して水質保持に努めるものです。

４款３項１目清掃総務費の主なものは、132ページの説明欄（２）の12節塵芥収集運搬6,085万2,000円で、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬に係る経費として、令和３年度から令和５年度までの３年間、長期継続契約による業務委託をしております。

４款３項２目塵芥処理費の主なものを御説明します。

133ページ、説明欄（２）10節の三つ目、修繕料486万9,000円は、生土最終処分場の浸出水処理ポンプ等の交換修繕に伴うものです。

12節の一般廃棄物中間処理224万2,000円は、民間事業者に古紙類等の処理を委託するものです。

13節の一般廃棄物最終処分場用地賃借料367万6,000円は、処分場の地権者への支払い分です。

説明欄（３）18節広域行政組合塵芥処理費負担金１億6,343万4,000円は、富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る広域行政組合への負担金です。

４款３項３目し尿処理費は、説明欄（２）18節広域行政組合し尿処理費負担金7,784万3,000円で、組合が管理運営する施設の負担金です。

最後に、147ページを御覧ください。６款１項３目消費者行政推進費312万円は、会計年度任用職員の相談員を配置し、消費生活センターの機能強化を図り、各種相談に対応するとともに、消費者教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで様々な世代に対する消費者教育を推進するものです。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時12分　休憩

午前11時23分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済産業部長　高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君）　令和４年度一般会計予算のうち、経済産業部関係の補足説明をいたします。なお、来年度は機構改革により予算書の組替えがございますので、一部予算の総額、主な事業を中心に御説明申し上げる科目もございます。

初めに、歳入関係でございます。

予算書の24ページをお開きください。14款１項１目農林水産業費分担金は、前年度に比べ966万2,000円増の2,908万7,000円を計上いたしました。

主なものについて説明申し上げます。

最初に、説明欄２県営中山間地域総合整備事業分担金720万円では、令和４年度に新規採択予定のほ場整備事業を阿多野ほか３地区で実施するものです。初年度は測量業務を実施し、事業費の7.5％を受益者から頂くものです。

続いて、説明欄３県営畑地帯総合整備事業分担金1,690万円は、三来拠点事業、湯船原地区アグリインダストリーエリア内で実施しております、県営農地整備事業アグリふじおやま地区の幹線農道整備等の事業費の10％を受益者から頂くものであります。

次に、26ページをお開きください。15款１項４目農林水産業使用料、説明欄１足柄ふれあい公園使用料182万4,000円は、公園内のパークゴルフ場、バーベキューガーデン、農園使用等の収入を見込むものでございます。

次にその下、15款１項５目商工労働使用料、説明欄１町民いこいの家使用料4,449万6,000円は、温泉施設の入館料等の収入を見込むものであります。運営管理は引き続き直営で行ってまいります。

次に、35ページをお開きください。17款２項４目農林水産業費県補助金は、前年度に比べ８億2,375万3,000円増の８億5,637万6,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄３下から５行目、林業・木材産業構造対策事業補助金８億1,300万円で、令和４年度予定しております小山町フロンティア推進区域林業エリアに進出を計画している企業２社の施設整備事業に対する県からの補助金となります。

同じく35ページ、下から２行目、17款２項５目商工労働費県補助金３億1,785万4,000円は、説明欄１地域産業立地事業補助金であり、富士山麓フロンティアパーク小山に進出予定の３社の土地購入費、地元雇用に対して町が交付する補助金の２分の１を県から受けるものであります。

続いて、47ページをお開きください。22款５項１目雑入、説明欄９道の駅地域振興センター利用料3,000万円と、その下、説明欄10道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、町内２か所の道の駅指定管理者から施設使用料として年間販売想定額の５％分を計上したものであります。

次に、48ページを御覧ください。同じく雑入、説明欄49町道整備事業協力金8,580万円は、足柄ＳＡ周辺地区において、町道整備事業に伴う協力金を周辺開発事業者から受けるものであります。

以上が歳入の主な説明となります。

引き続き、歳出関係について御説明いたします。

135ページをお開きください。５款１項２目農業振興費は、前年度に比べ630万1,000円減の9,157万9,000円となります。

137ページをお開きください。主な事業といたしましては、18節負担金補助及び交付金で、説明欄（２）上から３行目、農業用機械購入補助金100万円は、町の認定農業者等に対し機械や施設等の購入に関する経費を支援する事業で、１件当たり50万円を限度に購入費の２分の１を町から補助するものでございます。

次に、139ページをお開きください。５款１項３目土地改良事業費のうち、説明欄（２）土地改良事業総務費968万7,000円の主なものは、18節東富士演習場周辺土地改良事業負担金429万1,000円で、富士裾野東部土地改良区で実施いたします用沢久保ほ場整備事業に対する負担金であります。

次に、説明欄（４）演習場周辺障害防止対策事業費2,103万9,000円の主なものは、防衛９条交付金にて実施する14節用水障害対策事業として、一色地区の正倉用排水路改修工事を実施するものであります。

140ページをお開きください。説明欄（５）中山間地域総合整備事業費1,440万円は、歳入でも御説明いたしましたが、令和４年度から新規にほ場整備を実施いたします阿多野ほか３地区において、静岡県に対し事業費の15％相当額を負担金として対応するものであります。

その下、説明欄（６）経営体育成基盤整備事業費4,140万1,000円では、主に静岡県へ対し令和４年度に新規採択予定のほ場整備事業の棚頭地区の事業費の15％相当額724万円の負担金と、その下、県営畑地帯総合整備事業負担金で、湯船原地区で進めております県営農地整備事業アグリふじおやまにおいて、先ほど説明いたしました幹線農道整備等に対する事業費の20％相当額3,380万円が主なものであります。

その下、説明欄（７）町単独土地改良事業費1,969万9,000円の主なものは、最下段、町単土地改良事業費1,750万円で、地区要望案件のうち、宿区ほか３地区の用排水路改修工事を実施するものであります。

次に、次ページ、５款２項１目林業総務費は、前年度に比べ８億1,849万6,000円増の８億5,526万9,000円となります。

主な事業といたしましては、初めに、説明欄（２）林業総務費の18節ナラ枯れ対策事業補助金500万円で、令和３年度に引き続き、ナラ枯れによる危険木の防除に要する経費１件当たり20万円を限度に伐採費用の２分の１を補助するものであります。

その下、説明欄（３）森林整備事業費８億4,120万8,000円の主なものは、初めに、下から２行目、12節森林経営管理事業の1,200万円は、手入れが行き届いていない森林を整備するため、森林経営管理法に基づき、森林所有者の意見を確認しながら森林整備を行うとともに、142ページをお開きください、３行目、18節林業・木材産業構造対策事業補助金８億1,300万円は、歳入でも御説明いたしましたが、小山町フロンティア推進区域林業エリアに進出を計画している企業２社の施設整備事業に対する県から受け入れた補助金を支出するものとなります。

次にその下、５款２項２目林道費は、前年度と比べ1,136万5,000円増の4,682万5,000円となります。

主な事業は、中段説明欄（３）林道整備事業費の14節県単林道事業2,151万6,000円で、林道中島線、林道竹之下金時線の改良事業を実施するものと、その下、18節山村道路網整備事業負担金2,100万円は、県が実施いたします林道金時線の改良工事に対し、町が負担金として事業費の３分の１を支出するものであります。

次に、次ページ、５款２項３目治山事業費は、前年度と比較し4,374万9,000円減の2,717万1,000円となります。

主な事業につきましては、説明欄（３）治山事業費2,500万円で、菅沼地区における山腹崩壊事

業の準備として測量設計費の600万円と、中島ほか２地区で県単独治山事工事を実施するため1,800万円を計上するものでございます。

次に、その下の６款１項１目商工業振興費に移ります。

144ページをお開きください。最初に、中段説明欄（２）商工振興費1,917万7,000円の主なものは、次ページ中段、18節小山町商工会助成金875万円で、商工会の事業運営費や事務費に対する一般振興助成金と、その下、地域活性化対策助成金620万円も商工会事業に対する助成金で、例年行われております産業祭事業への助成と、コロナ禍の影響により地域経済が打撃を受けていることから、需要の喚起対策といたしましてプレミアム地域振興券発行事業費、住宅・店舗リフォーム助成事業費等に対する助成であります。

続いて、（３）中小企業振興費466万3,000円の主なものは、18節中小企業経済変動対策貸付金利子補給交付金420万3,000円で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で、令和２年度から借入者に対し町が利子補給をするものであります。

次に、その下、６款１項２目フロンティア推進費に移ります。令和４年度は３億9,518万2,000円減の６億7,823万5,000円で、146ページをお開きください、主なものは、説明欄（２）未来拠点事業費のうち、18節、下から５行目、小山町地域産業立地事業費補助金６億3,370万9,000円で、こちらも先ほど歳入でも御説明いたしましたが、富士山麓フロンティアパークに進出する企業の土地購入及び地元雇用に対する補助金で、令和４年度に操業開始が見込まれる３者分を計上するものであります。

次に、148ページを御覧ください。６款２項１目、中段、観光スポーツ推進費に移ります。総額１億5,955万5,000円の主な事業について御説明いたします。

次のページを御覧ください。中段説明欄（２）観光振興費2,697万5,000円では、150ページをお開きください、下から５行目、観光協会助成金1,083万1,000円は、小山町観光協会の運営及び観光誘客事業に対する助成金、その下、おまつり助成金840万円は、富士山金太郎まつり、足柄峠笛まつり等の実施に対する助成金であります。

二つ下、観光地ワーケーション受入促進事業費助成金200万円は、今年度に引き続き、ワーケーションによる観光地への来訪を促進するため、宿泊事業者が行う受入体制の整備に係る助成を行うものであります。

次ページ、説明欄（３）バイ・ふじのくに観光交流促進事業27万円は、コロナ禍の影響により大きく落ち込んだ経済活動の早期復旧を図るため、静岡県知事と山梨県知事が両県の交流を強化していくことで合意したバイ・ふじのくにの取組に賛同し、令和２年度には山中湖村及び忍野村と協定を締結し、令和３年度には富士吉田市と同協定を締結いたしましたので、この取組をきっかけに１市１町２村の間で、人の交流、特産物の交流、観光及び文化の交流を図っていくものであります。

次に、説明欄（４）富士山観光事業費3,570万1,000円の主なものといたしまして、中段下、12

節五合目駐車場管理382万1,000円、こちらは、富士山須走口五合目の来訪者の利便性を高めるため、駐車場及び公衆トイレの管理を委託するものであります。

152ページをお開きください。14節須走口五合目周辺整備366万3,000円は、環境省による富士山須走口インフォメーションセンターの建設に伴い、現在あります町の須走口五合目観光案内所の解体工事を行うものであります。

その下、著名地点誘導標識整備331万1,000円、こちらは、富士山世界文化遺産の構成資産である富士浅間神社への誘導を図るため、国道５か所、県道２か所に誘導標識を設置するものであります。

２行下、18節ふじあざみラインマイカー規制乗換駐車場運営協議会負担金450万円は、富士山の夏山シーズン中、登山者の乗換駐車場の管理費として負担するものであります。今年の夏の富士山須走口の登山者が激減し、富士山観光に大きな影響が生じたことから、令和４年度は、乗換駐車場の駐車料金を無料化し、誘客に努めてまいります。

次に、その下の説明欄（５）スポーツツーリズム推進事業費2,332万円は、本町の観光資源であるモータースポーツ及びサイクルスポーツの聖地づくりの推進やゴルフ振興のための負担金が主なものであります。

主な事業でありますが、下から２行目、12節東京2020レガシー自転車普及啓発事業320万円で、オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードのレガシー事業として、自転車の普及を図るイベントや楽しく安全に乗るための自転車教室、リモートを活用した講座などを年間を通して開催してまいります。

また、次ページ、１行目の東京2020大会レガシーおもてなし空間整備費33万円では、大会期間中、おもてなし空間としてマリーゴールドを植栽したエリアの一部を花壇として、令和４年度も引き続き整備するものであります。

その２行下、18節モータースポーツ協力会負担金200万円は、富士スピードウェイで開催される24時間耐久レースや世界耐久選手権を地域一体となって応援し、町の活性化につなげるための事業を実施するものであります。

続いて、５行下のＴＯＫＹＯ2020自転車ロード開催市町レガシー推進協議会負担金80万円は、開催会場となった御殿場市、裾野市と連携し、オリンピック・パラリンピックに関するレガシー事業を行うための負担金であります。

続きまして、２行下となります、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ負担金1,100万円は、国内外のプロ選手が参加するステージ制ロードレースの開催に当たり、イベント内容や広報の充実を図り誘客を促進するものであります。なお、今年度は、コースの一部に東京2020オリンピック個人タイムトライアルコースを活用し、コースの拡張を図り、大会の高評価をいただきました。令和４年度も同様に実施してまいります。

続いて、２行下、小山町合宿等誘致促進事業助成金210万円は、小山町の須走地区では、標高約

800メートルから1,000メートルの準高地と言われるエリアがあり、標高の低い地点に比べ負荷が多く、トレーニング効果が期待でき、宿泊施設も整っていることから、学生や社会人を対象としたスポーツ合宿に対し宿泊助成をすることにより誘致を図るものであります。

その下、説明欄（６）富士箱根トレイル等維持管理費1,140万4,000円の主なものは、154ページをお開きください、１行目、12節ハイキングコース維持・管理業務292万2,000円は、ハイカーの安全と利便性向上を図るため、町内の８団体の協力によりコースの巡視・整備を実施するための委託料でございます。

次に、４行下、富士箱根トレイルハイキングコース地図アプリ作成業務231万円は、富士箱根トレイルコースにＧＰＳ機能を活用した専用地図アプリを導入するもので､利用者の道迷いを防ぎ、安心・安全なハイキングを楽しんでもらえるよう導入し、誘客を図るものであります。

続いて、18節山のスタンプラリーＹＡＭＡＳＴＡ負担金136万4,000円は、令和２年度に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、登る富士山から見る富士山を推奨することにより誘客を図り、好評であったことから、さらなる富士箱根トレイルコースへの利用者増大を図るため継続し実施するものであります。

次に、中段説明欄（７）クアオルト健康ウォーキング推進事業費151万4,000円の主なものは、次ページ１行目、クアオルト健康ウォーキング事業助成金70万円で、事業実施に不可欠であります実践ガイド指導者の資質向上研修費や実施団体への助成金であります。

その下、６款２項２目観光施設管理費は、総額１億2,293万7,000円となります。

初めに、中段説明欄（３）町民いこいの家管理費１億618万1,000円ですが、令和４年度も直営にて行う町民いこいの家への管理運営費、運営経費となります。

その主なものは、最下段、10節需用費として、年間のボイラー等の燃料代1,818万3,000円、156ページをお開きください。２行目、同じく需用費の光熱水費1,016万4,000円、中段下、施設の運営に当たる委託費で、入浴施設管理費2,473万2,000円と、次ページ、14節施設改修工事3,300万円は、施設の老朽化に伴う男女内風呂の浴槽工事を行うものであります。

続いて、説明欄（４）道の駅地域振興センター管理費207万5,000円は、道の駅ふじおやま、その下、説明欄（５）道の駅観光交流センター管理費100万円は、道の駅すばしりの例年施設の維持管理に必要な経費をそれぞれ計上したものであります。

続いて、説明欄（６）駿河小山駅前交流センター管理費777万6,000円は、センターの運営に係る経費であり、主なものは、158ページをお開きください、12節施設管理366万1,000円は、令和２年度から当施設の運営を行っております小山町観光協会に施設管理を委託するものであります。

続いて、中段説明欄（７）足柄駅前交流センター管理費418万8,000円は、当施設の運営に係る経費を計上したものであります。

次ページを御覧ください。６款３項１目労働諸費953万円の主なものは、説明欄（２）勤労者支援費352万3,000円のうち、18節駿東労働者福祉サービスセンター負担金は、いわゆるベネフィ駿

東に対し325万9,000円を負担するものであります。

次に、（３）雇用対策事業費390万7,000円の主なものは、160ページをお開きください、３行目、18節駿東地域職業能力開発協会負担金265万円で、就業者への技術・技能の習得等を支援する駿東地域職業訓練センターに対する負担金であります。

続いて、説明欄（４）新たな働き方推進事業費210万円の主なものは、18節サテライトオフィス設置支援助成金200万円で、町内に新たにサテライトオフィスを設置する事業者に対し、改修費等の２分の１、１件当たり100万円を上限に助成するものであります。

次に、167ページをお開きください。７款２項３目町道整備事業費、説明欄（３）足柄ＳＡ周辺地区町道整備事業費１億5,300万円は、歳入でも御説明いたしましたが、足柄スマートインターチェンジに接続する町道2415号線道路整備事業を実施するものであります。

次に、209ページを御覧ください。10款１項１目農地農業用施設災害復旧費の413万円と、210ページをお開きください。２目林道施設災害復旧費の254万円につきましては、自然災害の発生時に迅速に復旧対応を行うために準備として計上したものであります。

以上で、経済産業部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで午後１時まで休憩します。

午前11時56分　休憩

午後１時00分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市基盤部長　湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君）　都市基盤部に関する令和４年度一般会計予算について、補足説明を順次いたします。

初めに、歳入の主な内容について御説明を申し上げます。

予算書は26ページを御覧ください。15款１項６目土木使用料のうち１節道路橋梁・河川使用料は、町道及び普通河川の占用料で、前年度に比べ２万6,000円減の1,174万2,000円を計上いたしました。

その下の２節計画調査使用料は、町内27か所の都市公園及び足柄駅前広場の使用料で、前年度に比べ148万1,000円増の269万1,000円を計上いたしました。説明欄３豊門会館入館料が増額の主な要因であります。

次に、同じく３節住宅使用料は、町内９団地384戸の町営住宅家賃と、一昨年８月に供用を始めました落合地域優良賃貸住宅の家賃で、前年度に比べ63万6,000円減の7,479万6,000円を計上いたしました。

続きまして、30ページを御覧ください。16款２項４目土木費国庫補助金のうち１節道路橋梁費補助金の主なものについて順次説明をいたします。

説明欄２地方道事業補助金（スマートＩＣアクセス道路等）7,425万円は、新東名小山パーキングエリア・スマートインターチェンジのアクセス道路であります町道3628号線の整備事業費に対する補助金であります。

次の行の３道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）1,925万円は、上野地内の上の山橋や小山４区の上大沢橋など10橋の設計業務費及び町内34橋の橋梁点検業務費に対する補助金であります。

次の行の４防災安全交付金（道路構造物点検・修繕）3,000万円は、町道小山犬の平線の法面擁壁補修実施設計業務費及び町道一色大胡線舗装補修工事に対する補助金であります。

次の行の５無電柱化推進計画補助金（無電柱化）6,875万円は、町道富士学校線電線共同溝設置工事に対する補助金であります。

次に、２節住宅費補助金の主なものについて説明をいたします。

説明欄２木造住宅補強計画一体型事業補助金150万円は、耐震補強計画工事に対する補助金で、３件分を計上いたしました。

次の行の３社会資本整備総合交付金158万2,000円は、町営住宅長寿命化計画策定業務費に対する補助金であります。

次の行の４住宅相談支援事業補助金106万3,000円は、住宅相談支援員に係る経費に対する補助金であります。

続きまして、36ページを御覧ください。17款２項６目の土木費県補助金のうち１節道路橋梁費補助金4,121万5,000円は、菅沼地内茅沼町営住宅西側の急傾斜地崩壊防止事業費や藤曲ハニ塚地区の測量設計業務費に対する補助金であります。

同じく２節の住宅費補助金のうち説明欄２木造住宅補強計画一体型事業補助金155万円は、耐震補強計画工事に対する補助金で、国庫補助金と同様に３件分を計上いたしました。

以上が歳入の主なものの説明であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。歳出につきましては、一部を除き、目の金額をベースに説明をいたします。

それでは、160ページを御覧ください。７款１項１目土木総務費は、職員人件費と、次のページ、道路河川占用システムや積算システムの使用料、各加盟団体の負担金などを計上した土木総務費及び公共用地測量登記事業費の３事業があり、前年度に比べ888万1,000円減の9,647万1,000円を計上いたしました。

次に、163ページを御覧ください。２目地籍調査事業費は、いわゆる事業費支弁の職員人件費と地籍調査事業費の２事業があり、前年度に比べ53万6,000円減の1,755万7,000円を計上いたしました。令和４年度は用沢地区の調査や小山地区の再測量などを予定しております。

続いて、164ページを御覧ください。２項１目道路橋梁総務費は、職員人件費と道路台帳修正業務や県道整備事業の負担金などを計上した道路橋梁総務費の２事業があり、前年度に比べ4,429

万4,000円増の6,971万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県が実施をする町道3883号線農道保全対策事業などに対する県営事業負担金の増額であります。

続いて、165ページを御覧ください。２目道路維持費は、日常の維持作業費や除雪業務等を計上した町道維持管理費と、各区からの要望事項などに対応する公共施設地区対応事業費の２事業があり、前年度に比べ663万6,000円増の6,055万4,000円を計上いたしました。

続いて166ページを御覧ください。３目町道整備事業費のうち建設課所管の説明欄（２）町道整備事業費は、町単独及びいわゆる防衛９条交付金の道路整備事業に係る経費であり、前年度に比べ7,673万4,000円増の３億270万2,000円を計上いたしました。

主な事業について説明をいたします。初めに、12節委託業務でありますが、町道奈良橋湯船線測量設計業務、菅沼ポテト裏側の町道1253号線測量設計業務及び足柄小学校前の町道2144号線物件調査業務などを予定しております。

次に、14節工事請負費でありますが、防衛９条交付金事業であります町道小山犬の平線及び下小林地内の町道3496号線の舗装補修工事、町単独事業の吉久保パークゴルフ場の進入路であります町道3292号線道路改良舗装工事などを予定しております。

その他、足柄小学校前の町道2144号線などの用地買収費、物件移転補償費、町道2144号線及び町道一色中日向線の電柱移転補償費などが主なものであります。

続いて、167ページを御覧ください。４目公共道路整備事業費につきましては、説明欄の事業ごとに説明をいたします。

初めに、これまでこの目にありました公共道路整備事業費は、町道用沢大御神線道路改良舗装工事をもって一段落をいたしましたので、令和４年度予算には当事業は計上をされておりません。

説明欄（２）新東名関連町道整備事業費は、新東名高速道路のスマートインターチェンジアクセス道路整備事業費などの経費であり、前年度に比べ１億2,950万2,000円増の１億4,749万9,000円を計上いたしました。内容は、スマートインターチェンジアクセス道路であります町道3628号線整備事業の中日本高速道路株式会社への委託業務、同じく町道3628号線の町施工の工事請負費などが主なものであります。

続いて、168ページの（３）道路構造物長寿命化事業費は、橋梁、法面擁壁、路面舗装などの道路構造物の点検業務や補修事業費などの経費であり、前年度に比べ4,688万8,000円減の１億2,003万円を計上いたしました。

内容について説明をいたします。初めに、12節委託業務ですが、上の山橋、上大沢橋など10橋の測量設計、町道小山犬の平線の法面擁壁補修実施設計及び町内34橋の点検業務であります。

次に、14節工事請負費ですが、町道一色大胡田線舗装補修工事及び付帯工事であります。

次に、（４）無電柱化整備事業費ですが、令和４年度から工事が本格化することから、新たに事業費を設けました。内容は、14節工事請負費で、町道富士学校線の電線共同溝設置工事１億3,000万円であります。

続いて169ページを御覧ください。５目急傾斜地崩壊防止事業費は、急傾斜地の測量設計や崩壊防止事業に係る経費であり、前年度に比べ3,071万円増の１億520万4,000円を計上いたしました。歳入で説明をいたしました茅沼地区の崩壊防止事業費に加え、藤曲地区急傾斜地崩壊防止事業や藤曲ハニ塚、坂下地区の測量設計業務などを予定しております。

次に、３項１目河川費は、町内普通河川の維持管理に係る経費であり、前年度に比べ1,706万5,000円増の6,302万2,000円を計上いたしました。内容は、湯沸沢川など３河川の改修工事と県が行う鮎沢川環境整備事業の負担金が主なものであります。

次に、170ページを御覧ください。４項１目計画調査総務費は、職員人件費と旅費や需用費などの事務費や各加盟団体の負担金などを計上した計画調査総務費の２事業があり、前年度に比べ519万2,000円減の5,456万8,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、職員人件費の減額によるものであります。

次に、171ページを御覧ください。２目都市計画費は、都市計画図書電子化業務費などを計上した都市計画費と、景観法に基づく景観形成計画の推進に係る経費を計上した景観形成推進事業費の２事業があり、前年度に比べ269万円減の226万8,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、建物用途現況調査などの委託業務が完了したことによります。

次に、172ページを御覧ください。３目公園費は、これまで職員人件費と都市公園等の維持管理に要する経費を計上した都市公園維持管理費の２事業でありましたが、来年度から都市公園の維持管理の担当部署が変わることもあり、事業構成を大幅に見直しました。

説明欄の事業ごとに説明をいたします。

まず、説明欄（１）は職員人件費であります。

次の（２）公園総務費は、これまでどおり都市整備課が管理する都市公園に要する経費であります。

主な内容を説明いたします。173ページを御覧ください。７節謝礼は、都市公園等の維持管理業務をお願いしている集落支援員２人及び１団体への謝礼であります。

12節の施設維持管理は、金時公園等の維持管理や富士山麓フロンティアパーク小山の緑地の除草費用等であります。

13節土地借上料は須走なかよし公園の敷地借上料であります。

次に、（３）須走多目的広場管理費は、来年度から観光スポーツ交流課が管理する須走多目的広場に要する経費であります。

主なものは、次のページの12節施設維持管理222万9,000円で、施設管理や浄化槽保守業務費であります。

次の（４）誓いの丘公園管理費は、来年度から観光スポーツ交流課が管理する誓いの丘公園に要する経費であります。

主なものは、12節の施設維持管理273万3,000円で、ネポン式トイレの清掃、保守などの業務費

であります。

次の（５）豊門公園管理費は、来年度から教育委員会生涯学習課が管理する豊門公園に要する経費であります。

内容を順次説明いたします。１節報酬は、本年１月から始まった豊門会館、西洋館の常時一般公開に対応するための会計年度任用職員の報酬等であります。

10節光熱水費は、公園内の街灯、豊門会館西洋館の空調機器電気料などで、常時一般公開していることもあり、261万円を計上いたしました。

175ページを御覧ください。12節施設維持管理135万9,000円は、豊門会館・西洋館の機械警備、エレベーター保守管理、トイレ清掃、浄化槽の点検費用及び消防設備点検などの業務費であります。

次に、４目下水道整備費の下水道事業特別会計繰出金は、下水道事業特別会計の起債償還額に合わせて繰り出すもので、前年度に比べ423万8,000円増の9,817万2,000円を計上いたしました。

次に、５項１目住宅管理費は、職員人件費と町内９団地384戸の町営住宅の維持管理に要する経費を計上した町営住宅維持管理費及び30年の事業契約に基づく落合地域優良賃貸住宅の公有財産購入費である地域優良賃貸住宅整備事業の３事業があり、前年度に比べ1,118万8,000円減の7,946万3,000円を計上いたしました。

176ページにかけまして、主な内容を説明いたします。

説明欄（２）町営住宅維持管理費のうち12節、５行目、町営住宅管理代行は、町営住宅の管理を静岡県住宅供給公社が代行することによる委託料であります。

次の行の建設工事設計監理583万円は、町営住宅長寿命化計画策定業務と町住南藤曲団地Ｍ２号棟改修工事設計業務費であります。

次の行の13節住宅用地借上料は、町営住宅６団地の敷地借上料であります。

次の行の14節町営住宅解体事業は、湯船団地２棟８戸の解体工事費であります。

次に、177ページを御覧ください。２目建築指導費は、職員人件費と建築確認業務や町の公共施設建築等の監督業務に係る事務経費及び住宅耐震化を促す補助金等を計上した建築指導費の２事業があり、前年度に比べ663万3,000円減の2,320万2,000円を計上いたしました。

178ページを御覧ください。説明欄の18節、３行目、木造住宅補強計画一体型事業補助金は、３件分を計上いたしました。

最後に、飛びますけれども、211ページを御覧ください。10款２項１目公共土木施設災害復旧費は、普通河川等の災害復旧に要する経費を計上した河川施設災害復旧費と、町道等の災害復旧に要する経費を計上した道路施設災害復旧費の２事業があり、前年度に比べ490万円減の992万6,000円を計上いたしました。令和元年の台風19号による災害復旧が令和３年度予算をもって完了が見込まれることから、公共土木施設災害復旧費の各項目は不測の事態に備えたいわゆる頭出しの予算を計上いたしました。

都市基盤部に関する一般会計予算の説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、教育次長　長田忠典君。

○教育次長（長田忠典君）　教育委員会関係の補足説明をいたします。

初めに、歳入についてであります。

予算書25ページをお願いいたします。上段の15款１項２目民生使用料の２節児童福祉費使用料、説明欄１保育所保育料1,788万7,000円は、納付対象となる町立こども園の０歳から２歳までの園児数を95人と見込み算出しております。

次に、28ページ中段、16款１項１目民生費国庫負担金の３節児童福祉費負担金の説明欄１児童手当負担金１億4,401万8,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、年３回の受給者延べ１万9,115人で計上しております。

次の説明欄２子どものための教育・保育給付費負担金9,492万5,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、148人で計上しております。

次の説明欄３障害児施設措置費負担金4,511万円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイ等に対する国からの負担金であり、70人利用で計上しております。

次に、29ページ下段、16款２項２目民生費国庫補助金の３節児童福祉費補助金の説明欄１子ども・子育て支援交付金2,860万1,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する国からの補助金であります。

次に、31ページ、16款２項６目教育費国庫補助金の３節社会教育費補助金の説明欄１文化芸術振興費補助金131万4,000円は、令和３年度から５年度までの３か年にわたって策定いたします小山町文化財保存活用地域計画の令和４年度の経費に対する国からの補助金であります。

次に、33ページ中段、17款１項１目民生費県負担金の３節児童福祉費負担金の説明欄１児童手当負担金3,243万8,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

次の２子ども・子育て支援給付費負担金4,145万1,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次の３障害児施設措置費負担金2,255万5,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイ等に対する県からの負担金であります。

次に、34ページ中段、17款２項２目民生費県補助金の３節児童福祉費補助金の説明欄２子育て支援事業費交付金1,211万5,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する県からの補助金であります。

次の行、３放課後児童クラブ補助金1,148万円は、町内五つの放課後児童クラブの運営費に対する県からの補助金であります。

次に、47ページ、一番下、22款５項１目雑入、説明欄37職員等給食代1,862万8,000円は、こども園の保育教諭、小学校・中学校の教職員などからの給食代であります。

次に、歳出についてであります。

予算書の110ページをお願いいたします。３款３項１目児童福祉総務費9,691万3,000円の主なものは、次の111ページ下から112ページにかけての説明欄（５）児童発達支援事業費9,120万円であり、幼児などの障害施設への通所等に係る扶助関係の経費であります。

次に、112ページ、３款３項２目児童手当費２億972万5,000円は、０歳から15歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ１万9,115人への給付分を計上しております。

次に、113ページ、３款３項３目こども園費８億1,452万円は、町立こども園４園の管理・運営経費、民間こども園２園の運営に関する扶助費等であります。本年２月１日現在の町立こども園の来年度の入園申込者数は、昨年から58人減の401人となっております。

内訳について主なものを順次申し上げます。

説明欄（１）職員人件費３億3,122万円は、現こども育成課こども育成班の職員及びこども園の正規職員など57人分の人件費を計上しております。

次の説明欄（２）こども園管理運営費２億5,869万3,000円の主なものは、こども園で勤務する会計年度任用職員の１節報酬5,895万8,000円と、２節職員給4,071万8,000円、次のページ、給食に係る賄材料費3,083万円であります。

また、116ページ下段、説明欄（４）民間こども園施設運営費２億1,337万9,000円は、町内の民間認定こども園２園に対する国や県の補助金・交付金に町費を加えて支出する補助金と扶助費であります。

次に、117ページ、説明欄上段（５）こども園整備事業費555万5,000円は、すばしりこども園園舎の17節施設備品550万円が主なものであります。

次に、同じページ下段の４目子育て支援事業費１億1,593万5,000円は、町立４こども園のペンギンランド、子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブ及び子育て支援センターきんたろうひろばに係る経費などであります。

内訳について主なものを申し上げますと、119ページ上段、説明欄（３）放課後児童クラブ費4,577万7,000円は、町内五つの小学校区にある放課後児童クラブ運営に係る委託費が主なものであります。令和３年度から育成会組織を町内一つに統一し、事務を一括して行っております。

次の説明欄（４）子育て支援センター運営費1,962万9,000円は、子育て支援センターきんたろうひろばに勤務する会計年度任用職員の報酬及び期末手当や維持管理に係る経費が主なものであります。

次に、ページを飛びまして、187ページをお願いいたします。ここから９款教育費になります。

９款１項１目教育委員会費121万6,000円は、教育委員４人の報酬が主なものであります。

次に、188ページ、９款１項２目事務局費9,962万4,000円の主なものは、説明欄（１）職員人件費8,321万6,000円で、教育長、教育次長、現こども育成課職員９人分の人件費と、190ページ、説明欄（４）特別支援教育費468万8,000円であります。

次に、191ページ、９款２項小学校費の１目学校管理費２億9,821万5,000円は、小学校５校の管

理・運営に係る経費であります。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄（２）小学校管理運営費１億5,266万1,000円は、各学校に配置しております事務員、用務員及び支援員等の１節会計年度任用職員報酬5,498万4,000円や、同じページ説明欄一番下の10節光熱水費2,820万円などの維持管理に係る経費等であります。

また、194ページ、説明欄（４）小学校給食費１億820万円は、給食員及び臨時栄養士の会計年度任用職員報酬及び職員給と、同じページの下段、10節賄材料費5,270万9,000円が主なものであります。

また、次の195ページ上段、説明欄（５）小学校施設整備費3,242万円は、北郷小学校長寿命化改修工事の設計業務1,453万1,000円と、成美小学校プール更衣室や明倫小学校の給食室の改修工事など、14節の小学校整備事業1,288万9,000円が主なものであります。

次に、同じページ、９款２項２目教育振興費1,958万7,000円の主なものは、説明欄（２）小学校教育振興費の12節外国人英語指導員、いわゆるＡＬＴの派遣費979万円であります。

次に、196ページ、９款３項中学校費の１目学校管理費１億6,628万9,000円は、中学校３校の管理・運営に係るものであります。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄（２）中学校管理運営費１億682万3,000円は、小学校費と同様、各学校に配置しております事務員、用務員及び支援員等の１節会計年度任用職員報酬2,611万9,000円や、次のページ、10節光熱水費2,304万円、同じページ下段の13節土地借上料1,386万4,000円など、維持管理に係る経費等であります。

また、199ページ、説明欄中段（４）中学校給食費5,075万8,000円は、給食員の会計年度任用職員の報酬及び職員給と、次のページ、説明欄上段、10節賄材料費3,078万3,000円が主なものであります。

次に、同じページ下段、９款３項２目教育振興費2,463万4,000円の主なものは、説明欄（２）中学校教育振興費1,917万円で、そのうち12節外国人英語指導員、ＡＬＴの派遣1,485万円が主なものであります。なお、放課後学習室については、令和３年度をもって終了し、代わってタブレットの学習ソフトの活用推進と職員研修の充実を図ってまいります。

次に、201ページ下段、９款４項１目社会教育総務費5,784万3,000円の主なものは、説明欄（１）職員人件費4,407万5,000円の生涯学習課の６人分の人件費と、次の202ページ、説明欄（２）社会教育費1,147万8,000円であります。

次に、204ページ下段、９款４項２目文化振興費1,038万6,000円は、説明欄（２）文化芸術振興事業費693万7,000円と、次の205ページ、説明欄（３）文化財費344万9,000円であります。

主なものは、同じページの説明欄中段、18節アートビレッジ実行委員会交付金340万円と、下段、12節文化財保存活用地域計画策定支援業務249万7,000円であります。

なお、同じページ上段、18節青少年海外チャレンジ応援事業助成金40万円は、小学生から高校生までを対象として、文化芸術活動のスキルアップを目的に、海外留学や遠征に係る費用の一部助成を行うもので、本年度から計上いたしております。また、スポーツについても同様に、同助成金40万円を９款５項１目保健体育総務費にも計上しております。

次に、206ページ、９款４項３目図書館費52万円は、ブックスタートやセカンドブック事業に係る読書活動推進費であります。

次に、同じページ下段、９款４項４目生涯学習センター管理費２億8,239万1,000円の主なものは、説明欄一番下、12節指定管理料１億5,700万円と、次の207ページ上段、14節総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事8,244万2,000円と、直流電源装置更新工事2,158万2,000円であります。

次に、同じページ、９款５項１目保健体育総務費2,293万円は、次の208ページ、説明欄一番上、12節町民プール管理業務282万円と、同じページ、説明欄中段、体育協会助成金1,000万円が主なものであります。

次に、同じページ下段、９款５項２目体育施設費１億6,058万3,000円は、次の209ページ上段の14節多目的広場にジョギングコース設置などを行う改修工事１億1,223万3,000円と、総合体育館の照明灯の修繕工事4,169万円が主なものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わります。

日程第２　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第３　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第４　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第５　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第６　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算
日程第７　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算
日程第８　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第９　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第10　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第11　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算
日程第12　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第13　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算

○議長（遠藤　豪君）　次に、日程第２　議案第29号から日程第13　議案第40号までの令和４年度特別会計及び水道事業会計の予算12件については、一括議題といたします。

なお、議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算の１議案につきましては、２月24日に詳細に町長の提案理由説明及び企画総務部長の内容説明がありましたので、教育次長の補足説明は省略いたします。

それでは初めに、議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算の１件について、理事の補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君）　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算の補足説明をいたします。

令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を１億3,906万2,000円といたしました。

初めに、歳入について御説明いたします。予算書の８ページを御覧ください。

１款１項１目分譲収入8,906万2,000円は、宮ノ台地区及び大胡田地区分譲地の不動産売払収入を計上したものであります。

次に、２款１項１目繰越金5,000万円は、令和３年度の決算見込みから計上したものであります。

歳入については以上であります。

次に、歳出について御説明いたします。予算書の９ページを御覧ください。

１款１項１目、説明欄（２）一般管理費304万7,000円は宅地造成事業を進める上での事務費で、主なものは11節広告料200万円で、分譲地の販売を促進するための広告料であります。

その下、２款１項１目、説明欄（２）宅地造成費20万円は、次の10ページ１行目にあります12節分譲地維持管理の委託料20万円で、分譲に至らない区画の草刈り等、維持管理に必要な作業の委託費であります。

最後に、３款１項１目予備費１億3,581万5,000円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計上するものであります。

以上で、宅地造成事業特別会計の補足説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算の１件について、部長の補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君）　企画総務部の特別会計について補足説明を行います。

議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

当特別会計は、土地開発基金が保有する土地の管理、売買等に関する経費を整理する会計であります。令和４年度は、基金の運用に係る受入れ及び積立てに加え、基金により新たに取得する土地を一般会計に売却するため、歳入歳出予算総額は１億2,021万円としております。

それでは初めに、歳入について御説明いたします。予算書８ページをお開きください。

１款１項１目財産貸付収入20万4,000円は、基金が保有する菅沼地内の土地を新東名高速道路の建設作業員の駐車場として月額１万7,000円で貸し付けるものです。

２項１目不動産売払収入１億2,000万円は、基金により先行取得する須走地内の土地を一般会計へ売却する売却費であります。

２款１項１目土地開発基金繰入金5,000円は、基金が保有する預貯金に対し生じる利子を繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。10ページを御覧ください。

１款１項１目土地開発基金繰出金１億2,021万円は、基金の保有する現金に対する利子相当分である6,000円と、保有する土地に対する賃借料20万4,000円及び基金が先行取得した須走地内の土地を買い戻すための繰出金であります。

以上で、土地取得特別会計の補足説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算の３件について、順次、部長の補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　住民福祉部関係の特別会計予算３会計について、順次御説明いたします。

初めに、議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明します。予算書の３ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億1,000万円で、前年度当初予算額と比較しますと1,000万円の増額、率にして0.5％の増であります。令和４年度は、平成30年度の国保の制度改革により、県が保険者として財政運営の責任主体となってから５年目となります。令和３年12月末の被保険者数は3,562人と、対前年度同月比93人の減少、率にして2.5％の減ですが、１人当たりの医療費が増加傾向にあります。

それでは、事項別明細書により御説明します。７ページを御覧ください。

歳入の主なものについてであります。

１款国民健康保険税３億5,853万2,000円は、対前年度比2,297万1,000円の減額です。これは、被保険者数の減少が主な要因です。

５款の県支出金13億3,660万3,000円は、対前年度比1,208万7,000円の増額で、歳出２款の保険給付費の増額に伴い県の負担が増額となるものです。

７款の繰入金１億2,363万3,000円は、一般会計から繰り入れるもので、保険税軽減分等に対する基盤安定繰入金と職員給与費等繰入金が主なものです。

８款の繰越金7,800万円は、令和３年度の決算見込みに基づくものです。

次に、歳出の主なものについてであります。８ページを御覧ください。

１款の総務費3,858万9,000円は、職員人件費や一般管理費などです。

２款の保険給付費12億9,327万4,000円は、歳出全体の67.7％を占めており、被保険者数は減少傾向ですが、１人当たりの医療費の増加傾向により対前年度比0.7％の増加となりました。

３款国民健康保険事業費納付金５億836万9,000円は、対前年度比128万7,000円の増額、率にして0.3％の増となりました。

５款の保健事業費3,578万6,000円は、特定健康診査、特定保健指導及び未受診者対策事業等に係るものです。

令和４年度も健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策とし、未受診者対策事業として、性別、年齢等、未受診者ごとの状況にあった受診勧奨通知を発送することにより、健康診査の受診につなげてまいります。また、医療費通知の発行やジェネリック差額通知の発行を継続することにより、医療費適正化に引き続き取り組みます。加えて、保健事業と介護予防事業の一体的実施に合わせた糖尿性腎症重症化予防事業を継続します。また、20歳から40歳未満の被保険者を対象とした特定健康診査に準じた検診を実施し、若い世代から疾病の早期発見と重症化予防に努めます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明します。予算書３ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億5,830万円で、前年度当初予算額と比較しますと838万3,000円の増額、率にして3.4％の増であります。後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰入れと、75歳以上の後期高齢者の保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。令和３年12月末の町の被保険者数は2,773人と、対前年同月比39人の減少、率にして1.4％の減となっています。

後期高齢者医療広域連合では、団塊の世代が75歳となり始めることによる県内の被保険者数の増加に加え、１人当たりの医療費が増加傾向にあること、令和４年10月１日から一定以上の所得のある方の窓口負担割合が２割になること等を踏まえ、保険給付費を試算し、その財源を確保するための保険料率を定めます。令和４年度は、２年に１度の保険料率改定年であり、所得割率、均等割額、賦課限度額が改定されております。

それでは、事項別明細書により御説明します。

初めに、歳入の主なものについてです。６ページを御覧ください。

１款の後期高齢者医療保険料２億2,050万円と２款の繰入金3,524万5,000円は、いずれも広域連合の試算に基づき計上したものです。

次に、歳出の主なものについてです。７ページを御覧ください。

１款の後期高齢者医療広域連合納付金２億5,675万5,000円は、歳入で説明しました保険料収入等を広域連合へ納付するものです。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算について御説明します。予算書の３ページを御覧ください。

第８期介護保険事業計画の中間年度となる令和４年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億8,000万円で、前年度当初予算額と比較し2,000万円の減額、率にして１％の減であります。令和３年12月末の認定者数は912人で、対前年度同月比58人の減、率にして６％の減となっています。

それでは、事項別明細書により御説明します。

初めに、歳入の主なものについてです。６ページを御覧ください。

１款の保険料４億3,550万3,000円は、65歳以上の第１号被保険者分の保険料で、保険給付費の23％を負担するものです。

２款の国庫支出金４億1,195万6,000円、３款の支払基金交付金４億8,963万6,000円、４款の県支出金２億8,607万7,000円は、介護保険制度で定められているそれぞれの負担割合に基づく国、社会保険診療報酬支払基金、県からの収入です。

６款の繰入金３億108万7,000円は、国、県と同様、負担割合に基づき町の一般会計から繰り入れる町負担分と地域支援事業に対する繰入金です。

次に、歳出の主なものについてです。７ページを御覧ください。

２款保険給付費17億7,089万9,000円は、第８期介護保険事業計画により、高齢化の進展や介護認定率の見込みから介護給付費を見込んだもので、歳出全体の89.4％を占めており、対前年度比2,889万8,000円の増額、率にして1.7％の増としました。給付の内容は、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の利用に伴う施設介護サービスが主なものであります。

３款基金積立金の１万円は、第８期介護保険事業計画の中間年度のため保険料等の基金積立てを行わないため、対前年度比3,500万円の減額としています。

４款地域支援事業費１億267万2,000円は、地域包括支援センター事業である総合相談事業及び生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業を業務委託するものです。また、生活支援体制整備事業には、地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会と連携を強化し、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていくための支援の業務委託を計上しております。

以上で、介護保険特別会計予算を含め、住民福祉部関係の特別会計予算の説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで10分間休憩します。

午後２時01分　休憩

午後２時11分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算、議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算の４件について、順次、部長の補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君）　経済産業部関係４会計につきまして、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。予算書は別冊となっております。３ページを御覧ください。

令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,040万4,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。９ページを御覧ください。

１款１項１目不動産売払収入、説明欄（１）土地売払金は23億円であります。町が購入いたしました事業区域内の土地のうち、現物である土地で弁済いたします造成工事相当分を除く残余の土地につきまして、事業協力者との協定に基づき事業協力者に売り払うものであります。

２款１項１目繰越金20万円は、令和３年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

３款１項１目一般会計繰入金は、人件費、一時借入金の利子に充当するため、一般会計予算から繰り入れるもので1,020万4,000円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。12ページを御覧ください。

２款１項１目事業費、説明欄（２）事業費4,051万7,000円の主なものは、12節委託料に計上いたしました事業実施に必要な調査及び工事監理、土地の売渡しに必要な許認可協議申請及び確定測量業務に要する費用であります。

３款１項１目元金、説明欄（２）公債費（元金）21億3,160万円と、次のページ、３款１項２目利子、説明欄（２）公債費（利子）のうち、償還金利子1,835万5,000円は、平成29年度から金融機関より借り入れております起債につきまして、歳入予算の中で説明いたしましたが、事業協力者への土地売払金を充当し、一括償還するものであります。

４款１項１目予備費は、歳入歳出の差額から20万円を計上するものであります。

説明は以上であります。

次に、議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。予算書は別冊となっております。３ページを御覧ください。

令和３年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,791万4,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。８ページを御覧ください。

１款１項１目売電収入5,264万8,000円は、木質バイオマス及び太陽光により発電した電気の売電収入として計上するものであります。

２款１項１目繰越金１万円は、令和３年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次のページ、４款１項１目寄附金500万円は、企業版ふるさと納税制度により、企業からの寄附を見込むものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。10ページを御覧ください。

１款１項１目発電事業費の説明欄（２）発電事業費4,577万円の主なものは、10節燃料費3,239万円と12節発電所運営業務1,184万4,000円で、木質バイオマス発電所を稼働させるための燃料費と維持管理及び運営に係る業務委託料であります。

次に、11ページを御覧ください。

２款１項１目元金、説明欄（２）公債費（元金）945万円は、施設建設時及び火災復旧時に伴う安全性の向上を図る工事に、金融機関から借り入れました資金の元金に対して償還計画に合わせ返済するものでございます。

２款１項２目利子、説明欄（２）公債費（利子）269万4,000円は、返済する償還金の利子として計上するものであります。

説明は以上であります。

次に、議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算についてであります。予算書は別冊となっております。３ページを御覧ください。

令和４年度の小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計は、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ19億6,861万9,000円とするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。９ページを御覧ください。

１款１項１目不動産売払収入、説明欄（１）土地売払金19億5,644万円は、町が購入した事業区域内の土地のうち、現物である土地で弁済します造成工事費相当分を除く残余の土地について、事業協力者との基本協定に基づき、事業協力者に売り払うものであります。

２款１項１目繰越金20万円は、令和３年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

３款１項１目一般会計繰入金は、人件費、一時借入金の利子等に充当するため、一般会計予算から繰り入れるもので、1,197万9,000円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。12ページを御覧ください。

２款１項１目事業費、説明欄（２）事業費6,733万円の主なものは、12節委託料に計上いたしました事業実施に必要な測量業務、土地の売渡しに必要な許認可協議申請業務、分筆登記事務及び民間事業者に委託して用地交渉を促進する用地取得支援に要する費用であります。

３款１項１目元金、説明欄（２）公債費（元金）18億7,620万円と、次のページ、３款１項２目利子、説明欄（２）公債費（利子）のうち、償還金利子1,047万5,000円は、平成30年度から金融機関より借り入れております起債につきまして、歳入予算の中でも御説明いたしました事業協力者への土地売払金を充当して一括償還するものであります。

４款１項１目予備費は、歳入歳出の差額から20万円を計上するものであります。

説明は以上であります。

次に、議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。予算書は別冊となっております。３ページをお開きください。

本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施する温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に平成30年度から設置したもので、令和４年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ236万円とするものであります。

初めに、歳入について御説明をいたします。８ページを御覧ください。

１款１項１目温泉使用料、説明欄１温泉使用料33万6,000円は、年度内に見込まれる温泉使用料に１立方メートル当たり350円を乗じた額を計上したものでございます。

次に、２款１項１目繰越金、説明欄１前年度繰越金202万4,000円は、令和３年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。９ページをお開きください。

１款１項１目業務費、説明欄（２）温泉供給施設維持管理費95万8,000円は、温泉供給施設の維持管理、温泉揚湯ポンプの点検業務が主なものであります。

続いて、説明欄（３）温泉供給施設維持管理費31万円は、温泉供給施設の維持管理が主なものであります。

最後に、９ページ、10ページとなります。２款１項１目予備費は、歳入歳出の差額から109万2,000円を予備費として計上するものであります。

以上で、温泉供給事業特別会計予算の補足説明と経済産業部関係の特別会計の補足説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算の２件について、順次、部長の補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君）　都市基盤部所管の下水道事業特別会計及び水道事業会計予算について、順次御説明をいたします。

初めに、議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算について補足説明をいたします。予算書は３ページを御覧ください。

令和４年度小山町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を２億2,126万4,000円とし、地方債を設定し、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円とするとともに歳出予算の流用について定めたものであります。

初めに、地方債についてであります。予算書の６ページを御覧ください。

浄化センター長寿命化対策事業に対して2,040万円、地方公営企業法適用事業に対して250万円をそれぞれ限度額として地方債を設定するものであります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明をいたします。予算書の９ページを御覧ください。

１款１項１目下水道使用料１節、説明欄１下水道使用料は、令和３年度の使用料の実績に基づき、前年度に比べ500万円増の7,300万円を計上いたしました。

次に、９ページ下段から10ページにかけまして、３項１項１目下水道事業費国庫補助金１節、

説明欄１社会資本整備総合交付金は、須走浄化センターの長寿命化を目的に実施をしております電気設備の更新工事及び令和５年度実施予定工事の発注に必要な建設資材等価格特別調査業務に対する国庫補助金で、2,439万2,000円を計上いたしました。

次に、４款１項１目一般会計繰入金１節、説明欄１一般会計繰入金は、下水道事業特別会計の起債償還額をおおむねの基準として一般会計から繰り入れるもので、前年度に比べ423万8,000円増の9,817万2,000円を計上いたしました。

次に、11ページを御覧ください。７款１項１目下水道事業債１節、説明欄１浄化センター長寿命化対策等事業債は、須走浄化センター長寿命化対策事業費に対する国庫補助金の補助残に対する地方債で、2,040万円を計上いたしました。

説明欄２地方公営企業法適用事業債は、下水道事業会計の公営企業会計全部適用移行に要する経費に対する地方債で250万円借り入れるものであります。

続いて、歳出について御説明をいたします。予算書の13ページを御覧ください。

１款１項１目下水道総務費、最下段、説明欄（２）下水道施設維持管理費は、下水道管路や浄化センターの維持管理に要する経費で、前年度に比べ276万9,000円増の7,177万円を計上いたしました。

主な内容について説明をいたします。

14ページ、説明欄５行目、10節光熱水費983万6,000円は、須走浄化センターなど各施設の電気料等であります。

その下、修繕料604万7,000円は、マンホールポンプと浄化センターの自家用発電設備等の修繕料であります。

５行下、12節須走浄化センター維持管理3,780万円は、浄化センターの運転及び維持管理に係る委託料であります。

15ページを御覧ください。説明欄３行目、下水道事業公営企業法適用移行支援業務257万4,000円は、総務省からの要請に基づく下水道事業会計の公営企業会計全部適用移行のための業務委託料であります。

その下、須走浄化センター活性炭交換業務242万円は、５年ごとに実施をしております浄化センターの汚泥脱水機等の活性炭交換に係る委託料であります。

次に、15ページ下段から16ページにかけまして、１款２項１目公共下水道費、説明欄（２）公共下水道費は、小山町下水道ストックマネジメント計画に基づき実施する事業等に要する経費で、前年度に比べ1,784万5,000円減の4,612万3,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

説明欄６行目、14節須走浄化センター長寿命化整備事業4,450万円は、須走浄化センターの電気設備の更新工事費であります。

次に、２款１項１目元金、説明欄（２）公債費（元金）8,571万4,000円は、平成６年度から令

和３年度に借り入れた40件分の償還金元金であります。

その下、２目利子、説明欄（２）公債費（利子）1,030万8,000円は、平成６年度から令和３年度までに借り入れた43件分の起債に対する償還金利子であります。

下水道事業特別会計予算の補足説明は以上であります。

続きまして、議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算の補足説明をいたします。水道事業会計予算書の７ページを御覧ください。

令和４年度の水道事業会計の業務量であります。第２条の業務の予定量に記載してありますように、給水戸数7,320戸、年間総給水量315万2,477立方メートル、１日平均給水量は8,640立方メートル、主な建設改良事業は上水道第７期拡張事業として、配水池築造工事、配水管布設工事などを計画しております。

それでは、予算書の33ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出について御説明をいたします。

初めに収入であります。

１款１項１目給水収益１節水道料金は、令和３年度の料金収入の実績に基づき、前年度に比べ39万円減の２億4,077万1,000円を計上いたしました。

次に、下から８行目、２項３目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得をいたしました固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するもので、前年度に比べ2,144万2,000円増の9,060万円を計上いたしました。

次に、その下、４目消費税及び地方消費税還付金は、課税対象の取引により、受け取る消費税よりも支払う消費税が多くなることから、還付される差額分を1,200万円計上するものであります。なお、令和３年度は受け取る消費税の方が多かったため、計上はしておりません。

続いて、支出について御説明をいたします。34ページを御覧ください。

１款１項１目原水及び浄水費は、水源地の管理やろ過滅菌等に要する経費で、前年度に比べ52万円減の5,638万6,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

13節委託料2,415万3,000円は、説明欄３行目の水道施設巡回・点検業務委託903万5,000円と、その下、水質検査業務委託1,081万3,000円及びその10行下、水源施設の揚水設備等の電気料であります18節動力費2,583万2,000円が主なものであります。

次に、最下段、２目配水及び給水費は、配水池や配水管の維持管理等に要する経費で、前年度に比べ709万4,000円増の3,185万8,000円を計上いたしました。

主なものは、35ページ中ほどの16節修繕費2,659万8,000円で、配水管の漏水などの修繕と計量法に基づきます量水器の交換等に要する経費であります。

次に、下段、４目業務費は、検針や料金調定、収納等に要する経費で、前年度に比べ４万2,000円増の2,744万9,000円を計上いたしました。

主なものは、36ページの中ほど、13節委託料1,023万9,000円で、量水器の検針業務と企業会計処理や料金事務に必要な電算業務の委託費用であります。

次に、36ページ下段からの５目総係費は、水道事業全般に関連する経費で、前年度に比べ39万6,000円減の1,788万3,000円を計上いたしました。主なものは職員の人件費であります。

続きまして、38ページを御覧ください。中段の６目減価償却費は、令和３年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で、前年度に比べ456万8,000円増の１億7,027万9,000円を計上いたしました。

次に、その下、７目資産減耗費は、令和４年度に実施します施設更新工事等により撤去される配水管などの固定資産の未償却額を除却費として計上するもので、前年度に比べ2,850万6,000円増の2,950万6,000円を計上いたしました。

次に、下から７行目、２項１目支払利息及び企業債取扱諸費は、平成６年から令和３年度までに借入れをしました26件分の企業債償還金利子で、438万3,000円を計上いたしました。

次に、39ページを御覧ください。３項３目その他特別損失は、須走低区配水場建設工事に伴い撤去をします既設の須走第３配水池に対して交付されました防衛８条補助金の残存価格相当分を返還するもので、233万4,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明をいたします。

初めに収入であります。40ページを御覧ください。

１款１項１目企業債は、須走低区配水場建設工事及び揚水ポンプ交換工事等に対する企業債で、前年度に比べ7,490万円増の１億5,440万円を計上いたしました。

次に、その下、２項１目国庫補助金は、須走低区配水場建設工事に対する防衛８条補助金と、老朽管更新工事に充当する防衛９条交付金で、前年度に比べ１億744万2,000円増の２億6,488万4,000円を計上いたしました。

次に、下から４行目、４項１目工事負担金は、新東名高速道路建設事業による配水管布設工事に対する中日本高速道路株式会社からの負担金で、前年度に比べ4,566万3,000円増の6,566万3,000円を計上いたしました。

次に、支出について御説明いたします。41ページを御覧ください。

１款１項１目水源施設費は、深井戸などの水源地の建設改良に要する経費で、定期更新事業として新柴水源の取水ポンプの取替え工事費の942万7,000円を計上いたしました。

次に、その下５行目、２目配水施設費は、配水池や配水管等の配水施設の建設改良等に要する経費で、前年度に比べ２億8,770万8,000円増の６億6,236万3,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。職員人件費は、建設改良工事等を担当する職員３人分の人件費であります。

42ページを御覧ください。４行目、13節委託料1,313万5,000円は、配水施設更新工事の概略設計、配水管布設替工事の実施設計及び須走低区配水場建設工事監理の業務委託料であります。

その７行下、41節工事請負費６億2,080万7,000円は、第７期拡張計画事業として実施をいたします須走低区配水場築造工事、老朽管更新工事及び新東名高速道路建設に伴う配水管布設工事等の費用であります。

次に、下から５行目、３目固定資産購入費は、量水器の新規購入及び公用車１台の買換え費用で、506万5,000円を計上いたしました。

次に、最下段、２項１目企業債償還金は、平成６年から平成30年度までに借り入れた企業債21件分の元金償還金で、2,227万7,000円を計上いたしました。

ここで大きく戻りますけれども、７ページを御覧ください。

これらの資本的収支から、第４条に記載をしてありますように資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足をする額２億1,416万5,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補塡をするものであります。

次に、24ページ、25ページを御覧ください。令和４年度の水道事業予定貸借対照表であります。この表は、いわゆるバランスシートと呼ばれるもので、水道事業会計全体の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部であります。最下段の資産合計56億3,390万4,808円は、配水池や配水管などの固定資産が主なものであります。

続いて、25ページを御覧ください。負債の部であります。ページ中ほどの負債合計30億7,989万3,324円は、固定資産取得の財源となりました補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて、資本の部であります。下から２行目、資本合計は25億5,401万1,484円であります。

この結果、次の行の負債・資本合計は、先ほどの資産合計と同額の56億3,390万4,808円となります。

続いて、26ページを御覧ください。令和４年度の水道事業会計の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は、１事業年度の現金の流れを示す表であります。

初めに、下から２行目、Ⅴ、現金の期首残高１億6,846万7,346円に対して、Ⅰ、業務活動によるキャッシュフロー7,879万2,366円を加え、Ⅱ、投資活動によるキャッシュフロー２億4,822万6,552円を減じ、Ⅲ、財務活動によるキャッシュフロー１億3,212万3,000円を加えますと、令和４年度の現金の増減額は、Ⅳの3,731万1,186円の減少となり、これを、Ⅴ、期首残高に加えますと、令和４年度の期末残高は、Ⅵのとおり１億3,115万6,160円と見込まれることとなります。

なお、重要な会計方針等を記載しました注記は27ページ以降にございますので、後ほど御覧ください。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

都市基盤部関係の特別会計の補足説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　部長等の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、３月２日水曜日　午前10時開議

議案第28号から議案第40号までの令和４年度予算13件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれにて散会します。

午後２時47分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　遠　藤　　豪

署　名　議　員　　薗　田　豊　造

署　名　議　員　　米　山　千　晴

令和４年第１回小山町議会３月定例会会議録

令和４年３月２日（第３日）

召集の場所	小山町役場議場			
開議	午前１０時００分　宣告			
出席議員	２番	室伏　辰彦君	３番	小林千江子君
	４番	佐藤　省三君	５番	岩田　治和君
	６番	池谷　　弘君	７番	高畑　博行君
	８番	渡辺　悦郎君	９番	薗田　豊造君
	１０番	米山　千晴君	１１番	池谷　洋子君
	１２番	鈴木　　豊君	１３番	遠藤　　豪君
欠席議員	１番	室伏　　勉君		

説明のために出席した者

町長	池谷　晴一君	副町長	大森　康弘君
教育長	髙橋　正彦君	理事	増井　重広君
企画総務部長	小野　一彦君	危機管理局長	遠藤　正樹君
住民福祉部長	渡邊　啓貢君	経済産業部長	高村　良文君
都市基盤部長	湯山　博一君	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長	池谷　精市君
教育次長	長田　忠典君	企画政策課長	勝又　徳之君
地域振興課長	勝俣　暢哉君	総務課長	池田　　馨君
税務課長	鈴木　辰弥君	小山消防署長	込山　眞治君
介護長寿課長	山本　智春君	くらし安全課長	山口　幸治君
商工観光課長	渡邉　辰雄君	フロンティア推進課長	湯山　浩二君
農林課長	前田　　修君	都市整備課長	込山　次保君
建設課長	清水　良久君	上下水道課長	遠山　洋行君
会計管理者兼会計収納課長	渡辺　史武君	こども育成課長	大庭　和広君
生涯学習課長	平野　正紀君	人口政策推進室長	石田　洋丈君
防災担当参事	伊藤嘉代子君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤　喜昭君	議会事務局書記	池谷　孝幸君

会議録署名議員	９番	薗田　豊造君	１０番	米山　千晴君

散会　午後１時４２分

（議　事　日　程）

日程第１　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算
日程第２　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第３　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第４　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第５　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第６　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算
日程第７　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算
日程第８　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第９　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第10　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第11　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算
日程第12　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第13　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算

議　　事

午前10時00分　開議

○議長（遠藤　豪君）　本日は御苦労様です。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ここで報告します。室伏　勉君は本日の会議を欠席する旨、届出が出されておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第１　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算

○議長（遠藤　豪君）　日程第１　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、２月24日及び25日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるため、会議運営等既定により、発言の場所について、議員は、最初から議員側の壇に登壇し、質疑を行い、当局側は、自席で答弁を行うこととしています。

また、通告に基づき、一覧により順次一問一答で進めますので、よろしくお願いします。

質疑の事前報告の通告順により、発言を許します。

最初に、12番　鈴木　豊君。

○12番（鈴木　豊君）　おはようございます。ただいま議案となりました議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算について、歳入５点、歳出４点の９点質疑を行います。

それでは、通告した順に一問一答で質疑をさせていただきます。

まず、１点目で、歳入の予算書16ページ、１款２項１目２節の固定資産税の滞納繰越分2,400万円で、滞納猶予分を含めての計上ですが、滞納者の理由と納税猶予分を含めて、何件あるのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡辺史武君）　鈴木議員の質問にお答えいたします。

滞納理由については、様々なことが考えられますが、新型コロナウイルス感染対策による緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置に伴う行動制限などにより経済活動が縮小し、消費が低迷したことによる収入の減少が主なものと考えております。

また、滞納件数については、徴収猶予分を含め、約230件の個人及び法人となっております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　１点だけ再質問させていただきます。

これら滞納者への縮減への対応は、どのような対策を講じているのかお伺いしたいと思います。平等な立場で、厳しい対応をしてほしいが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（渡辺史武君）　鈴木議員の再質問にお答えいたします。

固定資産税など町税の滞納繰越分の徴収対策については、賦課担当課と情報を共有するなど、緊密な連携を図り、滞納繰越額の縮減に取り組んでおります。

滞納繰越額の縮減に向けた対応については、効果的なタイミングでの催告書の送付や個々の状況に応じた納付相談を行うとともに、町税や一部料金については、必要に応じ、財産調査や実態調査などを行い、預金差押えなどの滞納処分を実施しております。

今後も税負担の公平性と行政サービスの提供に必要な安定した税収を確保するため、滞納繰越額の縮減に努めてまいります。

以上であります。

○12番（鈴木　豊君）　それでは、次に、２点目で、18ページの１款５項１目１節の入湯税が20万円前年比増で600万円でありますが、新たな課税対象が見込まれたと申しましたが、どこであるのか、また、入湯税の課税対象は何件かお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○税務課長（鈴木辰弥君）　２問目の質問にお答えいたします。

新たに見込みました課税対象は、富士スピードウェイ近隣地に建設中のホテルであります。

このホテルは、今年の秋にオープン予定であることから、オープン以降の入湯税６か月分を見込んだものでございます。

次に、課税対象は何件かにつきましては、現在、温泉施設を稼働しているホテルは２者あり、それにスピードウェイの分を入れ、３者が課税対象の特別徴収義務者となります。

また、入湯客数を４万人と見込んでおりますが、その内訳は、稼働中のホテルが３万人、富士スピードウェイの分を１万人見込んだものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　１点だけ再質問させていただきます。

入湯税は目的税でありますので、できればこのようなものに使っているという歳出面で計上しているのか、再度伺いたいと思います。

また、４年度４万人見込んでいますが、３年度の利用者数は現在どのくらいであるかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○税務課長（鈴木辰弥君）　目的税の歳出の充当先につきましては、主に観光振興に伴う、例えば観光マップのパンフレット印刷代とか、あと、ほかに観光施設の整備等に充当しております。

続きまして、３年度の実績でございますが、今現在、２者が今、特別徴収をしておりまして、現在は入湯客数といたしましては､約２万9,000人の宿泊客数がございます｡金額につきましては、約400万円ほどが今のところ課税をされております。

以上でございます。

○12番（鈴木　豊君）　次に、３点目で21ページの８款１項１目のゴルフ場利用税交付金が1,000万円増額で２億円計上していますが、課税対象の70歳以下のゴルフ場利用者がどのぐらいか把握しているのかをお伺いしたいと思います。

また、利用税の廃止とかの話を何年か前から聞いておりますが、話があるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　最初に、70歳以上の利用者の把握についてであります。

ゴルフ場利用者のうち、課税対象者については、県から報告がございますが、18歳未満の方や70歳以上の方、国民体育大会の出場選手の練習利用などにつきましては、非課税または課税免除となっております。

静岡県は、70歳以上の方の数の公表はしておりません。したがいまして、町ではその人数を把握しておりません。

次に、ゴルフ場利用税の廃止についてでありますが、議員も御承知のとおり、以前から廃止の議論もありますが、令和４年度与党税制改正大綱におきましては、現行制度を堅持するとの結論となりました。

令和３年度は、前年と同様に具体的な税制改正の要望はなく、ゴルフ場利用税の在り方について見直しを行うという要望はございました。当町も加盟しておりますゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟の活動により、現行制度を堅持することができました。

地方財政が厳しい中で、ゴルフ場利用税交付金は、行政サービスやゴルフ振興策を実施するための貴重な自主財源でありますので、現行制度を維持していけるよう、引き続き堅持の要望活動を続けてまいります。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　私は質問の中で、70歳以下の利用者がどのくらいかということで質問しているんですけど、先ほどの回答は70歳以上となっていましたけど、そこら辺の回答をよろしくお願いします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　失礼いたしました。

70歳以下というか、課税対象者の数の報告でよろしいでしょうか。

○12番（鈴木　豊君）　はい。

○総務課長（池田　馨君）　令和３年度につきましては、３月末の報告となります。令和２年度の人数でいきますと、対象者数が令和２年度の実績は31万1,675人でございます。

以上でございます。

○12番（鈴木　豊君）　次に、４点目の46ページの22款５項１目２節雑入の説明欄９道の駅「ふじおやま」3,000万円、10の道の駅「すばしり」2,000万円と昨年と同額計上されていますが、年間利用者数と売上について、予算額の積算基礎内容はどうかをお伺いしたいと思います。

また、３年度の状況はどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、施設ごとに御説明申し上げます。

道の駅「ふじおやま」でございますが、予算額につきましては、協定額が2,500万円となっておりますので、これを基礎に過去の実績から算出し、3,000万円としてございます。

実績でございますが、令和元年度、レジ通過人数につきましては、61万7,607人、販売総額６億2,515万771円、利用料金、納付額でございますが、2,819万9,341円でございます。

令和２年度につきましては、レジ通過人数につきましては、50万2,338人、販売総額５億6,802万595円、利用料金3,105万1,927円でございます。

令和３年度でございますが、12月現在で、レジの通過人数43万8,696人、販売総額５億5,654万2,703円、利用料金2,707万1,000円となってございます。

次に、道の駅「すばしり」でございますが、こちらの協定額でございますが、2,000万円を基本に過去の実績から予算額を算出し、2,000万円としてございます。これは最低額になりますので、これ以下にはならないというものでございます。

実績でございますが、令和元年度、レジ通過人数34万3,304人、販売総額３億3,737万6,747円、利用料金2,000万円、実際に売上総額からの５％になってきますので、そこを基礎とした場合は、1,686万2,000円になります。当然足りない分についても事業者から納付していただいております。

令和２年度の実績でございますが、レジ通過人数22万2,294人、販売総額２億2,532万6,729円、利用料金でございますが、当然2,000万円で、実質1,126万円でございます。不足分についても納めていただいております。

令和３年度11月現在、14万662人、販売総額１億7,258万207円、利用料金につきましては、現在862万5,000円を納付していただいております。最終的には2,000万円というふうになります。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　再質問をちょっとさせていただきます。

今、特に道の駅「すばしり」ですけど、年々売上とか入場者数が少なくなっていますけど、これからの見通しについて、やはり心配しておりますけど、そこら辺の考えはいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　鈴木議員の再質問にお答えいたします。

議員、御指摘のとおり道の駅「すばしり」については、かなり厳しい状況ではあります。ましてや、昨年度、今年度とコロナの影響もありますので、なかなか回復するには難しいんではございますけれど、一応どこまで戻るかはちょっと何とも言えませんけれど、町も協力しながら今進めているところで、事業者から求められる要望につきましては、できるものはほとんど要望に答えるようにしてございますので、どちらにしても協力をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再々質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　結構です。

次に、５点目、歳入の最後ですが、47ページの22款５項１目２節の雑入の説明欄20のミニボートピア富士おやま環境整備協力費2,400万円は、前年より360万円増額計上していますが、売上の１％でありますが、ここ２年間の売上と入場者数はどうであったかをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　ミニボートピア富士おやまにつきましては、ここ２年間はコロナの影響を大きく受けております。

令和２年度の売上実績でございますけれども、19億9,036万3,900円、来場者数は９万4,484人。

令和３年度につきましては、１月末現在でございますが、17億4,884万8,700円、来場者数が９万2,792人となってございます。

今年度は、徐々にではありますが、売上、入場者数とも上昇傾向にあることから、令和４年の歳入予算につきましては、コロナの影響のなかった平成30年度、29年度の実績を基に算出をしてございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　結構です。

次に、６点目の歳出の質疑に入ります。

歳出の予算書88ページ、２款７項１目16節の説明欄６の須走地区活性化事業用地取得費１億2,000万円計上しております。

須走地区のスーパーマーケットの誘致でありますが、取得費の算出根拠と土地の面積や場所等

が分かる範囲で説明していただきたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　須走地区の事業につきましては、町が主体となりまして、須走地区にスーパーマーケットを誘致し、買物需要に応えることにより、須走地区を活性化することを目的として実施するものです。

町が候補地を買収し、造成工事を行い、用地を事業者へ貸し出すことを想定しております。

令和４年度の予算１億2,000万円の内訳でございますけれども、候補地面積約2,000平米の買収費用及び移転補償費合わせて9,000万円、土地造成費用3,000万円を概算で見込んだものであります。

場所につきましては、須走本通りの冨士浅間神社から須走本町の信号までの間となります。

現在、用地の買収に向け、不動産鑑定評価を終え、分筆のための測量業務を実施しているところであります。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　結構です。

次に、７点目の質疑に入ります。

歳出予算書90ページ、２款７項３目12節の人口政策推進事業300万円ですが、どのような業務委託か具体的な内容をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　人口政策推進調査の業務内容についてでありますが、小山町が「選ばれる町」を目指していく中で支障となっている本質的な課題を探り出し、地域経済の再生による地域活性化を図るためには何が必要なのかを町民を巻き込みながら検討するための業務であります。

具体的には、町民や事業者へのヒアリングによる町内市場調査を通じて現状把握と課題整理を行い、町民にも参加していただく会議体において、10年程度の将来を見据えた実効性の高い、地域経済再生の実行計画を設定することを考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　結構です。

次に、８点目で、歳出予算書165ページ、７款２項２目14節説明欄３の道路維持補修事業費3,000万円は前年と同額ですが、各地区要望に対する事業費と思いますが、各地区の要望の何％ぐらいの実施を考えているのか、また、３年度の実施率はどのくらいかをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君）　初めに、令和３年度の各地区要望の全体件数に対する実施率は約39％

となっております。

令和４年度も危険度や緊急度及び費用対効果等を踏まえた優先順位を基に実施していくことを考えております。

また、実施率は全体の要望件数により数字が左右されるため、特に設けてはおりませんが、引き続き効果的な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　再質問します。

ただいま実施率もありましたけど、やはり残ったものについての、やはり再要望とかあると思いますけど、どのぐらい、県への要望もあると思いますけど、39％とか実施率がありましたですけど､そこら辺の残ったものについての対応はどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君）　再質問にお答えいたします。

要望で残ったものの取扱いということですけれども、毎年毎年新たな新規要望が加わってくるということの中で、要望を処理したとしても、新規要望が翌年度上がってくるということになりまして、毎年、同様に建設課の職員が区長等と立会いを行いまして、現地の様子をしっかり確認した後に、やはり優先度を新たに付していくということを考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再々質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　はい、結構です。

それでは、次に、９点目の歳出の最後の質問をいたします。

歳出予算書166ページ、７款２項３目21節の説明欄の立木物件移転補償費において、足柄小学校前の町道2144号線の用地買収や物件移転補償費などと説明がありましたが、この道路はいつ頃までの完成を目指しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君）　本事業につきましては、用地取得及び移転補償物件の状況に応じまして、令和４年度に一部工事着手を検討しているところであります。

工事に際しましては、学校関係者や隣接住民の通行上、全面通行止めができずに、片側ずつ施工する切り回し工事となるため、令和６年度までの３か年での完成を考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　１点だけ再質問させていただきます。

この道路については、幅員は何メートルで、総延長何メートルか、ちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君）　再質問にお答えいたします。

幅員の方ですけれども、車道が約５メートル、歩道がそれに1.5メートルつきまして、全幅6.5メートルでございます。延長は今計画している延長ですけれども、全体で170メートルを予定してございます。

以上であります。

○12番（鈴木　豊君）　以上で私の質疑を終了します。

○議長（遠藤　豪君）　次に、７番　高畑博行君。

○７番（高畑博行君）　通告に従い、７点の質問をさせていただきます。

まず１点目ですけれども、予算書、歳入のページ42ページ、20款２項１目１節の財政調整基金繰入金に３億2,000万円繰入計上されていますが、財政調整基金の総額はどれくらいになるのかお聞きします。

また、ほかの主な基金についても、総額幾らになるのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　高畑議員にお答えいたします。

最初に、財政調整基金の総額についてであります。

財政調整基金の令和３年度末の残高見込みが12億7,150万円余でありますので、令和４年度当初予算では３億2,000万円を繰り入れることとしております。

したがいまして、令和４年度末残高は９億5,150万円余を見込んでおります。

次に、その他の主な基金の令和４年度末の見込み残高でございます。

総合計画推進基金13億9,800万円余、教育振興基金５億7,150万円余、文化財保護基金１億9,320万円余、庁舎建設基金２億5,000万円余でございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありませんか。

○７番（高畑博行君）　結構です。

２番目に移ります。ここから歳出の分になります。

69ページ、２款１項６目12、14、17節に関係します。足柄コミセンに関した改修工事、管理、改修、備品にそれぞれ相当額が計上されていますが、改修内容の説明を求めます。

また、必要備品の説明も併せてお願いします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君）　改修内容としましては、建物は外壁の補修と塗り替えを行います。屋根をカバー工法で改修します。旧支所事務所は調理室に、和室は畳を撤去し、中会議室に改修いたします。ホールのステージは倉庫に、２階の調理室は研修室になります。駐車スペースも増やす予定でございます。また、照明をＬＥＤ化し、空調設備を更新いたします。トイレを洋式化

し、多目的トイレを追加するなど環境とバリアフリーに配慮したものとなっております。

備品といたしましては、調理室に関するもののほか、老朽化した机、椅子の更新やウェブ会議に対応したテレビの配置を計画しております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありませんか。

○７番（高畑博行君）　再質問させていただきます。

この改修工事は、令和４年度単年度で工事完了の見通しかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君）　令和４年の７月の中旬から工事を行いまして、令和５年の２月いっぱいに終わる予定でございます。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　再々はございませんか。

○７番（高畑博行君）　結構です。

次の質問です。90ページ、２款７項３目12節おやまライフデザイン支援事業、この支援事業300万円は、これから結婚、子育てを迎える若年層に対し、地元の魅力を見いだしながら自分の将来をイメージする機会を提供する業務委託料だという説明がございましたけれども、なかなかイメージができません。詳しく説明願います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　おやまライフデザイン支援業務の内容についてでございますが、都市部への流出意向が高い若年層に、町内の様々な情報や体験を共有してもらい、地方にあっても多様で豊かな人生を実現できるイメージを喚起し、ふるさとを見つめ直す機会を提供することで、定住意向の拡大を図ることを目的とした事業であります。

具体的には、立地企業など町内事業者の協力の下、進路選択期の学生を中心とした将来設計セミナーや、広く若年男女を対象とした体験・交流イベントなどを計画しておりますが、新型コロナウイルス感染症等の状況も見定めながら、より効果的な事業となるよう進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○７番（高畑博行君）　ありません。

４番目の質問です。142ページ、５款２項１目18節林業・木材産業構造対策事業補助金についてであります。

この補助金は、全額県からの補助金で補助するものですが、林業エリアに進出を計画している２者の施設整備事業に充てるものだという説明がありました。２者の社名と事業内容を説明願います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君）　高畑議員の御質問にお答えいたします。

この林業エリアでは、木材関連の施設を誘導いたしまして、川上から川下への流通の効率化を図る目的で、企業の提案の募集を行い、２者の提案を受け、事業指針や取組の意欲のある事業として承認をいたしました。

１者は原木流通センターとの連携によりまして、町の木材利用を行う企業、もう１者は、金太郎発電所の熱利用事業を行い、未利用材の利用を促進するものでございます。

この２者の公表につきましては、フロンティア推進区域におけるほかの企業の公表時期と同様、今後、関係法令等、事業化の正式な手続をなされる前の途上であることから、公表の時期を見て、今後お知らせいたします。

なお、２者の事業につきましては、議員おっしゃいました県の補助金を利用して事業を進める計画がありますため、正式に事業を図られる際に、執行をするために予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○７番（高畑博行君）　再質問です。

熱利用もできるというふうなお答えがありましたけれども、総じて、この２者が進出することでの町としてのメリットについてお伺いします。

また、これらの施設の完成並びに稼働開始時期についても併せてお伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君）　高畑議員の再質問にお答えいたします。

この企業が進出にすることにより、町が課題となっておりました木質バイオマス発電所の熱利用、こちらの推進を図れるということは、皆様、御指摘も今までいただいたところでありますので、こちらの解決に十分図れると思いますし、先ほど申しましたとおり町内の木材利用を推進する意味でも施設の集約化というものをこのエリアで図っていくことは大変有意義なものであると考えております。

そして、企業の開始時期でございますが、令和、一応予定としては、今のところ５年ということを聞いておりますけれども、今後の、先ほど言いました法令関係の手続等がございますので、予算につきましては、令和４年度で計上しているところでございます。

以上でございます。

○７番（高畑博行君）　次の質問です。５番目、153ページ、６款２項１目18節小山町合宿等誘致促進事業助成費、この助成金210万円は、高地トレーニングに来る学生や社会人を対象としたスポーツ合宿に対する宿泊助成ということですが、須走地区に来るチーム等に限るものなのでしょうか。スポーツ合宿となれば、多目的広場や小山球場を利用した合宿も誘致によっては可能と考えますが、その点をどうお考えでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　高畑議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、準高地トレーニングに限るものではなく、交流人口の拡大と利用者側のニーズに応えるためには、町有施設の活用も視野に検討してまいります。

現在、静岡県東部地域局により富士山麓準高地トレーニング推進会議が組織され、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町が参画し、令和元年度から意見交換を行っておりますが、公共施設の利用に関しては、町民が優先されることから、誘致先のニーズに応えられないことが課題となっておりますので、町民の利用を損なわないよう配慮しながら、まずは誘致に向けて小山町をＰＲしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○７番（高畑博行君）　ありません。

６番目の質問です。167ページ、７款２項３目14節足柄ＳＡ周辺地区町道整備事業費についてであります。

この１億5,300万円は、足柄スマートインターチェンジに接続する国道2415線の整備に係る経費ですが、周辺開発業者から歳入の部で8,580万円の協力金を受け、実施するものです。

今回は、町道2415線のどの辺りの工事なのか説明願います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　令和４年度につきましては、足柄サービスエリア下り線側付近の東名跨道橋向原橋から東京方面に向けまして、延長200メートル区間の道路改良工事を予定しております。

主な工事内容は、擁壁工及び排水構造物工でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○７番（高畑博行君）　再質問をさせてもらいます。

この町道2415線の工事ですけれども、橋を架ける工事が大工事になると思われます。橋の工事は何年頃になるのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　再質問にお答えいたします。

町道足柄三保線をまたぐ橋梁工事でございますけれども、こちらの方は、令和２年度の末に発注しておりまして、完成予定時期は、当初令和４年度の夏頃を見込んでおりました。

しかし、現在この橋梁工事の関係で、県道御殿場大井線側から工事用道路として、進入路として使う道路の工事を行っておりまして、もろもろの準備をしておりまして、工事の方が遅れております。が、橋梁工事につきましては、来年度中の完成を目指しているところでございます。

以上でございます。

○７番（高畑博行君）　最後の質問になります。

174ページ、７款４項３目豊門公園管理費についてであります。

４月から豊門公園は、生涯学習課が管理ということのようですが、豊門会館と西洋館は、文化財の視点から生涯学習課でも分かるんですけれども、公園まで生涯学習課が管理しようというのはちょっと筋違いじゃないんだろうかと私は感じたわけです。そうなった理由を説明願います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　豊門公園につきましては、殖産興業時の遺産として国登録有形文化財の豊門会館、西洋館とともに大幅な改修を行っております。都市公園の位置づけではありますが、やはり文化財的な要素が強く、一体的に管理運営をし、文化財を利活用したまちづくりを推進していくことが重要であると考え、生涯学習課の所管といたしました。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○７番（高畑博行君）　再質問です。

公園内の植生の植え替えだとか、剪定業務ですね、それから遊歩道が傷んだようなときの改修等の必要性が生じた場合も生涯学習課が入り口になってやるということですか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　高畑議員の再質問にお答えをいたします。

公園内の整備については、今後は生涯学習課の方で管理運営をしていくことになりますので、その辺も含めて、全て生涯学習課の方でやっていくということになります。

以上でございます。

○７番（高畑博行君）　再々質問です。

そうなりますとね、今まで都市整備課が中心にやってきた仕事が全部移るわけですよね、生涯学習課に。そこまでしていいのかなという。だから、ここに縦割りの難しさがあるんだけれども、やっぱり担うべき仕事は、そこで担わなきゃいけないんじゃないかなという私は感じがしているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　高畑議員の再々質問にお答えいたします。

今回機構改革、既に12月の定例会でお認めいただきました。

この中で、小山町の方でスポーツツーリズム、それから、文化ツーリズムという言葉は明確には使っておりませんが、この文化財を一体に有効活用しようということで、今回、教育委員会生涯学習課の方へ所管替えということでさせていただいております。

で、御指摘のとおり植栽の手入れであるとか、確かに公園の日常の管理というのは、これは確かに手間がかかる、お金のかかる仕事でございますが、この辺につきましては、現在の管理課であります都市整備課、それから生涯学習課の方で打合せを重ねまして、その事務の引継ぎであるとか、その辺のノウハウの伝授、この辺を現在進めております。

御指摘のとおり、公園は公園でという専門家という考え方もございますが、今回の機構改革では、一体活用による有効活用、これを目指すということで、機構改革をしたものでございます。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　以上で、７件の私の質問を終わりにします。

○議長（遠藤　豪君）　次、２番　室伏辰彦君。

○２番（室伏辰彦君）　通告に従い、質問を６件させていただきます。

まず、第１番目、総合的な質問で、予算関係、提案説明の中から、住民幸福度日本一の町にするために、令和４年度、新たに予算化されたものを具体的にお示しください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　室伏辰彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

新たに予算化された具体的なものということでございます。

予算書の69ページ、足柄地区コミュニティセンター改修事業でございます。地域のニーズに合わせた改修を行うことを予定をさせていただいております。

次、予算書の86ページ、須走地区活性化事業、地区の課題となっております買物環境拠点の施設を誘導するというものでございます。

次に、予算書の205、208ページ、青少年海外チャレンジ応援事業でございます。こちらは、スポーツ芸術活動など世界に挑戦する青少年の遠征費などに対し助成をするものでございます。

次に、209ページ、多目的広場改修でございます。こちらは、生涯学習センター多目的広場にジョギングコースを新たに設置をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　結構です。

２問目、予算書３ページ、第１条で歳入歳出予算の総額を125億5,000万円としていますが、小山町の人口などの規模からして、適正な予算であるかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　お答えをさせていただきます。

令和４年度予算は125億5,000万円であります。過去２番目の規模の予算額となっております。

10年前の平成24年、当初予算77億6,000万円と比較してみました。結果として、47億9,000万円の増となっております。

この差について分析をいたしました。歳出につきましては、人件費が５億8,300万円、物件費が４億7,000万円、扶助費が３億9,000万円、補助費等が９億2,300万円、普通建設事業費が19億2,400万円の増となっております。

平成28年度以降のふるさと納税の積極的な取組と山地強靭化、新東名関連事業などの取組を推進するため、普通建設事業費等の投資的経費だけでなく、扶助費、補助費等の経常的経費が増加

しており、予算規模が拡大しているのが実情でございます。

一方、財政の方針について、内部で検討してまいりましたが、増大する行政需要に対しまして、今後も人口減少が見込まれ、長期的に予算規模を縮減させる必要があると考えております。

臨時的経費の縮減だけでなく、経常的経費の縮減に早期に取り組む必要があり、令和５年度以降の予算編成に向けまして、専門家を交え、戦略的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　次、３番目行きます。

予算書、歳出90ページ、２款７項３目（２）18節民間賃貸物件リフォーム助成金、500万円のアパート改修費用の一部助成は、どのような改修がこれに当たるのかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　民間賃貸物件リフォーム助成金についてでありますけれども、助成対象となる改修内容については、賃貸契約を締結して賃貸する民間共同住宅の住戸専有部分について、部屋の間取りの変更や洋室化などの模様替え改修のほか、防犯性を高めるテレビモニターホンの設置や玄関デジタルキーへの変更、快適性を高めるエアコンや洗浄機能付便座の設置など、住戸の機能や付加価値を高める改修を対象とする予定であります。

なお、地域振興の観点から、町内に本店・支店等の事業所を有する事業者による改修工事を助成の要件に盛り込むこととしており、改修費用の３分の１を一部屋当たり10万円を上限に助成することを考えております。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　次、４番目行きます。

予算書、歳出137ページ、５款１項２目（３）18節小山町鳥獣被害対策協議会補助金243万8,000円、昨年は460万1,000円で、200万円の減額になっておりますが、その理由は何でしょうか、伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○農林課長（前田　修君）　平成４年度の予算は、243万8,000円でありますが、このうち、主となるものは、有害鳥獣の捕獲頭数に対し交付される研究捕獲活動支援事業費223万4,000円であります。これに加え、令和３年度は、用沢地区にて、鳥獣被害防止総合対策事業として鳥獣被害防止用電気柵、延長2,110メートルを地権者による直営施工にて実施しました。本事業の資材費として補助金約200万円を支出しております。

当該年度は、令和４年度はこのような計画がないことから、昨年度の予算と比べ減額したと考えられます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　有害鳥獣の方なんですけども、年々増えているんでしょうか、それとも減っているんでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○農林課長（前田　修君）　室伏辰彦議員の再質問にお答えします。

手元の資料では、おおむね鹿、イノシシ合わせて、大体、平均的には、年間300頭前後の捕獲をしております。ちなみに、昨年が319頭、今年は今現在、１月現在でございますけど、167頭ということで若干少なくなっておりますけども、これは年によって波がありますが、おおむね300頭前後というところであると思います。

○２番（室伏辰彦君）　では、次、質問します。

予算書、歳出142ページ、５款２項１目（３）18節しずおか林業再生プロジェクト推進事業補助金833万3,000円は、どのような補助金でしょうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○農林課長（前田　修君）　しずおか林業再生プロジェクト推進事業補助金は、高性能林業機械を導入する事業者に対し、事業費の最大３分の１を県が間接補助するものであります。

今年度は、町はグラップル付きのトラックを導入計画している町内の林業事業者に対し、県からの補助金として計上したものであります。

○２番（室伏辰彦君）　最後の質問です。

予算書、歳出145ページ、６款１項１目（２）18節地域活性化対策助成金620万円、昨年度は420万円でした。この200万円増額ですが、その理由は何でしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　室伏議員の御質問にお答えいたします。

令和３年度と令和４年度では、説明欄小山町商工会助成金と地域活性化対策助成金の予算の組替えもありました。

増額の主な理由といたしましては、産業祭事業については100万円を150万円に増額、住宅・店舗リフォーム助成事業50万円を200万円に増額したものが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　ありません。

以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時57分　休憩

午前11時06分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、６番　池谷　弘君。

○６番（池谷　弘君）　本日は６件の質問をさせていただきます。

まず１点目、予算書歳出129ページ、４款２項１目（２）12節の水生生物調査93万5,000円の予算内での調査内容とその調査の結果の活用方法について伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　池谷　弘議員の御質問にお答えいたします。

水生生物調査につきましては、令和３年度予算の名称では、環境基本計画調査となっていたもので、令和元年度から実施をしております小学生を対象とした環境学習事業であります。

今年度と同様に、学校の夏休み期間を利用し、鮎沢川の浅瀬において、水辺に生息する生物を現地で調査し、美しい水辺環境の保全を啓発するものです。

調査結果は報告書にまとめ、ホームページで公表するほか、参加児童に配付し、学習の成果として活用されております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○６番（池谷　弘君）　一つだけお願いします。

今報告がありましたように昨年は環境基本計画という名称でなっていたということですが、本年、水生生物調査という項目は、ちょっと名前を変えた理由等があれば教えていただきたい。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　名称を変更しました理由としましては、予算書の内容をより分かりやすく明確化するために、名前を調査の名称に変えさせていただいたものであります。

以上であります。

○６番（池谷　弘君）　結構です。

それでは、引き続きまして、２問目の質問をさせていただきます。

予算書130ページ、４款２項１目（５）18節太陽光発電システムをこども園等の公的施設に設置していく考えはあるのかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金は、省エネ推進を図る目的で、個別住宅への太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの設置者へ設置費用の一部を補助するものであります。

公共施設への設置につきましては、今後、所管する関係部署と公共施設等マネジメント委員会との連携を図りながら調査研究を進める計画であります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○６番（池谷　弘君）　要望ですので、要望で、公的施設でも率先して小山町も取り組んでいくと

いうようなことを町民にもＰＲしていく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、３件目、予算書歳出の131ページ、４款２項２目（２）12節河川水質測定で、湯船原工業団地から河川への排出場所の水質測定は、どのようになっているのかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　湯船原工業団地の排水における水質検査は、同じ12節内の工業排水路水質測定において、河川放流前の水質を検測監視しております。

工業排水路水質測定の75万9,000円は、富士小山工業団地・ハイテクパーク及び湯船原工業団地、新産業集積エリアの３か所を毎月１回の頻度で検査を実施するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○６番（池谷　弘君）　それでは、再質問を１点だけ。この水質測定の結果の公表等はどのような形で行われるのかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　再質問にお答えいたします。

この水質検査結果につきましては、ホームページ等で公表をしたいというふうに考えております。

以上です。

○６番（池谷　弘君）　それでは、引き続きまして、４件目の質問をさせていただきます。

ページ、133ページ、４款３項２目（２）10節生土最終処分場の修繕内容と、今後も修繕費の発生予測について伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　生土最終処分場の修繕内容につきましては、浸出水処理施設に関わる修繕で、老朽化した循環ポンプの交換及び施設躯体の鉄骨をケレンし、再塗装する計画であります。

施設の消耗部品は、今後も定期的に交換する必要がありますので、小規模な修繕は発生するものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○６番（池谷　弘君）　１点、お願いいたします。

今後、生土最終処分場の使用は大体これから何年程度を予定しているのかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　再質問にお答えいたします。

来年度の予算におきまして、委託料の中で、現地の測量業務を計上させていただいております。

この現地測量におきまして、残余容量の確認を正確に把握をするための測量でありますので、来年度、測量実施後にどのくらい、あと何年ぐらい、年平均の容量を入れることが、収めることができるのかということで、来年度の測量結果を見て、検討をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○６番（池谷　弘君）　結構です。

それでは、引き続きまして、５件目の質問をさせていただきます。

予算書184ページ、８款１項４目（２）18節電線接触等予防伐採は、どの地域を考えているのか、また、今後も継続をしていく予定があるのかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君）　電線接触予防伐採についてお答えいたします。

実施地区につきましては、令和４年度は、桑木地区の町道2385号線、300メートル、町道桑木新柴線（ＪＲ御殿場線桑木踏切から桑木公民館前）、およそ200メートルを予定しております。

事業の継続につきましては、災害時における安定的な電力供給と停電の早期復旧を図るため、今後も東京電力と連携し、計画を行い、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○６番（池谷　弘君）　確認事項なんですけれども、東電が行う伐採でなく、町独自というか、東電とも協力するよというような話もあったんですけど、これは東電との関連、すなわち、東電が行うのではなく、町独自の伐採として考えていいのかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　再質問にお答えいたします。

東京電力というか、電力事業者と本町とのコラボというか、共同事業というふうに御認識いただければと思います。

以上であります。

○６番（池谷　弘君）　それでは、最後の質問をさせていただきます。

予算書194ページ、９款２項１目（４）10節給食食材の地産地消の使用状況と今後の対応について伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君）　町内全小中学校の給食用のお米は、町内産のコシヒカリを使用しております。

また、常に地場産物の野菜などを使用するよう意識した献立づくりを心がけ、特に毎月19日のふるさと給食の日や６月と11月のふるさと給食週間では、多くの県内産の地場産物を使用しております。

本年度の６月と11月の給食週間における地場産物の使用割合は、それぞれ49％と45.5％であり、

小山町保健計画の部門別計画である食育推進計画で、学校給食に地場産物を使用する割合の目標値としている40％を上回っているところであります。

今後も、小山町認定農業者協議会などと連携し、学校給食へ地場産物を使用できるような体制を整えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○６番（池谷　弘君）　１点だけお願いいたします。

地場産品で米については、保管機関もあるんで特に問題ないと思うんですけれども、特に野菜関係の地産地消につきましては、生産者である農業者への使用時期の依頼が必要で、できるだけ早い依頼をしないと、なかなか量とかそのものを確保するのは難しいと思うんですけれども、どの程度早く、使用時期を明示できるかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君）　どの程度早く明示できるかにつきましては、今後、町の農林課、また、学校給食専門部会等々、連携を取りながら速やかな発注ができるように心がけていきたいと考えております。

以上であります。

○６番（池谷　弘君）　以上で質問を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、５番　岩田治和君。

○５番（岩田治和君）　予算書の歳出の関係でお伺いいたします。

まず、130ページ、４款２項１目事業（４）７節のところにあります資源リサイクル活動奨励金200万円の詳細についてお伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　岩田議員の御質問にお答えいたします。

資源リサイクル奨励金につきましては、古紙類・アルミ缶などの資源物の回収活動を行う町内の団体に対し、１キログラム当たり８円の奨励金を交付するものであります。

現在は、子ども会や婦人会など28団体が登録し、活動されており、過去の実績等から勘案し、合計で25万キログラムの回収を見込んでおります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○５番（岩田治和君）　再質問します。

キロ当たり８円ぐらいの助成だということで､団体数も28団体というようなお話なんですけど、やはりＳＤＧｓの新しい方向で、リサイクルというのが今後活動をどんどん進めなければならない、行政主導でやらなきゃならない問題でもあると思いますけど、助成額、この200万円では、まだ私は少な過ぎるんじゃないかなというような感じは受けますけど、今現在、その金額で十分な

のかどうかその考えをお伺いします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君）　再質問にお答えいたします。

８円という単価につきましては、適正かどうかといったところでは疑問もあるんですけども、特に団体の方から単価の改定等についての御意見は今の現状では出ておりません。

ただ、今後、やはり議員おっしゃるとおり、環境施策については、注目されていくところでありますので、単価の改定等についても、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○５番（岩田治和君）　次に行きます。

205ページ、９款４項２目事業の（３）12節文化財保存活用地域計画策定支援業務は249万円ほどの予算が計上されていますけれど、この内容について詳細をお願いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君）　岩田議員にお答えいたします。

町では、町内の指定、未指定を問わず、全ての文化財を確実に後世に継承するとともに、文化財を有効活用して、まちづくり、商工・観光との連携により地域の活性化につなげることを目的に、小山町文化財保存活用地域計画を策定するため、令和３年度から５年度までの３か年継続事業として取り組んでいます。

この計画策定に当たり、文化財分布図の作成や掲載する文化財の一覧表の作成などの計画準備及び文化財所有者等へのヒアリング調査、文化財の洗い出しなど、多岐にわたる作業が必要となりますので、これらの業務の支援を行うために、外部委託するものでございます。

なお、契約額は３年間で778万円でありまして、２年目となる令和４年度分の委託料として、計上したものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○５番（岩田治和君）　終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、10番　米山千晴君。

○10番（米山千晴君）　令和４年度当初予算の提案説明の中において、１件の総括質問をさせていただきます。

令和４年度小山町一般会計予算では、125億5,000万円で、近年では積極的な予算編成をしていると、このように思っております。

町長におかれましては、オリンピック・パラリンピックのレガシー創出を契機として、スポーツツーリズムによるまちづくりの事業、新型コロナ感染症の影響を踏まえた経済対策及び三来拠点事業の推進を軸に、人口政策を重点に推進する必要性を挙げられました。

具体的な施策を行う中で、寄附金を募ることや持続可能な財政運営をこの予算に盛り込んでい

ると思慮されます。

また、様々な政策課題に取り組んでいく中で、厳しい予算編成をしていると明示しながら、地域課題解決にも取り組むために、経常的経費は縮減を図り、活用可能な特定財源を確保し、町運営をしていくと表明されました。

ここで、町が現在持っている特定財源についてお聞きしたいと思います。

特定財源の一つに総合計画推進基金が入ると認識しておりますが、来年度、多額の基金を投入しておりますが、この基金の主な事業は、継続的に投入が必要な計画的事業への投入なのか、また、６款１項２目小山町地域産業立地事業補助金の財源、総合計画推進基金は、今後、進出を予定しております企業の支出予定金額は確保できているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　米山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最初に基金は継続的に必要な事業に繰り入れているのかについてであります。

原則として臨時的である投資的事業に繰入れをすることとしておりますが、令和４年度重点事業として、スポーツツーリズム推進事業などにも繰入れをする予定としております。

次に、地域産業立地事業補助金ですが、今後、立地する企業の支出予定額は確保されているのかについてでございます。

町負担分といたしまして、令和４年度には３社に３億1,685万5,000円、令和５年度では２社に１億2,864万円、令和６年度では５社に９億5,000万円を予定しています。

３か年度の総額で13億9,549万5,000円を予定をしております。

令和３年度末の総合計画推進基金残高は、22億820万円余でありますので、地域産業立地事業補助金の町負担分は確保できていると考えております。

今後も支出予定額を基金残高が下回らないよう基金を活用してまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○10番（米山千晴君）　１点だけ再質問させてください。

やはり、そこにお金があると、どうしても手をつけてしまいたくなるのが人間の常だと思いますが、いずれにいたしましても、総合計画推進基金、これは大事な私は基金だと思っております。ぜひこれを枯渇しないような施策を今後とも進めていっていただきたいと、このように思っております。いずれにいたしましても、ここ５年、６年で小山町には全ての企業が進出してくるわけでございますが、その企業のためにも、私ども行政と一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　次に、４番　佐藤省三君。

○４番（佐藤省三君）　通告によりまして、５点質問させていただきます。

まず最初に、29ページ、歳入の方ですが、16款２項２目第３節保育士等処遇改善臨時特例交付金700万円とあります。この交付金は、何人分に当たりますか。そしてまた、１人当たりはどの程度の金額になるのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君）　佐藤議員にお答えをいたします。

保育士等処遇改善は、１人当たり月額３％程度の賃上げを行うものであり、交付金の700万円は、補助金の性質上、令和４年９月までの半年分を計上したものでございます。

対象は、町立こども園の会計年度任用職員65人と民間こども園職員の52人の合計117人分であります。

なお、10月以降の賃上げ分につきましては、交付税等の措置により引き続き実施をしていくというものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○４番（佐藤省三君）　結構です。次に、移ります。

これからは歳出について伺います。86ページ、２款７項１目（３）事業で、地域公共交通活性化事業費8,249万4,000円、これは３年度より微増となっているようであります。

予算の提案説明にデマンドバスの運行改善ということがあります。どのように改善するのか、具体的にお伺いしたいと思います。

また、経費の削減については、どのように取り組むのかお知らせ願います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　令和４年度からは、平日の運行時間延長や明神峠、足柄峠といった町内の観光スポットや御殿場市内の高校近くへのバス停の追加、無料Ｗｉ－Ｆｉの設置、キャッシュレス決済の導入など、より快適な移動手段となるようサービスの拡充を行っております。

運行経費の削減策につきましては、今述べた利便性向上による利用者の増加や広告収入の検討、新たな国の補助金の活用などが挙げられます。

なお、国、県の補助金を加味したコミュニティバスの運行経費は、昨年対比で約1,100万円の減額を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○４番（佐藤省三君）　御殿場市内あるいは観光スポット等でデマンドバスの行き先が増えているというふうなことですが、具体的に御殿場市内の増えている場所ですか、これはお知らせ願えますか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

御殿場市内に追加したバス停ですけれども、三つございまして、三つの高校、御殿場高校付近の中町のバス停のところ、それから、南高校の付近のバス停に１か所置きました。それと、御殿場西高校前のところにバス停を一つ設置して計三つを追加してございます。

以上でございます。

○４番（佐藤省三君）　それでは、三つ目の質問に移ります。

137ページ、５款１項２目（３）の１節鳥獣被害対策実施隊報酬80万円とありますが、この実施隊の活動内容、これは、以前に御説明あったかと思いますが、もう一度改めて伺いたいと思います。活動内容や人員数、それから猟友会との関わり、これらについて伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○農林課長（前田　修君）　鳥獣被害対策実施隊について御説明いたします。

実施隊の主な活動内容でありますが、住民からの鳥獣に関する通報対応や地区要望による鳥獣被害防止対策として被害箇所の調査や、わなの設置等の対応を実施しております。

実施隊の活動報酬として隊員に日額1,000円、延べ800日分を計上しております。

人員数としましては、報酬の対象となりますのは駿東猟友会小山支部の会員８名であり、こちらは猟友会員の中から支部長が推薦する者として選出されております。更に農林課の職員10名、合計18名で組織されております。

令和２年度の実績としましては、出動回数が204回、出動延べ600人ということになります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○４番（佐藤省三君）　猟友会の方々と、ほぼ重なっているということなんですけど、これ分ける必要というのはあるんでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○農林課長（前田　修君）　猟友会の方も町内に30名を超える人数が今いらっしゃいますが、通常こういった通報等は日常、結構たくさん通報が来ておりますので、日中、平日に対応できる方というところが限定されますので、猟友会の方の有害鳥獣対策だけでなくて、こういった日々の活動にも協力してもらえる方として、特にその中から８名を今選出させていただいているところでございます。

以上です。

○４番（佐藤省三君）　分かりました。

では、４番目の質問に移ります。

152ページ、６款２項１目（５）スポーツツーリズム推進事業2,332万円とあります。備考欄の内容を見ますと負担金や助成金が目につきます。

提案説明にあるスポーツツーリズムによるまちづくり、これをどのように実現するのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　佐藤議員の御質問にお答えいたします。

スポーツリズムによるまちづくりについて、負担金助成金の主な理由でございますが、そのスポーツに関する専門的な知見や運営ノウハウが必要ですので、そのために組織された実行委員会等へ助成するものでございます。

なお、助成対象となる組織には、観光協会、商工会などをはじめとする町内関係団体も参画し、官民一体となったスポーツツーリズムを推進することを目的としております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○４番（佐藤省三君）　スポーツツーリズムによるまちづくりをどのように実現するのかということについては、どうでしょうか。どうもスポーツツーリズムによるまちづくりという言葉は非常にきれいなんですけども、中身、具体性というのが、ちょっと私どもには分かりかねるというところがあります。詳しく説明していただけるとありがたいです。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　スポーツツーリズムをですね、ツーリズムというのは観光事業というふうになりますので、そういう交流人口の拡大を図りながら、町に来ていただいて、小山町を知ってしていただくというところも含めて、行っていくと。

で、なお、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されたことによってレガシーとなることを活かした自転車の活用事業やツアー・オブ・ジャパン（ＴＯＪ）等の開催を含めて、積極的に交流人口の拡大を図り、これによって、まちづくりを進めていきたいというようなものでございます。

以上でございます。

○４番（佐藤省三君）　再質問であります。

まだ何かこうはっきりつかめないんですけども、先ほどのいろいろな議員の質問の中に、学生や会社員の何ですか、スポーツ合宿ですか、これを呼ぶというか、これも中に含まれるんでしょうかね。そうすると、もしこれも含まれるとすると、これはもう既に、もう50年以上前に、須走地区でこういうことをやっていたような気がします。体育館を造ったりして、個人的に。こういうようなことも、その中に含まれるのかどうかということをちょっと伺いたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　再々質問にお答えいたします。

予算は別立てになっておりますが、当然そういうことも含めて、スポーツツーリズムということを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○４番（佐藤省三君）　最後の質問に移ります。

154ページ、６款２項１目（６）の18節富士箱根トレイルハイキングバス路線負担金10万円とありますが、利用者は何人ぐらいを想定しておられますか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　佐藤議員の御質問にお答えいたします。

想定している利用者数でございますが、過去の実績によるもので、大体1,000人ぐらいを見込んでございます。

○４番（佐藤省三君）　以上で終わります。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで、職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

○議長（遠藤　豪君）　３番　小林千江子君。

○３番（小林千江子君）　通告に従い、10問程度質問をさせていただきます。

まず、歳入です。ページ26ページ、15款１項６目豊門公園入館料に関してお伺いさせていただきます。

こちらの豊門公園入館料ですが、144万円ほど計上されております。これを達成するには、単純に計算いたしましても4,800人ほどの来場が必要です。となりますと１か月に400名ほどの来場がある計算になり、週休２日ですから、１日の来場者数が約20名、現在平均５、６名の来場があるとお伺いしておりますので、20名ほど来ていただければ、来場していただけると非常にありがたいなという頼もしい数値なんですけれども、この算出の根拠をお伺いいたします。

また、これを実現されるための、何か戦略や構想がおありでしたら御紹介ください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君）　小林議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１日の来場者数の算出根拠ですが、今年度実施いたしました無料公開の来場者数の３分の１程度を１日の来場者数と予測し、１日当たり20人とし、月20日間の開館として計上いたしました。

次に、１日20名の入館者を実現させさせるための戦略や構想についてですが、町のＬＩＮＥ、ホームページ、広報おやま３月号に常時開放の記事を掲載いたしました。

また、豊門公園のパンフレットを町有施設に備え付け、集客に努めております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○３番（小林千江子君）　結構です。

同じく、歳入、ページ41ページ、19款１項５目ふるさと寄附金に関してお伺いさせていただきます。

昨年のふるさと納税当初予算は４億円、そして１億円を補正で組みましたので、合計５億円となりました。

令和４年度も昨年同様の５億円を計上されたのかなと推測いたしますが、ここは更なる高みを目指し、目標値も昨年同様と言わず、町の頑張るんだという姿勢をぜひ見せていただきたいところではありますが、昨年同様の予算値を提示された理由をお伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君）　本年度当初予算の４億円は、令和２年８月の制度復帰以降のふるさと納税の実績を踏まえて予算を計上いたしました。

令和４年度の当初予算５億円につきましても今年度の納税の実績を踏まえて計上しております。

今後も企業様の御協力をいただきながら、魅力ある返礼品を増やし、ふるさと納税の増額が図れますように努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○３番（小林千江子君）　先ほど魅力ある返納品ということで御回答いただきましたけれども、この納品、返礼品の取組に関し、魅力あるどのような対応を、返納品をつくられる御予定でいらっしゃるのか、また、新年度の新たな戦略や構想がおありでしたら御紹介いただければと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君）　新たな取組としましては、電子感謝券の導入を予定しております。

電子感謝券は、寄附額の３割をポイントで付与するもので、スマートフォンを使用して、町が指定した加盟店で、宿泊や食事のほか、ゴルフ等の体験サービスや地場産品のみに限定されますが、買物も使える仕組みになっております。

飲食店など、これまでふるさと納税に参加しづらかった事業所などの新たな開拓が見込めると考えております。

以上です。

○３番（小林千江子君）　再々質問をお願いします。

この電子感謝券ですけれども、例えば先ほどおっしゃられていました今まで参加できなかった飲食店等どのような申請を町にすればよいのかプロセスを教えていただけないでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君）　こちらは、商工会などを通じて、まず電子感謝券の仕組みについて御説明させていただきます。

そこで、手を挙げていただいた事業者の方に導入していただきます。基本的には電子マネーと同じようなことになりますので、そのような形で参加いただけると考えております。

以上です。

○３番（小林千江子君）　では、次の質問に移らせていただきます。

ページ41ページ、19款１項５目企業版ふるさと寄附金に関してお伺いさせていただきます。

こちらの企業版ふるさと納税を500万円計上されておりますが、全体的な事務の流れ、告知を含

め、営業活動などをどのような手続を踏み、町が企業から寄附をいただくことになるのか、その流れを教えていただければと思います。

また、それらを踏まえ、500万円を算出された根拠をお伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　この企業版ふるさと納税ですけれども、まず、個人版のふるさと納税とスキームはほぼ同じでございます。

企業版ふるさと納税の事務の流れについては、町の中で寄附金を充当したい事業をある程度決めた上で、町や国のホームページでの周知や、町に関係ある事業者への直接的な働きかけなどにより寄附金の募集を行います。

町の事業に共感いただいた事業者から寄附の申出があった場合、寄附申出書を提出をしていただき、その後、寄附金を納入していただきます。

そしてその後、事業者は、寄附金受領書をもって、企業版ふるさと納税の控除が適用されるということになっております。

令和４年度の予算歳出の根拠ですけれども、本年度の企業版ふるさと寄附金の見込額を根拠としております。

なお、本年度は現時点で590万円の寄附の申出をいただいております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○３番（小林千江子君）　先ほど590万円ほどの企業版ふるさと納税の寄附金をいただける予定であるということで御回答いただきましたけれども、こちら何社からの寄附になるのかお答えください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　事業者につきましては、全部で６社から寄附をいただく予定となってございます。

以上でございます。

○３番（小林千江子君）　すいません、再々質問お願いします。

こちらの６社ですけれども、この事業はバイオマス発電事業に関してのみでしょうか。それともほかの事業に対しての寄附もございますでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　寄附金に対する事業ですけれども、木質バイオマスに対する事業が５社、一つは、文化の薫るまちづくり事業に対して、寄附をしていただいております。

以上でございます。

○３番（小林千江子君）　では、次の質問に移らせていただきます。

同じく、企業版ふるさと寄附金に関してお伺いさせていただきます。

小山町はこの企業版ふるさと納税を総合計画の重点事業に対して授与できるよう登録しております。企業版ふるさと納税は、ほぼつまり町全体の事業に対して寄附が可能と考えられます。

木質バイオマス事業以外にも先ほど文化の薫るまちづくり事業に対して、１社御協力いただいておりますけれども、積極的な働きかけを行い、寄附獲得に向け、動かれるべきと考えますが、町はどのような働きかけをされる御予定でいらっしゃいますでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　小山町は、企業版ふるさと納税が適用される条件となっております、まず、地域再生計画について、令和３年７月９日に国の認定を受けておりまして、その内容は、小山町第５次総合計画前期基本計画を網羅していることから、議員御指摘のとおり、町の全ての事業が寄附の対象になり得る状態になっております。

今後も各部署と連携を図りながら、積極的な活用を進めてまいります。

以上でございます。

○３番（小林千江子君）　では、次の質問に移らせていただきます。

同じく企業版ふるさと寄附金に関してお伺いいたします。

寄附を受けた側、つまり、町側ですね。寄附を受入れ後のフォローを行うことが求められております。寄附の企業名の積極的な発信や寄附活用事業の進捗報告、寄附がどのように活用されたのか、取組の効果等などを積極的に発信し、更なる企業ふるさと納税を、これらＰＲを通じて獲得するチャンスにもつながると考えられます。

町は今までいただいた寄附に対してどのような発信を行い、また、これからいただくものに対して、どのように情報の発信を行われる御予定でいらっしゃるのかをお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　企業へのアピールにつきましては、先ほど述べましたホームページや直接的な働きかけに加え、本年度から企業への働きかけを代行していただく事業者と契約を結び、より多くの企業へ町の事業を伝えるための取組を始めており、令和４年度においても継続していく予定でございます。

寄附をいただいた企業名の発信や活用実績の報告等については、年度ごとに取りまとめをして、ホームページ等で公表をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○３番（小林千江子君）　こちらに対して、企業さんを使って更なる寄附金の拡大を図られたいということですけれども、何か目標とされている数値などございましたらお答えください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　目標の数値ですけれども、まず、企業版ふるさと納税については、

この代行していただける事業者が、まず、大手企業さんと交渉を重ねて、小山町の事業に対して、よいと思っていただけるものに対して寄附をしていただきますので、まず、目標額の設定というのは今のところ考えてございませんけれども、この代行事業者を活用して、代行事業者と連携をいたしまして、小山町の事業を積極的にＰＲをしていただき、多くの寄附が集められるように進めていきたいと考えてございます。

以上であります。

○３番（小林千江子君）　次の質問に移らせていただきます。

こちらからは歳出に関してお伺いさせていただきます。

72ページ、２款１項７目（３）12節、ＲＰＡ・ＡＩ－ＯＣＲツール導入活用支援に関してお伺いさせていただきます。

このＤＸ推進費に関してですが、業務の効率化を図るために、こちらのＲＰＡ・ＡＩ－ＯＣＲツールを導入されると推測いたしますが、ほかのシステム使用料などを拝見しましても、高額な予算が計上されている中、こちらで計上されたシステム導入予算は389万円と若干少ないのかなというふうに思われます。

この予算における導入により、この少額の中で業務の効率化がどれぐらい図れるのか、こちらをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　まず、ただいまの御質問ですけれども、このＲＰＡですけれども、もともと特定の業務に対して、システムを導入するというものではなくて、職員が自ら定型的なパソコン作業を自動化するための補助的なツールでございます。

申請など紙の書類を読み取り、データにする、まず、ＡＩ－ＯＣＲとの組合せによりまして、幅広く、業務の効率化を推進することができます。

何件の業務をＲＰＡで自動化すれば完了というものではなくて、ＲＰＡを使って、更に業務を効率化できないか、日々、身の回りの作業を見直していくためのものでございます。

企画政策課において一つの業務をこのツールを活用し、実施したところ、今まで２時間かかっていた業務が、自動化により７分で終了したという結果が出ております。

令和４年度においても、各部署で自動化できる業務を選定しながら、優先順位をつけた上で、順次自動化の作業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○３番（小林千江子君）　では、次の質問に移らせていただきます。

90ページ、２款７項３目18節おやまライフサポート事業補助金に関してお伺いさせていただきます。

第１子子育て応援助成、遠距離通学助成、奨学金返還助成、それぞれの予算の内訳をお伺いいたします。

また、予測しているそれぞれの人数も含めてお答えください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　おやまライフサポート事業補助金の三つの助成事業の予算額の内訳と対象者として見込んだ人数を御説明いたします。

一つ目の第１子子育て応援助成事業につきましては、予算額221万4,000円で、対象者は27人。

二つ目の遠距離通学助成事業は、予算額162万円で、対象者は45人。

三つ目の奨学金返還助成につきましては、予算額216万円で、対象者18人を見込んでおり、これらの合計額599万4,000円を予算計上をしたものであります。

以上であります。

○３番（小林千江子君）　再質問させていただきます。

それぞれのニーズから対象者が絞られているとはいえ、必要とされている方々がだいぶばらけております。広報、周知などをどのように的確にされていくのか、こちらをお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　この制度の広報についてでございますけれども、制度自体は、今年度、令和３年度に開始したものでありまして、まだ町民の皆様には浸透し切ってない部分があったかと思います。

制度を開始するに当たりましては、町のホームページでの情報掲載とともに、無線放送ですとか、広報紙、そういったところでの情報発信を進めてまいりました。

更に「おやまライフサポートＢｏｏｋ」という冊子を8,000部作りまして、これを２月の中旬ですけれども、全戸に配布をさせていただきましたところ、かなりそれを見たというようなことで、反応もございましたので、今後も制度の周知、いろんな形を使って、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○３番（小林千江子君）　では、次の質問に移らせていただきます。

90ページ、２款７項３目18節結婚祝金に関してお伺いさせていただきます。

この結婚祝金ですが、20万円ほど計上されております。

お祝い金の額は１組10万円ですから、２組の予算しか計上されていないことになります。こちらの２組をどのように算出されたのか、その根拠をお伺いさせていただきます。

また、本町が主催または共催する支援事業に参加し、当該支援事業で出会った者と婚姻届を提出し、受理されていることが支給対象者の条件ではありますが、そもそも結婚を祝福することに対し、町の事業に参加した方のみをお祝いするとした経緯、こちらをお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　結婚祝金は、町の仲介支援などの結婚支援事業を通じて結婚

した方のうち、町内に定住した方を対象に結婚祝金を支給する制度であります。

令和４年度の予算についてでありますが、これまでの結婚支援事業を活用した方の成婚実績から年間２組程度と見込んで、前年度と同額の２組分の予算20万円を計上しております。

本制度を開始した経緯でございますけれども、本町では平成27年度から結婚支援事業に取り組んでまいりましたが、町民だけでは婚活会員の確保が困難であるため、町外在住の方も対象としてきましたところ、仲介支援を通じてカップルになっても、町外に居住する夫婦の方が多かったことが課題としてございました。そうした状況を改善するため、令和元年度から結婚支援事業を活用し、成婚した夫婦で、町内に居住し、引き続き５年以上の居住意思のある方を祝い金の支給対象とすることで、結婚支援事業の成果を定住人口に結びつける政策目的を持たせた制度としたところでございます。

以上であります。

○３番（小林千江子君）　再質問をさせていただきます。

町外の方にも、こういった事業に参加していただいて、御成婚していただけましたら町に住んでいただきたいという目的を持って、こちらの結婚支援金をつくられているのかと思いますけれども、町のイベントの参加への優位性を持たせたいのであれば、結婚祝金とすると、町内皆さんが対象となってしまうような誤解を招きやすいので、例えば出会い成就金など、名目を変更されると誤解が少ないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

また、結婚する方を増やすことを目的とするのであれば、町の事業に参加されていようが、いまいが祝福する事柄であると思います。

イベント参加者のみ支給対象とせず、今後、結婚されて小山町に居住を構える御夫婦に対し、結婚祝金を助成するということに対して、町はどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのかお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　まず、制度の名称のところについてでございますけれども、確かに結婚祝金というだけでは、対象が分かりにくいというようなところがございますので、その制度がこういう制度があるよというようなところにつきましては、そういう誤解を招かないような制度周知の方を行うとともにちょっとその名称変更については、検討をさせていただきたいと思います。

なお、結婚祝金の支給とかに関する町の考え方というところでございますけれども、実際のところ、この支給実績が今のところ令和元年度の１件にとどまっているというようなこともございまして、ちょっとこの制度について、ちゃんと評価をした上で、見直しをして、結婚する組数を増やしていくというようなところにつきましては、ほかのソフト事業との組合せも含めまして、効果の高いものに今後していけるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○３番（小林千江子君）　では、最後の質問をさせていただきます。

172ページ、７項４款２項２目12節用途地域の変更図面作成等81万円の計上されていることに関してお伺いさせていただきます。

こちらの予算ですけれども、都市計画の見直しに係る予算かと思われますが、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君）　本業務は、都市計画道路大胡田用沢線沿線の用沢地区の市街化区域内の用途地域を変更する案の作成、基本的な調査の結果に基づき、都市計画決定を行うために必要な図面等を作成する業務となります。

進捗状況につきましては、都市計画道路大胡田用沢線沿線の状況を調査し、同沿線の用沢地区の市街化区域内の用途地域をどのように変更すべきか検討するための素案の作成等、基本的な調査を今年度実施いたしました。

以上でございます。

○３番（小林千江子君）　大胡田用沢線沿線の用途変更に関する変更図面作成の予算ということで理解はいたしましたが、一般質問の回答でも、今後、地区ごとの都市計画事業であったり、線引きの見直しロードマップであったり、県認可の進捗など町としては、働きかけをしていきますという回答を町長の方からいただいております。それに対しての予算の計上などが見当たらなかったんですけれども、これはどのようになっているのかお伺いさせていただければと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君）　小林議員にお答えいたします。

本会議等の場で、特に線引き区域区分の見直しについては、私の方から恐らく３回ほど一般質問答弁の形で、今後の予定、計画を答弁をしております。

それから、都市計画決定につきましては、今回条例をお願いしましたけれども、今は地区計画を優先してやっていますという話をさせてもらっています。

先ほど都市整備課長の答弁がありましたように、用途地域の見直しは必要だと。それは、今、小林議員御指摘の用沢地区の都市計画道路大胡田用沢線の特に北側、今、北郷地域では、商業系の地域は一色中日向線沿いなんですけれども、都市計画道路大胡田用沢線にすべきであるということを基本的な考え方として行っております。

もう１点は、駿河小山駅周辺のフジボウの５、６工場跡の敷地の計画です。

１年前にビジョンを作成いたしましたけれども、そのビジョンに基づいて具体的な計画ができれば、今、工業地域という用途になっておりますので、その用途の見直しも含めて検討をしていくということになります。

まとめて申し上げますと、区域区分は答弁をしたとおりと、それから今現在取りかかっているのは、地区計画の策定、来年度以降は用途地域を見直しということが今後の都市計画の恐らく事

業になると考えております。

以上です。

○３番（小林千江子君）　再々質問をさせていただきます。

この都市計画税に関しては、確かに否決されている案件ではありますが、一度は附帯決議までされた案件ですし、また、こういった基金事業だったり、地域計画の作成、用途計画の見直しなどがされているのですから、適宜、議会の報告もしていただけると非常にありがたいのですが、その点に関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君）　議会の報告と言いますか、都市計画税に関する区域区分の見直しにつきましては、恐らく一般質問３回目だったと思いますけれども、私の方から今現在、区域区分の見直しで優先すべきところはどこかと言いますと、今、決めています新産業、それから、昨年度、決めた企業局の工業地域、ここら辺の地区計画の区域を将来的には市街化区域への編入が必要と考えていますという答弁をしておりますので、そういう方向で進んでいくと思います。

以上です。

○３番（小林千江子君）　以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで午後１時まで休憩します。

午後０時11分　休憩

午後１時00分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　渡辺悦郎君。

○８番（渡辺悦郎君）　本日は２件の質問をさせていただきます。

まず、総括的質問でございます。

当初予算の説明の中で、経常的経費を縮減した上で、活用可能な特定財源を確保し、一般財源の圧縮を実現するとの説明がございました。

この件について伺います。

まず最初に、経常的経費というのは、長年にわたり追求して、現在に至っていると推察しております。どの部分を縮減したのか、今回縮減した事業名を具体的にお示しください。

二つ目として、特定財源をどのように確保したのか。同じく今回、確保した特定財源を具体的にお示しください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　渡辺議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、経常的経費のどの部分を縮減したのか、事業名をとの御質問でございますが、特定の事業名はちょっとお示しすることができません。

主に削減したものは、人件費4,400万円余を減といたしました。

経常的経費の大半を占めますのが人件費ということで、こちらの適正化が行財政改革の柱になると考えております。

今回は人事院勧告を受けての削減でありましたけれども、来年度以降は、全体的な方針等につきまして、財政運営計画を策定して、制約等を課していきたいと考えております。

１点目は以上です。

次に、特定財源をどのように具体的に確保したかについてでございます。

国庫補助、県補助以外では、多目的広場改修事業にスポーツ振興くじ助成金2,000万円、藤曲区コミュニティセンター改修助成のために、自治総合センターコミュニティ助成1,500万円、本庁舎１階トイレユニバーサルデザイン化のため、市町村振興協会助成金540万7,000円などを確保いたしました。

また、起債について、原則として、一般単独事業において、地方交付税措置のある起債メニューを最大限活用することとし、本年度だけでなく、将来的な一般財源の縮減を図りました。

具体的には、令和４年度以降にも延長されることとなりました公共施設等適正管理推進事業により、足柄地区コミュニティセンター改修事業、文化会館改修事業、総合体育館修繕事業、町民いこいの家改修事業などを実施いたします。

この公共施設等適正管理事業推進事業は、充当率が90％となるほか、元利償還金に対しまして交付税措置がございます。

このほか、同じく元利償還金に対し、交付税措置があり、充当率が100％となる防災対策事業、緊急防災減災事業を活用し、急傾斜地崩壊防止事業、消防団ポンプ車購入事業、同報系無線設備デジタル化事業などを実施するものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○８番（渡辺悦郎君）　経常的経費を削減という、人件費が主に占めているということでございました。人件費を削るということは、人間が少なくなっていくことですけども、それによりまして、サービスの低下というのはつながらないかというのをちょっと懸念されます。これについて、どういうふうにお考えでしょうか、伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　渡辺議員の再質問にお答えします。

今回の削減額は人件費の削減でございますけれども、先ほど申し述べましたとおり、人事院勧告の勧告を受けたものでございまして、人を減らすということじゃなくて、昨年度のボーナス分が減るというような対応になっています。

以上でございます。

○８番（渡辺悦郎君）　次の質問です。

予算書歳出、182ページ、８款１項３目事業の（３）12節委託料なんですけれども、設計等に関して、3,500万円が計上されております。

補足説明の中では新庁舎の基本設計と広域消防運営計画の策定との説明がございました。それぞれ幾らなのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　渡辺議員にお答えをいたします。

委託料の内訳でございますが、基本設計等は3,000万円、それから広域運営計画の委託料として500万円計上してございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○８番（渡辺悦郎君）　この二つの項目があるんですけども、これは分割してなくてもよろしいんですか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　再質問にお答えします。

お尋ねの趣旨は、予算書に一つになっているという意味ですよね。これは一つにまとめただけでありまして、分割しようと思えばできるところでございますが、そういった事情だけでございます。

以上であります。

○８番（渡辺悦郎君）　それでは、これ普通建設費でいいわけですか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　再質問にお答えいたします。

普通建設費で結構だと考えます。

以上であります。

○８番（渡辺悦郎君）　はい、分かりました。終わります。

○議長（遠藤　豪君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第３　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第４　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第５　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第６　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算

日程第７　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算

日程第８　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第９　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第10　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第11　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第12　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第13　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算

○議長（遠藤　豪君）　お諮りします。日程第２　議案第29号から日程第13　議案第40号までの令和４年度特別会計及び水道事業会計の予算、12件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第40号までを一括議題といたします。

本議案については、２月24日及び25日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

７番　高畑博行君。

○７番（高畑博行君）　下水道事業特別会計に関して、１点だけ質問をさせていただきます。

予算書の10ページ、４款１項１目１節と16ページの２款１項１目22節に絡んでであります。

令和４年度も9,817万2,000円と１億円近い一般会計からの繰入れをしないとやっていけないのがこの下水道事業ですけれども、40件分の償還金元金と43件分の償還金利子が大きな要因です。

この事業の償還期間は、各件ごと異なるとは思いますが、大方いつまで続くのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君）　高畑議員にお答えします。

令和３年度末時点における令和２年度までに借り入れた下水道事業債の残高は、６億1,147万円となります。そのうち、平成６年度から平成15年度までの当初整備に係るものは、４億9,147万円と大部分を占めています。

議員御指摘のとおり、償還期間が異なるため、償還が終了するタイミングも前後しますが、当初整備に係る起債の償還は、令和15年度には全て終了する予定であります。

その後は平成26年度以降に実施している浄化センター長寿命化事業及び今後、施設更新に係る起債を償還していくものであります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありませんか。

○７番（高畑博行君）　そうしますと、当初の借り入れた金額は令和15年度に大方その目途がつくというお話でしたが、そうしますと15年度を境に一般会計からの繰入れも大幅に変わってくるという、そういう見方でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君）　再質問にお答えいたします。

当初整備に係る起債の償還額、償還が15年度に終了したときに、その時点で、かなりの部分の償還額の減額が考えられます。

そういった中で､公債費相当額を一般会計から繰り入れるという基本的な考え方でいきますと、やはり一般会計繰入金が減ってくるということがあるのではないかと考えておりますが、今後、まだ更新工事とかも増えてくることもありまして、また、起債を借りていくというようなことも考えられるのと、あと一般会計繰入金、起債の償還額が減って、繰入金が減ったときに、下水道事業の運営、維持管理も含めてですけれども、それが成立するかどうかというところをその状況で検討していく必要があるかなと考えております。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　以上です。

○議長（遠藤　豪君）　次に、２番　室伏辰彦君。

○２番（室伏辰彦君）　下水道事業について、１件質問させていただきます。

予算書歳入、10ページ、４款１項１目１節歳出、16ページ、２款１項１目22節歳入の一般会計繰入金9,817万2,000円、歳出の公債費9,602万2,000円で、繰入金は起債償還額を基準としているのですが、公債費を200万円ほど上回っております。その理由を教えてください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君）　室伏辰彦議員にお答えします。

来年度当初予算で、一般会計繰入金が、起債償還額を約200万円上回っている理由ですが、下水道事業維持管理費のうち、委託料で浄化センター維持管理業務において、人件費等の上昇による前年比491万円の増額及び、５年に一度実施しています浄化センターの活性炭交換業務242万円の追加による下水道総務費の増加に対して、使用料収入の増加が494万円ほど見込まれるものの、歳入歳出の差額が埋まらなかったことによるものであります。

議員御指摘のとおり、一般会計繰入金は、公債費相当額を目安として計上させていただいてお

ります。ただし、年度ごとに収支内容が若干異なるため、今回のようなケースが発生することがありますが、基本方針を逸脱しない範囲で計上させていただいているものと考えております。

以上であります。

○２番（室伏辰彦君）　今、基本方針をたくさんこの開く範囲の中でという答弁でしたけども、その範囲をぎりぎり超えなければいいという金額っていうのはどのくらいですか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君）　室伏辰彦議員にお答えをいたします。

これまでも何度か説明してきましたように、一般会計繰入金については、起債の償還額を目安とするという基準はずっとあります。下水道が始まって以来。この発端は何かというと、そもそも下水道事業が始まったときに、加入者負担金、これを地元の法人が負担をしていただきました。その地元の法人が負担をしていただいたということを前提に、町とその法人、須走地区で話合いをしまして、今後の下水道事業の運営方法の基本的な方向性を決める、そのときに、町として、つまり、一般会計として負担すべき額は、当初の投資した整備費の起債の償還額は小山町が一般会計で負担をするよ、それに基づいた使用料の設定をしてくださいというような約束事があったと遠い二十数年前ですけども、記憶をしています。

今後、この基準はとなりますと先ほど上下水道課長から説明がありましたように、長寿命化計画、またはストックマネジメント計画に基づいた事業の起債もありますので、その起債の償還額の扱いというのはどうなるんだという、ちょっと原点に戻ったような議論が必要じゃないかなと思っています。

再来年度から公営企業会計が全部適用になりますので、ちょっと下水道の会計については、根本的に見直す必要があると考えておりますので、また、上下水道審議会等で、諮って、今後の方向性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○２番（室伏辰彦君）　以上です。

○議長（遠藤　豪君）　これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算の質疑について発言を許します。

６番池谷　弘君。

○６番（池谷　弘君）　本日は１件の質疑をさせていただきます。

予算書の29ページ、４款１項１目（２）12節配食サービスについてでございます。

小山町は東西に長いので、配食サービスを行うのにかなり大変だと思います。現在、配食サービスの利用状況とその継続に課題があるのか、課題を把握しているのかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君）　配食サービス事業の利用状況につきましては、今年度12月までの実績になりますが、利用されている方は、月平均で約30人、配食数は約460食で、利用者数、配食

数ともに増える傾向にあります。

現在、この事業は、３事業所に委託し、配布時に利用者の安否確認も行っています。

継続の課題についてでありますが、対象者であれば、町内のどこにお住まいの方でも利用することができますので、現状では特に課題はないと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありますか。

○６番（池谷　弘君）　特にございません。

以上で終わります。

○議長（遠藤　豪君）　これで、議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の質疑について発言を許します。

７番　高畑博行君。

○７番（高畑博行君）　木質バイオマス発電事業特別会計に関して、２件の質問をさせていただきます。

まず、１件目ですけれども、歳入関係です。

８ページ、１款１項１目１節の売電収入に関してであります。

売電収入を5,264万8,000円と想定していますが、太陽光発電を除いた木質バイオマス発電だけだと、どれくらいか伺います。

また、検討委員会で示された目標稼働率は、１か月で、点検・清掃のための４日停止で、稼働率87％として算定しておりましたが、この予算立てでは、この算定値と同じだと考えていいのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　高畑議員にお答えいたします。

売電収入のうち、太陽光発電を除いた木質バイオマス発電の予算につきましては、5,139万5,000円となります。

また、算定根拠につきましては、稼働率85％で計算しております。目標値としております87％との差２％につきましては、来年度に予定しております熱供給に係る配管工事等による運転停止期間を考慮して算定したものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありますか。

○７番（高畑博行君）　ありません。

２番目の質問です。２番目は歳出に関してであります。

10ページ、１款１項１目10節燃料費についてであります。

燃料費として3,239万円を計上していますが、木質ペレットの購入費は、キロまたはトン当たり

幾らで計算しているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　燃料となります木質ペレットは、年間で89万2,308キログラムを想定しておりまして、単価の方は、消費税込みで１キログラム当たり36.3円で計算しております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありますか。

○７番（高畑博行君）　再質問させていただきます。

私の記憶にもし間違いがなければ、１キロ当たり35円程度というふうに私はちょっと認識していたんですけれども、実質ですから原材料のペレット代は値上がりがやっぱりしているということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和２年度までは、税込みで35.75円キログラム当たりでございました。令和３年度から36.3円ということで、令和４年度につきましても、同額で計算しております。

こちらにつきましては、やはり物価変動を見込んだ物価指数というものに従いまして、0.5％程度増額した予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○７番（高畑博行君）　以上で終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、２番　室伏辰彦君。

○２番（室伏辰彦君）　２点ほど質問をさせていただきます。

予算書歳入、９ページ、４款１項１目１節企業版ふるさと寄附金500万円の根拠は何か教えてください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　室伏辰彦議員にお答えいたします。

企業版ふるさと寄附金500万円につきましては、本事業の経営改善の一環として取り組んでいるものでございますけれども、令和３年度の決算見込額を参考に計上させていただきました。

以上でございます。

○２番（室伏辰彦君）　次の質問をさせていただきます。

予算書歳出、10ページ、１款１項１目（２）歳出予算に売熱利用のための工事等の予算がありませんが、どのようになっているのか教えてください。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君）　本事業では、令和５年度からの熱供給を計画しており、林業エリアに進出する企業との協議が整い次第、町が負担すべき設計費や工事費等については、

令和４年度補正予算において対応させていただきたいと考えております。

以上であります。

○２番（室伏辰彦君）　以上で終わります。

○議長（遠藤　豪君）　これで、議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

７番　高畑博行君。

○７番（高畑博行君）　小山町温泉供給事業特別会計に関して、１件だけ質問させていただきます。

予算書の６ページと７ページ、それぞれ歳入、歳出に関係してであります。

相変わらず、歳入の温泉使用料は、33万6,000円に対して、歳出の温泉供給事業は、管理していくために126万8,000円かかります。事実上赤字です。

くしくも、繰越金202万4,000円があるから、見かけ上黒字ですが、予備費で計上している額も僅か109万円ですので、このままの推移で考えると、あと１年しかもちません。今後どうしていくつもりなのかお聞きします。

また、当然、給水管や関連施設も大規模なメンテナンスが必要になるでしょう。その際の方策についても併せて伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　高畑議員の御質問にお答えいたします。

今後の運営につきましては、支出予算の突発事項に対応するため、修繕費、こちらにある合わせて80万円ほど、あと、予備費を見込んでいるため、収支バランスに大きな差を生じておりますが、過去の実績では、繰越金の差は年額５万円から10万円程度であり、現在の繰越金から見ても十分に維持できるものと考えております。

また、特別会計につきましては、温泉の分湯事業を始める際に、分湯先の事業者から加入金として納付されたものが、この中に含まれておりますので、一般会計に繰り入れて、他の事業に充てることは適当でないというふうに考えてございます。

ですので、特別会計事業として継続すべきであるというふうに考えております。

また、議員御指摘の今後生じる大きな改修工事などにつきましては、分湯先の宿泊施設から生じる入湯税もありますので、総体的な考えから一般会計からの繰入金も考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○７番（高畑博行君）　私はもうかねてから、この会計は非常に心配な会計だというふうにずっとこう言い続けてきているわけです。

当然、施設の老朽化に伴って大規模メンテナンスというのは、これ避けて通れないことなわけですから、それも含めて、見通しの持てる会計であってほしいと願うわけですけれども、ぜひそ

こを分かるような形で、私達議員にも、町民の皆さんにも、公にしていっていただきたい。要望ですので、回答は必要ございません。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　これで、議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算の質疑について発言を許します。

12番　鈴木　豊君。

○12番（鈴木　豊君）　ただいま議題となりました議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算について１点、質疑を行います。

予算書の42ページ、１款１項２目41節の工事請負費の第７期拡張計画事業費２億3,501万4,000円で、前年より約１億円ほど増額になっていて、老朽管の布設替と申しますが、令和４年度はどのぐらいの延長を見込んでいるのか。また、残りの総延長はどのくらいであるかと施工率についてお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君）　鈴木議員にお答えします。

第７期拡張事業等における老朽管布設替など事業の内訳ですが、老朽管更新計画に基づき実施する配水管敷設替を980メートル、新東名高速道路整備に伴う配水管布設工事を2,031メートル、その他道路改良工事等に伴うものなどを270メートル、更に管路以外に、加圧ポンプの設置工事１か所を予定しております。

次に、残工事の延長と施工率についてであります。

小山町上水道事業老朽管更新計画では、平成30年度から令和12年度までに10.2キロメートルの配水管布設替工事を予定しています。

令和４年度末時点の完了見込みは、累計で3.92キロメートルですので、残りは6.28キロメートルとなり、計画に対する施工率、進捗率ですが、38.4％を見込んでおります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問ありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　１点だけ再質問させてください。

今後、将来的に主に町のどこの箇所の布設替工事を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君）　再質問にお答えいたします。

老朽管布設工事の主な場所についてでございますが、一応、今年度実施を予定しておりますのが、成美小学校付近の藤曲地区と、菅沼の明倫小学校周辺、もう１か所は北郷の北郷小学校周辺地区に着手しようということで考えております。

まず、最初の段階で、避難地に近い学校周辺等の整備を優先して今実施をしているところでございます。

以上であります。

○12番（鈴木　豊君）　以上で終わります。

○議長（遠藤　豪君）　これで、議案第40号の質疑を終わります。

以上で、特別会計及び水道事業会計の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定

により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、３月４日金曜日　午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後１時42分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　遠　藤　　豪

署　名　議　員　　薗　田　豊　造

署　名　議　員　　米　山　千　晴

令和４年第１回小山町議会３月定例会会議録

令和４年３月４日（第４日）

召集の場所	小山町役場議場			
開議	午前１０時００分　宣告			
出席議員	２番	室伏　辰彦君	３番	小林千江子君
	４番	佐藤　省三君	５番	岩田　治和君
	６番	池谷　　弘君	７番	高畑　博行君
	８番	渡辺　悦郎君	９番	薗田　豊造君
	１０番	米山　千晴君	１１番	池谷　洋子君
	１２番	鈴木　　豊君	１３番	遠藤　　豪君
欠席議員	１番	室伏　　勉君		

説明のために出席した者

町長	池谷　晴一君	副町長	大森　康弘君
教育長	髙橋　正彦君	理事	増井　重広君
企画総務部長	小野　一彦君	危機管理局長	遠藤　正樹君
住民福祉部長	渡邊　啓貢君	経済産業部長	高村　良文君
都市基盤部長	湯山　博一君	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長	池谷　精市君
教育次長	長田　忠典君	企画政策課長	勝又　徳之君
地域振興課長	勝俣　暢哉君	総務課長	池田　　馨君
健康増進課長	小野　正彦君	くらし安全課長	山口　幸治君
商工観光課長	渡邉　辰雄君	フロンティア推進課長	湯山　浩二君
農林課長	前田　　修君	建設課長	清水　良久君
こども育成課長	大庭　和広君	生涯学習課長	平野　正紀君
人口政策推進室長	石田　洋丈君	企業誘致・雇用対策室長兼公民連携担当	岩田　幸生君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	総務課課長補佐	渡邉　　徹君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤　喜昭君	議会事務局書記	池谷　孝幸君

会議録署名議員	９番	薗田　豊造君	１０番	米山　千晴君

散会　午後２時２０分

（議　事　日　程）

日程第１　　一般質問

（代表質問）

10番　米山千晴君

１．新型コロナウイルス対策について

２．準高地トレーニング誘致の政策について

２番　室伏辰彦君

１．デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の取組みについて

（個人質問）

７番　高畑博行君

１．人口減少防止策の具体化に向けて

４番　佐藤省三君

１．新型コロナウイルス感染症への対応について

２．第５次小山町総合計画　第５章富士山と共に生きる町【環境】について

６番　池谷　弘君

１．小山町の業務継続計画（ＢＣＰ）について

２．都市計画道路大胡田用沢線信号機設置について

３．森林環境譲与税の利用について

（追　加　日　程）

追加日程第１　　町長提案説明

追加日程第２　議案第41号　町道路線の認定について

議　　事

午前10時00分　開議

○議長（遠藤　豪君）　本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ここで報告します。室伏　勉君は本日の会議を欠席する旨、届出が出されておりますので御報告します。

また、議員の発言時間は、２月10日開催の議員懇談会で申し合わせたとおり、再質問等を含めた質問時間は、代表質問は20分以内、個人質問は15分以内といたします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うことといたします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第１　　一般質問

○議長（遠藤　豪君）　日程第１　これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、10番　米山千晴君。

○10番（米山千晴君）　私は、会派新政会を代表いたしまして、町が進めている政策について二つの大項目により代表質問をさせていただきます。

令和元年度より発生いたしましたコロナウイルスがいまだに猛威を振るっておりますが、日夜奮闘されております関係各位に対しまして、改めて敬意を表するものでございます。

この新型コロナウイルスは、様々な変異株に姿を変え、昨年の初頭よりデルタ株よりオミクロン株に置き換わり、全世界に猛威を振るっております。町内においても、１月よりオミクロン株による感染者が急増し、１月27日より、まん延防止重点措置が県より国に上申されまして発出されております。そして、現在、その期間が延長され、３月６日まで適用されております。しかし、また、昨日３月３日、国より３月７日より３月21日までの再々度まん延防止重点措置が延長される旨が発表されております。

静岡県東部地域においても、コロナウイルス感染症によりコロナ病床使用率は50％を超える状

況になっております。まん延防止重点措置の適用によりまして、飲食業等の経営は一層厳しくなり、製造業においても、原材料の高騰、事業の縮小により、経営に多大な影響を与えております。

一般の家庭においても、全てが家計への打撃となり、生活を脅かしているのが現状でございます。先の見えない状況が２年も続き、町民の方々は途方に暮れる一方でございます。

去る２月23日、天皇陛下誕生日での陛下のお言葉で、このコロナ禍に対し、長く困難が続いているが、誰もがお互いを支え合う努力を続けることで、この厳しい状況を忍耐強く乗り越えていくことができると語られました。

毎日、町のＬＩＮＥから本日の感染者は何人と配信があるたびに、これまでにない感染爆発を警戒しなければならないと伝わってきています。

昨年の議会において、年間を通じ各議員からは同様な新型コロナウイルス感染症への小山町の対策について質問がございました。確実な感染の終息は見えておりません。我々はどうしたらいいのか、どう乗り越えていかなければならないのかという町民の皆様の声がここにあると思います。

私は、改めて小山町が行っているコロナウイルスの各種の対応策について質問させていただきます。

まずは、大きな質問の１項目めでございます。

新型コロナウイルス感染症の対策の質問のうち、一つ目、現在猛威を振るっております第６波と呼ばれるオミクロン株による感染、症状の特徴、町内の感染状況、拡大している原因は何からでしょうか。また、町民に感染防止のために改めて呼びかけなければならないことは何なのでしょうか伺います。

二つ目の質問でございます。

小山町が令和３年度に行った新型コロナウイルス感染症拡大防止策の施策とその成果について伺います。

三つ目の質問です。このコロナ禍で全国の医療機関の状況は、コロナ対応に追われ、通常の診察などにも大きな影響が生じ、経営が逼迫しているということを聞いております。町内の医療機関への支援事業について、どのようなことを行ってきたか伺います。

四つ目の質問です。小山町が令和３年度に行った新型コロナウイルス感染症による落ち込んだ経済を支えた対策とその成果について伺います。

最後の五つ目の質問でございますが、今後、小山町が行う感染防止対策に関する事業、経済対策に関する事業は検討されているでしょうか。その施策についてお伺いいたします。

次に、二つ目の項目になります。準高地トレーニング誘致の政策についてお伺いいたします。

まず、この取組は、スポーツ競技のトレーニング手法として、オリンピック選手などのアスリート達が大きな競技大会での好成績を出すために、標高が2,000メートル以上で、ある程度体に負荷がかかる高地での練習方法を取り入れ好成績の結果が出ているとされ、広く紹介されておりま

す。

しかし、近年、少し下がった1,500メートル付近などでもある程度の効果があると注目され、新しい考えの取組が注目され始めたと認識しております。

令和３年３月定例会代表質問の中で、町長から、静岡県と共に準高地トレーニングについて進めていく旨の発言がございました。

静岡県は、既に準高地トレーニングでの科学的検証により、指導への活用や選手の育成、強化活動を更によくするべく、大学をはじめとする研究機関などと協働し、競技力の向上策などを推進するスポーツイノベーション推進事業を進めていくと表明してございます。

また、近隣の御殿場市、裾野市においては、具体的な活動が始まっていると伺っております。特に御殿場市においては、ゴルフ場を利用した活動が開始されたという情報もございます。

小山町においてもこの事業に早急に着手すべきと考えますが､町の取組状況について伺います。

一つ目でございます。

小山町では、須走地区の須走総合グラウンド、多目的グラウンド等の準高地トレーニングの候補となる場所がございます。町長は、クロスカントリー場を中心にランニング施設の整備をすることで誘致を図ることの必要性を訴えていたことから、改修事業等施設の整備について描かれている具体的な方針を伺わせてください。

二つ目の質問でございます。

私は、今、小山町がふじあざみラインで行っている自転車競技に加え、このトレーニングと併せ、準高地を活用したランニング等の陸上競技の大会を実施することで、町長のおっしゃっておりますスポーツツーリズム推進のメニューの一つになるのではないかと考え提案するものでございますが、町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　米山議員にお答えをさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス対策についてのうち、オミクロン株の感染、症状の特徴と町内の感染状況、拡大している原因、町民に感染防止のため改めて呼びかけなければならないことについてであります。

症状の特徴につきましては、報道等によりますと、オミクロン株は感染力が強く、咽頭痛、発熱があり、また、デルタ株に比べると重症化しにくいと言われております。

また、オミクロン株の感染により入院している高齢者は、呼吸器症状による症状悪化というよりは、むしろ基礎疾患の増悪や合併症の併発などによる全身状態不良の高齢者が多いと報告がなされております。

町内の感染状況につきましては、令和２年７月に最初の陽性者が出てから昨年12月末までの累計が127人であったのに対し、本年当初から全国的にオミクロン株の感染が拡大する、いわゆる第６波の中、町内の陽性者も急激に増大し、１月の累計は188人、２月の累計は221人であります。

２月末までの総計は536人ですので、全体の約75％が今年に入ってのオミクロン株によるものと考えられます。

また、感染が拡大している原因につきましては、陽性者の感染経路を分析いたしますと、年代別では、未成年者の感染が多く、全体の３割程度を占めております。感染力が強いため、家庭内での感染が増大し、家族の中の高齢者や基礎疾患をお持ちの方にも広がり重症化する、あるいは、罹患したまま職場や学校等に復帰、感染を広げるといった事例が散見されます。

町民に感染防止のため改めて呼びかけなければならないことにつきましては、まずは３回目のワクチン接種を受けていただくこと、そして、引き続き基本的な感染対策として、マスク着用の徹底、手洗い、手指消毒、３密の回避、家庭内での感染予防を徹底するために、体調が悪い家族がいたら部屋を分ける、消毒をする、食事を別にする、換気扇を活用する、大皿を避けた個食の徹底、多くの感染者がいる都市部への不要不急の外出自粛等の広報を行っていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止策とその成果につきましては、新型コロナワクチン接種を令和３年５月12日から開始し、12歳以上の対象者１万6,366人に対し、２月末時点で２回目接種した方が１万4,836人、接種率90.65％となっております。

また、無線放送、ホームページ、公式ＬＩＮＥにより、マスク着用及び手洗い、換気の徹底等を随時呼びかけており、一定の効果はあったものと考えております。

次に、コロナ禍での医療施設への支援事業についてであります。

令和２年度に希望のあった三つの医療機関に、国の地方創生臨時交付金を活用して、院内感染防止のための施設整備、感染防止対策用の備品購入等の支援を行っております。

また、本年度は、コロナワクチンの個別接種を実施する医療機関に、マスク、グローブ、ビニールエプロン、フェースシールドなどの衛生材料の配布を行っております。

次に、令和３年度に行った新型コロナウイルス感染症による落ち込んだ経済を支えた対策とその成果、効果についてであります。

令和２年度から引き続き、新型コロナウイルスの影響は、飲食、観光産業のみならず幅広い業種に及んでおり、今年度も中小企業者や個人事業主に対する下支えとして、適時的確な支援策を講じてまいりました。

具体的には、まず、経営に深刻な影響を受けている事業者への経営支援、緊急給付金として売上減少率30％以上の事業所に対し、事業規模に応じて最大30万円を給付しました。実績としまして243件、4,969万7,000円の給付を行っております。

また、感染防止対策に関する協力事業では、休業を余儀なくされたら売上減少率30％以上の事業所に対し、事業継続のための応援金を交付し、現時点において98件、804万6,000円を交付済みであります。

次に、須走口５合目以上において、山小屋の感染症対策として、富士山安心安全対策事業を行

う山小屋経営者に対し、最大100万円の補助金を交付し、11件、1,090万4,000円を交付いたしました。

また、昨年度に引き続き、地域経済活性化対策としてプレミアム商品券の発行を行い、発行部数9,500万、１億4,250万円分が完売、うち99.45％に上る１億4,171万9,000円が使用され、町内に経済効果をもたらしました。

また、リモートワークの普及や社会活動の変化に対応するため、宿泊施設を対象に、観光地ワーケーション受入環境整備促進事業に取り組み、実績は１件で29万2,000円でありました。

さらに､給付金や支援策をもってしてもなお不足する事業運転資金や設備投資への支援として、昨年度から継続して借入金への利子補給を行い、事業者の負担軽減を図っております。

また、富士の麓に新しい経済圏を創出することを目的に令和２年度から推進しておりますバイ・ふじのくにニにおいて、令和２年度には山梨県の山中湖村と忍野村、そして、令和３年度には富士吉田市と協定を締結し、静岡・山梨両県の連携の下に、富士山麓地域全体の経済の活性化が図れるように取り組んでおります。

このように様々な対策を講じた結果、町内事業者への支援として一定の効果があったものと考えておりますが、いまだ続いている第６波への対応を含め、さらなる経営基盤の強化を含め、常に迅速に施策が実行できるよう、引き続き尽力してまいります。

次に、今後の感染防止対策に関する事業につきましては、まずはワクチン接種を進めてまいります。本年２月14日から３回目の集団接種を開始し、３月７日からは個別接種を開始いたします。５歳から11歳の小児接種につきましては、御殿場市医師会の御協力により、３月５日から御殿場市内医療機関での個別接種、３月19日から総合文化会館、菜の花ホールでの集団接種を開始をいたします。

その他、引き続き感染症対策の徹底を周知してまいります。

次に、経済対策といたしましては、まず、今年度に引き続き、新しい働き方の提案として、観光地ワーケーション受入環境整備促進事業やサテライトオフィス設置支援事業を当初予算に計上をしております。

また、今後も感染状況を踏まえ、いわゆるアフターコロナでの地域経済の活性化につきましては、これまでのような単なる給付型ではなく、新たな事業展開や取組に対する助成事業が必要であると考えております。

これには財政的な課題もありますが、国の地方創生臨時交付金を活用し、店舗のリノベーションやテイクアウト関連設備への助成、若年層の新規起業や、空き家・空き店舗の活用、業態変更に伴う設備整備の支援などを検討しております。

また、令和４年度には、スポーツツーリズムの推進を念頭に、町の組織体制を強化し、コロナ禍においてアウトドアの魅力が見直されたことに伴い、安心安全な登山やトレッキング、サイクリング、ゴルフとともに、新たな準高地トレーニングの合宿誘致など、町の環境や資源を十分に

活用して、交流人口の拡大を図ることも急務であると考えております。

さらには、リベンジ消費を促す起爆剤として、プレミアム商品券の再発行や、これと併せた地域通貨の導入ならも積極的に検討し、より多面的で効果的な経済対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の質問、準高地トレーニング誘致の政策についてのうち、初めにトレーニング候補となる場所の活用についてであります。

議員の御質問にありますように、現在、町では、静岡県東部地域局が中心となり、富士山ネットワーク会議を構成している４市１町が連携して、ランニングに着目した準高地トレーニング誘客施策の推進ＰＲを行っております。

本町においても、その成果として、須走地区のホテルや旅館を宿泊に御利用していただき、主に大学や実業団の陸上競技部の皆様を対象としたスポーツ合宿の実績が徐々に増えてきております。

準高地に位置する須走地区は、富士山の地形、傾斜を活かした多様なコースがあること、首都圏から100キロ圏内という地の利と、町内及び近隣市町の練習施設へのアクセスも良好であり、スポーツトレーニングを行うことに適した環境であります。

須走多目的広場にはゴムチップ舗装の周回コースもあり、町内の方はもとより、大学等の団体もトレーニングに活用していると聞いております。そのようなことからも、須走多目的広場のグラウンド、須走総合グラウンド等はニーズに対応できる施設であり、また、ランニングに限らず様々なスポーツが楽しめる施設であると考えますので、更に活用促進に努めてまいります。

次に、施設の整備についてでありますが、既存の体育施設の有効活用、整備方針について、役場内の関係部署におきまして検討をしております。

その中で、町民の健康保持増進とスポーツ活動を楽しむ環境づくりを進めるためには、まずは優先して生涯学習センター多目的広場にジョギングコースを新設する工事を令和４年度に行う予定であります。

富士総合グランドにつきましては、町と陸上自衛隊富士学校後援会が共に管理運営する施設であり、施設の整備に当たりましては、地権者、陸上自衛隊富士学校、地元旅館組合や須走地区の事業者、住民の皆様と十分に協議を重ねた上で進めていかなければならないと考えております。

また、建設費用及びランニングコストが多額となる見込みであるため、その財源及び管理運営方法についても、公民連携を視野に入れるなど、今後の検討課題として認識しているところであります。

これらにつきましては、今後力を入れていきたいスポーツツーリズム推進に関わる施策でありますので、新年度の機構改革により新たに設置される観光スポーツ交流課が主体となり、引き続き検討してまいります。

次に、準高地を活用したランニング等の陸上競技の大会の実施についてであります。

御提案のとおり、自転車競技の大会開催時にウオーキングやランニングの大会を併設して同時に開催することは、多くの参加者を呼び込むという点では大変有意義であり、準高地コースとしてふじあざみラインでの開催は魅力的であると考えております。

町では、スポーツ振興条例を基に、現在、スポーツ振興基本計画を策定しているところであります。同計画では、町民のスポーツ活動推進のみならず、スポーツツーリズムの推進も掲げており、準高地を活用したランニングイベントについては、スポーツ環境の充実や魅力発信、町内の経済活動の活性化に大いにつながるものと考えておりますので、開催について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○10番（米山千晴君）　再質問させていただきます。

コロナ対応についての再質問でございます。

一つ目です。

私は、町民の皆様が今望んでいることは３回目のワクチン接種であり、誰もが早く接種をし安心したいとの思いがあるのではないでしょうか。町として３回目の接種のタイミングが遅いと感じられますが、いかがでしょう。

二つ目に、第６波のオミクロン株には変異株が発生し、市中感染が出ていると報じられております。この変異株に対して、我々はどう対処すべきか伺います。

三つ目に、コロナウイルス感染症の治療薬として、現在、経口治療薬が承認を受けていると発表されております。小山町民がもし治療を受けられるとするなら、どこに行けばこの治療を受けられるのでしょうか伺います。

四つ目でございます。答弁をお聞きしますと、コロナウイルス感染症に対する状況、対応などの情報は役場内ではどこの部署が掌握し、情報を発信しているのでしょうか。

今回、私が質問ということで、関係各課がいろいろ調べていただいたと思っておりますが、本来であれば行政という機関はある程度の情報は持っているものだと思っております。そして、町民は、身近な行政である町からの情報発信を求めていると思っております。それは、テレビで言っていたとか、うわさの情報の伝達ではなく、町の発表ではという行政の情報発信が必要であると思うからであります。

報道においても、記者が情報を収集し伝える内容と、国の資料発表を伝えているものとあるように、町も、国、例えば厚生労働省のホームページの確認や、静岡県の県内情報の発表等を掌握し、その情報を分析し、町民に町としては的確な情報提供をしていく必要があるのではないかと考えますが、現在の情報の収集と発表に町としては十分な対応をしているかを伺います。

次に、準高地トレーニングについて再質問させていただきます。

富士総合グランドの施設改修には様々な調整が必要、多額の費用がかかり検討が必要であると

の御答弁でございますが、全ての施設がそろわなければこの誘致はできないわけではありません。町長も在任期間が残すところあと１年でございます。１年なんてすぐに来てしまう、そのように思っております。令和４年度はどういったことから検討に入るのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　米山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、初めに、新型コロナウイルス対策についての再質問のうち、４番目の感染症の状況、対応などの情報はどの部署で掌握、発信をしているかについてお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、本町では、令和２年２月から私を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しており、緊急事態宣言発令下や平常時における町のコロナ禍に関係する重要な方針、施策を決定しております。

また、当該本部の下部組織として同年４月に設置した、副町長を委員長とし教育長を副委員長とする調査検討委員会におきまして、重要事項の調査や検討を行っております。

新型コロナウイルス関連の対応は多岐にわたっておりまして、例えば感染者数の把握、情報発信は危機管理局で担当し、ワクチン接種等の感染症予防全般に関することは健康増進課で行っております。また、コロナ禍での町の経済対策に関することにつきましては商工観光課で、そして、地域振興課では、無線放送、ホームページ、ＬＩＮＥによる新型コロナウイルスに関する情報提供を行っております。

情報の収集と発信につきましては、厚生労働省や静岡県のホームページを常に確認しており、関係各所からも毎日多くの情報が寄せられている中で、町民の皆様に必要な情報は、先ほど述べた伝達手段で、できるだけ早く正確に発信することを心がけております。

次に、準高地トレーニングについてであります。

先ほどの答弁の繰り返しとはなりますが、富士総合グラウンドの活用につきましては、まず、現状の課題の解決を役場内の関係部署においてしっかりと協議していくことが最優先であり、その上で、関係者等との調整を行っております。

運営管理につきましては、その手法の一つとして民間との連携も検討したいと考えております。

一方で、須走地区は、このたび制定いたしましたフロンティア推進区域における公民連携ガイドラインにおきまして観光活性化推進を重点的に進めることとされ、新たな観光振興に資する民間アイデアを募り、交流人口の拡大を目指してまいります。

スポーツの魅力をまちづくりに活かしていくことが重要であり、その取組の一つとして、準高地トレーニング誘致を静岡県東部地域局と関係市町と連携して引き続き推進し、新たなスポーツツーリズム推進に努めてまいります。

その他の再質問につきましては、住民福祉部長から答弁させていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　私からは、新型コロナウイルス対策についての再質問の一つ目か

ら三つ目についてお答えします。

一つ目の３回目の接種のタイミングが遅いと感じられるにつきましては、当初国が８か月経過後の接種としていたため、それに合わせ医師、看護師、会場等の調整をして接種計画をつくりました。その後、接種の前倒しが指示されましたが、会場や従事者等の調整ができず、集団接種開始日を２月14日以前に早めることができませんでした。

しかし、当初の計画に対し、14日、可能な限り接種日を追加し、また、１日の接種者数も増やすなど接種の加速化を図り、当初７月までかかる集団接種計画を６月には完了するよう前倒しをしております。

また、個別接種の開始日は、当初３月15日を計画しておりましたが、１週間前倒しをして３月７日から実施します。

また、こども園・小中学校教諭等への接種を２月19日、３月22日に行うなど、優先接種の実施においても積極的に努めております。

一方、接種券につきましては、２回目接種を完了した方から順次発送を行っており、既におおむね65歳以上の方の接種券は発送済みです。

また、その他の方につきましても前倒しをして順次発送しておりますが、接種券が届いていない方で、県の大規模接種会場や他市町の医療機関における接種を希望される方に対しては、速やかに接種券を発行できる体制を整えておりますので、御理解いただきますようにお願いします。

二つ目の変異株の対応につきましては、従来のオミクロン株、ＢＡ．１系統に対しＢＡ．２系統に置き換わっていくと言われていますが、対策としては、基本的な感染対策は変わらず、従来同様マスクの着用の徹底、手洗い、手指消毒、３密の回避、小まめな換気が必要となります。

三つ目の経口治療薬につきましては、県によりますと、御殿場市、小山町内にある八つの院外薬局に配備していると伺っております。

また、病院につきましては、必要になった時点で国に申請を行い、すぐに調達できる体制をつくっていると伺っております。

いずれにしましても、新型コロナ陽性となった場合には、医師の判断により処方されることになります。

以上であります。

○10番（米山千晴君）　最終総括をさせていただきます。

私は、この２年間、町内が非常に疲弊している中、町民の皆様方が求めているものは安心安全であります。その中で、小山町役場という役割は、最前線の情報発信の源であってほしいと思うのであります。特に危機下においては、情報発信の価値が問われるものであり、国県の正確で真実である情報を積極的に取り入れ、分析し、発信の際は、簡単に早く、分かりやすい発信でしていただくことでございます。そして、常に町の最高責任者である町長自ら重要なことは伝えていただくことが、町民の皆様に安心を届けられる一番の手法ではないでしょうか。

このコロナウイルス蔓延が閉ざされた町内を少しでも明るくしていただけることをきっかけに希望しまして、代表質問を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、２番　室伏辰彦君。

○２番（室伏辰彦君）　私は、会派令明を代表しまして代表質問をさせていただきます。

件名は、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の取組についてであります。

令和４年度予算は、令和３年度からスタートした第５次総合計画の将来像「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち小山町」の実現に向けた２年目の予算であり、ホップ・ステップ・ジャンプのステップに位置する予算として位置づけ、七つの基本目標に従い、ＳＤＧｓの理念を踏まえた基本施策の推進、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進、公共施設等の長寿命化等の推進、寄附金の積極的な活用と持続可能な財政運営を基本方針に予算編成に当たったと提案説明を受けました。その中で、小山町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進について伺います。

一つ目は、国県ともデジタル化を進めていく方針を示しています。国は、2025年までに住民基本台帳や税務など自治体が持つ基幹系システムの標準化や共通化を行うとしています。県は、市町への必要な情報や人材育成の協力、技術的な支援を行うとのことです。町長としてどのようなスピード感を持って実行し進めていくのか伺います。

二つ目として、キャッシュレス化の推進も重要な課題と考えます。２年前から続き、見通しが見えない現在コロナ禍の中、あらゆる場面で非接触が叫ばれており、現金での支払いではなく、クレジットやスマホ等で支払い、キャッシュレス化が進み、銀行等では換金手数料がかかるようになってきました。町でも、水道料や固定資産税などの公共料金もＰａｙＰａｙ等で支払うことができるようになりました。

現在、民間の経営状況は大変厳しい状況です。民間と連携したキャッシュレス決済も必要な事態となってきております。

御殿場市では、先日、デジタル地域通貨の取組が発表されました。スマートフォンの専用アプリでＱＲコードを読み取って支払う方法です。新型コロナ対応臨時交付金を活用する予定とのことです。

私は、昨年の３月に一般質問で地域通貨の導入を進めていくのかと伺いました。この時点では導入はまだ考えておらず、研究・調査を進めると回答でした。結果、御殿場市の方が先に地域通貨の導入を決定しました。

先日の議会議員懇談会で、小山町は自治体マイナポイント制度を活用したデジタル地域通貨導入検討等の経済対策を実施するとのことですが、具体的にいつから、どのように、また、民間との協力を進めていくのか伺います。

三つ目、町民へのアンケートの結果によると、町からの情報を入手する手段として、広報おやま、防災行政無線、回覧板が上位３件となっております。

その中で、防災行政無線ですが、機器の老朽化で受信できにくい世帯が増えていると聞いております。また、放送される時間帯に家にいないと聞けません。

デジタル・トランスフォーメーションの推進の一つとして、令和２年度より、アナログ無線からデジタル無線化が進められていますが、それに加え、スマートフォン等で防災行政無線で放送される内容を配信できないか伺います。

四つ目、テレワークやサテライトオフィスを推進するには、通信環境が整わなければなりません。須走地区には、別荘として東京をはじめ多くの方が都市部から来ています。本年度末には、須走内には光ファイバ網が整備されると聞いております。これで町内全てに光回線が整うことになるのか伺います。デジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、通信環境を整える必要があると考えます。

五つ目、アナログな価値観が根強く残る農業において、デジタル技術やデータ活用の取組を進めることは簡単ではありません。ただ、高齢化や人手不足の解消をするには、どうしてもデジタル・トランスフォーメーションの推進が不可欠です。若い方が農業を継承するきっかけになると思います。

デジタル技術導入に当たり、高齢化が進んでいる、かつ、小規模農家が多い小山町ではどのように進めていくのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　室伏辰彦議員にお答えをさせていただきます。

初めに、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進についてであります。

議員御指摘のとおり、国県ともにデジタル化を推進し、自治体の取組を支援する方針を掲げておりまして、町といたしましても、将来にわたっての行政サービスの水準の維持、向上を図るべく、デジタル技術の活用による業務の効率化、省力化と住民の利便性向上の両立を図る必要があると認識をしております。

このような認識の下、町では、現在、小山町デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）ガイドラインを策定中であります。これは、令和４年度から令和８年度までの５年間を対象期間とした計画であり、国からの技術的助言である総務省の自治体ＤＸ推進計画や自治体ＤＸ推進手順書の内容を踏まえつつ、町の現状と課題を考慮した上で必要な考え方と取組を網羅したものであります。

小山町ＤＸガイドラインでは、デジタルで人と地域がつながるまち小山町を基本理念として掲げております。デジタル技術の特性を活かし、時間や場所といった物理的制約を解消することで、いつでも、どこでも、素早く行政サービスを利用できるようになり、町民を中心とする利用者と行政とのつながりがより強化されることを目指してまいります。

また、基本理念の実現に向けて、三つの基本方針を掲げております。

基本方針１、町民視点のサービスデザインにおきましては、行政手続等のオンライン化や公金

キャッシュレス決済の推進、町公式ＬＩＮＥ等による個別最適な情報発信等の取組により、誰もが直感的かつ簡単に利用できるような行政サービスをデザインしてまいります。

基本方針２、デジタルによる持続可能なまちづくりにおきましては、災害時の情報発信の迅速化やデマンドバスを中心とする公共交通のスマート化、公共施設等の通信環境整備等の取組により、デジタル環境の整備やデータ活用による強靭な地域づくりを推進してまいります。

基本方針３、デジタルデフォルトなスマート行政におきましては、ＲＰＡやＡＩ－ＯＣＲ等のデジタルツールを活用した業務自動化の推進や、情報システムの標準化・共通化、テレワークの推進等の取組により、デジタル処理を基本とした業務見直しを推進することで行政サービスの水準の改善と働き方改革を同時に推進してまいります。

これらの取組と並行して、基本的なＩＣＴの知識を学ぶ機会の提供や公共施設等における貸出用端末の配備といったデジタルデバイド対策に注力することで、誰一人取り残さない行政デジタル化の実現を目指してまいります。

また、ＤＸの全庁的な推進に当たりましては、庁内横断的な推進体制の構築や、個々の職員のデジタルリテラシーの向上は不可欠であります。これらにつきましては、今年度当初に発足させた行政改革推進本部会の幹事会を有機的に機能させ、先行事例の研究や研修の企画、実施に取り組むとともに、民間企業との連携協定の締結によって、デジタルサービス構築のポイントを吸収していくなど戦略的な取組を行ってまいります。

なお、令和３年夏に実施された調査によれば、人口５万人未満の自治体のうち、独自のＤＸ推進計画を策定済み、または策定中と回答したのは僅か14％でありました。この結果を踏まえれば、本町のＤＸの取組は他自治体に先立ったスピード感あるものではないかと認識をしているところでございます。

次に、キャッシュレス及び地域通貨導入の推進についてであります。

キャッシュレスの推進につきましては、先ほどの答弁のとおり、ＤＸガイドラインの中で具体的な取組として位置づけており、住民の利便性の向上を図る上でとても重要な取組であると認識しております。

キャッシュレス決済に対応したデジタル地域通貨の導入につきましては、小山町商工会において検討を重ねてまいりましたが、ポイント還元に伴う事業者の経費負担の課題等により、実施には至っていないのが現状であります。

町として、デジタル地域通貨を導入するためには、プレミアム分の付与といった経済対策のみの観点ではなく、町の催事協力や健康増進、ボランティアなど個々の活動に対してポイントを設定し、町民のまちづくりへの参画促進といった側面も考慮するなど、総合的な観点で地域活動を活性化するための施策として構築していく必要があるものと考えております。

ただ、こうした取組については、新たに町独自のプラットフォームを整備する必要があり、財政的な確保が課題となります。そのことから、町では、国が令和４年度以降に全国展開予定であ

る自治体マイナポイント制度の活用についても検討しております。自治体マイナポイントは、マイナンバーカードを使って自治体に申請を行い、自治体の様々な取組を通じてキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントがもらえる仕組みであります。

本制度の活用により、マイナンバーカードの普及促進のみならず、本人確認機能を利用した正確で重複のないポイント給付が実現でき、ＷＡＯＮやＰａｙＰａｙなど既存の民間キャッシュレス決済サービス事業者との連携により、利用者や町内事業者が使いやすい形でのポイント利用が可能となるなど、制度構築や運用上のメリットが大きいものと期待できます。

以上を踏まえ、国の動向を注視しながら、先行している事例等を綿密に調査研究し、町の実情に合ったデジタル地域通貨の導入について検討を進めてまいります。

次に、スマートフォンで防災行政無線で放送される内容を発信できないのかについてお答えをさせていただきます。

町では、令和３年３月から開設した小山町公式ＬＩＮＥを活用し、友達登録いただいた皆様へ防災行政無線で放送される内容等から必要な情報を選んで配信しており、登録者は順調に増加し、本年２月末日現在、2,750人であります。また、町のホームページにも防災行政無線で放送される内容を掲載をしております。

しかし、町民の中にはスマートフォンやインターネットを利用しない方々もおり、広報おやまや防災行政無線、回覧板等からしか情報を入手できない現状がございます。

来年度から、こうした方々を対象に、静岡朝日テレビのデータ放送を活用したＤボタン自治体広報サービスを開始する予定であります。このサービスは、地上波デジタル放送のデータ放送を活用したもので、スマートフォンやインターネットを利用しない方々に必要な情報を配信する有効な手段と考えております。

町民の皆様には、広報おやまで特集ページ等を組み、利用方法を御案内する予定で、Ｄボタンでお知らせする内容は、ホームページに掲載するトピックスや防災行政無線で放送される内容を網羅した情報を発信をいたします。

室伏議員御指摘のデジタル・トランスフォーメーションを推進するためには、広報おやまや回覧板等の在り方についても検討する必要があると考え、例えば全国の自治会等で導入が進んでいる電子回覧板やウェブ会議といった情報発信のデジタル化への課題について調査、研究を進めてまいります。

今後も、町からの情報が町民の皆様に的確に届きますよう、様々な手段による情報発信に努めてまいります。

次に、通信環境の整備状況についてであります。

議員御指摘のとおり、光ファイバ網等通信環境を高度化することは、テレワークやウェブ会議、サテライトオフィスの設置などコロナ禍における新しい生活様式への対応が可能となるとともに、５Ｇなど最先端技術の利活用としての情報基盤ともなり、ＤＸを推進する上で必要不可欠である

と認識をしております。

本町においては、光ファイバ網が未整備であった須走紅富台エリアを対象に、民間電気通信事業者が光ファイバを整備し、国と町が整備費用に対して補助を行う民設民営方式による整備を進めており、３月中にはその整備が完了する見込みであります。この事業が完了すれば、町内全域で光ファイバ網が整備され、ブロードバンドサービスが利用できる環境が整うことになります。

次に、農業におけるデジタル技術の導入をどのように進めるのかについてであります。

農業分野では、人口減少社会の到来に伴い、担い手の減少や高齢化が進行しております。農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできないアナログ的な作業も多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっております。

これに対し、作業の自動化による省力化やデータを活用した生育管理などスマート農業の導入が期待をされており、自動運転トラクターやドローンによる農薬散布、収量・食味センサーつきの高性能コンバインなどが実際に利用され始めております。特に農業用ドローンは、作物上空から農薬や肥料を散布することが可能なことから、中山間地域である本町においては、作業時間の短縮や急傾斜地などでの作業の省力化が期待できます。

ただし、スマート農業の導入に当たっては、導入初期コストが高いこと、インフラ面の整備が不十分であること、スマート農機などの学習機会が不十分であることなどの課題があり、町の比較的小規模の農家では、導入意向があっても活用が難しいと考えられます。

個人の導入は難しい中で、比較的扱いやすいドローンに関しては、個人もしくは地区の農業組織での共同運用など、町内でも導入が始まりました。町としましても、関係機関と連携し、スマート機器に関する実演会や講習会を定期的に開催するなど、特に若手の農業者まで幅広く参加していただけるような取組を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　再質問をさせていただきます。

４点ほど再質問をさせていただきます。

人口５万人未満の自治体の中、独自のＤＸ推進計画を策定中または策定済みと回答したのは僅か14％であり、本町のＤＸの取組は他の自治体に先立ってスピード感があるとのことですが、本町は現在策定中と答弁がありました。計画をつくるより、いかに実行していくことが重要と考えます。実行をどのようなスピード感を持っていくのか伺います。

二つ目、キャッシュレス決済の取組ですが、先ほど質問で、御殿場市が導入すると表明しております。スタートラインは一緒だったと思いますが、何で本町はできないのか。また、昨年３月の一般質問で、研究、調査すると答弁がありました。先ほどの答弁では、綿密に調査、研究しつつ検討を進めていくと言われました。昨年の答弁の研究、調査の結果を教えてください。

消費者のキャッシュレス化は急速に進みつつあります。店舗等にとってキャッシュレス決済導

入は、事業の継続、事業の発展の必須条件になりつつあります。しかし、システム導入の初期投資や決済に伴う手数料の負担予測が導入を妨げております。

答弁の中で、商工会において検討を重ね、事業者の経費負担の課題等により実施には至っていないのが実情とありましたが、他の地域の成功例を見ても、行政が主体となって商工会を巻き込んで進めています。

昨年９月に小山町中小企業小規模振興条例が施行され、推進会議が組織され、具体的に計画を検討すべき時期に入っています。町がキャッシュレス化を推進することは、この基本条例を推進する重要かつタイムリーな政策であり、町内事業者の振興に間違いなく寄与することができる政策であります。本町も行政が主体となって商工会と連携を持ってキャッシュレス事業を進めていく考えはあるのか伺います。

三つ目、静岡朝日テレビのデータ放送を活用したＤボタン自治体広報サービスはとても良いことだと思います。ただ、外で働いている方、また、県外に出ている方には情報が入りません。スマホでの情報サービスも必要です。

また、本町のホームページに防災行政無線の内容を掲載しているとありましたが、コロナの情報以外は分かりにくいです。放送される全てのことを今日のお知らせとして載せることもよいのではないかと考えます。ホームページも多くの町民が閲覧すると思います。ＬＩＮＥも今日のお知らせを全て掲載できないか伺います。

四つ目、農業でのスマート機器に関する実演会や講習会を定期的に開催するなど、特に若手農業者まで幅広く参加する取組を進めていくとのことですが、いつから、どのぐらいの間隔で開催していくのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　私からは、１点目の現在策定中のＤＸ推進計画について、ＤＸの取組をどのようなスピード感を持って進めていくのかについてお答えをさせていただきます。

小山町ＤＸガイドラインの策定に当たりましては、小山町行財政改革審議会に対し、町が目指すべきデジタル化の方向性や行政サービスの在り方について調査、審議いただくよう、昨年６月に諮問をいたしました。その後、外部専門家を招いた勉強会や三度にわたる審議会を経て、今月８日に答申をいただき、15日の行政改革推進本部会にて正式決定とする予定であります。

本ガイドラインでは、基本方針、基本施策に基づき35の取組を行動計画として取りまとめております。35の取組はそれぞれ目指す姿、令和８年度目標、実施内容、取組工程などを定めておりまして、各取組の進捗管理を行うとともに、外部環境等の変化に応じた柔軟な見直しを行いながら、取組の適切な実施を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、担当部課長から答弁をさせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　二つ目の再質問の昨年３月の一般質問で答弁をいたしました研究、調査の結果及び行政が主体となってキャッシュレス事業を進めていく考えについてお答えをいたします。

町では、商工会での勉強会参加や、国が創設した自治体マイナポイント制度の活用方法、他市町の事例等を研究し、キャッシュレス決済に対応したデジタル地域通貨を導入する際の効果、必要経費、利用者の必要手続など比較検討を行い、メリット、デメリットを整理したところであります。その検討を踏まえ、制度構築や運用上のメリットの多い自治体マイナポイント制度の活用について、引き続き国の動向を注視しながら検討していきたいと答弁したところであります。

繰り返しになりますけれども、キャッシュレス化推進の重要性につきましては議員御指摘のとおりでありますので、自治体マイナポイント制度の活用に加えまして、町と商工会とが連携をした上でのキャッシュレス決済による地域内消費の活性化策についても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君）　室伏議員の三つ目の再質問についてお答えいたします。

防災行政無線放送は、町に依頼された放送について、小山町無線放送施設の設置及び管理に関する条例に基づき、地域振興課で内容を精査し放送しており、行政以外の情報もお知らせしております。

一方、町のホームページは、小山町ホームページ運用要領に従い、町が発信すべき情報を各課で掲載しております。

無線放送の内容には行政以外の情報も含まれるため、放送される全ての内容をホームページや公式ＬＩＮＥに掲載することはできませんので、御理解をいただきたいと思います。

しかし、室伏議員からホームページが分かりにくいとの御指摘をいただきましたので、今後、デジタル・トランスフォーメーションの推進の一つとして、ホームページのリニューアルに向け調査、研究を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○農林課長（前田　修君）　４点目の再質問、スマート農業機器に関する実演会や講習会などの取組を、いつから、どのくらいの間隔で開催していくのかについてお答えいたします。

町では、これまでも関係機関と連携し、農業に関する実演会や講習会を実施してまいりました。今後は、スマート農業などのデジタル導入も含め、農閑期を中心に、年に１回程度の頻度で実演会や講習会等を開催してまいりたいと考えております。

なお、若手農業者など忙しくて会に参加できない方に対しても、町のホームページから資料のダウンロードや動画映像等のウェブ配信にて対応するなど、幅広く情報提供する方法についても

検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再々質問ありませんか。

○２番（室伏辰彦君）　２点ほど再々質問をさせていただきます。

キャッシュレス化の波は、非常に速く、スピードを持って変わっていくと考えます。町内の店舗等は高齢化が進んでおります。後継ぎがいないところも多いのが現状です。しかし、新たに何かをやりたいという若い方もいると聞いています。行政が前に立ち、商工会と連携を持たないと、小山町版のキャッシュレス決済導入はできません。デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進の一つとして、行政と商工会で、名称は問いませんが、小山町キャッシュレス推進会を令和４年度に立ち上げることができないのか伺います。

二つ目、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進として、町のホームページの活用もあります。一つは、バナー広告が現在あまり活用されているとは思いません。価格が月に5,000円です。町の企業、店舗が活用しやすい価格設定にすべきだと思います。個人店舗もデジタルでの情報発信の一つとして利用するのではないでしょうか。

そして、もう一つ、お悔やみのお知らせも、葬祭センター等の協力を得て、バナー広告を通して町民が分かるような仕組みができないでしょうか。お悔やみのお知らせは大切な住民サービスです。ただ、高齢者の情報弱者の問題もあります。防災行政無線で日々の町の情報を得る方も多いです。以前のようにお悔やみのお知らせは４回に戻せないかどうか、多くたくさんのお声をいただいております。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　１点目の商工会との協力という点でございますけれど、当然商工会さんには、キャッシュレス化を導入するに当たっては御協力をいただくというふうに考えております。町の方針をまず定めなければいけないというところが先ほどの答弁でもありますけれど、そこを定めてから協力をいただくというふうに今のところ考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　室伏議員の再々質問にお答えいたします。

ただいまデジタル・トランスフォーメーションの一環でホームページのリニューアル、これに併せて、バナー広告の活用が低いという御指摘と、それから、その広告料が5,000円は高いのではないかといったこと、それから、お悔やみ放送に関する御指摘をいただきました。

まず、ホームページのリニューアルにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、ＤＸ計画ガイドラインの中で、令和８年度を目指して改修していこうということを考えております。

バナー広告の5,000円が高いか安いかというのは、これはこの場で一概に申し上げることはで

きないと考えております。これは慎重に検討する必要があると考えております。

それから、お悔やみ放送に関しましては、基本的には、これは先ほど課長からも答弁ございましたが、条例に基づき特別に町長が認めるものということで今現在は放送しております。現在２回で運用しておりますが、従前はそれよりも多い回数をやっておりました。これも回数が多過ぎるというような御指摘もございまして、基本的に今は申出をいただいてから当日までの間に２回ということで今現在運用しているところです。これも元の４回に戻すことが適切なのかどうかというのは、これもよく審議しないと決められないことですので、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時15分　休憩

午前11時25分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。通告順により順次発言を許します。

次に、７番　高畑博行君。

○７番（高畑博行君）　私は、通告に従い、人口減少防止策の具体化に向けてについて、一問一答方式で質問をさせていただきます。

全国どの自治体でも恒常的人口減少は頭の痛い問題ですが、2010年に日本創成会議が打ち出した消滅可能性都市の一つであるというショッキングな公表された本町も、現実的に人口がついに１万8,000人を切り、人口減少防止策に本腰を入れて取り組まなければ大変なことになります。

令和４年度から機構改革が行われ、人口政策推進課が理事の下に新設されますが、担当課のみならず各課横断的にそれぞれの課が担当する施策と人口減少防止をリンクさせて、意識的に取り組んでいく必要があるでしょう。

また、人口減少防止の対症療法的施策だけでなく、人口減少が進むことによる弊害にはどんな点があるのかという、一歩踏み込んだ分析、研究も必要です。人口減少防止策は、行政が関わる全ての部署に関係します。暮らしやすさ、働きやすさ、育てやすさなど全ての切り口から考えた場合、役場の全ての課が関係してくるテーマだからです。

今回の質問で私は交通インフラや教育・福祉サービスなどの分野までは言及できませんでしたが、今回は人口減少防止に関して様々な視点から質問をいたします。

まず、町長に伺います。

第５次小山町総合計画に示された「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち小山町」に向けた取組が始まっている中、よく言われるような抽象的な表現ではなく、小山町だからこそのインパクトのある人口減少防止策が求められていると考えます。

どの自治体でも同じような人口減少防止策を考えていますが、本町はどのような切り口で人口減少防止を図り、本町に住んでもらう策を具現化していくのか、町長のお考えを伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　高畑議員にお答えをさせていただきます。

本町の人口減少防止策の切り口と、住んでもらう策の具現化方法についてでありますが、日本全体で人口減少が加速し、少子高齢化が進行する中、国が提供する将来推計によると、本町の人口は2030年に１万5,786人になると推計されております。そこで、第５次小山町総合計画では、基本計画に掲げる多岐にわたる施策の推進により、人口減少の幅を小さくすることで、2030年の人口を国の推計を上回る１万6,500人に設定したところであります。

本町が目指す将来像「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち小山町」とは、単に人口確保を図ることを目標とするものではなく、住み続ける場所として選ばれる町を目指すことであります。

毎年実施している町民意識調査の結果では、過去５年間の平均値で、町民の定住意向は約８割と高い水準でありますが、施策の満足度は５割弱にとどまっていることから、本町の人口減少防止策の切り口といたしましては、総合計画の基本的な考え方の一つ目にも掲げたとおり、住民満足度が高い町を目指し続け、幸せを感じ、住み続けたいと思える町民を増やしていくことによって、地元定着を図り、人口流出を抑えていく考えであります。

その具現化に向けましては、まずは、町民意識調査において満足度及び定住意向が低い若者世代に対し地元定着に結びつく支援を行い、伸び伸びと生活できる環境を望む子育て世代に対しては、安心、快適な生活環境を提供できる支援策に取り組むのと併せて、全庁挙げて町民全体の満足度向上を図る政策を着実に推進してまいります。

また、本町は、コロナ禍に加え、複数企業の操業開始や新東名高速道路の供用開始など、他地域にはないような社会変化の真っただ中にあることから、それらの変化が及ぼす影響に対応することが求められますので、的確なニーズ把握や影響分析を進めながら、町民幸福度の向上を図る柔軟かつ効果的な施策立案に努めるとともに、情報発信の強化により、町外の方からも暮らしたい場所として選ばれる町を目指してまいります。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　それでは、具体的な質問をさせていただきます。

町は、昨年９月から新たな助成制度を開始しました。一つ目は小山町第一子子育て応援助成金制度、二つ目は小山町遠距離通学定期券購入費助成金制度です。この二つの助成制度は、人口減少防止策と無縁ではありません。第一子子育て助成制度は切れ目のない子育て支援の第一歩ですし、遠距離通学定期券購入費助成制度は、卒業後、町を離れがちな学生を引き止める期待にもつながります。

そこで、まだ年度途中ではありますが、この二つの助成制度の活用状況と当局の分析についてお聞きします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○理事（増井重広君）　高畑議員にお答えいたします。

今年度開始した二つの助成制度について、活用状況とその分析についてであります。

初めに、第一子子育て応援助成事業についてでありますが、これは、第一子の保護者を対象に、育児用品の購入費や家事代行サービス料の一部を助成するものであります。

令和４年２月末までの助成実績といたしましては、対象となる第一子の保護者31人のうち、申請のあった15人に対し、85万3,800円を交付決定済みです。

対象費用の内訳は、おむつや授乳関連用品の購入費が97％を占めており、日常的で細やかな支出に対する支援として利用者からの声も好評で、初めての子育てを応援する一定の効果を発揮しているものと考えております。

なお、申請書に添付されたレシートから消費行動を分析しますと、インターネットによる購入が相当数あり、若年層のライフスタイルやコロナ禍も相まって、宅配サービスの需要は更に高まるものと想定されます。

今後、申請の増加に応じて分析を深め、更に効果的な子育て支援策となるよう検討してまいります。

次に、遠距離通学定期券購入費助成金交付事業についてでありますが、この制度は、町内に住みながら鉄道利用距離が片道50キロメートル以上となる遠距離通学をする大学生等に定期券購入費の一部を助成するものであります。

令和４年２月末までの実績は、申請者21人に27万1,900円を交付決定済みであり、その通学方面は、東京都内、神奈川県内がそれぞれ43％、静岡市内が14％と、主に首都圏への通学に活用されている状況であります。

コロナ禍に伴い、自宅からの遠距離通学者も増加する一方で、授業のリモート化による通学回数が減るため、定期券を購入しないという学生も見受けられますので、制度効果の分析には少々期間を要するものと考えておりますが、申請要件として町のアンケートへの協力を掲げていることから、学生へのアンケートを行い、制度の効果分析や見直し、さらには若者の流出防止策等の検討資料としていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありますか。

○７番（高畑博行君）　ただいまの答弁に対してお聞きします。

せっかくの第一子子育て応援助成なのに、対象の31人の保護者の中で約半数の16人は申請していません。それらの保護者へのアナウンスはされたのか伺います。

また、応援事業の97％がおむつや授乳関連用品の購入で、残る３％がベビーカー、チャイルドシートの助成のようですが、家事代行サービスは０のようです。なぜ家事代行サービスを希望しないのか、分析しておられればお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　１点目の第一子子育て応援助成事業の未申請者への対応についてでありますが、健康増進課との連携によって、対象者を把握した時点で全ての方に制度案内や申請書等を通知しております。

制度の仕組みとして、対象乳児が満１歳になる月の翌月末までであれば、上限額まで何回でも申請できますが、まとめて１回で申請したい方が多いと思われることから、令和３年12月末までの申請は２件にとどまっておりました。

制度上は来年度になってからの申請も可能ではありますが、令和３年度予算を確保していることから、令和４年１月下旬に、未申請の方に年度内申請をお勧めする個別通知を郵送したところ、２月末までに12人の方から申請をいただきました。

申請するタイミングは本人次第ではありますが、育児に追われ申請を忘れてしまうことも考えられますので、今後も未申請の方には申請期限が近くなっていることを個別にお知らせするなどの対応をしたいと考えております。

次に、２点目の家事代行サービスの利用についてでありますが、制度設計の際に、家事代行サービスの利用は産婦の身体的、心理的負担を軽減する効果が期待できるという専門家の助言をいただいたことから、助成対象に家事代行サービスを加えたものであります。

これまで申請された方の何人かに家事代行サービスについて伺ったところ、同居または近くに住む親に助けてもらえるという方のほか､他人が自宅に入ることに抵抗があるという方もおられ、現状では家事代行サービスの利用には結びついていないと思われますが、近くに頼れる人がいない御夫婦などはこの制度を活用できますので、必要に応じて利用していただき、産後の負担軽減につなげていただければと考えております。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　次の質問です。オリンピック・パラリンピック終了後、そのレガシーを活かしたサイクルスポーツの活性化や、観光事業とも結びつけたスポーツツーリズムも大きな課題だと思います。今まで行ってきて定着しつつある各自転車レース等の継続的発展のほかに、町の魅力を発信し、交流人口だけでなく、定住人口まで増加させる意識は重要です。そもそもサイクリストの絶対人口を考えた場合、駿河小山駅前のサイクルゲートの活用とレンタサイクルの利用の飛躍的拡大には限界があるのではないかと私は考えています。

そこで、スポーツツーリズムで担当課が考えている将来的な構想等があったら紹介いただきたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君）　高畑議員の御質問にお答えいたします。

スポーツツーリズムをはじめ各種ツーリズム事業は、単に観光客や交流人口の増加ではなく、来訪者が体験するサービスや飲食、物品の提供を生業とする事業者の活性化と地域経済力の向上

を目的とするものであります。

訪れた方が町の魅力に触れ、交流と信頼に基づく関係人口の増加がさらなる情報発信や定住人口の獲得につながるという好循環を生み出すためには、まず町の環境や地形的特質にポイントを置いた、競争力のある事業を打ち出していくべきと考えております。

具体的には、町内の高低差や勾配を活かした高地トレーニングをメインとしたスポーツ合宿の誘致、また、オリンピックレガシーに位置づけられている国際レース、ツアー・オブ・ジャパンの観戦を軸とした交流型イベント、県内に拠点を置く関連企業やサイクルチームとの連携によるサイクリングイベントの充実などが急務であり、コロナ禍から立ち直ろうとする町内宿泊施設、飲食事業者への補助事業の創設も視野に、スポーツがメリットを生む事業展開を目指し、スポーツツーリズムの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　ただいまの答弁に対してお聞きします。

スポーツ合宿の誘致についての答弁の中で触れていましたが、私もずっと以前からそれは考えていました。サイクルスポーツとは若干離れますが、起伏ある条件を活かした駅伝やクロスカントリーの高地トレーニングの合宿をはじめ、せっかくある小山球場や多目的広場を使った野球やサッカーチーム等の合宿の誘致です。もしそれらの実現ができれば、宿泊施設、飲食業者等、多くの活性化につながります。それらの可能性を紹介したパンフを作成し、大学、高校、学童スポーツ団体などに郵送し、呼び込みの努力をしてみたらと考えるわけですけれどもいかがでしょうか。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邉辰雄君）　高畑議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、小山町独自の誘致パンフレットの作成は必要と考えておりますので、誘致先に小山町の詳細な情報を提供できるよう積極的に取り組み、スポーツツーリズムによる町内経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○７番（高畑博行君）　次の質問です。空き家対策と空き家利用についてお聞きします。

空き家の利用も人口減少防止につながります。音渕の空き店舗を利用した飲食物販売イベント、オトブチベースは、多くの人出があり、にぎわいました。空き家、空き店舗を利用したこうした工夫は見られますが、あくまで一過性のもので、なかなか恒常的なにぎわい創出の決定打までには至りません。

新聞紙上で発表されていましたが、新年度、静岡県は新たな空き家への引っ越し代や家財道具購入費等転居費用の一部を補助する制度を創設する方針を固めたようです。

そこで、町も県とタイアップして何らかの上乗せ制度設計をしたらどうかと考えるわけですが、それについての見解を伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○理事（増井重広君）　空き家活用に関する県の新制度とのタイアップについてでありますが、町では、住宅供給の現状や市場動向を把握するため、定期的に不動産関係業者との意見交換を実施しており、町内で利活用できそうな物件があっても、所有者が売出しや賃借に向けた行動に至らず、市場に出回る戸建て空き家が不足しているとの実務者意見をいただいており、危険空き家の発生を抑える観点からも、空き家の利活用や流動性の向上は非常に重要な施策であると認識しております。

静岡県が令和４年度に創設を予定している県版空き家バンクにおいては、空き家への転居費等の補助が実施される見込みでありますが、本町では非常に出回る空き家の数が少ないという実態があることから、まずは県版空き家バンクの登録対象となるような物件の掘り起こしから始める必要があると考えております。

このため、初めに利活用促進のためのチラシを送付するなど、空き家所有者への意識啓発を進め、町が利活用の相談窓口となって、静岡県宅建協会の協力の下、物件調査の実施や利活用方法の提示を行いたいと考えております。

その際には、県版不動産バンク制度など有益な情報提供にも努めながら、利活用意向のあった遊休不動産の流動化を促進してまいります。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　ただいまの答弁に対してお聞きします。

まずは、利活用促進のためのチラシ送付など、空き家所有者への意識啓発からだという答弁ですが、市場に出回る戸建て空き家が不足しているのなら、まずはそこから始めることに私も異論はありません。

ただ、小山町のホームページを見ても、簡単に空き家の賃貸や購入のマッチングまで行きません。何とかしてホームページなどウェブサイトで分かりやすい空き家情報の提供ができないものか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君）　本町のホームページ上には、空き家バンクへのリンクや宅地分譲情報などを掲載をしておりますが、議員御指摘のとおり、情報の階層が深く、たどり着きにくい状況にあると思われますので、トップページのバナー活用や、利活用を啓発するチラシにスマートフォンから容易にアクセスできるＱＲコードを埋め込むなど、広報担当と相談しながら、情報を必要とする方に情報が届きやすくなるよう工夫してまいります。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　次の質問です。

湯船原地区工業団地には、次々に工場立地がなされ稼働され始めていますが、稼働後の各工場で働く従業員は、小山町在住の方は少なく、隣の御殿場市民の比率の方が高い傾向にあります。

これは、小山町内の労働人口の絶対数がそもそも少ないからなのでしょうか。

小山町民にとって、新たな工業団地に進出する企業によって働く場所の確保が確実にできる、雇用の拡大がなされるという点は重要です。企業と町当局との話合いを進め、地元小山町民の雇用促進にもっと努める必要があると思うのですが、当局の考えを伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君）　高畑議員の御質問にお答えいたします。

本町では、湯船原工業団地で稼働しております企業４社を訪問し、雇用確保に対する意見の聴取を行っております。

２月１日現在の居住別の従業員割合については、本町在住の従業員が４割、御殿場市が５割、県外を含むその他が１割ほどと、御殿場市からの従業員の割合が１割程度多い状況となっております。

本町では、本年度から、町と県、就労支援機関の静岡ジョブステーションと連携して、定期的に就職相談会を開催し、学生、若者から中高年齢者、育児中の方まで、世代や事情問わず、相談から就職まで一貫した支援を行っております。

また、昨年度から、企業概要が一目で分かるよう、小山町就職サポートブックを作成し、近隣の高校等に訪問し啓発を行っているほか、進学により県外へ転出した若者が地元に戻ってきて町内企業に就職できるよう周知にも努めております。

さらに、現在、小山町就職サポートブックを誰もが確認できるよう、町ホームページを活用したウェブサイトの構築を進めております。

町民にとって働く場所が確実に確保できるということは重要であるため、引き続き企業と就職希望者との間に入り、一人でも多くの町民が地元で就職できるよう、情報発信を行い、雇用確保の推進に努めてまいります。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　ただいまの答弁に対してお聞きします。

工業団地に進出した企業は独自の募集やハローワークなどを通じた募集をするのでしょうが、町はホームページ上でもっと分かりやすい企業紹介と募集状況の発信に努めていただきたいと思います。

さらに、希望者を集め、湯船原工業団地の稼働企業の実地見学会のような取組はできないものか、その点を伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企業誘致・雇用対策室長兼公民連携担当（岩田幸生君）　町はホームページ上でもっと分かりやすい企業紹介と募集状況の発信をについてであります。

現在、就職サポートブックを町ホームページのトップバナーにリンクを張り、企業紹介と募集状況を分かりやすく情報発信できるよう、町ホームページの構築作業を行っております。

また、パソコンやタブレットのほか、携帯電話を使用し検索を行う人も多いとの声もあり、ＱＲコードを読み取ることで企業を紹介できるよう工夫しております。

引き続き、掲載している企業や就職希望者などの声を聞きながら、企業紹介や募集状況が簡単に分かりやすく紹介できるよう努めてまいります。

次に、希望者を集め湯船原工業団地の稼働企業の実地見学会の取組はできないのかについてであります。

本町では、来年度、湯船原工業団地で求人募集を予定している企業を中心に、合同企業説明会を計画しております。この説明会では、企業概要や職場環境、どのような業種を募集しているかなど具体的な説明をしていただくよう計画しておりますが、就職希望者には伝わりにくい部分もあります。このため、就職希望者には直接企業を訪問し本人の目で見ていただくことも重要であると考えております。コロナ禍により、受入れ企業との調整も必要となりますが、世代を問わず希望者を集め、合同企業説明会と併せて、現地見学会の実施についても検討してまいります。

○７番（高畑博行君）　次の質問です。

「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち小山町」にするためには、第一に暮らしやすさが問題になります。ドラッグストア一つない本町では、子育て世代から高齢者まで、買物で困る方々が少なくありません。プレミアム商品券を発行しても、活用できる店舗が限定されている現実もあります。

須走地区のスーパーマーケット要望だけでなく、町内全地域で買物の利便性を高めてほしいという声を多く耳にします。町内で目的の品を購入できないと、隣の御殿場市や他市町に購買行動が流出してしまうことは明らかです。ですから、多少の違いはあっても、町内にそれらの店舗誘致に向けた動きはできないのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　高畑議員にお答えいたします。

スーパーマーケットなど商業施設が立地することは、買物の利便性が向上し、一定の経済効果や雇用の創出などが期待できるとともに、暮らしやすさを評価する上でとても重要な指標となることは議員御指摘のとおりであります。

しかし、商業施設など民間事業者は、マーケティングにより商圏の人口、立地条件などを踏まえ、経営者の経営判断により進出の可否を決定するため、町や地元住民の希望どおりにはなかなか進まないのが実情であります。

町としては、町の施策の方向性と事業者の経営方針とが一致したことにより、成美地区においては、地元の協力を得て、町が町道整備や駐車場整備等を行い、スーパーマーケットの誘致が実現しました。

また、須走地区においては、町が行うべき施策として位置づけ、議会や地元の理解と協力を得ながら、須走地区を活性化することを目的に、現在、事業者との調整を進め、実現に向け進めて

いるところであります。

いずれにいたしましても、スーパーマーケットの誘致は地域活性化や買物の利便性を高めるためにも大変重要であることから、町民のみならず事業者の経営方針などを踏まえ、誘致に向けた働きかけを行ってまいります。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　ただいまの答弁に対してお聞きします。

私は一足飛びにある程度の大きさのスーパーマーケットやドラッグストアまで高望みしません。それらができればそれに越したことはありませんが、消費力が低ければ無理なわけです。ですから、個人店舗でもいいので、歩いて行ける店が各地域に生まれることが望まれるわけです。

直ちに補助金創設とまではいかなくても、個人店舗が積極的に出店できる支援の取組を行政としてできないものか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君）　地元の個人店舗、例えばお肉屋さんですとか魚屋さんが歩いて行けるところにあることは理想であると考えておりますが、個人店舗の高齢化や後継者の問題もあり、厳しい状況であると思います。商工会などを通じましてニーズ調査をし、出店の可能性について研究してまいりたいと考えております。

また、最近では、軽トラックでの移動販売などを手がけている事業者の事例も見受けられます。この事例は、販売者が個人事業主となり、実際に軽トラックを運転し販売までするという仕組みになっているようですが、これらを含め様々な事業者に対し事業展開の方法などを探り、移動販売などが可能かどうかについて検討できればと考えております。

以上でございます。

○７番（高畑博行君）　次の質問です。宅地分譲について伺います。

リバーガーデンタウン小山宅地造成事業もなかなか進んでいません。町内を見渡すと、市街化区域内にも相当広い土地があるにもかかわらず、塩漬け状態の場所が幾つもあります。

しかし、最近できた明倫地区の宅地分譲地は、あっという間に家が建ち始めています。ここへの進入路は大変狭いです。にもかかわらず、宅地分譲ができればすぐに家が建つ、いい証です。ですから、民間ディベロッパーに積極的に動いてもらえれば、新築は可能なはずです。宅地造成の前提として道路の問題はありますが、宅地分譲に向けた当局の考えを伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○理事（増井重広君）　宅地分譲促進に関する町の考え方についてでありますが、不動産事業者の実務的意見からも、町内の宅地に需要がある一方で、市街化区域内には用途に応じた活用がされていない土地はまだまだ多いと認識しております。

そのような中、土地所有者が宅地開発を行いたいと考えていても、接道要件を満たせず開発ができないという声もあり、そういった状況を踏まえ、令和２年９月に町で開発許可の技術基準を

新たに設け、市街化区域の宅地開発に係る道路条件の緩和を図っております。

その結果、宅地開発に結びついた事例も生まれていることから、今後、市街化区域内での宅地開発が誘発されていくものと期待しております。

なお、市街化区域内の狭隘道路への対応として、順次、町道改良工事を実施していきたいと考えておりますが、地域への定住促進のために宅地創出をしていただける土地所有者がいらっしゃれば、道路要件などを含め、相談に応じ、用地確保の見通しがあり、必要性が高ければ、改良工事も含めて行政ができることを前向きに検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　高畑議員に申し上げます。発言時間が残り３分を切っておりますので、確認をお願いいたします。

○７番（高畑博行君）　それでは、最後の質問です。

町では2019年度まで、おやまガイドという冊子を発行していました。これは、小山町の広い分野の特徴をコンパクトに紹介しアピールする大変優れたガイドブックだったと私は思います。なぜこのガイドブックはやめてしまったのかお聞きします。

また、小山町では、本年２月におやまライフサポートＢｏｏｋという学び、新生活、結婚、子育てに関した小冊子を作り配布しました。これで本町のライフサポートに関する助成制度や支援事業などを分かりやすくまとめた優れた冊子ですが、かつて発行していたおやまガイドは、ライフサポートのみならず、小山町の全分野を凝縮して紹介するもので、貴重なガイドブックだったと思います。

小山町をアピールする有効な媒体として、ホームページやＳＮＳのみならず、再度この種の冊子を作成し活用できないものか、当局の考えを伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　高畑議員の御質問にお答えいたします。

この冊子は、平成29年度に小山町行政視察受入れに関する要綱を制定し、視察費を徴収することとしたことを契機として、町外在住者である視察研修者の方を対象に本町を分かりやすく紹介するガイドブックとして、平成29年度から令和元年度まで発行し、本庁のみならず、支所や道の駅などの出先に配架しておりました。

令和２年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察研修対応がなく需要がなかったことから、おやまガイドの更新及び発行を行わず、本年度においてもコロナ禍が継続し、現在のところ、来年度の発行予定はございません。

しかしながら、高畑議員の御指摘のとおり、おやまガイドには本町の様々な施策などをコンパクトに紹介しアピールする優れたガイドブックとしての側面もあることを再認識し、いかにしたら有効な人口減少防止対策となるか、本町への来訪者に向けての発行を検討いたします。

その際には、冊子という形態にはこだわることなく、ホームページでの掲載なども検討をした

いと考えております。

以上であります。

○７番（高畑博行君）　いずれにしても、人口減少防止に向けた自治体の取組は避けて通れません。様々なアイデアを駆使し、単なる掛け声だけに終わらせることなく、どう具体化していくのか、まさに自治体の力量が試されるときです。縦割り行政の弊害を取り払って、町が一丸となって魅力あるまちづくりに邁進することを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで午後１時10分まで休憩といたします。

午後０時06分　休憩

午後１時10分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番　佐藤省三君。

○４番（佐藤省三君）　私は、一括質問方式によりまして、新型コロナウイルス感染症への対応についてと、第５次小山町総合計画　第５章富士山と共に生きる町【環境】についての２件について質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてということでございますが、新型コロナウイルス感染症は、現在拡大の一途をたどっております。特にオミクロン株による感染力がはるかに強いということであります。今では誰もが感染し得る状態が続いています。

今年に入り、小山町でも急拡大し、特に未成年者の感染も急増しました。県の公表分では、１月14日に未成年者の感染が確認され、２月７日現在、合計80人となっておりますが、この後も間断なく続いておるところであります。このため、放課後児童クラブや小中学校、こども園等の閉所や学級クラス閉鎖、休校措置も行われました。

そこで、この間の教育委員会や各学校、こども園、放課後児童クラブなどの対応について、具体的に伺います。

一つ目、年が明けて令和４年２月末現在まで、閉鎖あるいは休校、閉所した校・園等の施設はそれぞれ何件でしたか伺います。あわせて、罹患した子ども達や休まざるを得なくなった子ども達の数はそれぞれ何人でしたか。また、現在の状況はいかがですか。

二つ目、閉鎖、休校、閉所した場合、陽性者はもちろん、休まざるを得ない子ども達の学習権の保障はどのようにされましたか。

三つ目、休んだ子ども達の保護者等へは何をどのように連絡したのでしょうか。個人情報に配慮しながら、具体的に詳しくお知らせください。

四つ目、子ども達が休む場合、保護者の対応が問題になります。子どもが休んだことにより、保護者が仕事を休んだり、子どもの世話を他に頼んだりしたことについて把握していますか。また、この場合、助成金等の対象になるのでしょうか伺います。

五つ目、今後今年１月から２月にかけてのような状況になった場合、どのように対応しますか、今回の反省等を踏まえてお答えください。

大きく二つ目の質問です。

第５次小山町総合計画　第５章富士山と共に生きる町【環境】について伺います。

最近、気候変動、異常気象が世界中で起きております。大きな原因は地球温暖化であるとされ、様々な燃料、温室効果ガスの削減が必要で、そのためには化石燃料、温室効果ガスの不使用、削減、再生可能エネルギーの普及等が大切であるとされています。

また一方、現在生活に不可欠なプラスチックが大問題となっております。使い捨てたプラスチックや残がいのマイクロプラスチックが海洋汚染を引き起こし、海中生物が摂取し、回り回って人体へも取り込まれているといいます。大きな人体への影響があるという警鐘も鳴らす向きもあります。

一方、国連によるＳＤＧｓの提唱がなされ、持続可能な社会への転換が求められています。小山町でも、第５次総合計画にこれとの整合性を持たせるため、各項目に関連づけを行っております。

小山町の環境基本計画にも、脱炭素化、再生可能エネルギーへの移行、プラスチック製品の削減などが記されております。そこで、具体的に町はどんな行動を進めるのか伺います。

一つ目、小山町では、須走小学校と健康福祉会館に再生可能エネルギーの太陽光発電パネルを設置しております。公共の施設について今後の取り組むべき方向などをお知らせください。

また、木質バイオマス発電森の金太郎発電所は、様々な取組がなされておりますが、アクシデントが続き、安定した経営状態とは言えません。しかし、一方、再生可能エネルギーの取組の旗頭であることは疑いのないところです。今後の取組について伺います。

二つ目、国の方針でレジ袋の削減が進められております。店や買物客双方に様々なストレスのあることは承知ですが、プラスチック製品削減の第一歩と言ってよいかと存じます。最近では、様々な企業が、ストロー、スプーン、フォークなどの非プラスチック化に努めるようになっています。プラスチック汚染への対応として、町や町民が取り組んでいくことはどんなことがあるとお考えでしょうか伺います。

三つ目、環境対策関係の組織について伺います。小山町環境基本計画には、環境基本計画庁内調整会議、環境審議会などの組織があります。これらの会議等の実施状況をその内容とともにお知らせください。

四つ目、毎月５日に設定されている環境保全の日について伺います。この日にはどんなことを進めるのでしょうか、今まで行われたことの具体例を挙げてお知らせください。

五つ目、小山町環境基本計画に記された各種の取組には、取り組むべき時期として、Ａ、可能な限り早期に取り組む。Ｂ、おおむね３年を目途に着手する。Ｃ、おおむね５年を目途に着手。Ｄ、５年を超えるものとありますが、対象の基本計画から既に５年が経過しております。ＡやＢ

の項目は今回の見直し前に既に取り組んでいると考えてよろしいか伺います。また、既に取り組んでいる項目は何でしょうか。また、まだ取り組んでいない項目は何か、その理由は何ですか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　佐藤議員にお答えをさせていただきます。

初めに、第５次小山町総合計画　第５章富士山と共に生きる町【環境】についてのうち、再生可能エネルギーに関する今後の取組についてであります。

第５次小山町総合計画は、持続可能で強靭な社会の実現に向けて、世界共通の目標であるＳＤＧｓの視点を取り入れた計画としております。また、昨年12月に改定をいたしました第５次地球温暖化対策実行計画では、基準年度と比較して令和７年度までに５％の温室効果ガス総排出量を削減するという目標値を設定をいたしました。

実行すべき取組として、公共施設等総合管理計画との整合を図った、公共施設の屋上や壁面等を活用した再生可能エネルギー設備の検討などを進める必要があります。

また、小山町独自の取組として、豊かで強い産地を育む地域環境型林業の構築を目的とした木質バイオマス発電事業、森の金太郎発電所があります。発電所は、林業の活性化につながり、貴重な森林資源を有効活用する選択肢です。再生可能エネルギーの地産地消や脱炭素社会の実現を図るため、引き続き熱電供給による安定稼働の具体化に努めてまいります。

今後は、各施設を所管する関係部署と役場の庁内組織であります公共施設等マネジメント委員会との連携を図りながら、調査研究を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長及び教育次長から答弁をいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　第５次小山町総合計画　第５章富士山と共に生きる町【環境】についてのうち、初めに、プラスチック汚染への対策として町や町民が取り組むべきことはについてであります。

マイクロプラスチックによる海洋汚染は、不法投棄や意図せず飛散、流出したプラスチックゴミが主な原因であり、川を下り海洋汚染することから、酒匂川水系の上流域にある当町の責任も重大であると考えています。

不法投棄対策につきましては、定期的に巡回パトロールを実施しているほか、各地区や諸団体による美化清掃活動などで回収を行っていただいておりますが、町民一人一人の環境美化に対する意識の高揚が大切であると考えますので、ごみのポイ捨て禁止の啓発をはじめ、プラスチックごみの減量化など、町民向けの環境教育や周知に努めてまいります。

続いて、環境基本計画庁内調整会議や環境審議会における会議の実施状況とその内容についてでありますが、庁内調整会議は関係各課から選出された職員をもって構成され、毎年１回、環境基本計画に係る進捗状況や目標達成率の確認を行っております。

また、環境審議会は、小山町環境基本条例に基づき、環境保全及び創造について町長の諮問に応じて調査審議する諮問機関で、これまで環境基本計画の見直しや、毎年作成しています年次報告書、その他の環境に関する重要事項の諮問に対し、会議を開催の上、答申をいただいております。

次に、環境保全の日に進めている事業についてでありますが、毎月５日の環境保全の日に合わせて、無線放送による啓発活動を行っております。近年では、食品ロスの削減推進や地球温暖化防止に関することを取り上げ、誰もが実践できる取組を中心に紹介しています。今後は、環境学習の開催なども検討し、環境保全に関する啓発活動に幅広く取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、環境基本計画に記載のある取組の時期についてであります。

平成31年３月に作成した中間見直し版を御覧になっての御質問かと思いますが、取組の時期については、環境基本計画の中間見直しの時点での状況であり、現在は全79項目において、既にいずれかの取組を進めております。

しかしながら、達成率の低いものもあり、今年度の令和２年度年次報告を作成するに当たり、環境審議会に諮問したところ、事実上達成が困難と考えられる取組について、現実性を検証し、課題を明確にして、次年度以降に見直しを検討するよう答申をいただいております。

例として、再生水、雨水利用の促進という項目があり、広報啓発活動を行う取組としておりましたが、町内の水資源が潤沢であることから、普及促進が現実的でなく、達成率が低い状況となっています。

環境基本計画でありますが、令和５年度までの計画となっておりますので、今後は次期計画の策定も視野に入れ、取組自体の是非も含め再検討し、目指す環境像の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君）　次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてのうち、初めに、本年２月末までの小中学校、こども園、放課後児童クラブの閉鎖件数や子どもの罹患状況等について、町立の施設についてお答えいたします。

本年１月から２月末までに休校、学年閉鎖、学級閉鎖などを行った施設は８施設であり、その内訳は、小学校が３校、中学校が１校、こども園が３園、放課後児童クラブが１クラブであり、この間に感染した子どもの数は全体で70人であります。

また、閉鎖などによって休むことになった対象人数について申し上げます。小学校が439人、中学校が35人、こども園が144人であります。本日現在では、一つのこども園で二つのクラスを明日の３月５日土曜日まで閉鎖しております。

次に、休んだ子ども達の学習の保障についてであります。閉鎖期間により各学校での対応も若

干異なりますので、基本的な対応についてお答えいたします。

小学校１年生から３年生は学習プリント等を配付して、従来の漢字練習、計算練習、音読等を家庭で行いました。小学４年生以上及び中学生は、プリント等の学習とともに、持ち帰ったタブレット端末を活用して、教師が学習内容の確認や指示をしたり、児童生徒からタブレットでの課題提出を行いました。また、中学校では、さらに授業の様子を配信することにより学習の保障をしたところであります。

次に、休んだ子ども達の保護者等へは何をどのように連絡したかについてであります。

学級閉鎖などを決めた際には、陽性者が特定されることがないように十分配慮し、該当する学校の保護者全員へ、感染者が職員なのか、児童生徒なのか、また、その人数、体調不良者や濃厚接触者の状況、閉鎖期間などを学校からメールでお知らせいたしました。

正確な情報をできる範囲で提供することにより、保護者や児童生徒の不安を取り除き、安心して登校し学校生活が送れるように配慮したものであります。

また、閉鎖期間を終了するに当たっては、児童生徒の体調確認を行い、学校医などとの相談の上、再開を決定し、保護者へメールで連絡したところであります。

次に、休んだ子ども達の保護者の対応について把握しているか、仕事を休んだ場合、助成金の対象になるかについてであります。

休んだ子ども達の保護者の対応については特に把握はしておりませんが、休んだ子どもの世話をするため保護者も仕事を休むことは考えられます。議員がおっしゃっている助成金につきましては、小学校休業等対応助成金と考えております。これは、新型コロナウイルス感染により、こども園や小学校などが閉鎖したことに伴い子どもの世話を行うために休む必要がある場合に、特別に有給休暇を取得できるものであります。ただし、これは会社や事業主がこの制度を採用することによって国から助成してもらえる制度であり、各保護者が勤務している事業所により状況は異なると考えております。

最後に、今後このような状況に対してどのように対応するのかについてであります。

現在も静岡県はまん延防止等重点措置が取れれている状況であり、10歳代や10歳未満の子どもの感染も出ている状況であります。この状況を踏まえ、校内での基本的な感染防止対策や家庭も含めた健康観察などを引き続き徹底してまいります。

また、休校や閉鎖などの措置については、児童生徒等の学びの保障の観点等にも留意しつつも、子どもの安全を第一に考え、感染が拡大しないように、学校医との連携を引き続き図りながら、慎重に迅速に対応していきたいと考えております。

また、学習面では、学校の閉鎖にかかわらず、学校に登校できない子ども達の対応としても、一つのツールとして各学年に応じたタブレットの活用方法を研究し実践していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○４番（佐藤省三君）　再質問を何点かさせてください。

まず、コロナ関連の質問ですが、県の方針では、陽性者や当該校園に対し誹謗中傷が行われるおそれがあるとして、公表されておりません。小山町も同じです。しかし、誰がかかってもおかしくない状況の中で、非公表はかえって疑心暗鬼を生じ、うわさばかりが独り歩きするおそれがあります。また、子ども達の中には、学習塾やスポーツ少年団などに所属して他校の児童生徒と関わりのある放課後の生活を送っている者も少なからずあると存じます。

該当施設名の公表があれば、感染の経路もある程度判断でき、感染回避の自己防衛の方法も考えることができると存じますが、個人名はともかく、校園名の公表についてどのようにお考えでしょうか。また、小山町では誹謗中傷に係る事案はあるのでしょうか伺います。

二つ目、陽性者の家族は濃厚接触者となり、日常生活がかなり制限されています。また、濃厚接触者の子ども達は日中一人で過ごす場合も多いと思います。家庭の状況の把握は大事なことと考えます。各学校などが把握する必要性についてのお考えを伺います。

三つ目、今回の感染状況は、若年層への拡大が顕著でありました。小山町でも、３月中旬から５歳児から11歳児までのワクチン接種が始まります。いろいろ御配慮いただいて、御殿場市内の小児科の先生方に接種していただくということは大変ありがたいことであります。高齢者のいる家庭では、子どもからの感染が心配されております。

中には、様々な可能性を考えて接種には消極的な家庭もあるようです。今後、教育委員会としては、これらの子ども達の接種についてどのように対応していく予定ですか伺います。

また、若年層への感染の拡大を受けて、２歳児以上の子ども達にもマスク着用を勧めようという議論が行われましたが、努力義務とせず、勧めるということに収まったようですが、この件についてどのようにお考えでしょうか。

もう一つ、２番目の環境の関係ですが、全国ではもちろん、県内でも複数の自治体が脱炭素化、再生可能エネルギーへのかじ切りを表明しています。

町長の答弁によれば、公共施設の屋上や壁面等を活用した再生可能エネルギー設備の検討などを進める必要があるとあります。小山町では、今後、須走小学校健康福祉会館以外の公共施設に太陽光パネルや小水力発電等再生可能エネルギーを活用した設備等を設置する計画はありますか。

二つ目、環境保全の日では、小山町の無線放送でお知らせがあることしか思いつきません。町民がこの日をきっかけに環境問題にたとえ小さくてもよいから取り組んでみようという気持ちにさせるにはどんなことが考えられるでしょうか。

三つ目、環境基本計画全79項目のうち、進捗の認められている項目は何でしょうか。また、逆に、進捗していない項目は何でしょうか。理由も含めてお答えください。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君）　佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの対応に関する３質問のうち、初めに、校園名の公表等についてどのように考えているのか、また、誹謗中傷に係る事案はあるかについてでございます。

校名等を公表することにより、感染者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等の不利益など受けるおそれがあると考えております。

また、学校は、利用者が特定され、濃厚接触者の特定が比較的容易であり、感染拡大防止を速やかに行えると考えております。

ただし、不特定多数の方が来場した公開行事などによりクラスターが発生した場合は、濃厚接触者が特定できない場合は、感染拡大防止の観点から公表することとしております。

また、先ほどの答弁のとおり、関係する保護者の方へは必要な情報を学校からお知らせすることや、学校生活以外の接触者の方については、保健所の調査等により個々に連絡が行くことから、御理解をお願いしたいと思います。

本町におきましての誹謗中傷に関する報告は現在のところ受けておりません。

次に、陽性者の家族の状況の把握についてでございます。

保護者の対応については、先ほどの答弁のとおり特に把握はしておりませんが、児童生徒の家庭の状況などから、気になる御家庭については、担任の先生などから定期的な電話連絡をすることなどによって生活の様子などを確認しております。

また、子どもだけで過ごす家庭を把握しておりまして、それは学校の方で把握しておりまして、電話で体調確認やお昼御飯はどうしたのなど確認をした学校もございます。高学年では、タブレットを使った通信や課題の提出状況によって、休みの間の生活状況を確認しております。今後も休校や学級閉鎖等の状況により、必要に応じて各家庭での子どもの過ごし方などについては把握し対応していきたいと考えております。

次に、５歳児から11歳児までのワクチン接種のことと、２歳児以上のマスクの着用についてお答えさせていただきます。

ワクチン接種につきましては、議員御承知のとおり、保護者の判断によるものであります。教育委員会といたしましては、ワクチン接種を受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めていきたいと考えております。

具体的には、学校において、ワクチンの接種は強制でないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由で様々な理由によってワクチン接種をすることができない人がいるよというようなことなども指導していけたらなと思っております。

なお、新型コロナワクチンの接種に伴いまして学校を欠席した場合につきましては、出席停止扱いとして、欠席としないなどの取扱いをしております。副反応に伴う欠席の場合も同様でございます。

次に、マスクの着用についてでありますけれども、国において２歳以上の子どもにマスクの着

用を推奨することになった理由は、オミクロン株の感染拡大によるもので、無理のない範囲で、かつ意思的な対応として、マスクの着用が可能と判断される子どもに勧めているものと認識しております。基本的には、小さな子どもについては、一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めておりません。

本町におきましても、幼児の発育状況等には個人差が大きいことから、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、保護者と相談の上、可能な範囲でマスクの着用を勧めているところでございます。

再質問への回答については以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　第５次小山町総合計画　第５章富士山と共に生きる町【環境】についての再質問のうち、初めに、再生可能エネルギーを活用した設備等の設置計画についてでありますが、現在のところ具体的な計画はありません。

設置計画を立てるには、施設の構造や耐荷重量の検討なども必要となりますし、施設の改修時期や建て替え時期をにらみ、設置を計画する必要があります。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今後、施設を所管する関係部署と公共施設等マネジメント委員会と連携して検討を進めてまいります。

次に、環境保全の日に合わせて行う取組についてであります。

現在は無線放送による啓発にとどまっていますが、今後は、環境保全の日に合わせて、食品ロス削減のための環境学習講座の開催や美化清掃の実施など、町民が気軽に参加できる活動を検討してまいります。

最後に、環境基本計画の取組全79項目のうち、進捗の認められている項目についてでありますが、例として、水質を汚染する物質の管理と水質浄化の推進と題して、下水道への接続と合併処理浄化槽設置の促進が挙げられます。

目標値を処理人口ベースで76.9％としているところ、令和２年度の実績で66.3％まで伸ばすことができ、目標達成率が86.2％に上昇しました。

これは、合併処理浄化槽の設置奨励事業、事業費補助制度や普及啓発の取組により、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換が促進されたものと考えます。

続いて、進捗していない項目についてでありますが、雨水利用の促進のほかに、生ごみを活かした堆肥の利用が挙げられますが、畑作の減少や農業における堆肥の需要の変化、さらには広域行政組合のごみ焼却施設での生ごみの焼却処理などから、普及が進んでいない状況であります。

環境基本計画の取組につきましては、全項目について検証を行い、町民のニーズや社会情勢なども踏まえ、適切な目標設定と達成に向けた努力をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再々質問はありませんか。

○４番（佐藤省三君）　では、環境の関係についての一つだけ再々質問させてください。

すがぬまこども園が落成しましたけれど、残念ながら屋根に太陽光発電パネルが載っていませんでした。

直近の建設予定の公共施設が二つあります。すばしりこども園と新小山消防署でありますが、この二つには再生可能エネルギー関係の施設を設置する考えはありますかどうか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君）　今言いましたすばしりこども園の建設のことについてのみこちら側からお話しさせていただきたいと思います。

現在のところ、設計の方が終わりまして、来年度いよいよ建設ということになりますけれども、現在のところ、太陽光パネルの設置は設計の中には入ってございません。

なお、その他の環境に配慮したようなものも今現在のところ設計の中には特に盛り込んでございませんが、基本的に、やはり子どもの使う施設でございますので、ちょっと話が違うかもしれないですけれども、木のぬくもりを感じてもらえるような設計等にはなってございます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

小山消防署でございますが、今のところ設計について全く未定でございますので、お答えは出来かねます。

以上であります。

○４番（佐藤省三君）　以上で終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、６番　池谷　弘君。

○６番（池谷　弘君）　本日、３件の質問をさせていただきます。

まず１件目は、小山町の業務継続計画（ＢＣＰ）についてであります。

災害が起こったとき、行政に関わる団体・機関も大きな被害を受け、機能しなくなってしまうことを考えなくてはなりません。災害が起こることを想定し、行政は被害を受けても一定の業務を行うことができるよう努め、業務継続計画、ＢＣＰを策定する必要があります。

業務継続計画は、御存じのように、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下に優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害時においても適切な業務執行を目的としております。

業務継続計画とは、これまでの防災の取組のみではカバーできない地方自治体における防災危機管理上の実務課題を克服するために策定する計画で、よりリアルな危機への備えを目指すものとされております。

ＢＣＰの重要なポイントといたしまして、市長不在時の第６位くらいまでの明確な代行順位、

業務遂行に必要な職員数が参集できる体制構築、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理等が挙げられております。

業務継続計画は、訓練等の結果により絶えずメンテナンスが必要となっております。内閣府の事業継続ガイドラインも昨年改定されております。この小山町は災害が多い町であり、現在は新型コロナのオミクロン株が蔓延しております。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約ある状況下において優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等あらかじめ定め、地震、噴火等による大規模災害時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画を策定し、策定後、内容を実践的に確認し、普段からＢＣＰのメンテナンスが必要となってきております。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

１点目、業務継続計画はどのような種類が作成されているのか。

２点目、内容は、首長不在時の明確な代行準備及び職員の参集体制等の重要要素が網羅されているのか。

３点目、計画の実効性を確認するためにも、教育訓練を繰り返し実施することが求められます。非常参集訓練のほか、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップや復旧訓練など様々な内容があるので、訓練等はどのように行われているのか、ＢＣＰのメンテナス、改定は、いつ、どのように行われているのか伺います。

次に、２件目は都市計画道路大胡田用沢線信号機設置についてであります。

都市計画道路大胡田用沢線と霊園参道までの道路拡幅工事の完了後は、交通量も更に増えることが十分に予想される北郷小中学校の通学路である町道一色中日向線との交差点の信号機設置及び北郷小学校前の諏訪の前交差点信号機の継続使用については、過去何度も要望されてきております。

この２月には、新たに北郷地区区長会から北郷小学校前交差点等の信号機に関する要望が当局に提出されており、あわせて、きたごうこども園、北郷小中学校の保護者を含む学校関係者から、885名もの署名も寄せられています。

児童生徒の安全確保のために、現状の使用と都市計画道路交差点での新たな信号機設置は喫緊の課題でもあります。そこで、以下の質問をいたします。

１点目、町道一色中日向線との交差点に信号機設置の進捗状況はどのようになっているのか。

２点目、北郷小学校周辺の既存信号機も現状のまま使用できるか、その展望について伺います。

３点目として、北郷小学校周辺の既存信号機が現状のまま使用できずに撤去される場合の対応や代替案の検討はどのようにされているのか伺います。

３件目は、森林環境譲与税の利用についてであります。

森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持推進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県

が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために創設され、私有林人工林の面積の50％、林業就業者数20％、人口30％で譲与が行われており、小山町では、令和２年度、938万6,000円の譲与を受けて森林整備事業を行っております。

森林環境譲与税は、都道府県や全国の市町が譲与を受けている関係から、十分に機能していないとの新聞報道もあります。そのような中で、森林環境譲与税は人口も加味されているので、例えば森林のない東京都豊島区は、令和３年度９月期に約1,200万円余りの譲与を受け、森林整備自治体間連携により、長野県箕輪町ともりの里親推進事業により、CO_2吸収量年間4.7トンを豊島区承認分として受けております。

また、この事業では、交流人口増を目的に、観光交流ツアーの企画などを行っており、お互いにウィン・ウィンの関係で有効に利用している自治体もあります。

そこで、以下の質問をいたします。

１点目、環境譲与税を利用した今後の事業予定はどのようになっているのか。

２点目として、環境譲与税を利用したナラ枯れ対応の考えはあるのかどうか。

３点目、森林整備自治体間連携により森林整備やCO_2吸収量に貢献していく活動を行う考えはあるのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　池谷　弘議員にお答えをさせていただきます。

初めに、都市計画道路大胡田用沢線信号機設置についてのうち、都市計画道路大胡田用沢線と町道一色中日向線との交差点の信号機設置の進捗状況についてであります。

令和３年、議会９月定例会で池谷　浩議員からの一般質問で答弁をさせていただいたところでありますが、信号機を設置し管理する静岡県公安委員会からは、町道一色中日向線の交差点改良後に信号機を設置する、また、南側に設置されている諏訪の前交差点信号機の移設を含めた再協議を行うことと示されております。

町からは、整備事業と同時期の設置が可能となるよう要望しておりますが、現在のところ、具体的な設置時期が決まっておりません。

次に、北郷小学校周辺の既存信号機も現状のまま使用ができる展望はについてでありますが、町道大胡田用沢線の新交差点への信号機の早期設置と、北郷小学校周辺の既存信号機の存続を望む地域からの要望を受けて、改めて３月８日に静岡県警察本部及び御殿場警察署長へ要望書を提出いたしますので、これに対する警察の回答によって、今後の対応を検討したいと考えております。

最後に、北郷小学校周辺の既存信号機が撤去される場合の対応等につきましては、ただいまお答えをしましたとおり、静岡県警察本部及び御殿場警察署長へ要望書を提出しますので、現段階で具体的な検討はしておりません。

しかしながら、既存信号機が撤去されるとなった場合には、御殿場警察署をはじめとする関係部署と協議を行い、十分な交通安全対策を講ずる必要がございます。今後も地域の方々とともに安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、危機管理局長及び経済産業部長から答弁をさせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　私からは業務継続計画についてお答えをいたします。

初めに、業務継続計画の種類についてであります。

本町の業務継続計画は２種類あり、一つは小山町業務継続計画で、平成28年３月に作成をいたしました。本計画は、災害発生直後の業務の立ち上げ時間の短縮や、発災直後の業務レベルの向上を図ることを目的として、災害応急復旧業務に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を非常時優先業務として実施する体制などを定めた、全ての自然災害等に対応する内容となってございます。

二つ目は、小山町新型インフルエンザ対策業務継続計画で、これは平成29年１月に策定をしております。

次に、町長不在時の明確な代行準備及び参集体制等の重要要素が網羅されているかについてであります。

本計画では、災害対策本部長の職務代理者の順位が明記されており、非常時の職員の参集についても、災害の種別により事前配備体制から第２次配備体制まで参集基準を定めております。

次に、非常招集訓練等の訓練実施状況についてであります。

職員を対象とした電話連絡と一斉メール配信による非常参集訓練及び情報伝達訓練を年２回程度、全国一斉の安否情報システム訓練を年２回、非常通信ルートにつきましては、静岡県防災ファクス、県防災相互通信無線、防災行政無線、Ｊアラート訓練等があり、それぞれ日ごと、月ごと、年数回ごと等、通信確認を実施しております。

次に、業務継続計画の改定、それから、それに伴う改定についてであります。

本計画は、機構改革等により組織及び事務分掌が変更となった際に、災害対策本部の編成、事務分掌の変更を行っております。

令和４年度は、機構改革による部・課等の改編があるため、災害対策本部事務分掌に基づき、本計画についても改定をいたします。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君）　御質問のうち、私からは森林環境譲与税の利用についてお答えさせていただきます。

初めに、森林環境譲与税を利用した今後の事業の予定はについてであります。

森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業として、これまで、下谷・大沢、足柄、須走、北郷地区において、約840ヘクタールの個人所有森林を中心に、森林の経営状況や今後の管理の方針等の意向調査を実施してまいりました。この意向調査の結果を基に、令和２年度からは、適切な森林管理を目的とした保育間伐等森林整備事業も開始しております。令和４年度では、小山地区の不老山地域、約250ヘクタールにおいて意向調査を実施する予定であります。

また、これまで意向調査を実施した森林のうち、経営管理集積計画を定めた約５ヘクタールの森林につきまして、間伐等の森林整備を実施する予定であります。

次に、森林環境譲与税を利用したナラ枯れ対応の考えについてであります。

森林環境譲与税は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされており、ナラ枯れの対応についても使用できるものであります。現在進めております森林経営管理事業の進捗を確保しつつ、ナラ枯れ対策の費用の充当についても検討してまいります。

次に、自治体間連携による森林整備やＣＯ$_2$吸収に貢献していく活動についてであります。

議員の御指摘にございました森林環境譲与税を活用した取組事例として、都市部と山村部の自治体の連携による森林整備や森林体験などが行われている事例があります。

これにより、産地の強靭化や資源循環による林業の促進などが図られ、都市部と山村部が連携して森林体験などを通じて交流を図ることができ、そのことで、社会全体としても、森林の重要性、森林に対する国民の関心が高まり、地域の自然環境の保全にもつながっていくと考えます。

町内では、山間地域の活性化を推進するＮＰＯ法人北郷創林隊と企業が連携した取組事例もあります。

このような町内実施実例や国内先行事例を参考に、森林整備やＣＯ$_2$吸収等に貢献していく活動について今後研究してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○６番（池谷　弘君）　３件、８点ほど再質問をさせていただきます。

まず１件目、都市計画道路大胡田用沢線信号機設置についてであります。

１点目といたしまして、静岡県公安委員会から町道一色中日向線の交差点改良後に設置すると示されているとの回答ですが、信号設置のために交差点改良等を行う予定があるのかどうか。

２点目として、都市計画道路大胡田用沢線の整備事業の完了時期はいつ頃を予定されているのか。

３点目といたしまして、整備事業と信号機設置時期が一緒にならないときは、子ども達の安全確保のためにどのような対応を考えられているのか。

４点目といたしまして、北郷小学校周辺の既存信号機が撤去されるとなった場合は、関係部署と協議して十分な交通対策を講じる必要があるとの回答ですが、決定後の対応では子ども達の安

全確保や車両通行の安全確保のための時間が少な過ぎると考えます。県にお願いすることや小山町独自でできること等の対応案を早急に検討して既存信号機が撤去される場合に対応すべきと思いますが、当局の考えを伺います。

次に、２件目は、小山町の業務継続計画（ＢＣＰ）についてであります。

小山町業務継続計画を平成28年に作成して対応しているとの回答ですが、作成してから既に６年経過しております。教育訓練等を実施した結果、不具合事項から改定を行う必要があります。

内閣府の事業継続ガイドラインは、不具合事項を是正するため、昨年３度目の改定をしております。例えば、非常時優先事項の遂行に必要な職員が参集するため、職員の安全確保施策や、電気・水・食料等の確保、通信手段も最悪の場合を想定して行う等が必要です。最悪のときでも町民を守るために生きた業務継続計画が求められております。

そのため、再度、以下の質問をいたします。

１点目、内閣府の事業継続ガイドラインも改定されており、小山町業務継続計画をメンテナンスするお考えはあるのか。

２点目といたしまして、企業でも現在取り上げられ始めている職員の安全確保について伺います。

３点目として、コロナ禍以降、リモートワーク等が行われてきております。このような活動形態変更方法を取り入れていく考えはあるのか伺います。

３件目は、森林環境譲与税の利用についてであります。

森林環境譲与税を利用して、町内実施事例や国内先行事例等を参考に、森林整備やＣＯ$_2$吸収等に貢献していく活動について研究するとの回答をいただきました。

小山町でもサントリーと共同した植林や、東京都の児童との農業体験交流も実施しております。

そこで、小山町の児童が環境体験をしていく上でも、以下の質問をいたします。

環境贈与税を利用して、東京都の児童と小山町の児童が植林を通して交流を行っていく予定があるのかどうか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君）　私からは、都市計画道路大胡田用沢線の１点目と２点目の質問について答弁をいたします。

まず１点目なんですけれども、交差点改良につきましては、信号機のためというよりも、もともとの設計の中で一色中日向線の拡幅の設計が予定しておりまして、公安協議もそれで済んでおりますので、来年度、物件移転補償、それから用地買収、電柱移転補償などをして、来年度以降に工事に入ろうと考えております。

２点目の完了時期ですけれども、今やっております大胡田用沢線は、北部幹線までは今年度内に完了いたします。今年度予算で来年度への繰越事業であります用沢大御神線の霊園参道までの

工事は、今年の10月ぐらいの完了を予定しております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　私からは、まず都市計画道路大胡田用沢線信号機設置についての再質問の三つ目、整備事業と信号機設置時期が一致しない場合の子ども達の安全確保はどのような対応を考えているかについてであります。

現段階では、御殿場警察署、教育委員会、道路管理の所管部署、交通安全所管部署の各担当者により実施しています通学路などの合同点検時に、交通実態を調査し、現地に即した対応を実行する対策が考えられます。

例えば学校周辺の道路の速度制限を時速30キロに交通規制するゾーン30の設定や、ガードレールやラバーポールなど道路の安全施設整備、区画線やカラー舗装による安全対策などが考えられます。

いずれにしましても、町では、安全性の面から同時期の設置が望ましいと考え、要望を行っておりますが、設置時期が一致しない場合には、地域一帯の交通安全対策を地区と共に検討してまいります。

次に、四つ目の北郷小学校周辺の既存信号が撤去された場合の対応についてですが、町長の答弁にもありましたとおり、静岡県警察本部及び御殿場警察署長へ要望書を提出します。

この要望は、警察の信号機の設置要綱により、隣接する信号機との距離が原則として110メートル以上離れていることが求められている。このため、都市計画道路大胡田用沢線の交差点と80メートルしか離れていない北郷小学校周辺の既存信号の移設が求められていることに対しまして、要綱のただし書に、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさない場合はこの限りでないとしていることから、ただし書の適用をお願いし、北郷小学校周辺の信号機の存続と都市計画道路大胡田用沢線の交差点の信号機の設置をお願いするものであります。よって、現段階では、北郷小学校周辺の既存信号機の存続を求めているものであります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　池谷　弘議員の再質問のうち、私から業務継続計画の３点についてお答えをいたします。

初めに、業務継続計画をメンテナンスする考えについてでありますが、先ほども申し上げましたとおり、来年度、機構改革が予定されておりますので、改めて各所属にそれぞれの事業内容について見直し、修正を行っていただき、改定を行いたいと考えてございます。

次に、職員の安全確保についてであります。

令和２年度から、訓練時に職員専用のメールアドレスを使用して、それぞれの被災状況や参集可能時間などの質問にワンタッチで答えられるような形で状況把握を行い、職員が被災している

場合は、本部が確認や指示をできる処置を取っております。これまでに計４回の当該訓練を行っており、有事にも有効と考えております。

また、避難指示などに先んじて避難所に派遣される避難所支援班の職員につきましては、同じく令和２年度から、町内を四つの地域に区分し、担当する地域の避難所に派遣されるよう組織を編成して、災害時の行動の安全化を図ってございます。

また、夜間に避難所支援班の職員を派遣する際には、避難所支援班長が自ら各員の状況を確認した後で避難所への移動を指示し、安全確保に努めております。昨年７月の大雨のときにも、この一連の確認を行っております。

最後に、リモートワークを取り入れることを考えていくかについてであります。

今年度から静岡県が開発した静岡県防災アプリを各自主防災会長、本町の避難所支援事業課の職員、消防団員、消防署員の皆様に登録していただきました。本アプリを活用することで、手持ちのスマートフォンから被災地の写真や状況等を発信することができ、災害対策本部や避難所で情報を共有することが可能となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる会議が毎週のように開催されており、職員の操作技術も向上しております。今後も、被災状況により参集がままならない職員には、リモートによる情報共有を行い、安全で迅速な災害復旧活動について検討をしてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○農林課長（前田　修君）　池谷　弘議員の再質問、３件目、森林環境譲与税の利用についてのうち、森林環境譲与税を活用し東京都児童と小山町児童が植林を通して交流を行っていく予定があるかについてお答えいたします。

森林環境譲与税は、幅広い活用の可能性があり、森林体験活動のノウハウがある町内のＮＰＯ法人と連携することで、植林を通じた交流活動を開催することは可能と考えられます。

また、町では、東京都港区の小学校を対象とした農業体験の受入れなど都市間交流の実績もありますので、植林を通じた都市間交流についても検討してまいります。

以上でございます。

○６番（池谷　弘君）　以上で質問を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　なければ、本日の一般質問はこれで終了いたします。

お諮りします。ただいま町長から議案第41号　町道路線の認定についての１件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第41号の１件を日程に追加し、直

ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますのでお願いをいたします。

追加日程第１　　町長提案説明

○議長（遠藤　豪君）　追加日程第１　町長提案理由を議題とします。町長から議案第41号について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君）　今回追加提案いたしましたのは、議案第41号　町道路線の認定についてであります。

本案は、国土交通省沼津河川国道事務所が事業主体であります国道138号須走道路整備事業に伴い須走地先に新設する道路を町道に認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の審議に際し、都市基盤部長から補足説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

以上であります。

追加日程第２　議案第41号　町道路線の認定について

○議長（遠藤　豪君）　追加日程第２　議案第41号　町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君）　説明の前に、この路線につきましては、国との協議が長引きまして、このような形で変則的な議案上程になってしまい、皆様にはお手数を取らせました。この場を借りておわびを申し上げます。

議案第41号　町道路線の認定についてであります。

議案書の２ページ、３ページを御覧ください。

本案は、道路法第８条第１項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

認定する路線となる町道4217号線は、小山町須走地内において国土交通省が事業主体となり実施をいたしました国道138号須走道路整備事業に伴い新たに設置をされた道路であります。これまで続けてまいりました国土交通省との協議により町が移管を受ける道路であり、延長は約168メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしといたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第１項の規定により所管の総務

建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、会議規則第39条第１項の規定により所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、３月７日月曜日　午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後２時20分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　遠　藤　　豪

署　名　議　員　　薗　田　豊　造

署　名　議　員　　米　山　千　晴

令和４年第１回小山町議会３月定例会会議録

令和４年３月７日（第５日）

召集の場所	小山町役場議場				
開議	午前１０時００分　宣告				
出席議員	２番	室伏　辰彦君	３番	小林千江子君	
	５番	岩田　治和君	６番	池谷　弘君	
	７番	高畑　博行君	８番	渡辺　悦郎君	
	９番	薗田　豊造君	１０番	米山　千晴君	
	１１番	池谷　洋子君	１２番	鈴木　豊君	
	１３番	遠藤　豪君			
欠席議員	１番	室伏　勉君	４番	佐藤　省三君	

説明のために出席した者

町長	池谷　晴一君	副町長	大森　康弘君
教育長	髙橋　正彦君	理事	増井　重広君
企画総務部長	小野　一彦君	危機管理局長	遠藤　正樹君
住民福祉部長	渡邊　啓貢君	経済産業部長	高村　良文君
都市基盤部長	湯山　博一君	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長	池谷　精市君
教育次長	長田　忠典君	企画政策課長	勝又　徳之君
地域振興課長	勝俣　暢哉君	総務課長	池田　馨君
介護長寿課長	山本　智春君	農林課長	前田　修君
こども育成課長	大庭　和広君	防災担当参事	伊藤嘉代子君
総務課課長補佐	渡邉　徹君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤　喜昭君	議会事務局書記	池谷　孝幸君

会議録署名議員	９番	薗田　豊造君	１０番	米山　千晴君

散会　午後０時０７分

（議　事　日　程）

日程第１　　一般質問

12番　鈴木　豊君

１．町の公共施設等への木質化の取り組みについて

２．防災対策に飲料水兼用耐震性貯水槽の設置をについて

５番　岩田治和君

１．農業用水等の管理、運用について

９番　薗田豊造君

１．新産業エリアの廃棄物問題の町長の判断について問う

８番　渡辺悦郎君

１．ふるさと納税の奨励と今後の方策について

２．包括支援センターの運営と将来像について

３．東京2020オリンピック・パラリンピックの総括としてレガシーの象徴としてのモニュメントについて

（追　加　日　程）

追加日程第１　発議第２号　ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

議　　事

午前10時00分　開議

○議長（遠藤　豪君）　本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ここで報告します。室伏　勉君、佐藤省三君は、本日の会議を欠席する旨、届出が出されておりますので、御報告します。

また、小山町議会傍聴規則第８条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

なお、議員の発言時間は、２月10日開催の議員懇談会で申し合わせたとおり、個人質問の質問時間は再質問等を含め15分以内とします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁を行い、再質問については自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第１　　一般質問

○議長（遠藤　豪君）　日程第１　これより一般質問を行います。本日は個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

最初に、12番　鈴木　豊君。

○12番（鈴木　豊君）　おはようございます。まず、今回通告しました２件のうち、１件目の質問に入ります。

まず最初に、町の公共施設等への木質化の取組について質問いたします。

小山町の山地強靭化の中、間伐や伐採をして木材の産出をしている現在、これから、その木材をどのように活用していくかが課題となっております。

現在、木材チップやパルプの利用に関心などが向いておりますが、私は今後の地元産の活用方法についても検討すべきと思いまして、今回提案したく、一般質問させていただきました。

先日、私ども会派新生会では小田原市役所に視察研修に行きまして、小田原市が地元産木材を利用した取組として創設した基金についての勉強と現地視察などしました。

その中で、私は、地元の木材に価値を持たせて、地産地消の木材の流通をどのように確保した森づくりをしていくべきかを今後考えるべきではないかと考えさせられました。

小田原市の説明の中で、小田原産木材調達基金を設立したのは、小田原産木材の取得を円滑かつ効率的に行うことを目的とした市の基金であり、基金の額は1,500万円とのことでした。公共施設等への木質化に小田原産木材の利用拡大に取り組んでいる様子がうかがえました。小山町でも、小山町の地元産を活用して公共施設等の木質化にも活用すべきと思います。

以下３点質問いたします。

１点目は、今後、町の公共施設等において、主に小中学校などの延命化やリノベーションなどを考えた地元産木材を活用した木質化に対して、どのような考えを持つのかお伺いします。

二つ目として、町の地元木材に対して、いかに価値を持たせた流通を、今後どのように考えを持たせていくのかお伺いしたいと思います。

３点目は、新聞報道によりますと、国や静岡県では、林業発展に、成長が25年から30年の早生樹であるテーダマツの植栽と木質化への利活用について研究しているようですが、町としても取組をする考えがあるのかお伺いしたいと思います。

１件目は、以上３点質問いたします。

続きまして、２件目の質問に入ります。

防災対策に飲料水兼用耐震性貯水槽の設置についてであります。

近年、巨大地震や集中豪雨などの自然災害が多発している現状であります。また、富士山噴火も予測されているのも確かであります。

小山町においても地域防災計画を立てて、地震対策、風水害対策、火山災害対策、大規模事故対策など、多種多様な災害時における、きめ細かな対策が取られていることは承知するところであります。

私ども会派新生会において、昨年、岩国市に水道事業や水道施設の耐震化などについて視察研修をしてまいりました。耐震化率については、小山町とさほど変わりはありませんでした。

私どもが非常に興味を持ちましたのは、災害時に4,000人の市民が３日間生活するため確保できる飲料水兼用耐震性貯水槽の設置と給水車の配備を行っていたことでした。地震などの災害時には、水道、電気、ガスなどのライフラインに大きな被害が予想されます。中でも、飲料水の確保は、災害発生時において、地域住民にとって最も重要な課題となります。

この飲料水兼用耐震性貯水槽は、平常時は水道管の一部として機能し、非常時には消火や飲料水用を確保する機能となります。地上式なので、ポンプ等の送水設備を準備することなく給水作業を行います。岩国市に設置しています貯水槽は容量40立方メートルで、１基約4,000万円ということでした。

そこで、小山町にも設置できないかお伺いします。

２点ほど質問いたします。

１点目は、町長に、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に町としてどのような考えを持つのか。また、検討する考えはあるのかお伺いします。

二つ目として、現在、町の災害時における飲料水対策はどのようにしているのか、お伺いします。

以上２件、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　鈴木議員にお答えをさせていただきます。

町の公共施設等への木質化の取組についてのうち、初めに町の公共施設等、主に小中学校の延命化やリノベーションをする際、地元産の木材を活用することにどのような考えがあるのかについてであります。

町の公共施設では、既に、すがぬまこども園、誓いの丘、金太郎テラス、駿河小山駅前交流センター、足柄駅前交流センターなどで、本町のブランドであります「富士山‐金時材」を活用しております。

町の公共施設は、公共施設等総合管理計画を基に各施設の個別計画、小中学校では、小山町立学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的、効率的に今後、維持管理してまいります。

施設の新築や大規模改修を実施する際には、安全性の確保、建設経費及び維持管理経費の妥当性などを総合的に考慮し、木材の使用を検討してまいります。特に学校施設や観光交流施設は木質化を図ることにより、児童生徒のみならず学校や施設を訪れる方々も木のぬくもりを感じていただけるよう、地元産材であります「富士山‐金時材」の利用推進に向けて積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、地元産木材の価値を持たせた流通の方向性についてであります。

町内総面積１万3,574ヘクタールのうち、森林面積は約３分の２の9,119ヘクタールを占めております。町内森林のうち、町の森林整備計画の対象となる町内民有林は4,949ヘクタールであり、当該森林から集荷した杉、ヒノキ等の原木を町内及び町周辺の小山町が認定した工場で加工した木材製品は、「富士山‐金時材」としてブランド化を図っております。このうち、1,060ヘクタールは、森林認証を取得した森林であります。この認証を受けた森林から搬出される木材が認証材として流通する仕組みとなっております。

町では、東京2020オリンピック・パラリンピック選手村のビレッジプラザ建設に全国から応募された森林認証材生産地63自治体の一つとして、「富士山‐金時材」の認証材約５立方メートルを提供いたしました。大会終了後、町に返却される木材の活用方法について応募を募り、このたび決定したことから、今後、大会のレガシーの一つとして幅広く発信してまいります。

消費地からできる限り近接した地域で生産された原木を利用することは、木材輸送に係る二酸化炭素排出量削減につながります。また、森林資源の循環的な利用により、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、地域の林業及び木材産業の自立的な発展を図ることが期待できます。

町といたしましては、引き続き、森林認証面積並びに森林経営計画の認定区域の拡大を図り、地元産木材の利用促進並びに流通拡大を図ってまいります。

次に、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置についてであります。

現在、町内に飲料水兼用耐震性貯水槽はございません。本町は水資源に恵まれておりますが、地震や水害、富士山の火山噴火など、想定される災害への備えを考えていかなければなりません。

飲料水兼用耐震性貯水槽の設置は水道施設整備に関わることになるため、上下水道の老朽管更新計画や平常時と非常時においての施設活用を踏まえながら、設置については長期的な観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、町の災害時における飲料水対策についてであります。

町では、第４次地震被害想定により、被災対象となる町民の人数分についての備蓄食糧等を計画的に購入しており、町内企業からも飲料水用のペットボトルをたくさん御寄附いただいております。災害等により水道施設から水の供給ができなくなった場合には、それらの飲料水を速やかに供給するために、災害対策本部では、水道施設の災害応急復旧対策と給水活動体制の確保に努めるようにしております。

その他の御質問につきましては、経済産業部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君）　私からは、町の公共施設等への木質化の取組のうち、早生樹等の利活用についてであります。

町では、今後、再造林の参考とするため、平成30年度に小山町上野地先の町有林地、約2.4ヘクタールにおいて、山地強靱化総合対策協議会の活動や林野庁へのフィールド提供の一環として試験植栽を実施しております。

建材として利用可能な針葉樹の早生樹種であるコウヨウザンや成長に優れ花粉の発生が比較的少ない杉のエリートツリーを含め、13樹種、約5,500本を植栽しております。

早生樹の取組については始めたばかりでございますので、各種関係機関と連携しながら、今後、町産材の利用拡大につながるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　それでは、再質問させていただきます。

１件目の町の公共施設等への木質化の取組について、４点ほど再質問させていただきます。あと、貯水槽の方については、１件、再質問させていただきます。

まず１点目、町の公共施設等へ「富士山‐金時材」を活用してきたと申しましたが、確かに何か所かが、隈研吾設計の施設などは木質化に取り組まれてきましたが、では、公共施設等において、町ではどのくらいの利用率で木質化として活用に取り組んできたのか、お伺いします。私どもにとっては目に見えてきていないので、再質問します。

２点目は、町立学校施設等へも木材の使用を積極的に検討していきたいとの回答ですが、今後、年度ごとの木質化改修事業計画として木質化への取組をしてほしいが、そのような具体的な方策

を持って取り組む考えがあるのかお伺いしたいと思います。

３点目としまして、流通に関して、1,060ヘクタールが森林認証した森林で、認証材として流通拡大を図ると答えていますが、私が聞きたいのは、認証材を伐採から製材や製品にして、販売までの流通方法は具体的にどのようにしていく考えかでありますので、再度お伺いしたいと思います。

また、小田原市のような木材調達基金の設立も一つの方法かと思いますが、研究する考えがあるのかもお伺いしたいと思います。

４点目としまして、早生樹のテーダマツの取組については早生樹の各種試験植樹をしているとのことですが、国や県との連携協定などを結んで進めてほしいが、意気込みを再度お伺いしたいと思います。

それでは、２件目の防災対策飲料水兼用耐震性貯水槽の設置についての再質問ですが、本町の水資源が豊富であることは理解しておりますし、飲料水のペットボトルも確保していることも承知していますが、私が危惧しますのは、風水害や富士山噴火などの災害には際限がありません。地下にある耐震性貯水槽は他市町にもあるようですが、岩国市の地上式の飲料水兼用耐震性貯水槽は大変すぐれております。

私は、大きな飲料水兼用耐震性貯水槽でなくても、小規模でもよいので、地上式の貯水槽を各避難地や各支所への設置を早急に検討するべきと思いますが、考えを再度お伺いします。

以上、再質問します。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○総務課長（池田　馨君）　鈴木議員の１件目の１点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

公共施設等において、木質化の利用率についてでありますが、利用率は算定を行っておりませんので、静岡県に報告をさせていただいております公共建築物の木材利用実績にて、木材使用量でお答えをさせていただきます。

平成29年度からの実績でございます。平成29年度には、北郷小学校放課後児童クラブ建設に20.1立方メートル、きんたろうひろば建設に7.2立方メートル、令和元年度に入りまして、豊門公園、西洋館の改修・修繕に19.3立方メートル、令和２年度、足柄駅前交流センターの建設に62.1立方メートル、同じく令和２年度、誓いの丘公園東屋建設に16.5立方メートルを使用しております。

以上が近年の主な公共施設の木材利用の実績でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君）　木質化の取組についてのうち、二つ目の質問についてお答えをいたします。

町立学校施設等への年度ごとの木質化改修事業計画についてお答えをいたします。

学校施設の大規模な改修は、学校施設等長寿命化計画に基づき推進をしております。この計画では、校舎等の建築後の経過年数により、長寿命化改修などの対象になるかなどを決めているものであり、建物ごとの具体的な改修内容はまだ定めておりません。したがって、年度ごとの木質化の具体的な計画も現時点ではありません。

今後は、ほかの公共施設の関係部署とも連携を図りながら、木質化の推進に向けた計画などの策定について研究をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君）　鈴木議員の再質問のうち、町の公共施設等への木質化の取組についてのうち、初めに、認証材の具体的な流通方法について答弁させていただきます。

我が国における森林認証は、主にＦＳＣ認証とＳＧＥＣ認証の認証制度によって行われており、認証項目として、森林の適正な管理を行っていることを認証するＦＭ認証と、ＦＭ認証を適切に生産・加工・流通していることを認証するＣｏＣ認証がございます。町では、平成29年に約1,060ヘクタールのＳＧＥＣ－ＦＭ認証を取得いたしました。

また、町内の製材事業者が加入している木材協同組合が平成30年に同じくＳＧＥＣのＣｏＣ認証をして取得していることから、地域内で認証材の生産、加工、流通までの供給体制が整ったこととなっております。

このような中、町では平成25年度から年間150万円、材積約3,000立方メートル相当の間伐材の搬出に対する助成を行ってきております。

また、県では、林業成長産業化関連事業として、県産材を利用した建築物の木造・木質化や林内に残置された未利用木材の活用に対する助成等、木材の利用拡大や安定供給に向けた取組を行っておりますので、これら関連事業との連携を図り、さらなる町産材の流通促進に努めてまいります。

次に、小田原市での木材調達基金を活用する取組についてであります。

こちらは、予算年度に制約されることなく木材の先行取得が可能となり、結果的に需要と供給のミスマッチも解消され、安定的な供給体制が構築されるメリットがあると考えております。

身近な先進事例を本町にも取り入れられないか、今後、研究、検討をしてまいりたいと考えております。

次に、早生樹等の試験植樹について、国や県と連携して進めていく町の考えについてであります。

町内の民有林の約９割が伐期を迎えている中で、伐採後の再造林に当たりましては、早生樹等を活用した収穫サイクルの早い森林の育成を林業成長産業化の柱と考えております。植栽木の成長状況も踏まえ、経過検証等も必要となってまいります。このため、国や県には助言・指導の連携をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　私からは、鈴木議員の再質問のうち、飲料水兼用耐震性貯水槽に関してお答えをいたします。

当該貯水槽の有効性は十分理解をできるところでございますが、先ほど町長から答弁いたしましたとおり、当該貯水槽の設置は水道施設整備にも関わることになり、小型のものといえども、かなりの費用が必要だと思われます。

設置につきましては、長期的な観点から検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再々質問はありませんか。

○12番（鈴木　豊君）　それでは、もう１回、再々質問をさせていただきます。

１件目の木質化の取組に関して３点ほど再々質問します。

１点目は、町立学校施設等への木質化については、長寿命化計画としての検討でありますが、私としては教室内や廊下はもとより、玄関出口などまで木質化することにより、木のぬくもりや児童生徒の安らぎにもなりますので、他の市町も参考に早期に取り組んでいただきたいので、再度考えをお伺いしたいと思います。

２点目は、森林環境譲与税に木材利用もできると聞いていますので、今後、公共施設などの木質化への事業の取組に森林環境譲与税などを利活用できないかと思いますが､いかがでしょうか、考えをお伺いしたいと思います。

３点目は、流通に関して、流通体制は整っていますと回答がありましたが、加工されたものが現在どのようなものに製品化して流通販売しているか、再度お伺いしたいと思います。

２件目の飲料水兼用耐震性貯水槽に関して、１点再質問をさせていただきます。

設置を研究していくようですが、小山町での設置が早期に困難であれば、最近ハウスメーカーでも個人用に同じような装置も設備しているようですが、その助成も検討してほしいが、どうでしょうか。お伺いしたいと思います。

以上よろしくお願いします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君）　私から再々質問、町立学校施設等の木材の使用について、検討ということについて回答させていただきます。

最初に町長が申し上げたとおり、学校施設等につきまして、鈴木議員もおっしゃるとおり、木のぬくもりというのは本当に大事なのかなというふうに感じておりますので、そちらにつきましては、先ほど課長の再質問の答弁でもございましたが、教育委員会もそうなんですけども、公共施設というところでも含めて、更に研究、検討して前向きな、そういう木質化の取組について研究していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○農林課長（前田　修君）　初めに、木質化の取組に関する再々質問の２点目、今後の公共施設などの木質化への事業の取組に、森林環境譲与税などの利活用ができないかについてであります。

森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされており、幅広い活用の可能性があります。

令和２年度の全国の取組事例の中でも、木材利用・普及啓発の主な取組として、公共建築物等の木造化・木質化に247市町村が取り組まれておりますので、森林環境譲与税の利活用は可能と考えられます。

続きまして、木質化の取組の再々質問の３点目、加工されたものが現在どのようなものに製品化して流通販売されているかについてであります。

町内の森林から生産された木材は、主に柱材、壁材、床材などの建築資材に加工され、流通・販売されております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君）　再々質問のうち、飲料水兼用耐震性貯水槽に関してお答えをいたします。

確かにハウスメーカーでも何点か出しているようでございますけども、いかんせん検討期間が足りないということで、先ほどのお答えと併せて助成の方も検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○12番（鈴木　豊君）　以上で終わります。

○議長（遠藤　豪君）　次に、５番　岩田治和君。

○５番（岩田治和君）　通告に基づきまして、農業用水等の管理、運用について質問いたします。

本町の各地区には古くから農業用水が配水され、稲作には欠かせない重要な水利として成り立っています。

また、多くの農業用水は地域に根差した文化財的な価値も高く、維持管理には地域住民の援助が必要となるところが多いと聞いています。

しかし、多くの市街化区域を流れる農業用水は、従来は農業主体に用いられた用水も、今は浄化用の生活用水として用いられることが多く、さらに、防火、工業用水としても用いられ、農業用としては少ないのが現状であります。

現在、本町では、用水路の補修等は土地改良工事として、受益者負担の原則から、農業従事者が総工事費の12.5％を負担しなければならないとしています。

そこで、本来ならば災害防止の上からも早急に補修しなければならない箇所も先送りになるこ

とも多い状況です。

しかし、維持管理については、農業従事者のみでは、その対象者も年々減少傾向にあり、不公平感が大きいとの苦情が出ているのが現状です。近隣の市町では、これまでは農業用のため池なども、周辺が宅地化され、農業用としての機能がなくなり、公園として自治体が管理している例もあります。

本町においても、今後、農業従事者も減少することが予想され、農業用水の維持管理は現実的にできない状況と推察されます。

受益者負担の原則からも、農業従事者ではなく、その地域の住民が負担すべきと考えます。旧態依然とした管理方法ではなく、実情に合った運用に転化すべきであり、特に補修工事等の負担割合は改善すべきと思われます。

このようなことから、次の点について町長に答弁を求めます。

市街化区域内の農業用水は、普通河川として町が管理、運用できないか、所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　岩田議員にお答えをさせていただきます。

市街化区域内の農業用水路は普通河川として町が管理、運用できないかについてであります。

本町内には多くの農業用水路が存在をしております。議員御指摘のとおり、これらの水路は町の農業の基幹施設として、水稲、冬の特産物であります水菜栽培等に大きく貢献をしております。また、そこに住む人々の生活にも利用されてきたのは周知の事実でございます。

水路の管理は、そういった目的から、水量の調整が必要であったり、ほ場の保全管理にもつながることでもありますので、たとえ現在の生活形態等の変化に伴い、生活排水、防火用水等に利用されているといたしましても、農業に携わる者でなければ管理はできませんし、その使い勝手から、受益者の利用に合わせた施設使用とするため、負担金を頂き、修繕等を行ってまいりました。

しかし、過去には、市街化区域内の農業用水路において、緊急性を要する場合には修繕対応を実施したこともございます。

現在、市街化区域内では、農業用水路としての利用比率が低くなったとはいうものの、農業用水路という生い立ち、農業受益者の権利がある中で、議員が言われます農業用水路を普通河川として町が管理、運用することは難しいと考えられます。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　質問はありませんか。

○５番（岩田治和君）　再質問ですが、私の方は、通告にはどの用水かということは通告しておりませんけど、やはり市街化区域内の農業用水については、農業従事者が年々減少傾向で、ほとんど稲作もしないような状況にあります。

例えば、西山用水、これは須川の小山町の水道施設があるタンクの200メーターぐらい上流から引いているわけですけど、須川から坂下を通って、アラヤの甘露寺の上から谷戸の方まで流れている用水になります。それから下って、菅沼から最後は、茅沼、切通しの方まで流れているわけですけど、実際にその間、農業用として使っているのは上流の200、300メーターぐらいで、それ以外のところは、もうほとんど。今までは稲作もやっていたところもありますし、全く今は農業用としては使われてないのが多くなっています。

実際に私もどの程度の方が農業従事者としてやっているのかを調べてみましたら、実質的には５、６人程度で、それほど多くないです。

もう一つ、同じように藤曲用水があります。これも同じように、先ほどの小山町の水道施設の約100メーターぐらい、今度下になりますけど、そこから取水しておりまして、同じ西山地区なんですけど、須川の反対側の奈良橋から大久保、大久保から一部はこの落合区、役場があるところまで流れてきています。あと、藤曲を通って野沢川に落ちているわけなんですけど、いずれもこれも須川から取水している200､300メーター程度のところしか今は稲作をしてないものですから、ほとんどこれに関係してくる人は２、３人程度。今、藤曲地区でも農業やっているというのは二人で、今年はもう稲作やめるという人もいますから、一人しか関係者がいなくなってくるわけです。

そうしまして、先ほどの答弁の方にありましたように、農業受益者の権利がある中、農業従事者が管理、運用するように今後もしたいということなんですけど、私は先ほど質問の中にも入れましたけど、土地改良工事として受益者が12.5％負担しなきゃならないわけです。そうすると、限られた人がこの12.5％を負担する。大変不公平じゃないかと思います。ほとんどが生活用、浄化用の排水として使われていますので、この12.5％負担するということは、大変なことになってきています。

一つ目の質問としては、この受益者負担の利率をもっと下げることができないのかどうか、提言できないかどうかをまず伺いたいと思います。

あと、小山町の例でも生土用水の方がありますけど、これも野沢川から取水して、音渕区の雲霧神社の上を通って、生土から神奈川県の透間から諸淵の方まで流れています。今、１軒だけ農業やっているという方がいましたけど、ほとんどもう農業用水としては使ってないという状況。逆に、神奈川県の山北町の透間地区の方で使っているから、水の管理は山北町の方で管理するようにしているらしいですけど、これは、やはり年々、農業従事者が減っているということを考えますと、受益者負担の原則から、農業者はもう不可能に近い場状況になりますので、町で管理、運用できないかと私は考えます。

今年ちょうど藤曲用水の場合には、役員の更新時期になっているものですから、この問題を持ちかけたわけなんですが、担当する責任を持ってやっていただける方がもういませんので、同じ方が年々やらなきゃならない、それも２、３人の範囲でやっていかなきゃならないというような

ことになりますので、何とか町の方で管理、運用についてはできないかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君）　岩田議員の再質問についてお答えいたします。

まず、負担金の低減にならないかという御質問でございますけれども、やはりこれは町中同じように頂戴している利率でございますので、その用水路によって低減というようなことはできないと考えております。

また、先ほど町長の答弁でございましたように、その用水の修繕につきましては、その用水独特の受益者の使い勝手の仕様としているものですから、それは受益者の使い勝手のいいように修繕を、工事を仕様としているものですから、仕様というのはその形にしているという意味ですけれども、なっているものですから、それは受益者の負担ということは致し方ないものだと考えております。

次に、先ほどからおっしゃられております市街化区域内での農業用水の普通河川としての運用管理ということでございますけれども、やはり取水をするというのが農業用水路でございます。普通河川との大きな違いは、人的にその用水を取り入れているという受益者の下の用水路でございます。

ですので、これが普通河川となることであれば、そういった管理につきましては、町全体が負担するわけでございますので、その取り入れ等につきましては、全く、河川ということになれば、上から水が流れて下まで流れるというものが河川の鉄則でございますので、用水というものは、ある意味を持ってその河川から取り入れているということが原則でございますので、少し回答が重複してしまいましたけれども、そういった仕様である限りは、これは受益者の方々が管理していただくということは必然であると考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　再々質問はありませんか。

○５番（岩田治和君）　再々質問いたしますけど、今、部長の答弁の中で受益者負担ということを何回も言われましたけど、受益者負担は農業従事者じゃなくて、そこに住んでいる住民がほとんどなわけです。ですから、考え方自体も、農業者が負担するんじゃなくて地域住民が負担すべきだというふうな意味合いから、町で管理、運用すべきではないかというのが私の考えなんですけど。ですから、ほかのものもそうですけど、旧態依然とした決まりは決まりだというような考え方じゃなくて、新しく町の発展にもつながるようなことですから、ぜひ、この点については、もう一度考え直していただくようお願いしたいと思います。

もう一つ、私が一番気がかりなのが特に藤曲用水の関係なんですけど、昨年７月に起きました上水道の泥水が混ざって、３日間、上水道が使えなくなったということがありましたけど、小山町の水道タンクがあるところに、ちょうど奈良橋から町道に沿って、町道の真下に水道用の本管

がありますけど、真下に、水道用の本管に隣接したところに藤曲用水が施設されているわけですけど、もうここは一昨年の10月12日の大雨のときにも湯船排水が崩落したし、また、７月に起きた大雨のときには水道タンクから土砂が落ちてきたりもしています。

やはり、この藤曲用水は重要なこともあるんですけど、もっと大事なのが、水道の本管がメンテナンスされてないんじゃないかというようなことがあります。

実際に、昨年、国道246号の排水口を造るときも、業者は藤曲用水の脇を通る道は危険だからというか、崩壊するおそれがあるからと言って、鉄板を全部敷き詰めたわけです。

○議長（遠藤　豪君）　岩田議員。当初の通告から、現在、通告は農業用水の関係……。

○５番（岩田治和君）　農業用水については……。

○議長（遠藤　豪君）　今、水道関係のお話になっておりますので。

○５番（岩田治和君）　関連していますから。

○議長（遠藤　豪君）　通告とは関係ございませんので。

○５番（岩田治和君）　じゃあ、端的に申し上げます。

○議長（遠藤　豪君）　端的な質問の内容をお願いしたいと思います。

○５番（岩田治和君）　受益者の負担で農業用水を補修しなければならない現状でありますので、農業者は藤曲用水の護岸が今崩れていても全然手がつけられない状況です。

一番のライフラインをやっぱり守る上からも町で管理すべきだと私は考えますが、町長にその考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤　豪君）　再々質問はいわゆる農業用水の管理について、再度、町長にお伺いしたいということですので、答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来、応対をさせていただいておりますとおり、あくまでも農業用の施設であるということが大前提でありますので、その大前提を基に維持管理をしていく、あるいは受益者の負担をいただくという制度でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○５番（岩田治和君）　以上で終わります。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時52分　休憩

午前11時02分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、９番　薗田豊造君。

○９番（薗田豊造君）　私は、新産業エリアの廃棄物問題の町長の判断について問います。

12月議会においても同様の質問をしました。しかしながら、町長御自身の政治姿勢が公平・公

正であるとするならば、新産業エリアの廃棄物問題に言行一致した判断がなされず、朝令暮改のような判断に至った理由がいまだに私には理解できません。

そこで、もう一度お尋ねします。

本題に入ります。

町長は、湯船原から出たごみの処理費が大幅に不足することが判明した令和元年12月から、町民に負担させることは理不尽であり、行政のミスであるから、前町長や関係職員に負担させると繰り返し発言してきました。区長会でもその考えを示し、また、地区説明会することになっていましたが、コロナの感染拡大によって開催できなかった。これが事実であります。

さらに、時がたつにつれ、次第にトーンダウンして、昨年10月号の広報おやまにおいて、前町長の責任は重いが、賠償請求、訴訟は行わないと発表しました。その際に示された賠償請求放棄の理由は、町民を愚弄したものであり、池谷町長により町政刷新を期待した町民の落胆は色濃いものがありました。

小山町役場による違法な事務、すなわち役場はごみの埋立てを知っていたからこそ、契約書から瑕疵担保責任の条項を除外した。しかも、議会に対しては、５億円もの処理費の補正予算を詳細な説明もせず、また、議員には研究の時間も与えず、平成30年６月議会の最終日に、突然提出した瑕疵担保責任を問う質問にはなかった、知らなかったで通してしまいました。これは、賛成多数で可決されたのです。

一連の議会への虚偽の説明で、議案の成立に関わった職員は、町民に対する背任行為になり、その責任は免れません。しかし、この問題の根源は、職員をして、そのような行動を取らせた大きな力があったということは公然の秘密になっております。

また、池谷町長は、きっと前町長らの責任を訴訟の場で明らかにすると信じた町民にとっては、町政の不正を住民監査請求などの機会をも奪ってしまったということではありませんか。

こうした現実を基として、池谷町長が前町長らの責任を問わなかったことにより、役場の行政の正常化が困難になったと私は考えるのであります。改めて、町長の政治判断の根拠をお尋ねいたします。

まず、第１点目は、前町長らへの損害賠償請求を断念した理由に業務検証委員会の報告を挙げているが、そもそもこの検証委員会は刑事責任等を問う場ではなく、町民に11億円の不当な負担をさせた役場の事務処理を検証する場であったことは、検証委員会設置要綱で明らかであります。検証委員会では様々な問題点が指摘されています。その問題点が原因で不正行為が行われている。それで莫大な負担を強いられたのでございます。

問題点の指摘は検証委員会の仕事ですが、その結果もたらされた不当支出の責任を問うのは、町長の義務ではないでしょうか。事務処理上の課題と政治責任は別物ではないでしょうか。見解を問います。

２点目は、瑕疵担保責任の議論であります。

まず、契約書に瑕疵担保責任を入れなかったことは、小山町の慣例に従ったのでやむを得ないとしていることでありますが、また、瑕疵担保を入れると土地買収が困難になると述べていることです。

小山町の規則には、不要な場合を除いて、契約書には瑕疵担保責任条項を入れることになっていたではありませんか。全国共通のルールです。規則に従わないことを問題と指摘せず、違法行為を正当化するなどということは、公務員の良識を欠く考えではありませんか。

また、瑕疵担保責任条項を入れると事業が進まないとか言うに至っては、民法への違反を事前に画策したように思われる。そういうことになりませんか。小山町役場は、仕事を進めるためには違法行為もやむなしと考えているのか。行政の根本であるので、再確認いたします。

町長は、法令よりも慣例慣習に従うと判断したことは、今でも正しいと考えているのか。また、役場の目的達成のためには、多少の不法行為もやむなしと考えいるのか、御所見をお伺いします。

また、損害賠償責任は弁護士とも相談だと言っていますが、弁護士は、賠償責任を問うのは困難だと助言されたのか、御説明お願いします。あわせて、不動産鑑定士の関係内容の所見も教えてください。

最後に、今回の不正行為の損害賠償責任の追及は、池谷町長の政治責任であると私は考えています。町長御自身の政治責任はどう考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　薗田議員にお答えをいたします。

新産業集積エリアの廃棄物問題についての私の考え方は、昨年12月定例会での一般質問で答弁をいたしましたとおりでありまして、議員の皆様に御説明申し上げるとともに、昨年10月の広報おやまにおいて、町民の皆様にも御説明をさせていただいたところであります。

まず、業務検証委員会の指摘と町長の義務についてでありますが、業務検証委員会の検証結果報告につきましては、議員御指摘のとおり、事務処理に係る様々な指摘事項がありましたが、それらをもって不正行為が行われたとは考えておりません。

不当支出の責任を問うのは町長の義務ではないかとの御指摘でありますが、違法な行為が行われたとすれば、その責任を問うことは町長として当然のことであると考えております。

不法投棄が行われた昭和40年代当時、下流の奈良橋水源地への影響や保水力の低下による土砂流出被害等への危惧が昭和59年発行の広報誌などに掲載されておりましたが、結局、当時、抜本的な対応は取られなかった一方、その後、当該地域は県のフロンティア推進区域の指定を受けるとともに、町の三来拠点事業として重要施策に位置づけ、事業を推進することが決定されており、町議会においても内陸のフロンティアを拓く取組推進対策特別委員会が設置されるなど、町を挙げて取り組んでいた重要施策でありました。

また、工期内の事業完遂、期限内の起債償還が求められており、小山町契約規則に定めるただし書を適用して、契約、事業を進める判断も町が行ったということであります。

したがいまして、弁護士と相談の上、総合的に判断する中、都度、議会や町民への説明、報告などを行わなかった等、前町長の政治責任は重いものの、損害賠償の責任を追及することは難しいとの結論に至ったところであります。

なお、今回の業務検証委員会の指摘を受け、職員の意識の研鑽や事前調査ルールの厳格化等、業務改善を進めるとともに、来年度、町長等特別職政治倫理条例及び職員倫理条例等を制定し、町民の信頼回復を図ってまいります。

町役場は、仕事を進めるためには違法行為を行うのかという御質問でありますが、そもそも地方公務員法や地方自治法等において、公務員の服務や義務、地方公共団体の民主的運営等が規定されており、そのような御指摘は当たらないと考えております。

不動産鑑定士の鑑定内容の所見はとの御質問でございますが、平成27年度に実施した不動産鑑定士の評価書には、通常の土地鑑定評価の個別分析の項目として、土壌汚染の有無という項目がありますが、有害な化学物質は使用されておらず、評価において価格形成要因に大きな影響はないと見られるとの所見が記載をされております。

最後に、私の政治責任についてであります。

私は、町の業務全てに責任を負っていると考えております。今回の損害賠償責任追及に係る問題についても、当然ながら私の責任と考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　質問はありませんか。

○９番（薗田豊造君）　再質問させていただきます。

ただいまの答弁を聞いていますと、当局は全て正しいと聞こえます。事実は、ずさんな運営、すなわち瑕疵担保責任を免責したことにあります。これは、もともと法243条の２で議論すべき問題であると私は思います。

答弁を聞いていますと、当局は、当該地よりごみが出ることを承知の上であったと思われます。その上に、町に損害を与えるものがあったとしたらば、これは予見できることであったとし、この法律に基づいて、いろいろな議論がなされ、あるいは、それに対する処分がなされるべきだと私は考えていますが、町長の御認識、御見解をお願いします。

さて、よく考えてみてください。

地権者の方々には、これ以上負担をさせられないということで免責にしましたけれども、私は、地権者の方々は、４回の恩恵を被っているんじゃないか。こういうふうに考えております。

一つは、ごみを埋めさせるときに、対価をもってさせたじゃないか。

もう一つ、次においては、ごみのあるところを、小山町は平米に対して3,200円から3,300円で買い上げました。これでも利益を得ていると思います。さらに、今回上程されています1,500万円のごみ処理を含めますと、先の瑕疵担保責任と今度の瑕疵担保責任を免責されるとしたら２度、要するに４度の利益を被っていて、どこに、それらに対して同情する余地があるのでしょうか。

ここでは、町長の言われる公平で公正なといういうようなロジカルな説明がどうできるんでしょうか。これについてお答えしてください。

さらに、後づけのように水資源、すなわち地下水の汚染を防ぐためと今、答弁にありました。これらのことは、当時、一つも説明がありませんでした。

さらに、もう一つ、重要施策であれば、ルールをあるいは規則を二の次でもっていいのかどうか。この重要施策に公共性があるのかないのか。それによって、この土地が強制収用の対象にもなり得るのかどうかということが、私は重要なことだと思っています。

何ゆえに、重要施策ということが何でもかんでも独り歩きしてもいいのかというふうに考えますけれども、私は、まずもって重要性というならば、公共性が先にあるべきだと思います。

当局の御見解をお伺いします。

さらに、弁護士の所見がありません。弁護士の所見を正確にお答えください。

あわせて、鑑定士はここにごみがあることを承知で鑑定したのか。その上で、有害な化合物が含まれていないと言ったのかどうか、どのような鑑定をしたのか。鑑定内容ももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

今回の問題で一番問題があるとすれば、町長の言動が右顧左眄したことにあります。町政への信頼を失墜させたことであると思いますが、改めて御所見をお伺いします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　薗田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員の処分などもなされるべきであったのではないかということであります。関連して、職員は知っていたんじゃないかということでありますけれども、これは12月の議会の答弁でも申し上げましたとおり、私、就任後、５月だと思いますけれども、部長会で確認をいたしました。職員は知らなかったということでございます。それ以上の追及は、私はいたしておりません。

あくまでも、何回も繰り返し申し上げますけれども、前町長の政治責任は重いということであります。ただ、政治責任が重いからといって損害賠償まで発展できるのかということについて、弁護士はちょっと無理じゃないかという答えをしているということであります。

地権者のお話がございましたけれども、このごみをもともと知っていたんじゃないかという話だというふうに思いますが、これは司法判断でございまして、我々がそれに調査、判断を下すというような内容ではないというふうに考えております。

1,500万円の、今回のごみを発見されたということでございますが、これにつきましては、一義的には町が負担するということになります。これは契約しておりますので。その後の、要するに全地権者に対する求償、これをどうするかということにつきましては、今後、弁護士と相談の上、判断をしてまいりたいというふうに考えております。

地下水の汚染という説明がなかったということでございますけど、これもまさしく前町長の政治判断、責任は免れないというふうに考えているところでございます。

これと併せましても、県の内フロの区域の指定、あるいは三来拠点事業を進めるということについても、新聞報道によれば、前町長はその時点で承知していたということですから、それらをしっかりと議会に説明し、議員の皆様の理解をいただく。そしてまた、町民の皆様にもしっかりと説明をして御理解をいただくということをしなかったということについて、前町長の政治責任は非常に重いというふうに考えます。

繰り返しになりますが、ただ、それをもって損害賠償請求ができるかということにつきましては、これは難しいということであります。

強制収用とか、公共性の問題でございますけれども、これについては、それぞれの法律で定めないと、この強制収用等々もできませんので、そういう案件ではないということで進められてきたというふうに理解をしております。

不動産鑑定につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　不動産鑑定の所見という質問ですが、先ほどの町長の最初の答弁の中にございましたとおり、当該地から有害物質等は使用した実績がないということで、鑑定額に影響はないと、こういうような所見が鑑定書の中に記載されております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　薗田議員に申し上げます。質問時間が２分を切っておりますので、了解の上お願いいたします。

再々質問はございませんか。

○９番（薗田豊造君）　再々質問の前に、今の答弁でもってよく分かるように、前町長がやっぱり自分の判断でもって、それを（汚染されている）水があるということを改めて入れたということがよく分かります。なぜここでもって説明しなかったのか。もう１回問われるようなことだと思います。

再々質問に入ります。

私はこの事業に当たるに当たり違法性を認識したかどうか。にもかかわらず強行したことにあると確信しました。私は、違法性を認識して動いています。

やはり公平・公正を旨とするならば、当然、法の遵守に当たると思います。

この字は読める人がいるかどうか知りませんけども、これは「枉（ま）ぐ」といいます。法律を曲げてまで、純粋な職員がいる中で今までのような行為は行ってもらいたくなく、また、聞きますと、以前にそこの職員は損害賠償請求に備え、多くの保険に入っていたと聞いております。本来、そうであってはいけないと思います。

強権を持つ執行者には逆らえません。これも事実のことであります。一日も早いコンプライアンス、倫理の構築をお願いし、質問を終わります。

あとのことについては答えてくれなくてもいいです。

○議長（遠藤　豪君）　以上で終わります。

次に、８番　渡辺悦郎君。

○８番（渡辺悦郎君）　本日は、一括質問一括答弁方式にて３件の質問を行います。

まず、最初に、ふるさと納税の奨励と今後の方策について伺います。

12月の定例会の一般質問でも述べましたが、ふるさと納税は貴重な財源であるとともに地場産業の振興につながります。返礼品について、町内で生産されている製品等のほか、ゴルフ場利用券が大半を占めているとの答弁でございました。

過去の議員懇談会等の中でも多くの議員から質問がありました。その中で、グレーゾーンについて国と協議するという旨の発言がありましたが、協議はなされたのでしょうか。

12月定例会の再質問において、ふるさと納税自販機について質問しましたが、御殿場市では既に３か所のゴルフ場が導入をしており、昨年12月の１か月で1,000万円以上の寄附があったと聞いております。御殿場市では今後も増やしていくようです。また、東伊豆町でも４年度当初予算に計上されました。

町内ゴルフ場に導入についてのお考えを伺いました。導入をしたい、できれば導入したいとの御意見が多数ございました。

そこで、次の質問を当局に伺います。

グレーゾーンについて国との協議は行ったのか伺います。次に、ふるさと納税自販機について、町の考えを伺います。

２番目の質問です。

包括支援センターの運営と将来像について伺います。

団塊の世代が後期高齢者になり、高齢化率が高止まりとなっております。町内には、人口比の割に多くの施設があり、対応が十分なような誤解を生じております。いまだ施設がない須走にも小規模多機能型施設またはグループホームが必要ではないかと思いますが、今回はその前の段階である包括支援センターについて伺います。

かつて包括支援センターのサテライトについて、町の考えを伺いましたが、組織の充実で対応するとのことで、現在に至っております。現在、包括支援センターは、犬ノ平平成の杜に併設しております。

先ほども述べましたが、職員も当初より増員しておりますが、対象者も増えており、また、要支援者等の対応のほかにも電話での相談で対応しておりますが、対面相談が顔も見え、適切な対応が取れる効率的、効果的な業務ができます。

現在、犬ノ平では急な坂道のために足を運ぶことも大変であり、ちゅうちょをしてしまっている現実があります。高齢者等が利用しやすい場所へ移転が好ましいと考えます。新しい施設を建てるのが最良の策とも言えますが、町の現状を考えると時間がかかります。

そこで、次の質問を行います。

より効率的、効果的なセンターの運営について、町の考えを伺います。次に、現状を踏まえ、センターの移設等の考えがあるのか伺います。

三つ目の質問でございます。

東京2020オリンピック・パラリンピックの総括として、レガシーの象徴としてのモニュメントについて伺います。

東京2020オリンピック・パラリンピックは、コロナ禍の中、成功裏に終えることができました。大会に関わられました全ての方々に衷心より感謝し、お喜び申し上げるところでございます。

御殿場市、裾野市では、既にモニュメントが設置済みであります。本大会のレガシーとして後世に伝えるための、このモニュメントの完成をもって終結と思われます。さきの特別委員会で概要の報告があり、場所は富士スピードウェイ、棚頭交差点、須走本通り、明神峠、豊門公園と聞いております。

そこで、現在計画されているモニュメントについて伺います。まず、いつまでに、次に、どのような形状のものができるのか伺います。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君）　渡辺議員にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の奨励と今後の方策についてのうち、初めに、グレーゾーンについて国との協議を行ったのかについてであります。

総務省との協議につきましては、令和３年12月議会において答弁しておりますとおり、昨年７月に、ふるさと納税の対象となる地方自治体の指定に関する申出を県との協議を経た上で提出するという形で総務省と協議を行いました。

その後、総務省と協議をするような案件はございませんでしたので、協議は行っておりませんが、協議の必要な状況となりましたら迅速に対応してまいります。

その他の御質問につきましては、企画総務部長、住民福祉部長及びオリンピック・パラリンピック推進局長から答弁をいたします。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　次に、ふるさと納税自動販売機について、町の考えはについてお答えいたします。

まず、現状を御説明いたします。現在、町内ゴルフ場11か所中10か所のゴルフ場で、ふるさと納税の返礼品として施設利用券の提供を受けており、本年６月には全てのゴルフ場から施設利用券の提供を受ける予定であります。

また、令和３年４月から令和４年１月末までの10か月間の町内ゴルフ場におけるふるさと納税額は約8,000万円で、本年度の最終納税額を9,000万円と見込むと、町の実績歳入額は、納税額から４割の経費を差し引いた約5,400万円となります。

ふるさと納税自動販売機のメリットといたしましては、一つ目は、現地で手軽にふるさと納税ができ、利用券などが即日支払いに使用できること、二つ目は、ポータルサイト等でふるさと納税を利用していない新たな寄附者の獲得が見込めること、三つ目は、返礼品を送る費用が不要なことなどが挙げられます。

一方、デメリットといたしまして、一つ目は、ポータルサイト利用では発生しないシステム導入時、経費が440万円かかること、二つ目は、自動販売機使用料が年間１台当たり122万円かかること、三つ目は、自動販売機設置のスペース及び設置工事やインターネット配線工事の経費が必要となることなどがございます。

先頃、町内ゴルフ場様に自動販売機の設置についての御意向をお伺いしたところ、７か所のゴルフ場様から前向きな回答をいただいております。

概算ですが、お隣の隣接市と同様に、３台の自動販売機を５年間導入した場合、ふるさと納税額の４割の6,000万円を町の歳入とするには、５年間の納税額が１億5,000万円、１年当たり3,000万円、１台当たり年間約1,000万円が必要となります。

本年度のふるさと納税額の実績から年間1,000万円を上回るゴルフ場は、町内では２か所のみであり、２か所のゴルフ場においても、現地での決済のみとなる自動販売機の納税額は、1,000万円に届くかどうかは、実際に導入してみなければ不明であります。

自動販売機の導入に当たっては、ゴルフ場様の意向を踏まえ、各ゴルフ場の年間ふるさと納税実績額を参考に、自動販売機による納税見込額を算定し、少なくとも納税額の４割の歳入額を確保できるか否かを慎重に検討する必要があると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　私からは、包括支援センターの運営と将来像についてお答えします。

初めに、より効率的、効果的なセンター運営についてです。

現在、町の包括支援センター業務は、社会福祉法人寿康会に委託しており、平成の杜の施設内に事務所を置いて活動しております。地域包括支援センターの役割は、介護、医療、保健、福祉などの側面から高齢者を支援する高齢者のための総合相談窓口であり、受けた相談については、実情を把握し適切な支援につなげております。

近年、少子化の進行や家庭や地域の連帯感の希薄化などにより、個人や世帯が抱える課題が複雑化、複合化する中で、その役割はますます重要になっていると認識しております。

このため、必置である主任介護支援専門員や社会福祉士、保健師または経験豊富な看護師の３職種３人に加え、リハビリ専門職や認知症地域支援推進員等を配置して、現在、８人体制で相談業務や訪問活動、介護予防事業などの推進を行っております。

地域包括支援センターの相談業務については、直接来所される方は少なく、ほとんどが電話に

よる相談で、電話相談は24時間受け付けています。電話で相談を受けると職員が訪問し、実際に居住や地域性、生活実態などを把握して対応しております。

また、来所による相談についても、聞き取りだけでは状況が把握できないケースも多いことから、訪問しての実態把握を充実させるなど、適正な支援につなげることを重視した体制としております。

今後も複雑化、複合化する課題について、正確な実態把握に努めるとともに、それぞれが必要な支援に迅速につなげられるように、関係機関や専門職との連携の強化を図ってまいります。

あわせて、地域包括支援センターが高齢者が安心して暮らしていけるために、誰でも気軽に相談できるところであることの啓発に努め、町民にとって、より効果的に利用していただける組織と認識していただけるよう努めてまいります。

次に、包括支援センターの移転について、また、町民が立ち寄りやすい場所としてはでありますが、広い地域で訪問活動を行うため、町の中央にあることが好ましいとは考えますが、受託者との協議や移転に伴うハード整備などを考慮すると、現時点では移転するメリットは少ないと考えております。

このため、デジタルトランスフォーメーションの活用や他の社会福祉法人との連携も視野に、効率性の向上についても検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）　私からは、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとしてのモニュメントについてをお答えさせていただきます。

初めに、設置の時期についてであります。

既に設置工事をそれぞれの箇所で行っていますが、今月21日に設置の除幕セレモニーを計画していますので、それまでには設置が完了する予定です。

次に、モニュメントの形状などについてであります。

材質は御影石とセラミックを使用し、耐候性、耐久性の高いものとしました。

外観は、自転車の車輪、オリンピックの五輪をモチーフに輪をデザインしました。この輪は、車輪、五輪を表現するとともに、本町でのオリンピック・パラリンピックの開催を通じて御協力をいただいた多くの町民や企業の皆様、選手や大会関係者の皆様、そして、ボランティアの皆様とのつながりの輪も表現しました。

設置場所は、オリンピック・パラリンピックの会場となりました富士スピードウェイ西ゲート前、花のおもてなしを行いました棚頭交差点、富士浅間神社前を選手が疾走した須走本通り、男子ロードの勝負どころとなりました明神峠、そして、オリンピック聖火リレーのスタート地点となりました豊門公園の５か所です。

モニュメントに使用する色については、町内５か所に設置しますことから、五輪の５色を用い

たデザインとし、それぞれの場所をイメージする色で配置しました。モニュメントに設置する銘板には、大会を記録する情報を記載しました。また、記載された情報は、ＱＲコードにより音声として聞くこともできます。

今回設置するモニュメントは、東京2020大会の開催会場となったことの証であるとともに、自転車愛好家などが集う観光スポットになることを期待しています。町民をはじめ、本町を訪れる方々がモニュメントを巡り、一緒に写真を撮るなどしてＳＮＳ等で発信していただくことで、自転車競技ロード開催のまちというブランディングに寄与し、地域ブランド力の強化につながると考えています。

今後は、レガシー事業を推進するに当たり、こうした世界的な大会の記憶を残す資源も活用しながら、地域の特性を活かしたスポーツツーリズムを推進してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再質問はありませんか。

○８番（渡辺悦郎君）　再質問させていただきます。

まず、ふるさと納税自動販売機について再質問いたします。

町内ゴルフ場11か所の施設利用券が、６月以降の提供があると伺いました。また、当局の意向調査では７か所のゴルフ場が前向きと伺いました。

私もゴルフ場に意向調査を行いましたが、ほぼ全部のゴルフ場が前向きと感じております。ゴルフ場により差があるのは、全てが同じ条件ではないからであります。既に導入されている御殿場市の三つのゴルフ場では、先ほども述べましたけれども、12月だけで1,000万円以上の納税がありましたが、12月はふるさと納税の締切月でもあり、増えていると思います。

私は、１月、２月とゴルフ場に行き、状況を確認しましたが、プレーヤーがその場で自販機を利用したふるさと納税を行っておりました。また、自販機があることを知った別のプレーヤーは、次回のためにということで、ふるさと納税をしておりました。答弁でもありましたように、メリットをフルに活かしております。そのゴルフ場は、小山町御殿場市に渡るために、このままでは御殿場市に持っていかれるのではないかと思ったほどであります。

皮算用をしている間にも他市町では予算化し、前に進めているのです。全てのゴルフ場に一挙に導入とはいかなくても、数か所また数か所と導入すべきだと考えますが、当局の考えを伺います。

次に、包括支援センターの運営と将来像についてであります。

包括支援センターの重要性については、答弁にありましたとおりです。サテライトを提言した当時よりスタッフは増員されておりますが、対象者が増えており、厳しいものであります。

答弁で、直接訪れる方はほとんどいないとありました。当然です。あの急な坂道を登っていかなければなりませんし、また、施設と併設していることもあり、感染に対しての配慮もあると推察するところであります。

また、電話相談は24時間受け付けをやっているとは言っても、電話の相談には限界があります。顔を見ながらの観察や助言が求められているのではないでしょうか。

本来ならば、センターを建設するのが最善の方法でありますが、財政等の制約もあり、現存する施設、例えば、今回シルバーワークプラザにする現在のすがぬまこども園跡の一部を利用し、包括支援センターとして運営し、相談窓口業務や高齢者の居場所とするのもよいのではないでしょうか。当局のお考えを伺います。

東京2020オリンピック・パラリンピックモニュメントについて伺います。開催地としてすばらしいモニュメントができることを楽しみにしております。

一つだけ伺います。完成後の維持管理について、どのようにお考えでしょうか、伺います。

以上、再質問でございます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　渡辺議員の再質問にお答えいたします。

ゴルフ場の利用券の自動販売機につきまして、全てでなくても数か所から始めてみてはいかがかと、こういった御指摘というか、御要望というふうに受け取っております。

先ほどの答弁ともちょっと話がダブりますが、町の方でも３か所に試験的に導入した場合に、どのようなメリットというか、お金の収支バランスが取れるかということを検討し、先ほどの答弁にさせていただいております。

しかしながら、今、渡辺議員から御殿場市の方を取られてしまうではないかと、確かにこれも事実であるかもしれませんが、今、当局がちょっと気にしているのは、御殿場市さんが12月、１月、２月とやってみて、まだ１年の４分の１しか過ぎていないと。これは年間通しての収支のバランスを見てみたいと、このようにちょっと考えているところです。その後、明らかなメリットが見られるようであれば、小山町も導入について検討してみたいと考えております。

しかしながら、小山町はもともとゴルフ場の利用券の方には力を入れておりまして、相当な額を今までも頂いております。スタート地点が御殿場さんとは若干違うのかなというふうに考えておりますが、利用券を入れていない状況であっても、小山町のゴルフ場の立地の条件、また、魅力度などにより、ある程度のふるさと納税は期待できるものと考えておりますので、推移を見守っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　包括支援センターで、先ほどやっぱり坂の上で来所がしにくいとか、電話応対についても限界があるんじゃないかという話がありました。

ただ、私どもとしましては、包括支援センターに求めるものとしては、やはり包括支援センター職員がその個々の家庭、実際に住まわれている場所、そこへ行くことによってやはり実態というものがより明確に分かるということを第一に考えております。

そのため、まずは訪問して実態把握ができる体制というもの、それから第１報としては、電話をいただいてそこに行くという体制、そちらの方を充実させているというのが現状であります。

次に、現すがぬまこども園への移転ということで御提案いただきました。こちらにつきましては、シルバーワークプラザを先行して移転させていくわけですが、公共施設等マネジメント委員会で、コミセンの機能など、機能集約型の複合施設としての活用を検討するという方針にしております。

よって、こちらの移転につきましては、包括支援センター業務の受託者の意向であるとか、それから当該施設へ移転することのメリット、デメリット、その他、この当該施設の活用等の案、それら様々なことを調整した上で、また、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君）　渡辺議員の再質問にお答えいたします。

今回設置しますモニュメントの維持管理についてですが、モニュメントにつきましては町がしっかりと維持管理をしてまいりますが、棚頭交差点の場所には花壇整備も併せて行いますので、今後、町民の方と一緒に管理をしていくこととなります。

また、富士スピードウェイ西ゲート前の場所では、富士スピードウェイ様の敷地内となりますので、日常の維持管理等を連携して行うこととなります。

小山町で行われました東京2020大会ですが、多くのボランティアの御協力を得たという経験もありますので、今後は節目のタイミングを見ながら、ボランティアを募った清掃活動なども今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤　豪君）　再々質問はありませんか。

○８番（渡辺悦郎君）　再々質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税の自販機について。そろばんばかりはじいているようで、周りを見ながらやっていくというところが、ちょっと目につくような気がします。

これは、私がゴルフ場に行って見てても、実際にどういう人がやっているのかな、どのくらいの額をやっているのかなというのを見たから、これは言えることなんですけども、皆さんは見てないから、それは分からないかもしれません。

やはりこういう事業を進めるに当たっては、ある程度のスピード感がないと私は駄目だと思うんですね。人がやってからやるんであれば、二番煎じ、三番煎じになってスピード感が欠如して、結局よそに持っていかれてしまうという可能性が大であります。

ゴルフ場のほかにも、私、山梨県の小菅村のように、小菅村の道の駅、こちらの方に参りました。村の産品、何もないところです。本当に失礼ですけども。だけど、そこでもやっぱり地場産品を道の駅に置いて販売しているような状況なんです。

いま１度よく、他の市、町がどういうものをやっているかというのを検証しながら、スピード感を持って進めていただきたいなと思います。

また、ゴルフ場につきましては、御案内のとおり、ゴルフ利用税のお話もございます。ふるさと納税の話だけじゃないんです。その辺のところをどういうふうにお考えか伺います。

包括支援センターについて伺います。

当初の答弁にもありましたように、最良の位置というのは、やっぱり町の中心部であり、活動しやすい、かつ訪れやすい場所が最適であると述べられております。現状の犬ノ平はどうなんでしょう。

私は須走に住んでおります。須走に行ったら少なくとも半日かかっちゃうんですよ、１人を訪問するのに。そういうのを考えたときに、じゃあ、どういうふうにするかと。

確かに言われるように、電話じゃ、なかなか話が見えないんですよ。１回電話したら、私はあそこにお邪魔してずっといたんですけども、１時間以上の電話もありました。そういう現状を踏まえて、町として何ができるか。

先ほども述べました、現存する建物を利活用して、そういう方向を持っていくというのは適当じゃないかなと、私はそう思っています。

これについてどういうふうにお考えか、再度伺わせていただきます。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君）　渡辺議員の再々質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、確かにスピード感が非常に重要だと考えます。当局として、できる限りのスピード感を持って検討してまいりたいと考えております。

ただし、予算が伴う話でございますので、その折には御協議をまたよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤　豪君）　答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君）　先ほど来、答弁しておりますように、地域包括支援センターとしましては、まずは来ていただくとか、そういうことよりも、その方が実際どんな場所に住んでいるのか、その場所からは、例えば買物に行きやすい場所なのかとか、家が坂の上にあるんじゃないかとか、そういうこともあるものですから、とにかく訪問をして実態を把握するということが、まず第一というふうに考えております。

確かに議員おっしゃるとおり、町の中央にあることによって、職員が訪問する際の効率性というものは高まると思います。その意味では、中央にあることの方が利便性は高いというふうに考えます。

そこのところも、先ほど再質問の中でもありましたように、受託者との意向であるとか、そういうものも協議した中で検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○８番（渡辺悦郎君）　以上で質問を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　これで一般質問を終わります。

お諮りします。ただいま議会から発議第２号　ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議の追加事案が提出されました。

この発議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、発議第２号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第１　発議第２号　ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

○議長（遠藤　豪君）　追加日程第１　発議第２号　ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。８番　渡辺悦郎君。

○８番（渡辺悦郎君）　ただいま議題となりました発議第２号　ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案の決議につきまして、３月４日の議会運営委員会において慎重審議、協議していただき、本議会に提案することに出席委員全員の賛同を得、また、同日に開催した議員打合せ会において、出席議員全員の賛成を得ました。

それでは、以下、決議文の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の決議文を御覧ください。

決議第１号。

ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議。

ロシア連邦は、国際社会の賢明な外交努力にもかかわらず、去る２月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できず、断固として非難する。

武力により国の主権や人々の自由、生命を踏みにじる戦争は、死と破壊しかもたらさない。

小山町議会は、ロシア連邦が直ちに戦闘を停止し、軍を撤退するように求めるとともに、世界平和の実現に向けて、全世界が一体となって全力を挙げて取り組むように強く訴える。

以上、決議する。

令和４年３月７日、静岡県駿東郡小山町議会。

以上、会議規則第14条の規定に基づき決議文を提出するものであります。

提出者、渡辺悦郎。賛成者、室伏辰彦、小林千江子、岩田治和、池谷　弘、高畑博行、薗田豊造、米山千晴、池谷洋子、鈴木　豊。

よろしく御審議のほど、御承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（遠藤　豪君）　提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

渡辺悦郎君提出の発議第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、３月16日水曜日　午前10時開議

議案第14号から議案第40号までの27議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれにて散会します。

午後０時07分　散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　遠　藤　　豪

署　名　議　員　　薗　田　豊　造

署　名　議　員　　米　山　千　晴

令和４年第１回小山町議会３月定例会会議録

令和４年３月１６日（第６日）

召集の場所	小山町役場議場			
開議	午前１０時００分　宣告			
出席議員	２番	室伏　辰彦君	３番	小林千江子君
	４番	佐藤　省三君	５番	岩田　治和君
	６番	池谷　　弘君	７番	高畑　博行君
	８番	渡辺　悦郎君	９番	薗田　豊造君
	１０番	米山　千晴君	１１番	池谷　洋子君
	１２番	鈴木　　豊君	１３番	遠藤　　豪君
欠席議員	１番	室伏　　勉君		

説明のために出席した者

町長	池谷　晴一君	副町長	大森　康弘君
教育長	髙橋　正彦君	理事	増井　重広君
企画総務部長	小野　一彦君	危機管理局長	遠藤　正樹君
経済産業部長	高村　良文君	都市基盤部長	湯山　博一君
ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進局長	池谷　精市君	教育次長	長田　忠典君
企画政策課長	勝又　徳之君	総務課長	池田　　馨君
こども育成課長	大庭　和広君	総務課課長補佐	渡邉　　徹君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤　喜昭君	議会事務局書記	池谷　孝幸君

会議録署名議員	９番	薗田　豊造君	１０番	米山　千晴君

閉会　午前１１時３８分

（議　事　日　程）

日程第１　議案第14号　町有財産の譲与について
日程第２　議案第15号　町道路線の認定について
日程第３　議案第16号　町道路線の変更について
日程第４　議案第17号　字の区域の変更について
日程第５　議案第18号　小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第６　議案第19号　御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
日程第７　議案第20号　小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
日程第８　議案第21号　小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第９　議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10　議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11　議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第12　議案第25号　小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13　議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14　議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第15　議案第41号　町道路線の認定について
日程第16　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算
日程第17　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第18　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第19　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第21　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算
日程第22　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算
日程第23　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第24　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第25　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第26　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第27　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第28　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算

日程第29　　議員の派遣について

（追　加　日　程）

追加日程第１　　町長提案説明

追加日程第２　議案第42号　工事請負契約の締結について

（令和３年度すばしりこども園建設工事）

議　　事

午前10時00分　開議

○議長（遠藤　豪君）　本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

ここで御報告します。室伏　勉君は本日の会議を欠席する旨、届けが出されております。また、住民福祉部長は、本日の会議を欠席していますので、併せて御報告します。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで、町長から発言を求められているので、これを許可します。町長。

○町長（池谷晴一君）　おはようございます。今定例会に提出をいたしました議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算書の予算説明書における事業の名称及び継続費に関する調書の支出額等に誤りがございましたので、訂正をさせていただきました。

詳細につきましては、お手元に配付させていただいた資料のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議員の皆様には大変御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

日程第１　議案第14号　町有財産の譲与について

日程第２　議案第15号　町道路線の認定について

日程第３　議案第16号　町道路線の変更について

日程第４　議案第17号　字の区域の変更について

日程第５　議案第18号　小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第６　議案第19号　御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

日程第７　議案第20号　小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

日程第８　議案第21号　小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11　議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第12　議案第25号　小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13　議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14　議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第15　議案第41号　町道路線の認定について

○議長（遠藤　豪君）　日程第１　議案第14号から日程第14　議案第27号までの14議案及び日程第15　議案第41号の合計15議案を一括議題とします。

それでは、２月24日及び３月４日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第１項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務建設委員長は本日欠席のため、総務建設副委員長から報告を求めます。

総務建設副委員長　池谷　弘君。

○総務建設副委員長（池谷　弘君）　ただいまから、２月24日及び３月４日に総務建設委員会に付託された12議案についての審査の経過と結果を御報告いたします。

３月４日、午前10時から、会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長等、議会から委員５人が出席し、審査を行いました。

当日は、室伏　勉委員長が欠席されたため、小山町議会委員会条例第11条第１項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を行いました。

初めに、議案第14号　町有財産の譲与についてを報告します。

委員から、この土地の所有者は。との質疑に。

土地は２筆あり、いずれも個人の方です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第14号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号　町道路線の認定について、議案第16号　町道路線の変更について、議案第17号　字の区域の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号　小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定については、さしたる質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号　御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、この地区は開発により木が伐採されたので、早期に緑地帯を設けることは重要だと思うが。との質疑に。

緑地帯を設けることにより植生を保つようにしており、緑地率は３％としております。なお、この区域に関して、特別な個別の基準を設けることは今のところは考えていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号　小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを報告します。

委員から、数千万円かけて駐車場の増設を行ったが、今回、無料化により更に増設しなければならなくなる場合等を想定しているか。との質疑に。

今回は、指定管理者から継続して経営できないとの申出により町の直営で管理できるような条例改正を行いました。この中で、違法車両に対する手順も明確化しましたので、様子を見て今後の方向性を決めることになります。との答弁がありました。

委員から、「禁止行為として車両を相当の期間放置する」とあるが、相当の期間とは具体的に何日か。との質疑に。

14日間としています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号　小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第25号小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号　町道路線の認定についてを報告します。

委員から、現状で交通量はどのくらいあるのか。との質疑に。

具体的な調査結果はありませんが、今回の町道認定に当たり、私どもが現地を確認している最中には車の通行は見られませんでした。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第41号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された12議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤　豪君）　次に、文教厚生委員長　室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君）　ただいまから、２月24日、文教厚生委員会に付託されました３議案について、委員会での審査の経過と結果について御報告します。

３月10日、午前10時から、会議室において、当局から町長、副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、現すがぬまこども園に移動するとのことだが、住民の方に対して説明される予定はあるのか。との質疑に。

今までの顧客や町民の方には、住所変更のＰＲをしていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された３議案の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

○議長（遠藤　豪君）　以上で、総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第１　議案第14号　町有財産の譲与についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第14号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第２　議案第15号　町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第15号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第３　議案第16号　町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第16号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第４　議案第17号　字の区域の変更についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第17号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第５　議案第18号　小山町駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第18号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第６　議案第19号　御殿場小山広域都市計画地区計画新産業集積エリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第19号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第７　議案第20号　小山町営東名足柄バス停駐車場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第20号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第８　議案第21号　小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第21号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第９　議案第22号　小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第22号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第10　議案第23号　小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第23号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第11　議案第24号　小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12　議案第25号　小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第25号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第13　議案第26号　小山町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14　議案第27号　小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15　議案第41号　町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第41号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第16　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算

日程第17　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第18　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第19　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第20　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第21　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算

日程第22　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算

日程第23　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第24　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第25　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第26　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算

日程第27　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第28　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算

○議長（遠藤　豪君）　次に、日程第16　議案第28号から日程第28　議案第40号までの令和４年度予算に係る議案13件を一括議題とします。

それでは、３月２日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第１項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務建設委員長は本日欠席のため、総務建設副委員長から報告を求めます。

総務建設副委員長　池谷　弘君。

○総務建設副委員長（池谷　弘君）　３月２日、総務建設委員会に付託されました令和４年度予算について、委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算９件の審査を行いました。

初めに、議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、須走地区活性化事業１億2,000万円は、用地費や補償費で9,000万円、造成費で3,000万円との説明があったが、土地開発基金条例によれば、造成については不可能だと思うが。との質疑に。

用地、測量、鑑定評価等に関しては、土地開発基金を活用し、約9,000万円ほどを現在見込んでいます。造成費の3,000万円は土地取得特別会計で対応を考えています。との答弁がありました。

委員から、特定防衛施設周辺整備調整交付金が2,700万円ほど減額になっているが、その理由は。との質疑に。

例年、前年度の演習内容による交付金の実績に基づき予算要求しています。この中で、沖縄県道104号線越えの訓練については、令和２年度は大隊規模で実施されたものが、令和３年度では中隊規模での実施となったことから減額としたものです。令和４年度の訓練が大隊規模で実施された場合は増額となります。との答弁がありました。

委員から、民間賃貸物件リフォーム助成金について、対象はアパートとの説明だった。今後、１戸建ての住宅に対しても、この助成金を使えるようにならないか。との質疑に。

１戸建て物件に比べアパートに対する国等の補助金が使いにくいとのこともあり、制度の手が届きにくいアパートの改修を町で対象にするものです。今後、ニーズを把握し、柔軟に検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、当初予算の編成方針における記者会見で、財政調整基金を取り崩さないと聞いた覚えがあるが。今回、その方針が変更された理由は。との質疑に。

基本的には取り崩さない方針でしたが、全体的な中で、基金を取り崩さないと予算が組めなかったことから予算計上したものです。との答弁がありました。

委員から、シルバーワークプラザの解体事業に対して起債を借り入れるようだが、すがぬまこども園や消防新庁舎の用地については借入れをしないようである。そもそも起債は後年度負担を

求める場合に借り入れると思うが、借りる・借りないの判断はどのようにしているのか。との質疑に。

後年度に交付税措置があるものについて、借入れを行っています。との答弁がありました。

委員から、金時山登山道修繕用原材料について、この内容と、金時山に登れるようになる時期は。との質疑に。

新しい迂回ルートを作るためのもので、ヒノキ材や鉄ピン、階段用のヒノキの丸太、布団かごなどを設置するための材料費です。４月早々から着手できるようにし、６月には完成したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、公園管理費に関して、４月からの担当課の変更により三つの事業に分けられた。その結果、施設維持管理費が約430万円増えているが、この理由は。との質疑に。

例年シルバー人材センターに草刈り等の業務を委託していましたが、高齢化に伴い来年度からできないとのことで、民間に委託することにより増額となりました。との答弁がありました。

委員から、北郷支所の耐震化が不十分で、コミセン部分の貸出しができないと聞くが、耐震工事を予定しているのか。との質疑に。

コミセン部分は４月１日から休館とし、一色区と覚書の締結により、防災会館を代替施設としています。今後、公共施設マネジメント委員会で、コミセンの在り方を含めて、早急に検討していきます。との答弁がありました。

委員から、足柄小学校下側の道路拡張工事について、小学校の入り口の先に市街化区域があるが、そこまでつなげる計画はあるか。との質疑に。

地元からの要望があることは承知しています。将来の土地利用について考えなければならないと思いますので、今回の拡張工事に関しては、それに耐え得る道路幅員が確保できる形で設計をしています。との答弁がありました。

委員から、三来拠点事業費の工場用地対策工事負担金1,500万円の内容は。との質疑に。

新産業集積エリアにおいて、進出企業の建築工事中に発生した陶器や木くずなど約300立方メートルの埋設物を、土地売買契約及び代物弁済契約に基づき適正に処分し、優良な用地とするための対策工事費を町が負担するものです。との答弁がありました。

引き続いて委員から、町は前所有者に対して求償するのか。との質疑に。

町が前の地権者から買っていますので、当該請求が生じるかどうかについては、外見上は民法上の規定により請求権を有するとのことであると思いますので、弁護士との相談により対応します。との答弁がありました。

委員から、平成29年７月25日の臨時会で足柄ＳＡ周辺地区開発道路整備事業として議決し今に至っているが、今回から事業名が「開発道路」から「町道」に変わっている。一度議決した事項について、新たに議決をせずに変えることができるのか、副町長に伺う。との質疑に。

副町長から、歳出予算は３目の町道整備事業ですので、表現として、町道整備であるとの形を

前提に、事実上の内容の変更はありませんので、これを機に改めたところです。町の主体的な決定の下、進められるとのことですので、問題はないと考えています。との答弁がありました。

これに対して委員から、議決したことを平気で変更していいのか、町の都合で変更することが許されるのか。との質疑に。

町長から、今回の事業名の変更につきましては、議会にしっかりと説明をして変更するルールを外してしまったと考えています。おっしゃるとおりに対応させていただきます。との答弁がありました。

また、委員から、継続費についての事業の進行状況等に関する調書において、この事業では、前々年度末までの支出額が３億1,800万円余と記載されているが、６億円余となるはずである。これが正確かどうか再度計算してもらい、３月11日の委員会予備日に再度、総務建設委員会を開くこととしたいがとの発言により採決した結果、全員賛成で３月11日に再度開催することになりました。

なお、３月11日に審議する議案は、議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算とし、これ以降の議案については、この後、引き続いて審議を行いましたので、後ほど報告します。

３月11日、午前10時から、会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長等、議会から委員５人が出席し、審査を行いました。

当日は、室伏　勉委員長が欠席されたため、副委員長の私が委員長の職務を行いました。

初めに、町長から、予算説明書における事業の名称及び継続費に関する調書の支出額等に誤りがございましたので、今定例会最終日に訂正をさせていただく予定です。との発言がありました。

引き続いて、企画総務部長から、継続費に係る事業名は、議会の議決を経ずに変更することはできないことから事業名を元に戻すこと、また、経済産業部長から、継続費に係る調書の金額について訂正の説明がありました。

委員からは、当局が素直に認めたことは評価するが、これからはこのようなことがないよう、町政の発展のために努力してほしい。との発言がありました。

委員から、あしがら温泉について、直営になってから管理が行き届いていないようだ。指定管理に戻す考えはあるのか。との質疑に。

コロナの収束を見越して検討します。何事も予算を確保しないと対応できないため、時間がかかってしまうことから、民間に任せることができれば、任せたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、無電柱化整備事業の施工箇所は。との質疑に。

富士学校の正面付近から柳沢宿舎の手前辺りまでの間で、富士学校側を152メートル、総合グラウンド側を218メートル施工します。また、水道管の切り回し工事も実施予定です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、ここからは、令和４年度一般会計予算の採決前の３月８日に審議した内容を順次報告します。

議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算を報告します。

委員から、使用料金の値上げについて、どのように考えているか。との質疑に。

今定例会終了後の議員懇談会で、料金の見直しを含めて下水道事業会計の再来年度の公営企業法の全部適用への移行や上水道事業の状況について説明をさせていただきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第32号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算、議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を報告します。

委員から、寄附金に関して、その会社名を公表できるか。との質疑に。

現在、申込みをいただいている企業が６社ありますが、いずれの企業からも会社名は公表しないという意思表示をいただいております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算を報告します。

委員から、用地買収の進捗は。との質疑に。

２人格に対して、週に１回程度は訪問していますが、相変わらず難航しています。事業進捗にも影響が出ているので、来年度では用地交渉を専門業者に委託し、切り口を変えて交渉することも考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第38号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算を報告します。

委員から、収入があまりないが、このままで大丈夫か。との質疑に。

現在、繰越金が290万円ほどあり、毎年５万円から10万円程度目減りしています。その一方で、入湯税が令和元年度で一般会計へ約600万円入っていますので、トータルで収入は確保されていると考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第39号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算を報告します。

委員から、水道事業収益が前年度より2,213万円ほど増額となっているが、その理由は。との質疑に。

長期前受金戻入れが2,144万円ほど増えているものが主な原因です。との答弁がありました。

委員から、固定資産除却費が2,850万円ほど増額となっているが、その内容は。との質疑に。

新東名高速道路関連の工事に伴い撤去する仮設配水管や配水管新設に伴い撤去する既設管、交換する加圧ポンプ等、不要となる設備の残存価格分を経費として計上したものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第40号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された令和４年度予算９件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、３月８日の委員会終了後、上野工業団地造成事業箇所、小山ＰＡ周辺開発事業箇所、町道4217号線の現地視察を実施したことについて、併せて御報告いたします。

○議長（遠藤　豪君）　次に、文教厚生委員長　室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君）　３月２日、文教厚生委員会に付託されました令和４年度予算について、委員会での審査の経過と結果について御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算５件の審査を行いました。

初めに、議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、地震・津波対策等減災交付金が、昨年度より822万6,000円増額計上しているが、その理由と交付金の詳細は。との質疑に。

増額の主な理由は、消防団第５分団の消防ポンプ車購入で957万6,000円の増となっています。このほかの交付金の主なものは、消防団の運営費、防災資機材、防災士養成講座などです。との答弁がありました。

委員から、こども園管理運営費で、会計年度任用職員は何人いるのか。また、給与等の待遇は御殿場市と比較してどうか。との質疑に。

こども園に勤務している保育士、調理員、用務員等のパート職員は45人、フルタイムの保育士等は18人です。給与体系は、近隣市町の金額を確認した上で設定しています。との答弁がありました。

委員から、不妊・不育治療費助成は、何件予定しているのか、また、今までの実績は。との質疑に。

特定不妊治療は10件、一般不妊治療は８件、男性不妊治療は１件、その他不妊治療は４件を見込んでいます。実績につきましては、令和３年度は特定不妊治療が９件、一般不妊治療が５件の合計14件です。との答弁がありました。

委員から、夢チャレンジ支援事業補助金について、チャレンジする生徒はどのくらい見込んで

いるのか。との質疑に。

この補助金は、中学生の英語検定料を全額補助している事業で、予算は今までの実績見込みから計上したものです。令和２年度は延べ400人を超える生徒が受験しています。との答弁がありました。

委員から、総合文化会館の金太郎ホール屋根等改修工事費として、8,244万2,000円を計上しているが、大規模改修したばかりだが、今回計上した理由は。との質疑に。

金太郎ホールの天井部分の屋根において、１か所、屋根のカバーがずれており、雨風が強い際に雨漏りすることから修理するもので、工事費の３分の１は足場設置費です。リニューアル工事は実施しましたが、その後にこのような状況が発生してしまいました。との答弁がありました。

委員から、社会福祉施設整備事業補助金213万6,000円は、御殿場市内の就労継続支援施設の創設費用に対する補助金だという説明があったが、その詳細は。との質疑に。

御殿場市内で整備する２施設に対して、均等割と利用者割により算定された町の負担分を補助するものです。との答弁がありました。

委員から、２市１町共通利用券負担金について、この利用券の利用率が低いと思うが、何か手だてはないのか。との質疑に。

現在、町内ではあしがら温泉、クアオルト、パークゴルフで使用できますが、さらに、高齢者の外出支援につながり、皆さんに使ってもらえるものを検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、敬老ふれあい事業補助金について、これは、令和４年度から敬老会を各地区ごとに工夫して開催してもらうと先日の議員懇談会で説明があった事業への補助金だと思うが、議員の中からも様々な意見があった。当局としては、それでも当初の考えを曲げずに計画どおりやるということか。との質疑に。

議員の皆様からいただいた意見を基に検討した結果、説明した内容を改め、町民、地域、関係団体と町が実行委員会を設置し、そこへ補助金を交付し、実施内容について検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、シルバーワークプラザを現すがぬまこども園に移転した後の施設管理運営費用についてだが、移転に当たっての大きな改修や新たな備品購入の必要はないのか。また、地元のコミュニティ施設も同居する場合の管理上の問題点はないのか。との質疑に。

先行してシルバーワークプラザのみ移転することから特に改修の必要はなく、今後、具体的に複合施設の内容が決まった段階で、管理面も含めた改修が必要になると考えます。備品については、既存のものを使用することから、新規の購入は予定していません。との答弁がありました。

委員から、健康診査業務というのは、フレイル健診の費用だということだが、どうやってフレイル対象者を発見するのか。との質疑に。

後期高齢者の健康診査において、受診票の質問事項にフレイルの方を発見できるような内容が

あるので、疑われる方がいらっしゃったならば、早めの対応をしています。この事業により、保健事業と介護予防の一体的実施として支援を行っていきます。との答弁がありました。

委員から、小山町は、町独自で小中学校に配置する講師の制度が充実している自治体だと考えているが、令和４年度に町独自で配置する講師の種類は。との質疑に。

小学校へは、低学年支援員、英語支援員、特別支援員、学校図書支援員、町単独講師を、中学校へは、特別支援員、学校図書支援員、町単独講師、情報特別支援員をそれぞれ配置する予定です。との答弁がありました。

委員から、多目的広場改修工事と総合体育館修繕工事について、それぞれの工事内容は。との質疑に。

多目的広場ですが、ジョギングコースを設置し、ゴムチップ舗装をします。また、インターロッキングにはカラー塗装を施します。コース幅は２メートルで、Ａコースは510メートル、Ｂコースは610メートル、Ｃコースは740メートルで、距離表示の看板を設置します。また、夜間利用の方のために、夜間照明の増設や東屋の修繕、砂場の改修を実施します。総合体育館については、照明88灯全てをＬＥＤ照明に変えます。との答弁がありました。

委員から、文化財保存活用地域計画策定支援業務の事業内容は。との質疑に。

令和３年度から令和５年度までにかけて実施する事業で、国庫から２分の１の補助があります。計画の内容は、指定・未指定の文化財を網羅するもので、計画策定後は、確実に後世へ継承するとともに、文化財を活用しまちのにぎわいにつなげていく地域の有効な財産として活用したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、太陽光システム等省エネルギー機器設置事業補助金の150万円は、何件分を想定しているのか。また、これまでの実績は。との質疑に。

太陽光を29件分、太陽熱利用を２件分見込んでいます。実績は、令和元年度は太陽光28件、太陽熱利用１件、令和２年度は太陽光26件、太陽熱利用１件、令和３年度は現時点で太陽光14件、太陽熱利用１件です。との答弁がありました。

委員から、多目的広場の改修について、このコースはジョギング用か、ウオーキング用なのか。また、周り方は。との質疑に。

スタート地点は、グラウンド側駐車場の辺りを設定し、ジョギング・ウオーキングどちらでも使用できるよう幅を２メートルとし、追越しを可能にしています。コースは一方通行で、時計と反対周りとします。との答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、町でも感染者が累計600人を超えた。後遺症外来はどこにあるのか。との質疑に。

県のホームページによると、長泉町にあります。後遺症外来や相談窓口について、広報等でＰＲしていきます。との答弁がありました。

委員から、不妊・不育治療の治療費助成金だが、４月から保険適用になり、３割負担となる。

具体的にどのようなものが対象になるかなど周知は。との質疑に。

４月から保険適用になりますが、町の助成制度は変わりません。このことを含め、広報おやまで周知していきます。との答弁がありました。

委員から、民間こども園施設運営費が昨年よりも4,000万円ほど増加している。その理由は。との質疑に。

園児数が増えたことによるもので、特に、みらいこども園は開設から３年たち、０歳児から５歳児までの全ての歳児が埋まることから増えたものです。との答弁がありました。

委員から、民間こども園の入園数が増えているが、町営のこども園の在り方について、今後どのように考えるか。との質疑に。

民間こども園では、病児保育等の実施や年間を通しての保育を行っていることもあり、利用者にとっては使い勝手がよい施設になっています。町内には、町立と民間で６園のこども園がありますが、園児数も年々全体的に減ってきていますので、今後の園児数の推移を見極めながら検討していきたいと考えます。との答弁がありました。

委員から、戸別受信機の設置について、現在までの進捗状況は。との質疑に。

令和元年度から配付を開始し、北郷地区は終了し、現在は須走の上本町区に設置中で、配付率は32％です。今後は、令和４年度で須走地区の自衛隊官舎以外、その後、成美地区、明倫地区、そして足柄地区へ順次設置予定で、令和７年度までの計画としています。との答弁がありました。

委員から、いじめ問題対策連絡協議会の委員構成や開催状況は。との質疑に。

委員は、静岡県、静岡県公安委員会、教育委員会に所属する職員の中から委嘱することになっています。重篤な事例があった際に招集することになっていますが、今まで１回も開催したことはありません。との答弁がありました。

委員から、多目的広場改修工事に対して、スポーツ振興くじから補助を受けるとのことですが、残り8,000万円以上について起債しなかった理由は何か。との質疑に。

教育振興基金から充当しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算を報告します。

委員から、被保険者数は減少傾向にあるのに、医療費は増加傾向にある。それを埋める一つとしてジェネリック薬品の利用促進があると思うが、どうアピールしていくのか。との質疑に。

被保険者は減少傾向ですが、医療費を多く使われる年代の方が増えていますので、医療費は増えています。また、ジェネリック薬品の利用をお願いするシールを配布し、医療費の削減に取り組んでいます。との答弁がありました。

委員から、未受診者対策事業では、どのような対策を行うのか。との質疑に。

健診の受診状況等を把握し、その方に合う受診勧奨通知を送付しています。との答弁がありま

した。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を報告します。

委員から、今年10月１日から、一定以上の所得のある方の窓口負担割合が２割になる。これにより保険給付費も変わり、その財源確保のための保険料率も変わるということか。との質疑に。

広域連合の試算に基づいて要求しており、窓口負担の改正も加味されていますので、変更はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第31号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算を報告します。

委員から、介護認定審査会のメンバーは。との質疑に。

審査会は御殿場市と一緒に設置しており、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、施設職員の５人ごとでグループをつくって審査しています。との答弁がありました。

委員から、人数が減っているのに、保険料が増えている理由は。との質疑に。

所得額により保険料が変わります。集計してこの金額になりました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第34号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された令和４年度予算５件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤　豪君）　それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時11分　休憩

午前11時20分　再開

○議長（遠藤　豪君）　休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第16　議案第28号　令和４年度小山町一般会計予算を議題とします。

総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告は可決です。本案は、総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第28号は、総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17　議案第29号　令和４年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18　議案第30号　令和４年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19　議案第31号　令和４年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20　議案第32号　令和４年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第32号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第21　議案第33号　令和４年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第33号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第22　議案第34号　令和４年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23　議案第35号　令和４年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第35号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第24　議案第36号　令和４年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第36号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第25　議案第37号　令和４年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第37号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第26　議案第38号　令和４年度小山町小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第38号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第27　議案第39号　令和４年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第39号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第28　議案第40号　令和４年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第40号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第29　　議員の派遣について

○議長（遠藤　豪君）　日程第29　議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、４月20日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会総会に副議長を、５月30日に東京都で開催されます全国町村議会議長会研修会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決をします。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第42号　工事請負契約の締結について（令和３年度すばしりこども園建設工事）の１件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤　豪君）　異議なしと認めます。したがって、議案第42号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第１　　町長提案説明

○議長（遠藤　豪君）　追加日程第１　町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第42号について提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君）　議案第42号　工事請負契約の締結についてでございます。

本案は、令和３年度すばしりこども園建設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、教育次長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第２　議案第42号　工事請負契約の締結について（令和３年度すばしりこども園建設工事）

○議長（遠藤　豪君）　追加日程第２　議案第42号　工事請負契約の締結について（令和３年度すばしりこども園建設工事）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君）　議案第42号　工事請負契約の締結についてであります。

議案書は２ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和３年度すばしりこども園建設工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、すばしりこども園の園舎集約に向けて、第２園舎、旧幼稚園の敷地西側の旧町営住宅北原団地跡地に増築するものであります。

工事内容は、鉄骨造平屋建て、延べ床面積450.6平方メートルの園舎の建設で、０歳から２歳児の保育室、一時預かり室、調理室等の整備と既設職員室の改修等を行うものであります。

契約の方法は、今月９日に７業者による指名競争入札を執行したところ、松井建設株式会社が２億2,900万円で落札決定し、消費税相当額2,290万円を加え、２億5,190万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和５年１月31日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤　豪君）　補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛　成　者　起　立）

○議長（遠藤　豪君）　起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和４年第１回小山町議会３月定例会を閉会といたします。

午前11時38分　閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議　会　議　長　　遠　藤　　豪

署　名　議　員　　薗　田　豊　造

署　名　議　員　　米　山　千　晴